

平成17年度三次市  
「The 行政チェック」  
評価対象事業一覧

平成17年12月

三次市総務企画部企画調整担当

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                  | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析        |    |       |       |     |        | 目的手段の適切さ |        |         | 市の役割 | 必要性 |           | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |  |                               |
|-----|------|----------------------|------------|---|---|-----------|-------------|----|-------|-------|-----|--------|----------|--------|---------|------|-----|-----------|--------|-----|--------|-------|------|--|-------------------------------|
|     |      |                      |            |   |   |           | 活動指標        | 単位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標   | 単位       | H15    | H16     |      | H17 | 目的達成への貢献度 | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 合計点  | ランク                                      | 総合評価                          |
| 1   | 政策担当 | 奥田元宋・小由女美術館建設事業(ハード) | 779,569    | 平成18年4月の開館に向け建築工事をすすめている。工事は、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、省エネルギー設備工事の4本の分離発注としている。<br>16年度の事業としては、用地の購入、建築工事の着手があげられる。  | 美術館周辺整備工事、市道西酒屋寺町線、みよし運動公園、広島三次ワイナリー等とのデザインの統一性をはかる。美術館とその周辺施設の利便性をたかめる。                              | 無         | 出来高         | %  | 100   | 70    | 100 |        |          |        | 4       | 3    | 4   | 5         | 4      | 3   | 23     | B     | 現状維持 | ソフト面を充実し、財団法人の自主運営をめざす。                  |                               |
| 2   | 政策担当 | 奥田元宋・小由女美術館建設事業(ソフト) | 350,171    | 平成18年4月の開館に向け建設中の奥田元宋・小由女美術館が、芸術文化の拠点施設として広く親しまれるようになるため、「市民一人ひとりが創り育てる美術館」を目指して、美術館の広報活動、管理運営体制の整備に取り組んだ。<br>平成17年3月には、運営母体となる財団法人奥田元宋・小由女美術館を設立した(平成17年6月議会において、美術館の指定管理者に指定)。<br>また、美術館の運営に協力するボランティア体制整備、美術館開館の機運を盛り上げるPR活動として、「ふるさとを生んだ巨匠-奥田元宋展」を開催した。 | 平成16年度に設立した財団法人を中心に開館準備を早急に進める必要がある。開館に向けたPR活動、ボランティアの運営参加の具体的方法、開館記念展の開催準備等、三次市と財団法人が連携をとりつつ、体制を整える。 | 無         | 寄附金募集行動対象件数 | 件  | 3,242 | 1,598 |     | 寄附金総額  | 千円       | 19,982 | 213,145 |      |     |           | 5      | 4   | 3      | 22    | C    | 現状維持                                     | ソフト面を充実し、PRに努め、財団法人の自主運営をめざす。 |
| 3   | 政策担当 | 三次駅周辺整備事業            | 14,940     | 新市のエントランスとしての都市機能の充実と、魅力と賑わいのあるまちづくり。三次駅前の国道183号の拡幅4車線化(県事業)にあわせて、交通拠点機能の充実を中心に「遊」と「住」の機能の集積を図り、都市の顔としての賑わいと魅力ある空間を創造する。  | 整備区域の確定と用地買収。整備手法、内容の確定。民間事業者との事前調整。  | 無         | 地元説明会       | 回  |       | 4     | 3   | 実施方針策定 | %        |        |         | 3    | 3   | 4         | 3      | 5   | 22     | B     | 事業拡大 | 市のエントランス整備事業として、民間活力の活用を図りながら計画的に実施していく。 |                               |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                                      | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |     |     |               |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性  |   | 合計点   | ラン<br>ク            | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |  |  |   |      |               |
|-----|----------|--|--------------------|--|--|-------------------|--------|----|-----|-----|---------------|------|----------|-----|-----|---------------------|--|---|---|--------------------|----------|--------|-----|--------|-------|--------|--|--|---|------|---------------|
|     |          |  |                    |  |  |                   | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17           | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17  | 目的達成<br>への貢献度   |   |                    |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合<br>評価   | 今後の方向性   |   |      |               |
| 4   | 政策<br>担当 | マネー<br>ジメン<br>トチ<br>ーム<br>会<br>議         | 67                 | マネージメントチームは中長期的視点に立った政策主導型市政の実現に向け、部長等の直轄部署に位置づけられている。縦軸と横軸をうまくつないで動けば、組織が機能的に動くこととなるので、幅広い見識と情報収集能力をもって各部の中心的役割を担っていくよう取り組むための意思統一の場としてマネージメントチーム会議を設定する。           | 平成17年度は政策担当が部を超えての連絡調整機能のシステム化や強化、年間スケジュールの共有化を図る。<br>マネージメントチームの評価を検討。                              | 無                 | 会議の開催  | 回  | 5   | 7   | 会議開催による部局連携強化 | %    |          |     | 50  | 3                   | ・研修会等の回数が少ないため、十分な意識改革になっていない部分がある。<br>・ファシリティマネジメントや議会答弁書、調査書類の作成等は十分な対応を行っている。 | マネージメントチーム員の部での位置づけを明確にし、部長との連携により、マネージメントチームが問題意識をもって動くことが必要である。 | 5   | 5                  | 5        | 1      | 1   | 18     | C     | 要改善    | マネージメントチーム会議は、行政組織の横の連携と組織の活性化をスムーズに行うために必要なものであり、現状では各部からの情報発信が少なく事務連絡等が主な内容となっている。そのため、本来の目的が達成されるよう改善の必要性がある。 | 要改善  | マネージメントチームの機能を強化する。政策調整など部局間の横の連携を強化する。                     |      |               |
| 5   | 政策<br>担当 | ファシ<br>リテ<br>ィマ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト | H17<br>1,000       | 行政改革大綱の中の重点項目の一つである公共施設徹底活用を図るため、ファシリティマネジメントを実施する。具体的には、次の3項目を中心に検討する。<br>公共施設の徹底活用<br>トータルコストでの継続的見直しと財源再活用<br>使用料の見直し<br>既成概念の打破                                  | 全ての公共施設のデータベースを構築し、各施設の運営管理状態を明確にする。<br>運営形態に対応した手続き等を実施する。<br>関係部局との調整を行う。                          | 有                 | 検討表の作成 | 件  | 1   | 680 | 検討表に基づく方向性の実現 | 件    |          |     | 1   | 5                   | 施設の管理運営方法を検討することは、今後のファシリティマネジメント実施にあたり必要不可欠の事業である。                              | 検討資料の作成に当たり、関係部局との協議をさらに綿密に行う必要がある。                               | 施設の方向性を検討し、職員人件費を中心に削減、実施することにより施設管理におけるかなりのコストの削減が期待できる。 | 5                  | 5        | 5      | 2   | 2      | 20    | C      | 現状維持   | ファシリティマネジメントは、公の施設の利活用について方向性を決定することであり、継続して事業を進めていく必要がある。 | 更なる拡大を進める。  |      |               |
| 6   | 政策<br>担当 | 灰塚<br>ダム<br>周<br>辺<br>整<br>備<br>事<br>業   | H17<br>9,700       | 平成18年度の灰塚ダム完成へ向けて、灰塚ダム周辺を整備し、広く人々が交流したり、市民の自然学習の場やレクリエーション、癒しの場としての利用を図る。整備計画はダム起業者である国土交通省や地元住民と協議しながら進めていく必要がある。国土交通省は基盤整備までを行い、市は施設整備を実施する。なお、維持管理費については今後協議していく。 | 整備計画はこれまでダム起業者である国土交通省や地元住民と協議しながら進めてきた。国土交通省は基盤整備までを行い、施設の設置については市が実施する。維持管理方法についても、今後三者で協議して進めていく。 | 無                 | 会議開催回数 | 回  | 2   | 3   | 整備施設利用者数      | 人    |          |     |     | 4                   | 4  | 道路整備を含め、周辺整備の約70%を完了している。   | 地元との協議を進めることにより、地元理解の上で事業を執行することが可能となる。                   | 事務事業を効率化できる可能性が低い。 | 3        | 3      | 3   | 3      | 3     | 20     | C  | 現状維持   | ダム周辺整備事業は当初からの地元住民との約束であり、当初計画（平成18年度完了）を遂行することが最低限必要と思われる。 | 現状維持 | 周辺整備を計画的に進める。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管         | 事業名                  | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |    |         |         |         |            | 目的手段の適切さ |         |         | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                  |   |   |  |
|-----|------------|----------------------|--------------------|--|--|-------------------|------------|----|---------|---------|---------|------------|----------|---------|---------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|------------------|---|---|--|
|     |            |                      |                    |  |  |                   | 活動指標       | 単位 | H15     | H16     | H17     | 成果指標       | 単位       | H15     | H16     |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ            | 今後の方向性  | 総合<br>評価  | 今後の方向性   |
| 7   | 秘書<br>広報担当 | 観光情報<br>等発信事<br>業    | 9,975              | テレビを媒体として、観光<br>情報だけでなく、行政情報<br>を市内外に発信し、魅力あ<br>る三次市をアピールする。<br>平成15年度は合併前の三<br>次市と双三郡の町村から、<br>また平成16年度は合併事<br>業予算で観光情報を発信し<br>た。<br>平成17年度は、プロポー<br>ザル方式による業者選定を<br>行い、前年度と同じ広島テ<br>レビに決定した。 | 市の先進的取り組みを広く<br>迅速に伝えることはもちろ<br>ん、行政情報をいかにわか<br>りやすく伝えるかが問題。<br>多くの人に関心を持って<br>持ってもらえるよう工夫し<br>た情報発信が課題である。  | 無                 | 放送回数       | 回  |         | 50      | 40      | 放送回数       | 回        |         | 50      | 40                  | 4   | 3             | 5   | 3       | 5        | 4      | 24  | B      | 要<br>改善          | 今後、CATVの<br>普及により、市内<br>における情報化は<br>発展するものの、<br>市外向け情報告知<br>は必要である。<br>しかしながら、情<br>報収集や作成に携<br>わるメンバーを編<br>成するなどの全体<br>的な取り組みが必<br>要と考える。 | 広く情報発信<br>をするうえで<br>有効な手段で<br>ある。放送時<br>間帯・回数・<br>内容等を再考<br>し、より効果<br>的に推進す<br>る。     |  |
| 8   | 秘書<br>広報担当 | 市広報の<br>発行事業         | 18,755             | 「広報みよし」25,500<br>部を毎月1回、10日に<br>発行し、シルバー人材セン<br>ター、常会などを通して市<br>内全世帯へ配布している。<br>行政情報を市民に伝え、世<br>論を市政へ反映させるため<br>の媒体として、24ページ<br>(うち表紙2ページはカ<br>ラー)を基本に、中身の濃<br>い記事をコンパクトに掲載<br>する。             | 現在、旧三次市はシルバ<br>ー人材センターへ配布を委託<br>しているが、常会の役割が<br>無くなり地域の連携が希薄<br>になっているという意見が<br>ある。<br>反面、他の地域では合併前<br>からの方法により地区の代<br>表者等が配布を行っている<br>が、配布にかかる経費が年<br>間2,000万円もかかっている。<br>未加入世帯へ自治会への加<br>入促進を図るためにも、全<br>世帯配布を原則に自治組織<br>へ委託する方向で、地域で<br>の話し合いを進めていく必<br>要がある。 | 無                 | 発行部数       | 部  | 195,000 | 307,500 | 306,000 | 発行部数       | 部        | 195,000 | 307,500 | 306,000             | 4   | 4             | 4   | 5       | 5        | 5      | 5   | 27     | A                | 現<br>状<br>維<br>持  | CATVとの役割<br>分担と連携を深め<br>ることを前提に、<br>個々の情報につ<br>いてより密着性を<br>増すことで現状<br>維持を図るべき<br>である。 | 行政情報の核<br>となる情報発<br>信手段として<br>更に進化して<br>いく。広告収<br>入の増加の工<br>夫を要する。 |
| 9   | 秘書<br>広報担当 | アドバイ<br>ザー会議<br>運営事業 | 109                | 三次市アドバイザー会議設<br>置要綱により委嘱された委員<br>が、市の行財政運営や事<br>項、課題等について、協議<br>検討する。  | 旧町村長に委員を委嘱した<br>が、梶川委員が亡くなら<br>れたため、現在6名。<br>欠員のままが補充するかは<br>未定である。  | 無                 | 会議開催<br>回数 | 回  |         | 2       | 5       | 会議開催<br>回数 | 回        |         | 2       |                     | 5   | 5             | 5   | 5       | 3        | 2      | 25  | B      | 現<br>状<br>維<br>持 | 市町村合併によ<br>り、旧市長村長<br>を中心に開催す<br>る本会議は、有<br>効であり継続<br>性を必要とす<br>るものである。   | 継続して実施<br>する。   |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |   |      |                                       |
|-----|--------|-------------|--------------------|--|---|-------------------|--------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|---|------|---------------------------------------|
|     |        |             |                    |  |   |                   | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価 | 今後の方向性                                |
| 10  | 秘書広報担当 | 協働まちづくり出前講座 |                    | 地域や団体からの要請により、住民の知りたい話題について、職員が会場に出向き、講座を開催する。話題は、講座メニューの中から希望のメニューを選んでもらう。職員の専門的知識を活かし、仕事に対する自覚を高める。      | 自治振興部が進めている生涯学習講座の中に組み込む予定で、まだ実施にいたっていない。連携を取り、早期に実施できるよう取り組みを進める。  | 無                 | 開催回数   | 回  |     |     |     | 6    |          |     |     |                     | 4   | 3             | 4   | 4   | 4      | 4   | 23     | B     | 要改善  | 市民が市政へ参画し、行政との協働のまちづくりを進めるためには、市が絶えず分かりやすい行政情報を市民に提供することが必要である。また、職員が地域に Outreach を行うことで、職務に対する責任感が増し、自己の意識改革につながるため、積極的に推進していくべきである。 | 事業拡大 | 積極的に推進する。各部署で既に実施している講座を含め、実施講座を調整する。 |
| 11  | 秘書広報担当 | みよし未来ラボ     |                    | 将来の三次の未来を担う人材を育成するため、市民の中でもとりわけ若い世代から希望者を募り、市長を交えて政策・行財政運営等に関する研修を行う。                                      | 希望者が少ないので、広報、ホームページ等でもっと参加を呼びかける必要がある。  | 無                 | ラボ開催回数 | 回  |     | 3   | 7   |      |          |     |     | 3                   | 5   | 5             | 5   | 5   | 3      | 3   | 26     | B     | 現状維持 | 市長自らが後継者を育成し、施策育成能力の養成を目的として開催するものであり、事業継続を要する。   | 現状維持 | 研修終了後のビジョンを打ち立てていく。                   |
| 12  | 秘書広報担当 | 記者クラブ運営     |                    | 三次記者クラブに属する9社（新聞4社・テレビ5社）への対応を行う。記者会見の開催や各記者クラブ報道機関への情報提供等を行う。また、取材を受けた場合の報告をとりまとめる。記者クラブ会費の徴収等の事務も担当している。 | 新しい施策や事業など、広くかつ早く住民に周知するには、記者クラブの協力が不可欠であり、取材を受けた場合には適切な情報提供を行うなど、相互の協力が必要である。日常的に危機管理意識を持ち、マスコミに対応できる力を養う。 | 無                 | 記者会見開催 | 回  |     | 19  | 8   |      |          |     |     | 19                  | 8   | 4             | 4   | 4   | 5      | 5   | 27     | A     | 現状維持 | マスコミへの情報提供、定期的な記者会見の開催など、緊張関係を保ちながらより緊密な連携を確保し、継続実施する必要がある。   | 現状維持 | 継続して実施する。                             |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名        | H16事業費(千円)              | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析        |    |     |     |             |          | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価 |       |      |        |      |
|-----|--------|------------|-------------------------|---|--|-----------|-------------|----|-----|-----|-------------|----------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|------|--------|-------|------|--------|------|
|     |        |            |                         |   |  |           | 活動指標        | 単位 | H15 | H16 | H17         | 成果指標     | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価 |
| 13  | 秘書広報担当 | 市長室にいらっしやい | H16<br>46件<br>支所<br>45件 | 市民の方だれでも市長室へ気軽においでいただき、市長と対話する。   | 支所版「市長室にいらっしやい」を継続していく。公務の合間を縫っての開催なので、開催日程が確定するのが遅くなる。  | 無         | 「いらっしやい」来客数 | 組  | 91  |     | 「いらっしやい」来客数 | 組        | 91       |     | 5   | 5    | 5   | 5         | 4   | 4   | 28     | A    | 現状維持   | 現状維持  | 現状維持 | 現状維持   |      |
| 14  | 秘書広報担当 | 情報公開       |                         | 市の保有する行政文書について、市民から公開請求があった場合、条例に基づき個人情報保護などに留意し、行政文書の閲覧・写しの交付を行う。                    | 市民の知る権利が浸透して、情報公開請求は増える傾向にある。職員一人ひとりが、情報公開の知識を深め、個人情報を守りながら公開非公開の判断ができるようになることが大切である。また、公開を予測した文書作成、整理、保存が必要である。 | 無         | 情報公開請求件数    | 件  | 16  | 39  | 10          | 情報公開請求件数 | 件        | 16  | 39  | 10   | 4   | 3         | 5   | 5   | 4      | 4    | 25     | B     | 要改善  | 事業拡大   | 事業拡大 |
| 15  | 秘書広報担当 | ホームページ運営   | H17<br>7,956            | 市の施策や取り組み、観光情報やイベント等あらゆる情報を三次市のホームページに掲載し、すばやく広範囲に伝える。月1回発行の市広報とあわせて、住民との対話ができる手段とする。 | 全庁の記事を市長室の職員一人が担当しているため、時間がかかる。今年度、各部から情報を発信できるシステムに変更するので、早急に移行できるよう取り組む。みなさんからのメールのチェック体制を整える必要がある。            | 無         |             |    |     |     |             |          |          | 5   | 3   | 4    | 4   | 5         | 5   | 26  | B      | 現状維持 | 要改善    | 要改善   | 要改善  |        |      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管             | 事業名                     | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                     |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ                 |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |                  |   |  |  |
|-----|----------------|-------------------------|--------------------|--|--|-------------------|--------------------------|----|-----|-----|-----|------|--------------------------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|------------------|---|--|--|
|     |                |                         |                    |  |  |                   | 活動指標                     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位                       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性           | 総合評<br>価  | 今後の方向性   |  |
| 16  | 秘書<br>広報担当     | タウン<br>ミーティ<br>ング       |                    | 市内12か所において、市長と部局長が出席し、市民との対話（ミーティング）を行い、市民の市政への参画意識を高める。各支所7か所と旧三次市は中学校区単位の5か所で開催している。タウンミーティング開催後、小単位で各地域において自治振興部主催の地域懇談会を行っている。   | 全体的に参加者、とりわけ若い人が少ない。もっと若い人たちに参加を呼びかけるため、保育所や学校の保護者会などの機会を利用して広報することも必要である。   | 無                 | タウン<br>ミーティ<br>ング開催<br>数 | 回  |     | 12  | 12  |      | タウン<br>ミーティ<br>ング開催<br>数 | 回   |     | 12                  | 12  |               | 4   | 3       | 5      | 5   | 5      | 5     | 27       | A                | 現<br>状<br>維<br>持  | 施<br>政<br>方<br>針・予<br>算<br>編<br>成・主<br>要<br>施<br>策<br>の<br>説<br>明<br>に<br>あ<br>た<br>り、<br>公<br>聴<br>の<br>機<br>会<br>を<br>創<br>出<br>す<br>こ<br>と<br>は<br>必<br>要<br>で<br>あ<br>り、<br>今<br>後<br>も<br>継<br>続<br>実<br>施<br>す<br>る。 | 自<br>治<br>振<br>興<br>室<br>が<br>開<br>催<br>す<br>る<br>地<br>域<br>懇<br>談<br>会<br>と<br>の<br>役<br>割<br>分<br>担<br>を<br>明<br>確<br>に<br>す<br>る。 |
| 17  | 企画<br>調整<br>担当 | 事務・権<br>限移譲の<br>推進      |                    | 市町村合併により規模・能力の拡大した三次市は更なる地方分権の推進のため、また、高度化・多様化する市民ニーズに対し、自己決定・自己責任の原則に基づく行政運営を行うことで個性豊かな地域社会の実現が可能になるとの認識に立ち、県内に先駆けて広島県から事務・権限の移譲に取り組んできた。広島県分権改革推進計画に基づき、平成16年12月、三次市と県は事務移譲具体化協議会を設置し、移譲に向けた協議・調整を経て平成17年3月、移譲事務ごとに適切な移譲時期や必要な支援措置を検討し、事務移譲具体化プログラムを策定した。平成17年4月1日から身体障害者手帳の交付や建築確認事務等51の事務を開始し、6月1日には県道の維持修繕業務を開始した。平成17年度から平成21年度の5年間で142の事務を受け入れる予定である。 | ・新たな事務を行うため担当する部署と企画調整担当が連携を図り問題等発生した場合は早期に対処できる組織づくりを構築する。<br>・移譲を受ける142事務の内保健所設置要件の緩和や県道の管理権限の移譲など国の制度改正を必要とするものがあり、早期に実施できるよう国に対し働きかけを行う。 | 無                 | 広島県・<br>三次市協<br>議会回数     |    |     | 30  | 20  |      | 移譲事務<br>項目数              |     |     |                     | 77  |               | 5   | 4       | 4      | 5   | 5      | 28    | A        | 事<br>業<br>拡<br>大 | 県<br>で<br>行<br>っ<br>て<br>い<br>る<br>事<br>務<br>を<br>三<br>次<br>市<br>が<br>行<br>う<br>こ<br>と<br>で、<br>利<br>便<br>性<br>を<br>高<br>め<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>の<br>向<br>上<br>を<br>図<br>る。   | 自<br>己<br>完<br>結<br>型<br>の<br>自<br>治<br>体<br>経<br>営<br>を<br>め<br>ざ<br>し<br>て、<br>権<br>限<br>移<br>譲<br>を<br>強<br>力<br>に<br>推<br>進<br>す<br>る。   |  |
| 18  | 企画<br>調整<br>担当 | 主要<br>施策<br>の<br>成<br>果 | 271                | 各年度の決算に合わせて、その年度の主要な施策の成果を説明する附属資料として決算を審査する議会に決算書と合わせて提出するため、「主要な施策の成果に関する説明書」を作成する。  | 主要施策の内容をより分かりやすく掲載するため、主要施策として掲載する内容について見直す。   | 無                 | 作成部数                     | 部  | 200 | 200 | 180 | 活用部数 | 部                        | 180 | 180 | 160                 |     | 3             | 3   | 3       | 5      | 3   | 3      | 20    | C        | 要<br>改<br>善      | こ<br>れ<br>ま<br>で<br>は、<br>ホ<br>ー<br>ム<br>ペ<br>ー<br>ジ<br>に<br>は<br>掲<br>載<br>し<br>て<br>い<br>な<br>か<br>っ<br>た<br>が、<br>今<br>後<br>説<br>明<br>書<br>に<br>掲<br>載<br>す<br>る<br>内<br>容<br>を<br>よ<br>り<br>分<br>か<br>り<br>や<br>す<br>い<br>も<br>の<br>に<br>す<br>る<br>と<br>も<br>に、<br>作<br>成<br>後<br>は<br>ホ<br>ー<br>ム<br>ペ<br>ー<br>ジ<br>で<br>公<br>開<br>し、<br>市<br>民<br>に<br>対<br>し<br>市<br>の<br>主<br>要<br>施<br>策<br>に<br>関<br>し<br>て<br>情<br>報<br>提<br>供<br>を<br>行<br>う。 | 市<br>民<br>に<br>わ<br>か<br>り<br>や<br>す<br>い<br>方<br>法<br>で<br>公<br>開<br>す<br>る。  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名                  | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析     |    |     |     |     |         | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の妥当性 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |   |   |  |   |
|-----|--------|----------------------|------------|---|---|-----------|----------|----|-----|-----|-----|---------|----------|-----|-----|-----------------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|--------|---|---|--|---|
|     |        |                      |            |   |   |           | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標    | 単位       | H15 | H16 |                 | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評価  | 今後の方向性  |  |   |
| 19  | 企画調整担当 | 主要事業提案               | 713        | 国の関係省庁、県選出国会議員、県知事及び県関係部局等に対して次年度の三次市に係る国・県の主要事業(国道道路改良等)、また、制度改正(保健所設置要件の緩和等)や三次市の主要事業(駅前周辺整備事業等)の支援の提案活動を行うことで、一日でも早い事業完了や制度改正を実現させ、三次市の更なる発展と市民サービスの向上を進める。  | 三位一体改革等地方分権の進展により、国・県に対して補助金措置等の要望は本当に必要なものだけを提案し、今後は、基礎自治体が国、県から自主・自立していくための権限の強化等国の制度改正等の提案をしていく。   | 無         | 主要事業提案回数 | 件  | 7   | 7   | 7   | 提案件数    | 件        | 31  | 36  | 40              | 4   | 4         | 4   | 4   | 4      | 4   | 24     | B     | 現状維持   | 事業拡大  | 今後、市民サービス向上のため、国・県に対して市民ニーズに合致した提案活動を行う必要がある。 | 政策提案型に転換する。提案内容を広く公開していく。  |   |
| 20  | 企画調整担当 | 実施計画(アクションプログラム)策定業務 |            | 「新市まちづくり計画」の重点プロジェクト及び基本施策、また、「新市まちづくり計画」を基本にした新市の主要施策を計画的、効率的に実現するため、3年間(平成17～19年度)に実施する主要事業を示し、適切な進行管理を行うことを目的に策定し、毎年ローリング方式により見直す。<br>また、本来は、地方自治法第2条第4項の規定により、新市の基本構想に基づき、総合計画の実施計画として策定すべきであるが、総合計画を策定するまでは、「新市まちづくり計画」を基本にした実施計画を策定するものとする。   | 平成16年度は合併後、新たに策定する実施計画であったため、行政評価との連動や調整が十分に行なわれなかったため、平成17年度は、行政評価の結果を反映した計画策定を行なう。また、実施計画を市民に公開していないため平成17年度は計画策定後速やかに公開する必要がある。  | 無         | 実施計画の事業数 | 件  |     | 255 | 250 | 実施計画の策定 | 策定       | 策定  | 策定  | 4               | 4   | 4         | 4   | 4   | 2      | 22  | C      | 現状維持  | 要改善    | 実施計画の成果を検証できる方法を今後設定する必要があるが、本計画は予算編成までの事業調整に不可欠であり計画の策定は必要である。しかし、将来的には予算編成の大幅な見直し等によりその必要性を検討する必要がある。 | 市民への情報開示と事業成果の検証方法を確立していく。                    |  |   |
| 21  | 企画調整担当 | 構造改革特区・地域再生計画に関する事務  | 10         | 構造改革特区(地域の特性に応じた地域限定の規制緩和)及び地域再生計画(地域経済の活性化等を果たすうえで制約や阻害となっている国の制度の改善)の担当窓口として、制度の周知・利用促進及び制度利用に際しての助言等を行う。構造改革特区については、平成15年に「教育都市みよし特区(市員負担教職員の任用)」が認定されたが、平成16年度に提案した「共生推進三次特区(永住外国人への参政権付与)」及び「若い力で"みよし"を改革特区(選挙権年齢の18歳への引き下げ)」については、いずれも総務省から「選挙制度の根幹に係る問題」であり、特区対応は不可との回答を得ている。また、地域再生プログラムについては、平成16年度は事業提案を行っていない。 | 制度の周知・啓発が不十分であり、十分に制度が活用されていない。また、平成16年度に特区提案した2件についても、市民への周知ができなかったため、提案事業に対する市の考え方や取り組み等が理解されていない状況である。さらに、共生推進三次特区は3度、若い力で"みよし"を改革特区は2度の提案を行ったが、いずれも総務省回答は変わらず、特区対応が不可能な状況であるため、今後の対応の仕方を変える必要がある。 | 無         | 特区提案件数   | 件  | 1   | 2   | 3   | 特区認定件数  | 件        | 1   | 1   |                 | 3   | 3         | 3   | 4   | 4      | 5   | 2      | 20    | C      | 要改善   | 事業拡大  | 構造改革特区及び地域再生計画の制度の趣旨は、現在の地方分権の流れに沿ったものであり、今後ますます制度の活用が見込まれる。改善すべきは、制度の周知啓発の強化、特区対応不可となっている2件(永住外国人への参政権付与、選挙権年齢の18歳への引き下げ)の対応検討の2点である。 | 1年を通じた特区・地域再生提案のスケジュールを確立し、提案事業の拾い出しに工夫をこらし、計画的に提案していく。 |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価…「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名        | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析           |    |     |     |              |               | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の妥当性 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |      |   |      |                             |
|-----|--------|------------|------------|--|---|-----------|----------------|----|-----|-----|--------------|---------------|----------|-----|-----|-----------------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|---|------|---|------|-----------------------------|
|     |        |            |            |  |   |           | 活動指標           | 単位 | H15 | H16 | H17          | 成果指標          | 単位       | H15 | H16 |                 | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価 | 今後の方向性                      |
| 22  | 企画調整担当 | 行政組織の見直し業務 |            | 簡素で効率的な執行体制の確立、風通しがよく意思決定等において迅速性のある組織をめざし、職員提案を受ける中、組織の見直しを行う。平成16年度においては、「すこやか保健室」の所属部を市民生活部から福祉事務所に変更するとともに、支所の保健師の所管を各支所から福祉事務所に変更することにより、保健師が同一部署となり事務の効率性・迅速性を高めることができる。また、広島県からの事務・権限移譲に伴う改正等を行った。これら改正は平成17年4月1日より施行した。  | 事務・権限の移譲や行政改革等における取り組みが進む中、限られた人材を効率的に活用できる組織づくりをめざす。                               | 無         | 所管部所等の変更・新設・廃止 | 件  |     | 7   | 3            | 担当部の統合が図られたもの | 件        |     | 1   | 1               | 3   | 2         | 4   | 5   | 3      | 3   | 20     | C   | 要改善  | 行財政改革等を推進する中で、管理体制を含めた組織の見直しが考えられる。これに対応し限られた人材の有効配置や事務の効率化が図られる体制が作られるよう、いろいろな角度からの意見集約に努め、改善していかねばならない。 | 要改善  | 絶えず見直しが必要。現場からの改善提案を積極的に行う。 |
| 23  | 企画調整担当 | 行政評価システム   | 254        | 行政評価とは、市役所の仕事のひとつについて、仕事の有効性や必要性等の視点から点検・評価する取り組みである。評価結果は、以後の業務改善や職員の意識改革にいかすほか、ホームページや広報みよし等で公開することにより、わかりやすく透明性の高い市役所を目指す。評価は、担当職員による1次評価、庁内評価会議による2次評価、そして公募市民や外部有識者等で構成する行政チェック市民会議による外部評価の3段階での評価を行う。平成16年度は、主要事業を中心に181件の事務事業の評価を実施した。  | 行政評価の効果を明らかにし、制度の必要性を職員に認知させることが必要である。また、事務局・評価者双方の事務量が大きいいため、事務の簡素化・効率化を検討する必要がある。 | 無         | 評価対象事業数        | 件  | 181 | 450 | 縮小した事業件数     | 件             | 10       | 50  | 2   | 2               | 2   | 5         | 5   | 4   | 20     | C   | 事業拡大   | 行財政改革や行政の透明性向上等の観点から、本制度は今後ますます拡大する必要がある。しかしながら、制度自体が発展途上にあるため、早期の制度確立が必要である。   | 要改善  | 評価対象事業を体系的に分類し、効率的な評価を行う。外部機関等による評価を検討していく。   |      |                             |
| 24  | 企画調整担当 | 行財政改革の推進   | 367        | 本市は、平成16年4月に1市4町3村の8市町村が合併し「新・三次市」として誕生した。この合併を契機に管理部門の統合、効率化、特別職や職員の削減を強力に進め、特に経費削減により約15億円にのぼる歳出削減効果をおいている。しかし、地方分権や三位一体改革により、地方自治体では、必要な行政サービスの維持・向上のために、「自己決定、自己責任」のもとで、行財政基盤の強化と合理的・効率的な行政運営の確立が重要な課題となっている。今まさに、「地域の生き残り」をかけた闘いが始まっており、市民と行政の協働によるまちづくりを實踐し、更なる行財政改革の取り組みを推進するため、大綱、推進計画、個別計画等を策定し限られた経営資源を有効に活用する必要がある。平成16年度は、市民参加の審議委員会より行財政改革の基本理念の提言を受けた。 | 平成16年度は取り組みが遅れたため、平成17年度は早急に大綱、推進計画、個別計画を策定し具体的な項目を定め実行する必要がある。                     | 無         | 審議委員会開催回数      | 回  | 4   | 5   | 行財政改革基本理念の提言 | 提言            |          |     | 4   | 1               | 4   | 4         | 5   | 5   | 23     | B   | 事業拡大   | 平成16年度は行財政改革の推進が遅れたため大綱、推進計画の策定ができなかったため本来の目的を果たせなかったが、平成17年度は大綱、推進計画を策定し市民誰もが幸せに暮らせる社会をめざすとともに限られた経営資源を有効に活用し、事務の効率化とサービスの向上をめざすためには、現状維持または事業の拡大が必要である。 | 事業拡大 | 行財政改革大綱に基づき、行財政改革推進計画を策定し、すべての事務事業の見直しを計画的に推進する。  |      |                             |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の見直し | 定量分析        |    |     |     |     |                          |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |        | 2次総合評価   |   |   |
|-----|--------|-------------|--------------------|---|---|---------------|-------------|----|-----|-----|-----|--------------------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|----------|--------|--------|--|---|---|
|     |        |             |                    |   |   |               | 活動指標        | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                     | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         |          | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性  | 総合<br>評価                                  |
| 25  | 企画調整担当 | 三次市総合計画策定業務 | 1,200              | 平成16年4月1日の新市発足に伴い、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、本市の夢あるまちづくりの実現に向けた行政運営の総合指針として、「三次市総合計画」を策定する。平成16年度においては、計画策定に向けた準備として、庁内に策定委員会並びにワーキンググループを設置し、計画策定の目的、計画期間、策定体制等の基本的な事項について協議・検討を進めるとともに、計画策定に必要な各種の情報収集及び調査・分析等を実施した。平成17年度は、みよし夢ビジョン100年会議の開催や総合計画審議会の設置、市民アンケート調査やパブリックコメントの実施などを行い、平成18年3月の策定を目標に策定作業を進める。  | より多くの市民の意見を計画に反映し、市民と一体となった計画策定作業をいかにして進めることができるかが課題。   | 無             | 策定委員会等開催回数  | 回  |     | 2   | 10  | 市民参画人数                   | 人  |          |     | 192 | 4                   | 3             | 3   | 5   | 3       | 2        | 20     | C      | 要改善  | 策定段階での広報・情報公開が不十分であり、市民の認知度も低いものと思われる。策定後においても、計画の進捗状況等の検証・見直しなどを行政評価システムなどを活用しながら、市民とともに取り組む仕組みづくりが必要である。  | 17年度末を目途に策定する。                            |
| 26  | 企画調整担当 | 公共事業再評価     | 394                | 公共事業の効率的かつ効果的な実施とその実施過程の透明性の向上を図るため、市が実施する公共事業について、特に事業採択後5年を経過してなお未着工の事業、事業採択後10年を経過してなお継続中の事業、等を対象に、当該公共事業の再評価を行う。評価は、学識経験者・市民代表等5人の委員で構成する三次市公共事業評価監視委員会において行い、主に「事業の進捗状況」「事業をめぐる社会経済情勢等の変化」「費用対効果分析の要因変化」「コスト削減や代替案の立案等の可能性」等の視点からの再評価を行う。平成11年度以降、上下水道整備・みよし運動公園整備・林道整備等、年間0～2件程度の案件について委員会を開催し、再評価を実施している。平成16年度は、平成16年11月25日に委員会を開催し、水道水源開発等施設整備事業（灰塚ダム負担金事業）及び水土木保全整備事業（吉吉町黒瀬地区林道整備）、2件の公共事業の再評価を行い、いずれも事業継続を妥当とする答申を受けた。 | 公共事業の効率的かつ効果的な実施と、その実施過程の透明性の向上は今後ますます求められる。しかしながら、現行の手法でその目的を十分に果たしているとはいえない。要因として、委員会が事業執行可否を判断するために必要な調査・議論等の時間を保障していないこと、ホームページ等を活用した市民への周知ができていないこと等があげられるため、この点の改善が必要である。 | 無             | 委員会開催回数     | 回  | 1   | 1   | 1   | 評価事業のうち、事業継続の答申を受けた事業の割合 | %  | 100      | 100 | 100 | 2                   | 2             | 3   | 5   | 5       | 1        | 18     | C      | 要改善  | 公共事業再評価に対する社会的ニーズは極めて高いと思われることから、今後は、再評価をより一層強化・充実させる必要がある。このため、委員会で審議していただく時間を十分に確保するとともに、現地踏査の実施や委員会審議前の資料提供・事前説明を十分に行う。また、本制度について、市民への広報・公表を積極的に行うことにより、市民への制度の周知に努める。 | 評価の手法を見直し、強化する。国庫補助事業のみならず、市単独事業等へ拡大していく。 |
| 27  | 企画調整担当 | 三次市市勢要覧作成業務 | 4,987              | 市勢要覧コンセプトは「日本一・世界一を目指す三次市をPRし、50年後・100年後の三次市を創造する」としている。地域の特色や魅力を十分に活かしながら、新市として一体感のある構成とし、全体を通じて日本一・世界一を目指す。従来に比べ、単に市の概要を紹介するだけでなく、現場のインタビューを多用し人を前面に出す編集とし、「市民が主役」という観点から、市民の登場機会を多くし、新市まちづくり計画のキャッチフレーズである「夢と元気があふれるまち」に沿った元気な人・地域をPRする。また、三次市の50年後・100年後につながるものであり、市民の夢が膨らむ内容とし、市内外に自信を持ってPRできるものとする。この一冊で三次市の色々なことが発見できるガイド版とする。   | オリジナリティーあふれる要覧とするため、企画編集委員会十分に協議調整を行う。  | 有             | 企画編集委員会開催回数 |    |     | 5   | 12  | 市勢要覧販売及び活用数(冊)           |    |          | 500 | 3   | 3                   | 3             | 5   | 3   | 2       | 19       | C      | 現状維持   | 今後、市勢要覧作成後の活用や販売のPRを十分に行うことで、定性分析のランクを上げるように努める。 | 17年度中に策定する。効果的な活用を行う。   |   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題                   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析     |    |     |     |        |                   | 目的手段の適切さ |       |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |        |      |        |
|-----|--------|---------------------------|--------------------|---|-------------------------|-------------------|----------|----|-----|-----|--------|-------------------|----------|-------|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|--------|------|--------|
|     |        |                           |                    |   |                         |                   | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17    | 成果指標              | 単位       | H15   | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価 | 今後の方向性 |
| 28  | 企画調整担当 | 広島県内陸部振興対策協議会を通じた主要施策要望業務 | 362                | 広島県議会議員と広島県内陸部の市町長又は議会議長で構成する広島県内陸部振興対策協議会を通じ、内陸部の市町に共通する課題及び本市の課題等について、広島県へ要望する。毎年7月に事務局である庄原市により翌年度の要望事項の取りまとめが行われ、役員会、理事会を経て、10月に要望活動が実施される。   | 構成市町の減少・広域化に伴う要望項目の精査   | 無                 | 要望項目数    | 件  | 12  | 34  | 53     | 要望の成果があったと思われる項目数 | 件        | 5     | 8   | 10                  | 3   | 3             | 3   | 5   | 2      | 2   | 18     | C     | 現状維持 | 現状維持   | 現状維持 | 現状維持   |
| 29  | 企画調整担当 | 電源立地地域対策補助金               | 12,279             | 本事業(補助金)は電源開発を円滑に進めるために制定された法律に基づき国の交付金を受けて、広島県の補助金交付要綱に沿って行う補助事業であり、発電用施設の種類の種類・規模等に応じ発電施設の所在市町村に対して公共施設の整備等に必要費用を交付する制度である。(現在、本市では、君田町・布野町の水力発電施設が交付対象施設である。)補助額は1,216万円/年で補助率は100%であり、公共施設整備事業(公共施設の整備、維持運営、補修事業)及び利便性向上等事業(地域活性化事業)から対象となる事業を選定する。 | 更に本補助金を効果的に活用する方法を検討する。 | 無                 | 事業数      | 件  | 3   | 3   | 補助金交付額 | 万円                | 1,216    | 1,216 | 4   | 3                   | 4   | 5             | 4   | 4   | 4      | 24  | B      | 現状維持  | 現状維持 | 現状維持   | 現状維持 |        |
| 30  | 企画調整担当 | 消防格納庫(コミュニティ消防センター)整備事業   | 8,519              | 消防格納庫は、消防積載車の車庫及び可搬ポンプの格納場所であり、地域消防団員の活動の拠点施設として整備を図る。  |                         | 無                 | 格納庫の利用状況 | 回  | 50  | 50  |        |                   |          |       |     |                     | 3   | 3             | 5   | 5   | 3      | 3   | 22     | B     | 現状維持 | 現状維持   | 要改善  | 要改善    |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析           |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |      | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |   | 合計点  | ラン<br>ク   | 1次総合評価                                |  | 2次総合評価   |       |          |        |   |                            |
|-----|---------|---------------------|--------------------|--|--|-------------------|----------------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|------|---------------------|-----|---|--|---|---------------------------------------|--|--|-------|----------|--------|---|----------------------------|
|     |         |                     |                    |  |  |                   | 活動指標           | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16  |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度   |  |   | 有効性                                   | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性 | 総合評<br>価  | 今後の方向性                     |
| 31  | 企画調整担当室 | 防火水槽整備事業<br>(40ト有蓋) | 29,346             | 防火水槽は、火災発生時の水源確保のため、非常に重要な消防施設であり、水利の確保が困難な地域において緊急度や必要性を考慮して計画的に設置している  | 地域の防火水槽の現有数と基準数による充足率  | 無                 | 設置基数           | 基  |     | 8   | 5   | 充足率  |          |     | 59.5 | 60.5                | 4   | 地域の火災による不安を取り除く   | 充足率の向上の余地は大きい                                | 他の手段はない   | 市が行うべきである                             | 特定地域の住民には、必要性は高い                             | 特定地域の住民には、市民ニーズは高い   | 24    | B        | 現状維持   | 水利の確保が困難な地域において、緊急度や必要性を考慮し、順次整備をしていく必要がある  | 整備計画をたて、計画的に実施する。          |
| 32  | 企画調整担当  | 防災会議                | 58                 | 本会議において、本市の防災に関する基本方針や計画を作成するとともに、防災関係機関が協議を行い、本市における防災対策が一体的に行われ、的確かつ円滑に実施されるよう連絡・調整を行う。<br>委員構成は、市長を会長とし、防災に関する国・県の行政機関や公共機関の計25名の委員で構成。<br>平成16年度は1回、6月の出水期前に開催している。  | ここ近年、本市において大きな災害が発生していないこともあり、議題の中身が意見交換程度に終わっている状況であるため、内容充実を図る必要がある。また、事前に事務担当レベルでの調整をしていく必要がある。 | 無                 | 防災会議開催回数       | 回  | 1   | 1   | 1   |      |          |     |      |                     | 3   | 防災計画の作成、見直しの点では目的を達成しているが、一体的な防災対策のための連絡・調整においては、内容が不十分な点がある。 | 会議の内容について充実させることにより、より一体的な防災対策の実施が可能である。     | 本事業に係る経費は委員報酬がほとんどであり、経費の余地はほとんどない。                   | 防災会議は市が開催して行わなければならない。                | 防災対策は市の責務で行う必要があり、その対策について関係機関が協議することは必要である。 | 47年災害や近年の異常気象に伴う集中豪雨や地震等日本各地で災害が起こっていることもあり、防災に対する行政等の対応について、市民の意識や関心度は高い。しかし、本会議の市民への認知度が低いため、その点で市民ニーズは低い。 | 22    | B        | 現状維持   | 三次市地域防災計画の修正は本会議において協議する必要があるため、本会議の開催は今後も必要であるが、防災対策が各関係機関と一体的に行われ、的確かつ円滑に実施されるためには、協議内容の充実が必要である。 | 会議の内容を充実させるための具体的な策を示す。    |
| 33  | 企画調整担当  | 水防事業                | 14,896             | 気象予警報等に基づき、水防の注意体制、警戒体制として市職員を要員として配置させ、浸水被害の未然防止と軽減を図る。また、国・県から委託を受けた河川樋門について操作員への出勤及び定期点検等の指示・管理等を行うとともに、委託料の請求及び操作員への賃金支給事務を行う。気象情報やダム放水情報などの水防情報の収集を行う。<br>16年度において、大雨洪水注意等に基づく注意体制を32回、大雨洪水警報に基づく警戒体制を9回配置した。 | 水防体制の配置に当たっては、気象予警報に基づき行っているが、とりわけ、注意報発令の回数が多く注意体制に伴う時間外手当の経費が多くなる                                 | 無                 | 注意体制・警戒体制の設置回数 | 回  |     | 41  | 41  |      |          |     |      |                     | 4   | 早期に水防体制を設置し、河川の水位上昇に伴う浸水被害を未然に防いでおり、被害の軽減に貢献している。             | 注意体制・警戒体制の基準をより詳細とすることにより、迅速かつ的確な体制設置が可能である。 | 注意体制・警戒体制の基準をより詳細とすることにより、体制設置に係る職員の人員費を削減することができるため。 | 水防対策は水防法で規定する水防管理団体である市の責務で行う必要があるため。 | 水防対策は水防法で規定する水防管理団体である市の責務で行う必要があるため。        | 47年災害や近年、異常気象に伴う集中豪雨等日本各地で起こっていることもあり、水害に対する行政の対応について、市民の意識や関心度は高い。  | 26    | B        | 現状維持   | 水防対策は市の責務で行うものであり、水害の未然防止と軽減を図り、市民の生命と財産を守るためには、今後も引き続き現状のまま行っていくことが望ましい。                           | 水防事業は市職員を中心に、緊急時の対応を確実に行う。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「事業縮小」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名     | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                                      |    |     |     |                             |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |   |
|-----|--------|---------|--------------------|--|---|-------------------|---|----|-----|-----|-----------------------------|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|--|---|
|     |        |         |                    |  |   |                   | 活動指標                                      | 単位 | H15 | H16 | H17                         | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合<br>評価  |
| 34  | 企画調整担当 | 防犯事業    | 8,930              | 市内の防犯団体を支援し、防犯灯の維持管理を行う。   | 「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくり推進連絡協議会を立ち上げ、安心安全で住みよい三次市を目指して、各種団体と連携を図り住民とともに防犯活動を展開する。  | 無                 |   |    |     |     | 犯罪発生<br>件数<br>H17は8<br>月未現在 | 件    | 786      | 694 | 308 | 3                   | 3   | 4             | 4   | 3       | 4      | 21  | B      | 要改善   | 「減らそう犯罪」みよし安全なまちづくりを目指して推進体制を築いていく必要がある。   | 地域での防犯の気運醸成が必要。市と警察だけでなく、防犯をまちづくり事業として住民主体の取り組みを促進していく。       |
| 35  | 企画調整担当 | 交通安全の推進 | 5,717              | 広島県が推進する各季の交通安全運動にあわせ、各関係機関と連携を図りながら、街頭キャンペーンやテント村を設置し交通安全の啓発を行う。また、オフトークや防災行政無線での啓発放送により交通安全の意識向上を図る。昨年、年末に交通死亡事故多発警報を発令した。   | 交通安全の啓発と交通事故を減少させる対策を検討する必要がある。真に効果のある啓発活動等を推進するため、活動内容や推進方法を見直す必要がある。行政や警察が主として展開するのではなく、市民（住民自治組織等）を中心とした取り組みへ転換していく必要がある。  | 無                 | テント<br>村、街頭<br>キャン<br>ペーン実<br>施回数         | 回  | 14  | 7   | 交通事故<br>発生件数                | 件    |          | 346 | -   | 3                   | 2   | 3             | 2   | 4       | 4      | 18  | c      | 要改善   | 交通量の増加と交通事故防止には、住民の意識向上が不可欠であり、今後は行政や警察が中心となって従来のマンネリ化した啓発活動では効果が期待できない。住民や自治組織が自ら取り組めるような事業展開、推進体制へ転換していく必要がある。                     | 地域での交通安全の気運醸成が必要。市と警察だけでなく、交通安全活動をまちづくり事業として住民主体の取り組みを促進していく。 |
| 36  | 企画調整担当 | 消防団事務   | 4,229              | 三次市の消防団活動が円滑に遂行されるよう消防団に関する事務処理を行う。具体的には、団員の人事管理、手当・報償金等の支払事務、消防施設・設備・物品の維持管理、各種消防行事の準備・運営、広島県消防協会三次支部・三次市消防団員互助会等の関係機関の庶務等を行う。従事する職員は、嘱託員2名を基本とし、会議・大会等においては正職員も含めて対応している。また、各支所単位では、各支所消防担当が活動の補佐を行っている。 | 消防団活動を充実させるためには、市の事務補助以外に、三次消防署等の常備消防との連携・協力体制が必要であるが、確立されていない。また、現在、消防団事務の嘱託職員を市役所本庁と三次消防署内にそれぞれ1名ずつ置いているため、連絡体制等において非効率である。 | 無                 | 各会議・<br>訓練等開<br>催回数及<br>び研修会<br>等参加回<br>数 | 回  |     | 34  | 34                          |      |          |     |     | 5                   | 2   | 3             | 5   | 5       | 5      | 25  | B      | 現状維持  | 市民の安全と安心を確保するためには、市の消防事業を担う消防団の活動が必要であり、その活動を円滑に遂行するための活動補助事務は今後も継続して実施していく必要がある。ただし、市町村合併後により大きな消防団の運営方法等の整備を行い、より効率的に事務を遂行する必要がある。 | 消防団については本庁（企画調整担当）対応とし、窓口の一元化を徹底する。                           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析          |    |     |     |       |      |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |        |  |                               |
|-----|--------|------------|--------------------|--|---|-------------------|---------------|----|-----|-----|-------|------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|--------|--|-------------------------------|
|     |        |            |                    |  |   |                   | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17   | 成果指標 | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性                        |
| 37  | 企画調整担当 | 防災行政無線     | 25,599             | 災害、公害及び気象に関する予報、警報や営農指導、流通市況等農家生活に関する情報等を提供する。   | 防災行政無線は、CATVの普及率を考慮しつつ、その機能をCATVの音声告知放送へシフトしていく計画である。早期にかつ円滑にシフトしていくことが課題である。 | 無                 | 戸別受信機設置世帯数    | 世帯 |     |     | 7,901 |      |    |          |     |     |                     | 4             | 4   | 3   | 5   | 5      | 5      | 26     | B    | 要改善    | CATVの音声告知放送へ機能シフトしていく必要があるため。  | CATVの音声告知放送への移行に向けた検討・準備を進める。 |
| 38  | 企画調整担当 | 排水機場の維持管理  | 8,550              | 市設置の排水機場7箇所及び国土交通省から管理委託を受けている排水機場5箇所の維持管理として、操作員である市職員が月1回排水機場の点検を行う。また、市設置の排水機場については、点検結果を受けて修繕を行うとともに、電気保安業務等、業者委託により維持管理を行う。 | 浸水被害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるには排水機場の役割は重要であり、その維持管理を行うことは今後も必要である。                    | 無                 | 操作員(市職員)の点検回数 | 回  | 18  | 18  | 18    | 稼働回数 |    |          | 5   | 5   |                     | 5             | 3   | 4   | 3   | 5      | 5      | 25     | B    | 現状維持   | 市民の生命と財産を守るため、浸水被害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるためには、排水機場の役割は重要であり、今後も継続して維持管理を行う必要がある。 | 定期点検は、排水機場操作員自身による点検を継続する。    |
| 39  | 企画調整担当 | 消防ポンプ積載車更新 | 3,780              | 消防ポンプ車等を配置年度の古いものから、計画的に更新し、消防力の向上を図る。消防ポンプ車等103台  | 単年度で相当数の消防ポンプ車を更新する年度があるので、計画的な更新計画を策定する必要がある。                                | 無                 | 積載車の活動状況      | 回  |     |     | 180   |      |    |          |     |     |                     | 4             | 3   | 4   | 5   | 3      | 3      | 22     | B    | 現状維持   | 古い消防ポンプ車を更新することにより、消防力の向上を図る   | 整備計画をたて、計画的に整備する。             |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |        |     |     |     |                             | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |   |
|-----|-----|-------------|--------------------|---|--|-------------------|-----------|--------|-----|-----|-----|-----------------------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|-------|---|---|
|     |     |             |                    |   |  |                   | 活動指標      | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                        | 単<br>位   | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性  | 総合<br>評価  |
| 40  | 総務室 | 文書管理        | 73                 | 行政文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画等であって、当該実施機関が管理しているものをいい、すべて正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるように、努めなければならない。また市の透明性の向上を図る情報公開へ対応するため、文書管理システムにおいて行政文書の目録管理・検索を可能とすることが必要となっている。<br>平成16年度は、各室・支所等において、文書分類番号表及び、文書簿冊名及び文書分類等一覧表の作成を依頼するとともに、市が保有する文書の把握に努めた。                              | 三次市における文書管理の方向性を明確にし、文書管理システム導入に向けて検討していかなければならない。よって初めに、書庫に保存している簿冊目録の洗い出し作業、文書分類表の作成等を行う。<br>また、事務の効率化及び省スペース化等を考慮し、文書の電子化及び電子決済の導入を検討する。  | 無                 | 視察・研修・協議会 | 回      | 2   | 4   | 8   | 文書・書庫整理割合                   | %        |     | 10  |                     | 1   | 1             | 4   | 5       | 4        | 4      | 19  | c      | 事業拡大  | 平成16年度の文書管理の状況は、三次市文書管理規程に則り行っていたものの、文書管理マニュアルの作成もなく、各部ごとの独自管理になっており、総務室で保有文書の把握ができていなかった。今後、三次市の文書管理のあり方を検討し、方向性を明確にして、文書管理システムを導入するなどの対策を施し、適正文書管理を行う必要がある。 | 文書管理の基本的な考え方を整理し、文書管理体制を一層充実させる。また、文書管理システムの導入にあたっては情報化推進計画（グランドデザイン）及び電子自治体全体の中での位置づけを明確にする。 |
| 41  | 総務室 | 個人情報保護制度の推進 | 100                | 個人に係る権利利益を保障し、公正で信頼される市政の実現を図るとともに、市民の基本的権利を擁護するために、個人情報の適切な保護が求められている。<br>平成16年度は、本市の保有する個人情報の適切な管理を行うため、三次市個人情報保護制度審議会を2回開催した。1回目は地域がん登録について、がん患者の情報を共有化し研究に役立てることに、個人情報を適正に管理徹底することを約束することで承認を得た。2回目は、個人情報保護に係る新たな法令の施行を受け、本市の個人情報保護条例の見直しが必要であることを説明し、条例改正について準備をする承認を得た。 | 個人情報保護に係る新たな法令の施行を受け、それに対応する本市の個人情報保護条例の見直しを早急に行う。そのため、三次市個人情報保護制度審議会を開催し、条例改正に係る諮問をいただく必要がある。改正のポイントは、外部委託先への個人情報保護に対する規定の表記と職員に対する罰則規定の新設である。また改正後の職員への周知と研修及び市民へのアピールが必要となる。                          | 無                 | 審議会開催回数   | 回      | 1   | 2   | 2   | 審議会への諮問案件のうち答申を受けたものの割合     | %        |     | 50  |                     | 2   | 3             | 5   | 5       | 5        | 4      | 24  | b      | 要改善   | 三次市個人情報保護条例の改正に向け検討したものの、改正案を作成し審議会の意見をいただくことは出来ていない。<br>個人情報保護に係る市民への啓発もこれからである。   | 条例改正及び啓発を早急に行う。   |
| 42  | 総務室 | 支所での送業務     | 4,992              | 本庁、支所、その他の市関係機関相互の文書等をてい送することにより、業務の一体性、事務の効率化等を図るもの。<br>合併当初は、支所、まちづくりセンター、福祉事務所（教育委員会含む）、備北地域事務所を回っていたが、日が経つにつれ、本庁以外で回っていないところも増えてきた。平成17年には、クリーンセンター、市民病院及び水道局を追加した。   | 多額の委託料をかけており、どの範囲までどれだけか見直しの検討が必要。特に各支所へは、午前、午後の2回行っているが、1日1回で良いのではないかと。また、学校・保育所・電算準備室へのてい送要望もあるので、週1回行く内容でのルートの見直しを検討したい。<br>委託業者も信書を扱う業者で毎年入札したらどうか。てい送でどこまでのものを配送するか。（文書等にどこまで含ませるか。）基準づくりも必要となっている。 | 有                 |           | 日      |     | 240 | 240 | てい送業務により各機関での文書等の受渡しが行われた割合 | %        |     | 100 | 100                 | 3   | 3             | 2   | 2       | 2        | 2      | 14  | D      | 要改善   | てい送業務は、委託範囲を大きくすることで、職員の負担を減らす事ができる。また業者決定に入札を導入すれば経費も減ると考えられる。てい送ルール（宛先の記入等）の周知の徹底やてい送要望箇所を効率的に回るルートの見直しを行うなど効率的な業務の検討し継続することが必要と考える。                        | ルートの見直しと入札による業者決定を検討する。   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名                  | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ       |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |                |             |
|-----|-----|----------------------|--------------------|---|--|-------------------|---------|----|-----|-----|-----|------|----------------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|-------|--------|----------------|-------------|
|     |     |                      |                    |   |  |                   | 活動指標    | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位             | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合<br>評価       | 今後の方向性      |
| 43  | 総務室 | 固定資産<br>税評価審<br>査委員会 | 141                | 固定資産税の課税標準である価格は固定資産評価基準に基づき評価されることとされているが、この評価は、技術性、専門性が高いという側面を有している。そのため、固定資産税の運営のより一層の適正公平を期し、納税者の評価に対する信頼を確保する趣旨から、価格に対する納税者の不服については市町村において処理することせず、専門性を有する独立した中立的な機関によって審査決定するために、各市町村に中立的、専門的な第三者機関として固定資産評価審査委員会が設置されている。平成16年度は、2件の審査申出があり、計5回(選任式含む)の委員会が開催された。 | 審査委員は、専門家ではないので、わかりやすい説明、資料を用意する必要がある。   | 無                 | 委員会開催回数 |    |     | 5   | 2   |      | 評価審査委員会審査された割合 | %   |     | 100                 |     | 3             | 3   | 3       | 5        | 3      | 4   | 21     | C     | 要改善    | 現状維持           | 委員研修の充実を図る。 |
| 44  | 総務室 | メンタル<br>ヘルス          | 80                 | 三次市職員を対象に心の健康管理のため、月に1回臨床心理士による、相談事業を実施するとともに、必要な部署に対しては、講師を派遣して研修を行う。  | 職場でのメンタルヘルスに関する理解が十分でないことも、相談事業利用者が少ない原因の一つとなっている。精神及び行動の障害による長期休職者数は横這いの状況である。今後は、職場内でのメンタルヘルスに関する誤解を減らし、精神及び行動障害による長期休職者の減少が課題となる。 | 無                 | 相談事業回数  | 回  | 8   | 8   | 36  |      |                |     |     |                     | 3   | 3             | 5   | 5       | 5        | 1      | 22  | B      | 現状維持  | 要改善    | 効果のある実施方法に見直す。 |             |
| 45  | 総務室 | セクハラ<br>防止           |                    | 研修を行い職場のセクシャル・ハラスメントに関わる苦情・相談窓口の充実、強化を図る。   | 男女雇用機会均等法21条により、個人的な問題だけでなく、事業主にもセクハラ防止の配慮義務が課せられている。今後は、現状把握と具体的な対応策の模索が課題となる。  | 無                 | 研修会の回数  | 回  |     |     | 2   |      |                |     |     |                     | 3   | 3             | 5   | 5       | 5        | 1      | 22  | B      | 現状維持  | 要改善    | 防止体制を早急に確立する。  |             |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名     | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |     |     |     |                     | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |                                     |
|-----|-----|---------|--------------------|---|---|-------------------|-----------|----|-----|-----|-----|---------------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|--|-------------------------------------|
|     |     |         |                    |   |   |                   | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価   | 今後の方向性                              |
| 46  | 総務室 | 職員研修    | 53,483             | 市の特性を活かした魅力あるまちづくりを目指し、基本的な知識・能力を高めるとともに、変化する時代に対応し、専門性の拡充と地域的課題を解決していく職員の育成及び県の権限移譲に伴う事務研修。  | 研修内容の把握及び評価   | 無                 | 出張回数      | 回  | 103 | 219 | 210 |                     |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 3   | 4       | 4      | 20  | C      | 現状維持  | 長期的なプランニングを必要としており、短期間で評価を受けるのは困難であるため、現状維持が妥当であると考えられる。                 | 市民から求められる職員像を示し、確実に効果のあがる研修を計画的に行う。 |
| 47  | 総務室 | 旅費支払い事務 |                    | 主に市外研修にかかる旅費の計算及び支払い事務  | 支払い事務の簡素化   | 無                 | 支払い回数     | 回  | 103 | 219 | 210 |                     |          |     |     | 2                   | 2   | 4             | 2   | 2       | 1      | 13  | C      | 現状維持  | ごく一般的な事務であり、現状を維持していけばよい。指標的判断が困難であり、行政チェックにかけること自体が疑問である。               | 民間委託を検討する。                          |
| 48  | 総務室 | 互助会事務局  | 50,042             | 互助会は、相互扶助の精神により、会員の生活の安定と生活文化の向上と会員の親睦を図るため、給付事業（弔慰金・出産祝金・傷病見舞金・結婚祝金・罹災見舞金）健康増進事業（人間ドック助成）文化・体育事業（サークル活動助成）子育て支援事業（ベビーベッド・チャイルドシート等ベビーグッズの貸出）物品貸出事業（ボンゴ・クーラーボックス・アウトドアセットの貸出）等の厚生共済及び福祉事業を行っている。平成16年度事業実績は、給付事業71件、人間ドック助成125名、サークル活動助成2件、ベビーベッド5台・チャイルドシート18台購入、クーラーボックス18個・アウトドアセット9セット購入となっている。 | 職員の福利厚生事業は必要な事業であるが、昨今の互助会事業に対する社会的批判の高まりをふまえ、かつ会員のニーズにあった事業を計画・実施していかなければならない。 | 有                 | 互助会行事開催回数 | 回  | 2   |     | 2   | 参加人数/<br>互助会会<br>員数 | %        | 55  |     | 2                   | 2   | 3             | 2   | 2       | 1      | 12  | D      | 要改善   | 昨今互助会を取り巻く環境は大きく変化している。公費投入に厳しい視線が注がれる一方、多様化する会員のニーズに対応する事業を展開していく必要がある。 | 自主財源の確保運営をめざす。                      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析               |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間との<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |   |
|-----|-----|--------------------|--------------------|--|---|-------------------|--------------------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|---|---|
|     |     |                    |                    |  |   |                   | 活動指標               | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 今後の方向性  |
| 49  | 総務室 | 制服管理               | 26,301             | 職員に職務上必要な被服を貸与する。<br>新市制服の選定、購入、貸与、在庫の管理。  | 在庫管理方法の改善。<br>職場のニーズに応じた被服貸与の実施。  | 無                 | 冬季事務<br>服貸与件数      | 人  | 800 | 38  |     |      |          |     |     | 3                   | 3   | 2             | 5   | 2       | 3        | 18     | C   | 要改善    | 制服は必要なのか、全職員に平等に貸与する必要があるのか等、事業自体の必要性、妥当性について見直す必要がある。その上で、必要とする職員に必要な種類の制服を業務内容に応じて貸与できるように改善していかなければならない。 | 合併直後であり、組織の一体化やCI（組織イメージの統一）等の面から、当面の間制服は必要。費用の自己負担なども検討していく。 |
| 50  | 総務室 | 臨時職員<br>賃金支払<br>事務 | 680                | 平成14年度末から人事給与システムを導入し、これによって実績の入力、賃金計算、社会保険料の控除、支給明細書の発行を行っている。実績報告書、支給額の確認を怠らないようにし、正確に支給している。  | 法に基づいた適切な事務処理により、正確に支給ができるようになるのは当然のことであるが、その過程において、正確性を欠くことなく作業の効率化を図っていくこと。                               | 無                 | 臨時職員<br>賃金支給<br>回数 | 回  | 12  | 12  | 12  |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 3   | 1       | 1        | 14     | D   | 現状維持   | 内部の事務であるため、社会的ニーズ、市民ニーズが高まることは考えられない事業であるが、賃金支払事務は欠くことのできない事務であるため現状維持の必要がある。                               | 民間委託を検討する。  |
| 51  | 総務室 | 給与支払<br>事務         | 1,275              | 平成14年度末から人事給与システムを導入し、これによって給料、各手当、共済等の社会保険料、共済負担金、税等の控除を管理、計算し全職員の給与を支給している。合併に伴い、医療職の職員が新たに増加したことや大幅に職員数が増加したことや、新たな制度やこれまでに無かったような事例への対応に苦慮することもある。事務の効率化にはシステムの利便性の向上が必要な状況ではあるが、システムだけに頼るのでは正確性の確保等に不安があるので、補助で独自に作成したエクセル表を使うなどして、さらに迅速、正確を目指して事務の効率化を行っている。 | 給与支給は自治体における義務的な業務であるが、その中でどのような手法をとれば余分な作業と経費を削減できるかを考えていかなければならない。また、個人情報も多く有する業務なので、その情報を保護をすることが必要ではない。 | 無                 | 給与<br>(賞与)<br>支給回数 | 回  | 14  | 14  | 14  |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 3   | 1       | 1        | 14     | D   | 要改善    | 給与支給事務は義務的な業務であり、存続・廃止を考慮するものではない。しかし、財政状況の厳しい中で事務の合理化、コストの削減を考えていかなければならない。                                | 民間委託を検討する。  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名         | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |     |                | 目的手段の適切さ       |     |         | 市の役割    | 必要性     |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価  |        |       |        |   |  |   |
|-----|-----|-------------|------------|---|---|-----------|--------------|----|-----|-----|-----|----------------|----------------|-----|---------|---------|---------|-----------|-----|-----|--------|-----|---------|--------|-------|--------|---|--|---|
|     |     |             |            |   |   |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標           | 単位             | H15 | H16     |         | H17     | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評価  | 今後の方向性   |   |
| 52  | 総務室 | 指定統計調査事務    | 13,506     | 統計法の規定により、総務大臣が指定し公示した統計調査(以下「指定統計」という。)を作成するため、主に<br>国・県・市区町村 - 指導員 - 調査員 - 各調査客体の流れで、調査票配付などの手段により調査し、回収、審査、整理、集計する。<br>市は、調査員及び指導員(以下「調査員等」という。)の選考、用品の準備、指導、審査、整理、集計、提出等を行う。  | プライバシー意識の高まりや居住形態の多様化などに伴い、統計調査の実施をめぐる環境は厳しさを増している。<br>そのような中、調査員等の選考、実査、審査などを円滑に進めていくことが困難になりつつある、国でも指定統計制度全般に係る見直しを進めているが、市においても、市民への啓発や調査員等への研修を進めるなど、正確で円滑な調査実施のために、可能な限りの対策を講じる必要がある。  | 無         | 調査員等事務打合せ開催  | 回  | 3   | 16  | 14  | 調査員等就任人数(のべ人数) | 人              | 81  | 519     | 546     | 4       | 3         | 4   | 5   | 4      | 3   | 23      | B      | 現状維持  | 現状維持   | 指定統計等の統計調査から得られる諸資料は、各方面で活用される極めて重要なものである。<br>統計調査の実施については、国の統計審議会等で簡素化・合理化に向けて検討されているところであるが、法定受託事務である以上、現段階では法令に従い事務を執行する必要がある。 | 法令にしたがって進める。   |   |
| 53  | 情報室 | 地域インターネット活用 | 21,547     | 過疎と少子高齢化が進んでいる三次地域では、平成16年4月1日の市町村合併により、行政サービスの低域が懸念されるため、速やかな行政相談や行政情報の提供が可能な手段を確保する必要がある。また新市のまちづくり重点プロジェクトとして、子どもたちの基礎学力向上と個性豊かな人間性の創造をめざす「学校教育の充実」、安心して子どもを産み育てることのできる総合的な子育て支援体制の整備をめざす「子育て支援策の充実」を掲げており、明日の時代を担う子どもたちが健全に育つ環境の整備に、特に重点的に取り組むこととしている。このため、本事業により超高速通信ネットワークを構築し、新市の支所等において高度な住民サービスの提供を行う。 | 「三次市広域情報ネットワーク整備事業」は平成15年度に当初のインフラ整備としての事業を終了している。「電子自治体及びe-JAPAN構想」に基づく基本インフラ構築が目標となっており、三次市内での通信用施設や伝送路を構築する内容が主となった。そのため、現状で活用できるサービスはインターネットの閲覧や電子メールサービスなどの基本的な利用しかできない状況である。それらを踏まえこの高速で安定した地域公共ネットワークを有効利用した電子サービスを早急に構築することが課題となっている。 | 無         | 光伝送路による接続施設数 | 箇所 | 166 |     |     |                | ウェブページのページカウンタ | 件   |         | 250,000 | 300,000 | 3         | 2   | 4   | 3      | 5   | 5       | 22     | B     | 事業拡大   | 要改善   | 今回の整備は国が進めている「電子自治体及びe-JAPAN構想」に基づく基本インフラ構築が目標となっており、三次市内での通信用施設や伝送路を構築する内容が主となった。そのため、現状で活用できるサービスはインターネットの閲覧や電子メールサービスなどの基本的な利用しかできない状況である。それらを踏まえこの高速で安定した地域公共ネットワークを有効利用した電子サービスを早急に構築することが課題となっている。住民が手軽に利用できるようなサービスの拡充に対する本格的な取り組みが必要である。 | 情報化推進計画及び電子自治体構築の中で活用方法を示す。市民に活用され、人気のあるシステムになるよう早急な改善を要する。 |
| 54  | 情報室 | 庁内LAN活用     | 46,378     | グループウェア(行政情報ポータル、共有フォルダ、メール、予定表の共有等)を利用し、職員相互の情報共有及び情報伝達の迅速化を図る。  | グループウェアの新しいシステムの導入及び行政情報ポータルのカスタマイズを行うことにより、情報の共有化・情報伝達の迅速を更に強化する。  | 無         | 端末台数         | 台  |     | 600 | 600 | ポータルアクセス件数     | 件              |     | 415,000 | 190,000 | 3       | 3         | 5   | 5   | 5      | 3   | 24      | B      | 要改善   | 要改善    | グループウェア(行政情報ポータル、共有フォルダ、メール、予定表の共有等)を利用し、職員相互の情報共有及び情報伝達ができるよう一定の仕組みはできているが、新しいシステムの導入や現在のグループウェアの改良を行い、利便性を向上させる。                | 情報化推進計画及び電子自治体構築の中で活用方法を示す。  |   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名                           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |     |       |       |                        | 目的手段の適切さ |     |       | 市の役割<br>市間との<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |   |  |  |
|-----|-----|-------------------------------|--------------------|--|--|-------------------|------|----|-----|-------|-------|------------------------|----------|-----|-------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|---|--|--|
|     |     |                               |                    |  |  |                   | 活動指標 | 単位 | H15 | H16   | H17   | 成果指標                   | 単位       | H15 | H16   |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合<br>評価  | 今後の方向性   |  |
| 55  | 情報室 | 地域情報<br>化事業<br>(CATV施<br>設整備) | 992,179            | 市内全戸及び事業所を対象<br>に、放送と通信の事業を行<br>う。(一部農林水産省補助<br>対象事業=H15～17)<br>伝送方式はFTTH方式を採<br>用。行政が施設整備を行<br>い、第3セクター方式で管<br>理・運営を行う。(公設民<br>営方式)<br>局舎は市防災センターの2<br>階。全市を3地区に分けて<br>段階的に整備・開局する。                         | 加入者数の増加による事業<br>費の増大と総事業費<br>伝送路の保守・維持の別枠<br>予算化と保守契約<br>CATVを活用したサー<br>ビスの展開  | 有                 | 施設整備 | km | 277 | 375   | 600   | 施設整備                   | km       | 277 | 375   |                     | 4   | 4             | 4   | 5       | 5      | 4   | 26     | B     | 事業<br>拡大 | 平成15～16年度<br>は、ほぼ計画ど<br>おりに事業推進が<br>できている。<br>総事業費の抑制を<br>図りながら、整備<br>を進める。<br>平成17年度は次年<br>度に開業を控え、<br>センター設備・引<br>込工事・宅内機器<br>購入等の費用が増<br>加する年度であ<br>る。 | 施設整備を計<br>画的に実施す<br>る。CATV<br>の活用サー<br>ビスを充実す<br>る。  |  |
| 56  | 情報室 | セキュリ<br>ティポリ<br>シー普<br>及事業    | H17<br>641         | 情報セキュリティマネジ<br>メントの目的、適用範囲(適<br>用者、適用業務、対象とな<br>る情報資産)、経営層の関<br>与(責務、取組み姿勢、<br>管理体制)及び全庁的に遵守<br>すべき基本原則を文書化<br>し、職員のセキュリティ意<br>識の向上と統一を図る。   | セキュリティ対策は全庁<br>的に取り組む必要がある<br>が、その実現のためにはセ<br>キュリティポリシー整備の<br>重要性を認知してもらう必<br>要がある。<br>作成するだけでなく、実<br>行していくことが大切であ<br>り、全ての職員の理解と協<br>力は不可欠となる。    | 無                 | 研修回数 | 回  |     | 2     | 2     | 職員による<br>故意の不正<br>アクセス | 件        |     |       |                     | 3   | 2             | 4   | 3       | 5      | 5   | 22     | B     | 要<br>改善  | 市民の個人情報<br>に対する関心が高<br>まっている中で、<br>住民情報を取り<br>扱っている市と<br>しては当然取り組<br>んでいかなければ<br>ならない事業で<br>あり、今後、セキ<br>ュリティポリシー<br>の周知及び職員<br>研修を充実して<br>いく必要がある。        | マナーの向上<br>と啓発の強化<br>を行う。   |  |
| 57  | 情報室 | 地域情報<br>化事業<br>(CATV加<br>入促進) | 5,682              | 市内全戸及び事業所を対象<br>に、放送と通信の事業を行<br>う。(一部農林水産省補助<br>対象事業=H16～17)<br>伝送方式はFTTH方式を採<br>用。行政が施設整備を行<br>い、第3セクター方式で管<br>理・運営を行う。(公設民<br>営方式)<br>局舎は市防災センターの2<br>階。全市を3地区に分けて<br>段階的に整備・開局する。<br>加入促進は全域整備後も推<br>進する。 | 旧三次市・布野町のさら<br>なる加入を推進する。<br>2期地区の説明会の実施と加<br>入予約を推進する。<br>農業技術ビデオの撮影・編<br>集を完了させる。ボラン<br>ティアスタッフは三次ケー<br>ブルビジョンが活用する。<br>CATVを活用した行政情<br>報の配信の検討。 | 有                 | 加入促進 | 人  | 890 | 3,000 | 1,500 | 加入促進                   | 人        | 890 | 3,000 | 1,500               |     | 4             | 3   | 4       | 4      | 3   | 4      | 22    | B        | 現<br>状<br>維持  | 市職員+ピオネ<br>ット5名で推進<br>してきた。<br>17年度はピオネ<br>ットが7名採用<br>があるので、市<br>は現状維持と<br>する。<br>説明内容等に<br>さらなる工夫を<br>する。 | 加入促進に向<br>け、最大限の<br>取り組みを行<br>う。当面は目<br>標加入率を達<br>成する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名              | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析               |        |     |        |     |      | 目的手段の適切さ        |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性   |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |          |   |   |  |
|-----|-------------|------------------|--------------------|--|--|-------------------|--------------------|--------|-----|--------|-----|------|-----------------|-----|-----|---------------------|-------|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|--------|----------|---|---|--|
|     |             |                  |                    |  |  |                   | 活動指標               | 単<br>位 | H15 | H16    | H17 | 成果指標 | 単<br>位          | H15 | H16 |                     | H17   | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合<br>評価 | 今後の方向性  |   |  |
| 58  | 情報室         | 電子自治体構築          | 3,057              | 電子自治体の構築を推進し、行政サービスの向上、行政事務の高度化及び効率化、地域間格差の解消を図るため、電子入札等システムを導入した。これにより、指名通知から落札決定までの一連の入札手続きをインターネットで行うことができ、入札手続きにおける受注者と発注者の事務負担の軽減と効率化を図った。導入にあたっては、開発・運営に要する経費の削減と受注者の利便性の向上を目的として、県と県内市町村の共同運用を行う広島県市町村電子自治体推進協議会に参加し導入を進めた。                 | 広島県と県内市町村との共同運用システムとすることで開発・運営に要する経費の削減と受注者が複数のシステムに対応することのないよう利便性の向上を図った。今後は、未参加自治体への参加促進及び未参加業者の参加促進を図りよりいっそうのコスト削減及び事務の効率化に努める必要がある | 無                 | 電子入札システム導入         | 式      |     | 1      | 1   |      | 電子入札システムによる入札件数 | 件   |     | 7                   | 20    |               | 3   | 3       | 3      | 5   | 4      | 4     | 22     | B        | 事業拡大  | 国の「2005年までに世界最先端のIT国家となる」を目標に進められたe-Japan戦略に続き、「2006年以降も世界最先端であり続ける」ことを目指す『e-Japan戦略II』が2003年7月に発表されている。三次市においては、地域インフラ等によるIT基盤の整備が完了し、今後はITの活用を進め住民サービスの向上、行政事務の効率化を行うため、電子自治体の構築をさらに進める必要がある。 | 情報化推進計画の中で、インターネット・LAN等とあわせて計画的に達成していく。                                |
| 59  | 情報処理システム準備室 | 情報処理(申告受付支援システム) | 7,372              | 毎年発生する住民税申告受付事務の効率化及び迅速化を目的とした社団法人岡山中央総合情報公社製システムであり、平成14年から平成15年にかけて、合併前旧町村(現支所)において運用開始。平成16年度実績で約22,000件(情報処理システム準備室担当システム分)が申告データとしての入力が行われた。主な機能としては、前年の申告基礎データの閲覧や、申告書や収支内訳書の印刷等がある。さらに、申告受付前に事前調査事項を受付基礎データとして入力しておくことにより、実申告受付時間の短縮化が行われる。 | 新システムが平成18年度稼働予定であり、それに伴う現システムからのデータ移行を可能な限り行う必要がある。   | 無                 | 申告受付件数             | 件      |     | 22,000 |     |      |                 |     |     |                     |       | 5             | 4   | 5       | 2      | 5   | 5      | 25    | B      | 事業拡大     | 電算システムについては、利便性や費用対効果も重要だが、その正確性・安定性が最も重要視されるべきであると思われる。申告受付支援システムは、その使用目的から必要性が高く、使用効果も大きい。今後は高いレベルでの正確性・安定性の確保を前提とした、利便性や費用対効果の改善を進めていく必要がある。 | 新システムの稼働に向けたデータ移行を確実に進行。  |  |
| 60  | 自治振興室       | 地域集会所整備事業        | 2,886              | 地域におけるコミュニティづくりを推進するため、住民自治組織自らが行う地域集会所整備に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額である。補助金の額は100万円を最高限度とし、補助対象経費の2分の1の額が10万円に満たないときは補助しない。   | 老朽化している施設が多くなっており、地元要望も多いため、相応の予算が必要である。集落が密集している地域は、集会所の統合など、地元協議も状況としては発生することが予想される。補助率の上限が100万円であり、新築の際は地元負担が厳しいのが現状である。            | 有                 | 現地調査・地元協議          | 回      |     | 8      | 8   | 対象戸数 | 戸               |     |     | 163                 | 550   |               | 3   | 3       | 4      | 4   | 4      | 4     | 22     | B        | 要改善   | 自治組織を通じて制度の照会、募集を行っているが、募集期間を広くするなど、市民(常会)へ対して、制度の周知を図ることに努める。地元の浄財、企業、自治組織等の支援も考えられるが、現実的でない地域もあり、自治組織支援の観点からも市が行うべきである。   | 地域集会所整備に対する市民(常会等)のニーズは高いものと思われる。今後は自治連合を通じての制度の学習や、周知期間を長くするなど配慮に努める。 |
|     |             |                  |                    |  |  |                   | 補助を行なった施設(17年度は予定) |        |     |        |     | 対象人口 | 人               |     |     | 428                 | 1,500 |               | 3   | 3       | 4      | 4   | 4      | 4     | 22     | B        | 要改善   |   | 計画的に実施する。  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |     |     |     |           | 目的手段の適切さ                    |     |      | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |  |                      |
|-----|-------|-----------|--------------------|--|---|-------------------|-----------|----|-----|-----|-----|-----------|-----------------------------|-----|------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|-------|--|--|----------------------|
|     |       |           |                    |  |   |                   | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標      | 単位                          | H15 | H16  |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合<br>評価   | 今後の方向性               |
| 61  | 自治振興室 | 地域審議会運営事務 | 1,675              | 【経緯】<br>合併特例法第5条の4の規定に基づき、地域審議会を設置することを第9回合併協議会で確認されました。合併後、「三次市地域審議会条例」が定められ、第1条に基づき、旧市町村単位ごとに設置する。<br>【概要】<br>旧市町村単位に設置します。各地域審議会の委員は12人以内とし、任期は2年で再任を妨げない。<br>審議会の所掌事務として、市長の諮問（新市まちづくり計画の変更等）に応じて審議し答申することや必要と認める事項について市長に意見を述べるができる付属機関（地方自治法第138条の4第3項）。 | 政策担当、企画調整担当、財政室及び支所との協議が必要となるが、平成16年度は実質的に最終案の段階で示されたため、終始後追いの作業に追われた。特に各担当室が作成した資料が整合していないなど、疑問や不信感をもった地域もある。<br>また、広島県との協議においては、合併特例債を確実に確保するため、変更項目の協議段階から綿密に連携し、情報共有及び調整を市内部で行う必要があるが、変更事項の把握と回答に相当の時間と協議をする結果となった。最終的に県担当者の尽力で合併特例債の確保は担保できましたが、来年度も同様の対応では、不確実な状況がある。 | 無                 | 審議会開催回数   | 回  |     | 20  |     |           | 諮問事項に対して、いずれも異議のない旨の答申を受ける。 | %   |      | 100                 |     | 4             | 3   | 4       | 5        | 5      | 3   | 24     | B     | 要改善  | 地域審議会の必要性は確認されているが、さらに審議会での議論に市民ニーズを反映させるため、情報公開と共有を図る必要がある。また、16年度は審議会の議論や県との事前協議の時間が確保されていなかったことから、議論や協議の時間を確保する必要がある。 | 更に効果的で効率的な運営方法を確立する。 |
| 62  | 自治振興室 | 成人式開催業務   | 822                | 市内居住者及び三次市出身の成人者を対象に成人式を開催する。実行委員会形式により、各地域より成人代表者に代わっていただき、成人式の企画・運営を行う。  | 成人式開催時期について、現在は8月開催としているが、実際のその年の成人代表者にアンケートをとるなどし、開催時期について検討が必要。また、行政主体の成人式でなく、成人者自らによる企画・立案・運営で行う成人式となるよう移行していきたい。  | 無                 | 実行委員会開催回数 | 回  |     | 5   | 7   | 成人式参加率    | %                           |     | 67.4 | 67.0                | 4   | 2             | 4   | 2       | 3        | 4      | 19  | C      | 要改善   | 開催時期の再検討、企画・運営を成人者自らが主体となつて行うような体制づくりを行っていきべき。                     | 成人代表による主体的な運営をめざす。   |                      |
| 63  | 自治振興室 | 自治活動支援    | 7,200              | 住民自治組織が、地域と対象として取組む生涯学習振興事業や、地域の特色を活かしたまちづくり活動、地域づくり活動を支援する。   | 住民自治活動は、「住民自らが地域活動へ参加することを通して、自らの地域は自らが創っていく」ことをめざしており、財源においても住民の主体性が求められる。   | 有                 | 補助交付団体    | 団体 |     | 23  | 19  | 生涯学習開催講座数 | 講座                          |     | 110  |                     | 5   | 4             | 3   | 3       | 5        | 5      | 25  | B      | 要改善   | 地域の特色を活かした事業を模索している自治組織が多く、今後は、地域まちづくりビジョンを元にステップアップした事業の展開が求められる。 | 地域まちづくりビジョンに基づき、特色あるまちづくりを住民協働で取り組む。   |                      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |    |     |     |     |            |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |          |  |   |   |                          |
|-----|-------|------------|--------------------|--|---|-------------------|------------|----|-----|-----|-----|------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|----------|--|---|---|--------------------------|
|     |       |            |                    |  |   |                   | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標       | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性   | 総合評<br>価  | 今後の方向性  |                          |
| 64  | 自治振興室 | 住民自治組織設立支援 | 155,507            | 新市まちづくりの柱となる住民自治組織の設立支援をおこなう事業   | 自治活動の組織基盤の確立（自主財源、加入促進等）目指すべき地域の将来像（特色あるまちづくりビジョン作成の必要）   | 有                 | 住民自治組織設立   | 回  |     | 19  | 19  | 設立率        | %  |          |     | 100 | 100                 | 5             | 4   | 3   | 3       | 5      | 4      | 24     | B        | 現状維持   | 協働のまちづくりを目指して結成された19の住民自治組織連合会は、住民自治を基本に展開している。自治組織が自立した活動を展開していくためには、事務局体制の整備や活動資金の確保が求められている。 | 現状維持  | 住民自治組織設立の草創期であり、支援を継続する。 |
| 65  | 自治振興室 | 地域懇談会      |                    | 合併により市域が拡大し、行政懇談会のみでは、市民の意見を反映していくことが困難となるため、それを補完するもの。市政懇の位置付けを「市の総合的かつ計画的な行政を運営するにあたり、市民の市政参加を促進するために設置する」と考える。地域懇は「市民の市政参加をさらに促進・保障しながら、行政の提言・地域課題をともに考え、地域が自ら行動するための協議の場」として位置付ける。 | これまでの要望や陳情型の懇談会から、住民自治組織を主体に自立した地域コミュニティづくりの場に転換を図るため、運営手法（ワークショップ等）の検討と同時に、行政側の人材育成（コーディネート能力等）が必要である。 | 無                 | 地域懇談会開催箇所数 | ヶ所 | 51  |     |     | 参加者数       | 人  |          |     | 988 | 2                   | 2             | 4   | 2   | 5       | 2      | 17     | C      | 要改善      | 自立した地域コミュニティづくりに向け、運営手法や市民意識の醸成など改善すべき点がある。また、市政懇談会を補完するための新たな仕組みの検討が必要。 | 要改善   | 自治振興及び特色ある地域づくりを推進するうえで重要な業務である。実施回数・時期・テーマ等を熟考し、より効果的な取り組みとしていく。 |                          |
| 66  | 自治振興室 | 定住対策       | 14,564             | 旧町村定住者への定住促進奨励金等の交付事務  |   | 無                 | 補助金対象者数    | 人  | 78  |     |     | 補助金対象者の定住率 | %  |          |     | 100 | 4                   | 5             | 5   | 5   | 1       | 1      | 21     | c      | 現状維持     | すでに交付決定を受けたものへの経過措置的経費削減のため、社会的ニーズは極めて低い。                                | 現状維持  | 経過措置として行う   |                          |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名      | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析          |    |     |        |     |               | 目的手段の適切さ |     |        | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |   |  |
|-----|----------|----------|------------|--|---|-----------|---------------|----|-----|--------|-----|---------------|----------|-----|--------|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|---|--|
|     |          |          |            |  |   |           | 活動指標          | 単位 | H15 | H16    | H17 | 成果指標          | 単位       | H15 | H16    |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価   |
| 67  | 自治振興室    | 一日市民相談   |            | みよしまちづくりセンターにおいて、市民相談全般（人権相談・地域相談・生活相談・消費生活相談・健康相談・介護相談・女性相談・青少年、子育て相談・教育相談など）の相談業務を行う。  | 合併しエリアが広がったため周辺部からの相談が増えている。また相談内容も複数にまたがる相談となる可能性があるため、対応する相談員の情報交換の場が必要。行政への不満である内容も増えているため、各支所においても身近な相談に対応してもらえるような体制が必要。 | 無         | 相談件数          | 件  | 24  | 23     | 25  | 解決            | %        | 16  | 17.39  | 17   | 3   | 3         | 4   | 5   | 3      | 4   | 22     | B     | 要改善  | 広報をもっと行い、周辺地域の住民へも広く知ってもらわなければならない。また、問題解決率向上のため相談員の育成や体制について見直す必要がある。  | 地域相談業務と統合する。   |
| 68  | 自治振興室    | 地域相談業務   |            | みよしまちづくりセンター及び別館において、市民相談全般（人権相談・地域相談・生活相談・消費生活相談・健康相談・介護相談・女性相談・青少年、子育て相談・教育相談など）の相談業務を行う。  | 合併しエリアが広がったため周辺部からの相談が増えている。各支所においても身近な相談に対応してもらえるような体制が必要。   | 無         | 相談件数          | 件  | 14  | 8      | 10  | 解決            | %        | 23  | 12     | 12   | 2   | 3         | 4   | 5   | 3      | 4   | 21     | C     | 要改善  | 広報をもっと行い、周辺地域の住民へも広く知ってもらわなければならない。また、問題解決率向上のため相談員の配置など体制について見直す必要がある。 | まちづくり相談業務として包括していく。                                  |
| 69  | まちづくり推進室 | 過疎交通対策事業 | 187,457    | 路線バス 補助金交付事務。路線の見直し。市民バス 確保基準の設定。見直し作業。三次市民バス条例の制定。委託契約事務<br>三次市生活交通体系実施計画の策定。路線バス・JR線・市民バス・市民タクシーの役割の整理。市民バス確保基準の策定。本計画は、「実施基本計画」としての性格を有している。<br>JR線 芸備線・福塩線・三江線の各協議会に関する事務。要望事項のとりまとめ。市へ譲渡された駅舎の管理。 | JR線も含めた総合的な公共交通手段確保の具体的なプランの策定とその実施。  | 有         | 市民バス(巡回等)利用者数 | 人  |     | 50,342 |     | 市民バス(巡回等)利用者数 | 人        |     | 50,342 |      | 4   | 2         | 3   | 2   | 4      | 4   | 19     | C     | 要改善  | 路線バス・市民バスとも利便性の向上、費用対効果などの面から、路線の存続やダイヤまた運行形態などさらなる見直しが必要である。           | 利用者サービスを第一に考え、絶えず見直しをする。料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。 |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名               | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析          |    |     |     |     |      |                   | 目的手段の適切さ   |     |         | 市の役割    | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |        |      |        |   |   |   |   |   |  |  |                   |
|-----|----------|-------------------|------------|--|--|-----------|---------------|----|-----|-----|-----|------|-------------------|------------|-----|---------|---------|-----------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|--------|------|--------|---|---|---|---|---|--|--|-------------------|
|     |          |                   |            |  |  |           | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位                | H15        | H16 | H17     |         | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価 | 今後の方向性 |   |   |   |   |   |  |  |                   |
| 70  | まちづくり推進室 | 高齢者等巡回タクシー運行事業補助金 | 886        | 平成17年度から三次市民タクシーに名称を変更。高齢者限定をはずした。路線バス等の公共交通機関がない地域において、交通手段を有しない住民が手段で定期的にタクシーを利用した場合その運行費用の2分の1を補助している。おおむね週1回を限度。 | 今後は路線バス・市民バスとの役割分担、とりわけ市民バスの運行形態の見直しの中で、市民タクシーの具体的な役割を明確にする必要がある。  | 無         | 市民バス(巡回等)利用者数 | 人  |     | 770 |     |      |                   | 市民タクシー利用者数 | 人   |         | 770     |           |     | 4   | 4   | 4      | 3      | 3      | 2    | 20     | C    | 現状維持   | 現状維持  | 利用者が主体的に共同利用しており、公共交通手段が確保されなければならない状況ができるまでの間は非常に有効である。                              | 特定地域への限定的な措置となっている。将来的には他事業との統合等を検討する。  |   |   |  |  |                   |
| 71  | まちづくり推進室 | 芸備線対策協議会          | 31         | 事務局として会議開催準備等の実務があり、昨年度は、3回幹事を開催した。機関紙・イベント情報紙の作成が主な事業費を占めているが、機関紙についてはその利用状況がよくないため、発行を取り止め、イベント情報紙のみ発行した。          | 市町村合併に伴う構成自治体数の減少から、本会の事業予算規模が減額となっている。各自治体の負担金を増額すれば、現状維持の活動が出来るが、利用促進へ直接繋がる効果は期待できないと思われる。各自治体がそれぞれ、独自の事業を展開しつつ、本会の組織構成として、民間・地域を含めた体制整備・事業展開が、今後の課題である。 | 無         | 幹事会開催回数       | 回  | 2   | 3   | 3   |      | イベントカレンダー発行3,000枚 |            |     |         | 126,100 |           |     | 2   | 2   | 4      | 3      | 3      | 17   | C      | 要改善  | 現状維持   | 広報PR活動も、JRのダイヤ改正・列車増発など直接の効果は期待できない。ただ、地域活性化に繋がる施策は、その他の事業と連携しながら展開していかない。      | 都市部においては、生活交通手段としての有効性は明らかであると思うが、中山間地域においては、利用者増に中々繋がらないので、地域間交流・観光推進などの施策が重要となってくる。 | 本会への負担金については、構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。事業展開のあり方を、本会主催の事業と各自治体の事業とに分ける必要があり、別の施策展開として事業費の負担増になる。 | 民間地域との協働による事業展開が必要であるが、事業目的が公共性の高いこと、自治体数も多数あることから、市としての実務的な関わり方は現行どおりであろう。 | 三次・広島間における主に通勤・通学の利用ニーズは高いが、高速バスのニーズも高いと思われる。 | 朝・夕、通勤通学利用している乗客はいるが、日中三次・広島間の利用は便数が少ないため、高速バスの方が需要が高い状況である。 | 本会への負担金としては、本会の運営維持を考慮すると、現状維持が精一杯で、市としては独自で関連施策を実施するなどして、住環境の整備・地域のまちおこしへ努めるべきである。利用促進に関する要望は、従来どおり県を通じて行う。 | 利便性の向上と利用促進に取り組む。 |
| 72  | まちづくり推進室 | 福塩線対策協議会          | 201        | 利用促進・普及啓発事業として、協議会全体で「福塩線開業90周年記念事業」を開催したほか、民間団体が利用促進のため開催するイベントへの補助や、県を通じてJRへ要望活動を行った。                              | 市町村合併に伴う構成自治体数の減少から、本会の事業予算規模が減額となっている。各自治体の負担金を増額すれば、現状維持の活動が出来るが、利用促進へ直接繋がる効果は期待できないと思われる。各自治体がそれぞれ、独自の事業を展開しつつ、本会の組織構成として、民間・地域を含めた体制整備・事業展開が、今後の課題である。 | 無         | 幹事会等開催回数      | 回  | 4   | 5   | 6   |      | 調査研究及び促進活動費       |            |     | 569,843 | 739,438 |           |     | 2   | 2   | 4      | 3      | 2      | 15   | D      | 要改善  | 現状維持   | 広報PR活動を徹底しても、JRのダイヤ改正・列車増発など直接の効果は期待できない。ただ、地域活性化に繋がる施策は、その他の事業と連携しながら展開していかない。 | 生活交通手段としては、居住者の増加がなければ有効性は見えてこないため、地域間交流施策・観光推進施策が重要となってくる。                           | 本会への負担金については、構成自治体数の減少によりこれ以上の削減は困難である。事業展開のあり方を、本会主催の事業と各自治体の事業とに分ける必要があり、別の施策展開として事業費の負担増になる。 | 民間地域との協働による事業展開が必要であるが、事業目的が公共性の高いこと、自治体数も多数あることから、市としての実務的な関わり方は現行どおりであろう。 | 福塩線を利用する乗客が減少傾向な実態を見ると、社会的ニーズは低いと思われる。        | 福塩線を利用する乗客が、地域で利用される住民を含んで減少している実態を見ると、市民的ニーズも低いと思われる。       | 本会への負担金としては、本会の運営維持を考慮すると、現状維持が精一杯で、市としては独自で関連施策を実施するなどして、住環境の整備・地域のまちおこしへ努めるべきである。                          | 利便性の向上と利用促進に取り組む。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                 | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析       |    |     |     |     |                 |    |     |     | 目的手段の適切さ |           |     | 市の役割 | 必要性 |         | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |       | 2次総合評価                           |                                  |        |
|-----|----------|---------------------|------------|---|--|-----------|------------|----|-----|-----|-----|-----------------|----|-----|-----|----------|-----------|-----|------|-----|---------|-----|-----|--------|-------|----------------------------------|----------------------------------|--------|
|     |          |                     |            |   |  |           | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標            | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |      | 効率性 | 市間与の妥当性 |     |     | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性                           | 総合評価                             | 今後の方向性 |
| 73  | まちづくり推進室 | 三江線改良促進利用期同盟会       | 96         | 利用促進策協議のための幹事会等開催。「ぶらり三江線MAP」の作成。                 | 市町村合併に伴う構成自治体数の減少から、本会の事業予算規模が減額となっている。各自治体の負担金を増額すれば、現状維持の活動が出来るが、利用促進へ直接繋がる効果は期待できないと思われる。各自治体がそれぞれ、独自の事業を展開しつつ、本会の組織構成として、民間・地域を含めた体制整備・事業展開が、今後の課題である。   | 無         | 幹事会開催回数    | 回  |     | 5   | 6   | 乗車人数(三次駅、1日あたり) |    | 778 | 758 |          | 2         | 2   | 4    | 3   | 2       | 2   | 15  | D      | 要改善   | 現状維持                             | 現状維持                             | 今後の方向性 |
| 74  | まちづくり推進室 | 中国自動車道広島県沿線市町村連絡協議会 |            | 平成15年度までの主な事業として、スタンプラリー事業を行ってきた。                 | 主な事業として行ってきたスタンプラリー事業が応募者数が100から200を推移し、マンネリ化している現状がある。平成16年度は、観光振興を含めた中国自動車道の利用促進について、今後の本協議会の事業内容について検証し取り組みのあり方の議論を深めてきた。観光振興を含めた中国自動車道の利用促進は、県の観光部局も取り組んでおり必要性は薄れている。協議会の解散を含めた議論をする必要がある。                     | 無         | 事務連絡会議開催回数 | 回  | 1   | 2   | 1   |                 |    |     |     |          | 1         | 2   | 2    | 1   | 1       | 8   | E   | 事業完了   | 廃止    | 早期に解散する。                         | 効果の検証を行う。方向性となれば市独自の取り組みを強化していく。 |        |
| 75  | まちづくり推進室 | 江の川文化園会議業務          | 388        | 「サミット」の開催。16年度は三次市で開催した。記念講演、分科会、意見交換会の開催。広報誌の発行。 | 市町村合併に伴う構成自治体数の減少から、本会を構成する委員・幹事も人員減となっている。広域的な連携、情報交換を考慮すると、民間からの参画が今後重要な課題となってくるだろう。具体的な活動テーマ別に分科会の形態を再編することや、『民』主体で組織された「江の川流域連絡会」の参画を促す展開が必要である。各自治体がそれぞれ、独自の事業を展開しつつ、本会の組織構成として、民間・地域を含めた体制整備・事業展開が、今後の課題である。 | 無         | 「三次サミット」開催 | 回  |     | 1   |     | 広報誌「サン太郎通信」     | 回  |     | 5   |          | 3         | 3   | 4    | 2   | 3       | 17  | C   | 要改善    | 要改善   | 効果の検証を行う。方向性となれば市独自の取り組みを強化していく。 | 効果の検証を行う。方向性となれば市独自の取り組みを強化していく。 |        |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名         | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析      |    |     |     |     |        |           | 目的手段の適切さ  |           |     | 市の役割   | 必要性  |  | 合計点  | ランク  | 1次総合評価   |  | 2次総合評価  |   |  |  |  |   |      |                 |  |   |                          |            |
|-----|----------|-------------|------------|--|--|-----------|-----------|----|-----|-----|-----|--------|-----------|-----------|-----------|-----|--|--|--|--|--|--|--|---|---|--|--|--|---|------|-----------------|--|---|--------------------------|------------|
|     |          |             |            |  |  |           | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標   | 単位        | H15       | H16       | H17 |  | 目的達成への貢献度  | 有効性  |  |  | 効率性  | 市間与の妥当性  | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ   | 総合評価   | 今後の方向性                                       | 総合評価   | 今後の方向性  |      |                 |  |   |                          |            |
| 76  | まちづくり推進室 | 備北地区観光連絡協議会 | 50         | 備北地域が一体となり、地域の観光資源をはじめとした観光情報を発信し、交流人口を増大させ、地域活性化を図るため、宣伝活動、情報発信事業を行った。また、広域観光ネットワーク形成のため、広島・島根観光連絡協議会で、今後の備北・雲南地域における広島県、島根県の連携による誘客事業のあり方、進め方について検討するため検討部会を設置し、次年度事業計画へ反映するため取り組んだ。宣伝・情報発信活動として、旅行情報誌「じゃらん」への掲載と、備北地区への誘客を図るためのパンフレットを制作した。 | 市町村合併に伴う構成自治体数の減少、それに伴う観光協会等団体数も将来減る予定である。また、事業費の86%が備北地区消防広域行政組合広域観光事業補助金からであるため、補助が終了することになれば、事業を存続することが難しくなる。また、自治体が2市になったことにより広域観光ネットワークを図ることの意味が薄れた。  | 無         | 担当者会議開催回数 | 回  | 1   | 1   | 1   |        |           |           |           |     |  | 観光客の誘致を図ることが目的達成の上で大きな役割を果たすと考えると、本協議会が行っている宣伝、情報発信事業は、実際広告等を見て問合わせられるので貢献していると思われる。 | 3  | 旅行雑誌等での定期的な情報発信やパンフレット作成配布での成果は現状以上向上させるのは困難である。 | 3  | 本協議会への負担金については、構成自治体数等の減少によりこれ以上の削減は困難である。また備北地区消防広域行政組合広域観光事業補助金が終了するようないふ事があれば、現状のような事業内容で運営はできない。 | 3  | 自治体数が減少し、将来観光協会数も減少する予定である。本協議会の継続のためには、観光施設等の参加も視野に入れることが必要である。自治体数が減るが市が関与することは必要である。 | 3   | 備北地区のさまざまな観光資源を活かした観光PRをすることによって観光客誘致を図ることは、地域の活性化につながるもので地域住民にとって有益である。 | 2  | 備北地区のさまざまな観光資源を活かした観光PRをすることによって観光客誘致を図ることは、地域の活性化につながるもので地域住民にとって有益である。 | 17  | C    | 現状維持            | 観光客の誘致を図ることが目的達成の上で大きな役割を果たすと考えると、本協議会が行っている宣伝、情報発信事業は、実際広告等を見て問合わせられるなど効果が見られる。自治体数が減少し、将来観光協会数も減少する予定である。本協議会の継続のためには、観光施設等の参加も視野に入れることも必要である。 | 要改善   | 効果の検証を行い、連絡協議会のあり方を検討する。 |            |
| 77  | まちづくり推進室 | 観光ポスター作成業務  | 1,248      | 平成16年度まで、さくらまつりPRポスター、鶴飼PRポスターを作成し、JR西日本主要駅、中国自動車道SA等に掲示していた。  | 市全体の観光PRポスターを作成する必要がある。さくら祭及び鶴飼のポスターは今年度より三次市観光協会の事業となっている。  | 無         | ポスター作成回数  | 回  | 3   | 2   |     | 入込観光客数 | 人         | 1,680,118 | 1,629,985 |     | さくら祭、鶴飼とも、ポスター掲示後、市外からの問い合わせが増加する。来場者数も天候が悪くても例年並みは下らず、ポスターでのPR効果が伺える。 | 4  | 旧三次市のイベント等のポスターではなく、全体的な観光PRポスターにする。三次市への入込観光客数増加を図れる。 | 4  | 一回のポスター作成枚数を最低限枚数にしているため、これ以上のコスト削減は図れない。平成17年度は2回作成していたものを、全体的なものを1回作成することになったので削減している。 | 3  | 観光協会が、一本化されたら、全体的なポスターの作成の可能だが、現状では困難であるため。  | 3   | インターネット等が普及しているも、街頭でのポスター掲示は幅広い年齢層へのPRに向いており、イベント等の問合わせは増えており来場者数も増えている。市民へのPRも必要なことからポスター作成は継続していくべきである。                           | 21   | C  | 現状維持   | インターネット等が普及しているも、街頭でのポスター掲示は幅広い年齢層へのPRに向いており、イベント等の問合わせは増えており来場者数も増えている。市民へのPRも必要なことからポスター作成は継続していくべきである。 | 事業完了 | 既存事業は観光協会に移行した。 |  |   |                          |            |
| 78  | まちづくり推進室 | やまなみ大学      | 2,606      | 平成14年度から施行される「新学習指導要領」に伴い、『総合的な学習時間の導入』・『学校週休2日制完全実施』などの情勢を考慮し、中山間地域の埋もれた地域資源の発掘と広域ネットワーク化の構築を図り、区域・地域からキャンパス全域、ひいては中山間地域全体の観光振興施策への転換を目的とした事業であり、平成13年度から5カ年の計画で推進している。   | 各キャンパスの取組み・講座開催状況を一元化し、一体的な広報・PR活動などを行うことにより、中山間地域対策の柱である農村と都市部との交流促進事業に一定の成果は得られていると感じるが、地域住民が自主的な取組みを行うなど、幅広い事業の展開や各キャンパスを越えた広域的なネットワークの構築や各キャンパス内で民間組織の立ち上げや自立を促すところまでは至っていないのが各キャンパスでの実情である。来年度以降の展開は、事業運営に対する関係自治体の評価に関わってくるが趣旨に賛同した講座主催者などの関係者は引き続き「やまなみ大学」の事業継続を望んでおられ、今年度から県と関係市町で、運営の見直しを含めた協議を行っている。本部運営の面では、学生制度に係る負担が事務も含めて増大のため、学生制度廃止も視野に入れ、本部事務については、関係市町で持ち回りなどの議論を進めている。NPO法人などによる民間組織の立ち上げを促し、その団体により自主的に事業展開していただける方向に変換することが、今後の課題である。 | 有         | 企画事業費     | 回  |     |     |     |        | 学生者数(三次市) |           |           | 161 |  | 学生者数(全体)   | 2,979  |  | 市町村という行政区画を超えた広域的かつ一体的な広報・PR活動は行っているが、各個の自立した取組みの徹底や学生制度の費用対効果を問われると運営方針については見直しが必要である。  | 2  | 講座主催者や協賛店を巻き込んだ行政の責任を考えると、今後の中山間地域を取り巻く施策の一環として、大学全体の運営の見直しを含めた今後の関係市町の取組みの方向性について見直しが必要である。 | 2   | 当初のやまなみ大学に参画している地域全域を事業展開するには、関係市町が引き続き関わっていくことが望ましい。いずれは、民間組織との協働による事業展開も必要であると考え、構成機関の広域ネットワークを維持継続していくには、市としての実務的な関わり方は現行どおりである。 | 4  | 中山間地域を対象とした行政機関の連携は必要であり、県の施策としても継続していただきたい。 | 4  | 都市部との交流促進を継続するためには、中山間地域を対象とした行政機関の連携は必要であり、ネームバリューのある「やまなみ大学」事業は継続していきたい。                                | 18   | C               | 要改善  | 本会への負担金としては、本会の運営維持のための現状維持が精一杯で、市としては独自で関連施策を実施するなどとして、住環境の整備・地域のまちおこしへ努めるべきである。 | 事業完了                     | 17年度で完了する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析          |    |     |     |     |                             |       | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |   |   |   |   |                |
|-----|----------|---------------------------|--------------------|---|--|-------------------|---------------|----|-----|-----|-----|-----------------------------|-------|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|---|---|---|---|----------------|
|     |          |                           |                    |   |  |                   | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                        | 単位    | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性  | 総合<br>評価  | 今後の方向性  |   |                |
| 79  | まちづくり推進室 | NPO育成                     | H17<br>400         | 福祉、環境、国際協力など、いわゆるまちづくりに関わる様々な分野において、ボランティア活動やNPO活動に市民が積極的に参加できるように、立ち上げ支援や活動の相談体制を整備する。   | NPO法人格取得の手続きが簡単にわかるような手引きやQ&Aなどの整理が必要である。  | 無                 | 補助金交付団体       | 団体 |     |     |     | 2                           | 助成団体数 |          |     |     | 4                   | 4             | 3   | 4   | 3       | 4      | 3      | 21     | C   | 事業拡大  | ボランティア団体やNPO団体との協働のまちづくりの推進は、今後の行政のあり方を考えるとき、なお一層の体制整備が必要である。関係者にとってわかりやすい仕組みの構築や情報交換ができる環境の整備も必要である。 | 現状維持  | NPOの支援を効果的に行う。 |
| 80  | まちづくり推進室 | 国際交流推進業務                  | (9,024)            | (財)三次国際交流協会(事務局:まちづくり推進室)を通じて行う国際交流事業の推進<br>三次市における国際化の進展に適切に対処するとともに、在住外国人と地域住民との親善交流を推進することを旨とし、住民レベルでの国際交流・国際協力を積極的に実施するよう支援した。<br>(1)在住外国人のための生活相談 (2)賛助会員の募集 (3)国際交流・協力ボランティアの募集 (4)第1回外国人による日本語スピーチコンテスト (5)国際交流・協力事業報告会 (6)友好・姉妹都市からの海外友好訪問団受入事業協力 (7)外国人訪問者の受入 (8)助成金交付事業 | 教育的な人事交流を維持しながらも、社会情勢を見極めたうえで、三次に在住する外国人に対して住みよいまちづくりを提案できる国際化施策を拡大していく必要性に迫られる。 | 無                 | 協会の主要事業開催日数   | 日  | 15  | 10  | 17  | 国際交流協力事業報告会/日本語スピーチコンテスト参加者 | 人     | -        | 130 | 200 | 3                   | 3             | 5   | 4   | 5       | 4      | 24     | B      | 事業拡大  | 近年の交通・通信手段等の飛躍的な発展により国際化が急速に浸透し、ボーダーレス化が進んでいる。こういった社会情勢の中で、民間交流団体の助成を通して行われる子どもたちの交流の支援や協会が実施する事業は国際化の中で生き抜く人間形成や異文化を理解していく普及事業の観点から今後拡大を行う必要がある。 | 事業拡大  | 国際交流事業はより一層積極的に推進する。国際交流協会と市との役割分担を明確にし、国際交流協会の主体的な取り組みを促進する。 |                |
| 81  | まちづくり推進室 | 国際交流推進業務(海外友好都市公式訪問団招聘事業) | 3,159              | 三次市が合併して誕生したことにより平成16年10月1日に合併記念式典を開催した。このことと併せて三次市の友好(姉妹)都市から友好訪問団(18名)を招聘して、ともに合併を祝っていた。また、訪問団のみなさんに特別名誉市民称号記の授与を行いこれまでの交流の成果を確認し、今後の交流について計画を行った。<br>訪問団 中華人民共和国四川省雅安市雨城区 11名<br>大韓民国慶尚南道泗川市 7名  | 民間の友好交流活動が活発に行うことができるよう、両行政間の関係をさらに信頼あるものにするよう努力を行い、活発な草の根交流の促進を図る必要がある。         | 無                 | 海外友好都市訪問団受入事業 | 回  |     | 1   |     |                             |       |          | 100 |     | 5                   | 4             | 4   | 5   | 3       | 24     | B      | 現状維持   | 市の合併記念として開催された事業であり、友好(姉妹)都市からの公式訪問団を招聘し、合併記念式典・特別名誉市民市民授与式等の主要公式事業について全て計画通りに実施することができた。また友好交流・協力事業を計画し、今回の事業でこれまでの交流を確認し、今後の友好交流の継続・発展について相互認識することができたため。 | 事業完了  | 市の合併記念として開催された事業であり完了とする。今後は国際交流推進業務により推進していく。  |   |                |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名      | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |     |     |           |      |         | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |   | 2次総合評価  |                    |                       |
|-----|----------|----------|--------------------|--|--|-------------------|--------------|----|-----|-----|-----------|------|---------|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|-----|--------|---|---|--------------------|-----------------------|
|     |          |          |                    |  |  |                   | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17       | 成果指標 | 単位      | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ   | 総合評価               | 今後の方向性                |
| 82  | まちづくり推進室 | 文化活動支援業務 | 124,411            | 文化活動を行う施設の維持管理業務を行う。例えば、保守管理業務の契約事務や故障等の修繕工事契約事務などがある。また、美術館あーとあい・きさ、三良坂平和美術館で年間4～5回の企画展を行い、その企画運営は美術館が行うがそれ以外の事務を行う。その他、文化施設ホール等で行う文化活動に対し市から一部補助金を出しており、これは参加型事業ではなく鑑賞型事業のものが主ではあるが、質の高い芸術・文化に触れることにより芸術・文化の振興につながるものである。(参加型事業は文化連盟の事業で行っている。)平成16年度事業は、美術館あーとあい・きさ企画展5回実施、三良坂平和美術館企画展5回実施。補助金交付団体数：みわ文化センターホール運営協議会外5団体、補助金額：7,575千円 | 施設管理を指定管理者制度を導入して行うということで、今後は直接的管理から間接的管理へと切り替わっていくことが想定される。企画立案も行政主体から民間(住民)主体へと移行し、住民の意識改革をしていくことが課題となると思われる。また、老朽化した施設もあり新たに建築、あるいは改築をするなど大きな問題も考えられる。  | 無                 | 施設管理業務件数     | 件  | 100 | 70  | 施設利用者数    | 人    | 115,128 | 120,000  | 4   | 3   | 4                   | 2             | 4   | 2   | 19  | C      | 要改善   | 芸術・文化に触れる機会を提供し、多くの人が芸術・文化への関心を高め、そして自身の癒しになるような事業展開を行う必要がある。低コストでの運営は必要だが、そればかりにこだわると本来の趣旨が損なわれる恐れもある。施設の老朽化も視野に入れ、ハード・ソフト両面の改善を要する。 | 要改善                | ファシリティマネジメントの視点で検証する。 |
| 83  | まちづくり推進室 | 文化連盟支援事業 | 3,053              | 三次市文化連盟は、平成16年度新市合併とともに8市町村の文化団体が統合し設立された。8支部、221団体で構成され、会員数は2600人余となっており(平成17年度)、本市の芸術・文化活動を推進する中核団体となっている。主な支援事業は、補助金交付(3,053千円)、みよし市民祭、みよし文化祭等主要行事の共催(人的支援)、情報提供、広報支援等である。  | これまでのような財政支援が困難な情勢であるため、事業を縮小するのではなく、会費の増額やイベントでの収益等を検討してもらおうと助言しており、文化連盟の財政計画を見直していく。また、主要な文化イベントでは、市行政との連携を強化し、「協働のまちづくり」のなかで文化・芸術の振興を図る。  | 有                 | 文化連盟主催の行事件数  | 件  | 22  | 23  | 文化連盟加入団体数 | 団体   | 195     | 221      | 4   | 3   | 4                   | 3             | 4   | 22  | B   | 要改善    | 文化連盟の統括は、スムーズに進み、組織も強化されつつある。市行政との連携を図りながら、文化連盟の主体性を高め、本市の文化事業をリードしていく団体として、更に育成・強化する必要がある。文化連盟の事業拡大を図る上で、補助金は必要であるが、若干は削減することが可能と思われる。連携は常に図り、相互の情報提供を行うが、文化連盟主催事業への人的支援は縮小し、連盟の主体性を培う必要がある。市が主催する大規模イベントで、文化連盟との協働体制を確立する必要がある。   | 現状維持  | 自主財源確保の取り組みが必要である。 |                       |
| 84  | まちづくり推進室 | 市民祭・文化祭  |                    | 「みよし市民祭」(三次市文化連盟三次支部主催)は、旧三次市から引き続いて春に行われており、芸能祭の他、美術展、生け花展、俳句・短歌大会が開催されている。また、新市合併により全市の総合フェスティバルとなった「みよし文化祭」(三次市文化連盟主催)は、秋に開催され、芸能や芸術の各分野で、多くの市民が出演、出品し、本市最大の文化行事となっている。市行政は、両行事を本市の文化振興における主要な行事として位置づけ、文化連盟との協力体制の下に企画・運営に参加している。  | 財政的には、参加費・出品料と三次市文化連盟への補助金で運営されているが、市行政としては補助金適正化計画を示しており、文化連盟の独自財源を増やすため、参加費の増額やイベント収入の検討をお願いしているところである。補助金削減が文化行事の縮小につながらないように、市行政と文化連盟の連携が今後一層重要となる。行事運営については、人的支援を行っているが、文化連盟の主体性を確立する中で支援していく必要がある。 | 無                 | 市職員出席会議・行事回数 | 回  | 30  | 26  | 参加者数      | 人    | 4,378   | 4,600    | 4   | 3   | 4                   | 2             | 5   | 23  | B   | 要改善    | 文化連盟の主催事業ではあるが、主要な文化事業として市行政との協働体制を築くことにより、効果的な事業運営を行っている。文化連盟の統括は、スムーズに進み、組織も強化されつつある。市行政との連携を図りながら、文化連盟の主体性を高め、本市の文化事業をリードしていく団体として、更に育成・強化する必要がある。文化連盟の事業拡大を図る上で、補助金は必要であるが、若干は削減することが可能と思われる。連携は常に図り、相互の情報提供を行うが、文化連盟主催事業への人的支援は縮小し、連盟の主体性を培う必要がある。市が主催する大規模イベントで、文化連盟との協働体制を確立する必要がある。 | 現状維持  | 自主財源確保の取り組みが必要である。 |                       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価

総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択

ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |  |          |        |  |
|-----|-----|------------|--------------------|---|---|-------------------|------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|---|--|----------|--------|--|
|     |     |            |                    |   |   |                   | 活動指標 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価  | 今後の方向性   | 総合評<br>価 | 今後の方向性 |  |
| 85  | 財政室 | 財政計画<br>策定 | 10                 | 実施計画策定に併せて平成17年度から平成19年度までの財政計画と平成20年度から平成32年度までの財政推計を作成する。 | ・実施計画作成の前段で、各部各部署に基準を示すべき。<br>・各部署で財政的な判断無しに新規事業を要望された場合、調整が困難である。  | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 5                   | 5   | 5             | 5   | 4       | 4      | 28  | A      | 現状維持  | 実施計画には必要不可欠   | 継続して実施する。  |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |
| 86  | 財政室 | 予算編成       | 250                | 平成16年10月予算編成方針を示し、各部署から予算要求を受け調整後、市長査定を受け、予算案を作成し議会へ付す。     | ・平成17年度からは、経常経費も政策的経費も一般財源枠を定め、各部署に提示する予定。<br>・各部署が責任を持って予算編成をしてみなければならない。<br>・実施計画策定と予算編成を同時に出来るよう検討が必要。 | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 5                   | 3   | 3             | 5   | 5       | 5      | 26  | A      | 現状維持  | 行政評価にはなじまないのでは予算編成の仕方についてであれば、今後はより一層担当部署に責任をもってもらいたい。  | 予算編成の仕組みは常に見直す。市民提案事業等も検討していく。                     |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |
| 87  | 財政室 | 財政事情の公表    |                    | 自治法、条例に定められており、毎年度上半期の状況を11月末までに、下半期の状況を毎年度5月末日までに公告している。   | ・住民にわかりやすくするため、他団体との比較など内容を検討する必要がある。   | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 3                   | 3   | 5             | 5   | 5       | 5      | 26  | B      | 要改善   | 機械的に掲示板に掲示するのみではなく、他市との比較などわかりやすくして、ホームページなどに公表すべきと考える。 | 機械的に掲示板に掲示するのみではなく、他市との比較などわかりやすくして、ホームページなどに公表する。 |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |
|     |     |            |                    |   |   |                   |      |    |     |     |     |      |          |     |     |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |  |          |        |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名          | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |     |     |     |      |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価   |   |   |                             |      |   |                  |
|-----|-----|--------------|--------------------|--|--|-------------------|--------------|----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|-----|--------|--------|----------|---|---|-----------------------------|------|---|------------------|
|     |     |              |                    |  |  |                   | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |     | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合<br>評価 | 今後の方向性  |   |                             |      |   |                  |
| 88  | 財政室 | 補助金等<br>見直し  | 207                | 社会経済状況の変化や市民の価値観の多様化に伴い、行政需要は刻々と変化を続けており、既存の補助金についても社会のニーズに的確に対応したのものになっているか、常に検証するとともに、補助金により公益性の高いものとなるよう見直しを実施する。この見直しに当たっては、合併協において、補助金交付の審査を、市民の参加を得て行うこととしていることを踏まえ、「三次市補助金等審査委員会」を設置し、平成16年度及び平成17年度の2カ年で補助金の見直しを行う。平成16年度では、「小規模な団体運営補助金」及び「イベント補助金」計93件について審査を実施し、審査結果について答申書が提出されている。平成17年度では、「事業費補助」及び「大規模な団体運営補助金」計75件を審査対象とし、審査を行うこととしている。なお、平成17年度では、課題であった「補助金交付基準の策定」についても審議することとしている。 | 既に役割を終えつつある補助事業や自主運営が可能な補助事業などに代わり、新たな社会的ニーズに対応する補助事業の導入や効果の高い補助事業の拡大を推進する仕組みの構築が急務である。既存補助金の見直しだけでなく、補助金が真に三次市の政策実現の間接的手段となるよう、新規補助金の採択のあり方や三次市の施策に沿った補助金への重点配分など、総合的な補助金交付基準の策定についても検討していく必要がある。 | 無                 | 審査事業<br>件数   | 件  |     |     |     |      | 3  | 5   |     | %        |               |     | 80                  | -   |        | 3   | 3   | 5      | 5      | 5        | 3   | 24  | B                           | 事業完了 | 本事業については、平成16年度及び平成17年度の2カ年で行うこととしており、第三者機関による個別補助金の審査は本年度で終了することとなる。来年度以降は、本年度の委員会にて審議している「三次市補助金等交付基準」を策定し、この基準に基づいた補助金交付を行うことにより、庁内で補助金の適正化を図っていく。 | 補助金の見直しは、今後とも行う。 |
| 89  | 管財室 | 電子入札<br>業務   | 7,218              | 地域社会の基盤を支える公共事業の重い社会的使命を踏まえ、IT技術を活用することにより、行政サービスの向上、行政事務の高度化・効率化及び透明性を図るため、電子入札と資格申請の電子化に取り組み、一層の電子自治体を推進する。  | 入札事務の効率化及び透明性の向上は今後ますます求められる。しかしながら現段階での電子入札は、すべてが電子の応札者ではなく、紙を併用しており、事務の効率性が十分に発揮されていない。建設業者・建設コンサルタント業者に対して、電子入札システムの利用登録を一層推進する必要がある。   | 無                 | 電子入札<br>実施件数 | 件  |     |     |     | 7    |    |     |     |          |               |     | 4                   | 2   | 2      | 5   | 3   | 3      | 19     | C        | 事業拡大  | 三次市では、公共工事の入札及び契約という大切なプロセスを透明にするために「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定に伴ない、制度面や事務手続き面での整備を推進してきた現在、技術面や事務手続き面での切り札となるインターネットを利用した電子入札の普及を推進する必要がある。平成17年度には試行から部分導入・拡大導入に発展させ、平成18年度には全面導入する予定である。 | 情報化推進計画及び電子自治体構築の中で活用方法を示す。 |      |   |                  |
| 90  | 管財室 | 隣市との<br>境界確認 |                    | 本市の境界については、安芸高田市と接する一部が決定しておらず、両市の面積も、国土地理院において「便宜上の概算数値」として公表されている。<br>境界が確定できなかった理由は、当該区域において境界紛争が起きているためであるが、本件に係る裁判は平成14年1月に結審している。<br>本来は、旧三和町と旧甲田町によって整理されるべき事項であったが現状のまま今日に至っている。したがって、実際には境界が決定できる状況にあることから早急に所定に事務を履行する必要がある。   | 広島県及び安芸高田市との境界状況確認や議会対応（同時期の議決要）等の協議・調整  | 無                 |              |    |     |     |     |      |    |     |     |          |               | 5   | 5                   | 5   | 5      | 5   | 3   | 28     | A      | 現状維持     | 市の境界決定（変更）は、地方自治法でも規定される事務で当該案件が発生した場合は速やかな事務処理が必要である。<br>また、未決定状態のままでは、所有地の地籍や地権者の管理・運用に、また国・県の市町村事務等に影響を及ぼすことになる。 | 早期に解決していく。  |                             |      |   |                  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                       | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |        |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計<br>点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価   |  |                                 |                      |
|-----|-----|---------------|--------------------|--|-----------------------------|-------------------|------|--------|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|---------|---------|----------|--------|-----|--|--|---------------------------------|----------------------|
|     |     |               |                    |  |                             |                   | 活動指標 | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単<br>位   | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |         |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ  | 今後の方向性                          | 総合<br>評価             |
| 91  | 管財室 | 三次市土地開発公社関連事務 | (292,516)          | 三次市土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理及び処分等を行っており、経営の健全化に向け、体制の強化及び財政支援を行う。<br>平成16年3月1日付けで、旧三次市、旧吉舎町、旧三良坂町の土地開発公社が合併。     | 累積する金利対策市の事業計画に基づく土地の管理、処分  | 無                 |      |        |     |     |     |      |          |     | 2   | 2                   | 2   | 2             | 2       | 2       | 2        | 12     | D   | 要改善  | これまで市の実施する各種事業の推進上、地価が高騰する前に土地開発公社に用地を取得させていた。<br>ところが用地を取得させたが事業実施が未決定、あるいは景気低迷に伴う宅地等の販売不調等により、公社が保有したままの状態が金負担が重荷になっている状況であり、健全化計画を策定する。 | 要改善                             | 平成17年度に経営健全化計画を策定する。 |
| 92  | 管財室 | 三次市開発公社関連事務   | (106,741)          | 三次市開発公社が受託している事業について、市としての委託締結事務を行う。事業計画、受託計画については、各事業室、所で開発公社と協議を行っている。予算執行についても、三次市公共施設管理委託契約に基づき各室、所で行っている。 | 開発公社の運営のあり方の検討（指定管理者制度での運営） | 無                 |      |        |     |     |     |      |          |     | 4   | 1                   | 2   | 2             | 5       | 5       | 19       | C      | 要改善 | 三次市開発公社の設立の意義は、市の業務（管理事務等）を委託することによって人件費等の行政コストが削減できることである。今後はファシリテイマネジメントに基づき組織体系等の検討を行い、同類団体（各種公社）との統合や株式会社設立、また委託業務の拡大も併せた検討が必要である。 | 要改善  | 指定管理者制度の導入に伴い、今後の公社のあり方の見直しを行う。 |                      |
| 93  | 管財室 | 市有財産台帳登録      |                    | 三次市における、財産（土地、建物、山林、動産、物件、）の管理を行う。   | 財産台帳の電算化による管理               | 無                 |      |        |     |     |     |      |          |     | 3   | 4                   | 3   | 5             | 3       | 3       | 21       | C      | 要改善 | より効率的に台帳管理をするため、また経費節減のため、市有財産台帳の電算化を進めていく必要がある。   | 要改善  | 施設台帳のデータベースをつくる。                |                      |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名     | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析 |    |     |     |     |      |    | 目的手段の適切さ |     |   | 市の役割<br>市間与の妥当性             | 必要性                           |                      | 合計点                       | ランク                       | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |  |  |
|-----|-----|---------|------------|---|---|-----------|------|----|-----|-----|-----|------|----|----------|-----|---|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--|--|
|     |     |         |            |   |   |           | 活動指標 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15      | H16 | H17   |                             | 目的達成への貢献度                     | 有効性                  |                           |                           | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価                                       | 今後の方向性   |
| 94  | 管財室 | 公用車管理業務 | 34,864     | 市公用車(235台)の日常点検及び車検整備までの一切の公用車に関する事務及び安全運転に関する講習等安全教育。<br>自動車損害賠償保険にかかわる事務。<br>有料道路使用に関する事務(ETC含む)。<br>公用車にかかわる事故処理の一切                        | 庁用自動車の適正な管理と事故防止の強化策<br>庁用自動車の計画的更新と台数の削減   | 無         |      |    |     |     |     |      |    |          | 3   | 庁用自動車を適切に管理することで効率的な使用に貢献している。                        | 安全教育に努めることにより効果が上がる。        | 台数の削減等余地がある。                  | 公用車の運転は原則市職員である。     | 安全運転教育は社会的ニーズが高い。         | 安全運転教育は市民ニーズが高い。          | 22     | B      | 事業拡大   | 事故が増え続けており、台数の削減に努めながら安全教育を徹底していかなければならない。 | 民間委託を推進する。                                     |
| 95  | 管財室 | 庁舎管理    | 102,862    | 本庁舎及び各支所等の庁舎の改修、コピー機等の設備機器の購入及び修繕。<br>当直業務、電話交換機、浄化槽の保守点検等の委託。<br>各庁舎用器具の購入、修理。<br>庁舎の需用費(光熱水費、燃料費等)の支払い。                                     | 経常経費の(光熱水費、機器借上料等)の削減<br>老朽施設の計画的改修<br>事務機器の更新時期の把握と計画的更新及び見直し  | 無         |      |    |     |     |     |      |    |          | 3   | 建物、設備の老朽化   | 構築物の修繕の把握                   | 経常経費の削減                       | 市でなければならない           | 社会的ニーズがある                 | 市民ニーズがある                  | 20     | C      | 要改善    | 庁舎管理について事務の効率化を図り、計画的にコストダウンに努める必要がある。     | コスト削減を徹底し、効率的な維持管理を行う。                         |
| 96  | 管財室 | 地籍調査事業  | 139,859    | 計画地域について、2年間で完了する事業である。<br>1年目：地籍調査を実施する区域内の土地所有者への地元説明会後、現地調査(境界立会)、測量を行う。<br>2年目：測量・土地所有者から聞き取りをしたものを参考に地籍図・地籍簿を作成し、閲覧、認証後、法務局へ送付し課税へ反映される。 | 管財室と各支所で組織が分かれており、業務執行に支障をきたしているため、体制の整備を図る必要がある。<br>事務を迅速に行うための事務支援システム、調査図策定システムの導入<br>将来、GIS(地図情報システム)を構築するにあたり、地籍調査の成果を有効活用するための数値情報化 | 有         |      |    |     |     |     |      |    |          | 3   | 国庫補助金の交付状況が事業計画に影響するため、高度機器の導入も含め進捗的には長期スパンにならざるを得ない。 | 市の推進体制の見直しなどにより成果の向上が見込まれる。 | 調査実施に係る業務委託方法等の改善によりコスト削減が図れる | 国土調査法に基づく事業で、公益性が高い。 | 地籍調査未実施の地域について調査実施の要望がある。 | 地籍調査未実施の地域について調査実施の要望がある。 | 24     | B      | 要改善    | 事業実施体制の見直しの必要がある。<br>今後旧三次市の調査も実施していく予定。   | 効率的な実施体制を整備し、計画的に実施していく。旧三次市についても調査の実施を計画していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間との<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |  |   |  |
|-----|-----|------------|--------------------|---|--|-------------------|------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|---|--|---|--|
|     |     |            |                    |   |  |                   | 活動指標 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 総合評<br>価   | 今後の方向性  | 総合評<br>価                                     |
| 97  | 管財室 | 法定外公共物関係事務 |                    | 法定外公共物とは里道・及び水路のことで、国が所有者で市が管理を行っているものと、国から市へ譲与が済んでおり、所有者が市であるものとの2種類がある。<br>(事務手続)<br>国が所有者である里道・水路は払下げ・交換等の申請は市で受け付け、公用廃止の公告(2週間)後、県へ引継ぎを行い、県から財務局へ引継ぎが行われた後に、財務局と申請者として契約等がなされる。<br>市が所有者の里道・水路は、払下げ・交換等の申請は市で受け付け、公用廃止の公告(2週間)後、市と申請者として契約等を行う。 | 国有財産を国から市へ譲与受けるための申請を積極的に進めていく必要があるのか、住民ニーズや費用対効果を踏まえ十分検討していかなければならない。   | 有                 |      |    |     |     |     |      |          |     | 2   | 3                   | 3   | 4             | 4   | 4       | 20     | C   | 要改善    | 法定外公共物は、地域内や私有地の隣接部分にも多数存在しており、その有効利用に対しニーズは見込まれる。また、現行は用途変更等国へ申請が必要で結果まで相当の期間を要しており、譲与により手続きの簡素化も図れる。そつう方面においては効果的ではあるが、一方では、国への申請事務(図面作成等)に多額のコストを要するため、費用対効果を踏まえた総合的な検討が必要である。 | 要改善  | 譲与手続きを進めるメリットは大きいですが、費用対効果を検証し、平成17年度中に本事業の実施可否を明らかにしていく。 |  |
| 98  | 管財室 | 入札・契約      |                    | 三次市が発注する事業の入札・契約に関する事務を行う。特に三次市が発注する公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の制定により、入札及び契約の透明性の確保・公正な競争の促進・談合その他の不正行為の排除・契約された公共工事の適正な施工の確保が求められている。   | 入札・契約適正化の基本原則である「透明性の確保」については、毎年度の発注見直し・入札契約に係る情報の公表を推進する。公正な競争の促進については、電子入札の促進・入札契約方法の改善(一般・指名競争の適切な実施)に努める。不正行為の排除については、不良不適格業者の排除・ダンピングへの対応・入札契約のIT化を推進する。適正な施工の確保については、丸投げの全面禁止・施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告を確認する。 | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 5   | 3       | 3      | 20  | C      | 現状維持  | 入札・契約については、透明性の確保・公正な競争の促進・適正な施工の確保・不正行為の排除の徹底を基本原則とした上で、情報の公表・施工体制の適正化・不正行為に対する措置に取り組んでいく必要がある。 | 要改善   | 迅速化・透明性の確保を更に進める。                            |
| 99  | 管財室 | 工事等検査      |                    | 市が発注した工事について、工事の目的物が契約図書に定められた出来形・品質等であるか確認し、発注者として工事目的物を受け取る。また、工事成績を評定することにより、請負者の適正な選定及び指導育成に資する。  | 3月中の工事完了が多く、年度末の工事検査が集中するため、公共工事の早期発注・事業採択の適正化等を検討し、検査体制の充実を図る。  | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 4                   | 3   | 5             | 5   | 3       | 3      | 23  | B      | 事業拡大  | 検査体制を充実させ、検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行い、工事成績を業者の格付けに反映させる。  | 要改善   | 工事の計画的推進と検査体制の効率化を進める。また、可能なものは民間委託について検討する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |        |        |        |        |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計<br>点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                  |  |                  |                                    |
|-----|-------------|--------------------|--------------------|--|---|-------------------|------------|--------|--------|--------|--------|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|---------|---------|--------|-----|--------|------------------|--|------------------|------------------------------------|
|     |             |                    |                    |  |   |                   | 活動指標       | 単<br>位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標 | 単<br>位   | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |         |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ            | 総合<br>評価   | 今後の方向性           | 総合<br>評価                           |
| 100 | 課<br>税<br>室 | 市県民<br>税・国保<br>税賦課 | 2,950              | 賦課期日現在、市内に住所を有する個人に、課税資料等に基づき、市県民税、国民健康保険税を賦課する。                 | (1)平成18年度以降、老年者控除等の廃止によって、これまで非課税であった者が課税されることによる住民税課税対象者数の増大に伴う業務対応、及び未申告の防止（課税対象者見込み：H17年度10,000人、H18年度12,500人）<br>(2)申告支援システムオンライン化事業の早期完成による申告、賦課の円滑化と効率性を高める必要がある。 | 無                 | 現年賦課<br>人数 | 件      |        | 48,859 | 48,916 |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 5       | 5       | 5      | 24  | B      | 要<br>改<br>善      | 地方税法にも規定され市の自主財源の主要税目であることから、その賦課事務は必要不可欠である。<br>今後、申告支援システムのオンライン化等の整備により、事務の効率化を進めることが必要である。 | 要<br>改<br>善      | 情報化推進計画及び電子自治体構築の中で、申告支援のあり方を検討する。 |
| 101 | 課<br>税<br>室 | 住民税申<br>告相談業<br>務  | 8,396              | 所得税の確定申告期間に、申告受付を実施する。   | (1)平成18年度以降、老年者控除等の廃止によって、これまで非課税であった者が課税されることによる住民税課税対象者数の増大に伴う円滑な申告受付の推進、及び未申告の防止（H17年度10,000人、H18年度12,500人）<br>(2)申告支援システムオンライン化事業の早期完成                              | 無                 | 申告受付<br>者数 |        | 17,004 | 19,000 |        |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 5       | 5       | 5      | 24  | B      | 要<br>改<br>善      | 地方税法にも規定され市の自主財源の主要税目であることから、その賦課事務は必要不可欠である。<br>今後、申告支援システムのオンライン化等の整備により、事務の効率化を進めることが必要である。 | 要<br>改<br>善      | 情報化推進計画及び電子自治体構築の中で、申告支援のあり方を検討する。 |
| 102 | 課<br>税<br>室 | 軽自動車<br>税賦課        | 2,530              | 市内に定置場所を有する原動機付自転車等の標識の交付、及び市内に定置場所を有する軽自動車等の所有者に対して、軽自動車税を賦課する。 | 若年層をはじめ納税義務者への制度内容の周知、納税意識の喚起を行うことにより、適正で効率的な賦課事務を行う。   | 無                 | 現年賦課<br>件数 | 件      | 35,382 | 36,005 |        |      |          |     |     | 3                   | 3   | 3             | 5       | 5       | 5      | 24  | B      | 現<br>状<br>維<br>持 | 地方税法にも規定され市の自主財源の主要税目であることから、その賦課事務は必要不可欠である。<br>納税義務者へ異動などの申告指導の徹底と制度の啓発を行い、更に適正な賦課を行う。       | 現<br>状<br>維<br>持 | 適正に実施する。                           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管  | 事業名           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |                |         |         |         |             |     | 目的手段の適切さ |        |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |        |  |        |          |  |  |
|-----|-----|---------------|--------------------|---|---|-------------------|-------------|----------------|---------|---------|---------|-------------|-----|----------|--------|-----|---------------------|---------------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|--------|--|--------|----------|--|--|
|     |     |               |                    |   |   |                   | 活動指標        | 単位             | H15     | H16     | H17     | 成果指標        | 単位  | H15      | H16    | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性 |          |  |  |
| 103 | 課税室 | 家屋敷課税賦課       | 256                | 市内に住民登録がないが、市内に事務所、事業所または家屋敷を有している個人に均等割額を賦課する。 | 新市としては初めての課税であり、納税義務者の理解の促進と賦課の客観性が一層求められる。   | 無                 | 現年賦課件数      | 件              |         |         |         | 100         |     |          |        |     |                     | 3             | 4   | 4   | 5   | 5      | 5      | 26     | B    | 事業拡大   | 新市としては新税の導入であり、納税義務者の理解を得て、円滑な賦課を行う。   | 現状維持   | 適正に実施する。 |  |  |
| 104 | 課税室 | 固定資産税土地評価事務   | 48,537             | 固定資産税の課税客体(土地)の把握と評価事務                          | *合併後新市初めての評価替を行うことになるが、これは評価統合の謂わば第一歩目であり、以降数度の評価替えを経験することで評価の精度が向上して行く。当面、合併前市町村の過去の評価替えの課題の整理や、新路線の付設、国土調査成果による新地積への移行等を行い、適正な課税を実現する必要がある。 | 無                 | 評価筆数        | 筆              | 310,317 | 309,542 | 310,000 | 平均価格        | 円/m | 479      | 481    |     |                     | 5             | 3   | 3   | 5   | 5      | 5      | 26     | A    | 事業拡大   | 市の最も安定的で根幹を成す税の性格に鑑みて、より適正な課税客体の把握と評価、公正な課税を行い、同時に説明責任を果たさなければならぬ。このためには、課税客体の価格形成の実態の把握や評価体制の一層の充実が求められる。 | 現状維持   | 適正に実施する。 |  |  |
| 105 | 課税室 | 固定資産税(家屋)評価事務 | 1,706              | 固定資産税の課税客体(家屋)の把握と評価事務                          | *評価事務の効率化と課税の均衡・適正化を両立する手法として、部分別評価方法から、部分別評点数の統計的分析に基づいた比率評価方法への転換を検討する。   | 無                 | 評価延面積       | m <sup>2</sup> | 21,139  | 30,000  | 29,000  | 評価延面積       | %   | 98.40    | 99.76  |     |                     | 5             | 3   | 3   | 5   | 5      | 5      | 26     | A    | 事業拡大   | 市の最も安定的で根幹を成す税の性格に鑑みて、より適正な課税客体の把握と評価、公正な課税を行い、同時に説明責任を果たさなければならぬ。このためには、課税客体の把握の方法の研究や評価体制の一層の充実が求められる。   | 現状維持   | 適正に実施する。 |  |  |
|     |     |               |                    |   |   |                   | 単位当り再建築費評点数 | 点              | 74,895  | 70,000  |         | 単位当り再建築費評点数 | %   | 102.64   | 104.79 |     |                     |               |     |     |     |        |        |        |      |        |  |        |          |  |  |
|     |     |               |                    |   |   |                   | 審査請求による修正件数 | 件              |         |         |         | 審査請求による修正件数 | 件   |          |        |     |                     |               |     |     |     |        |        |        |      |        |  |        |          |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名                        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析              |    |        |        |        |                      | 目的手段の適切さ |       |        | 市の役割   | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |   |   |
|-----|-------------|----------------------------|--------------------|---|--|-------------------|-------------------|----|--------|--------|--------|----------------------|----------|-------|--------|--------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|---|---|
|     |             |                            |                    |   |  |                   | 活動指標              | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標                 | 単位       | H15   | H16    |        | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合<br>評価  | 今後の方向性  |
| 106 | 収納室         | 三次市債<br>権確保対<br>策事業        |                    | 平成16年4月合併後、新<br>市まちづくり計画の中<br>では、「債権確保」につ<br>いて、行政改革による自<br>治体組織の健全化の区<br>分とらえ、自主財源の<br>確保と公平・公正の原<br>則を堅持し市民の信頼<br>を得られる行政運営の<br>推進を目的に、あらゆる<br>手段・アイデアを集約<br>するとともに悪質、大口<br>滞納者には法的措置を<br>講じ、収納率・徴収率の<br>向上、滞納額の減少を<br>図ることとし、債権原<br>室はもとより全庁体制<br>で集中実施期間を設定<br>し具体的な取組みを行<br>う。   | 債権確保行動による債<br>権の分析が進み、残さ<br>れた債権の大部分が、<br>複雑な事情を抱える事<br>案や高額滞納であり、<br>今後の折衝には、より<br>洗練された対応方針が<br>不可欠であり、そのた<br>めの職員研修が重要で<br>ある。<br>債権の分析後の法的措<br>置は、迅速・的確に執<br>行するため、各債権担<br>当室との連携が重要で<br>ある。   | 無                 | 述べ行動<br>人員        | 人  | 2,622  | 9,938  | 8,000  | 収納件数                 | 件        | 1,069 | 2,255  | 1,815  | 4   | 3             | 5   | 5       | 5      | 5   | 27     | A     | 現状<br>維持 | 全職員の一斉<br>行動は、三次市の<br>債権に対する姿勢<br>を内外に明らかに<br>した啓発効果は大<br>で、対象住民の<br>現状を具体的に把<br>握するためにも、<br>債権確保一斉行動<br>は引き続き実施す<br>べきである。   | これまでの取<br>り組みを検証し、<br>より効果のある<br>対策を実施する。<br>水道の給水停止<br>や市営住宅の明<br>け渡し請求等、<br>滞納整理の徹底<br>を期す。 |
| 107 | 収納室         | 市税・国<br>民健康保<br>険税督促<br>事務 | 2,085              | 地方税法に定められた事務<br>処理。「納期限後20日<br>以内に督促状を発送しな<br>ければならない」の規定<br>により、メールシールは<br>がき様式による督促状を<br>発行している。<br>(納期限後20日目が祝<br>土日の場合は前の平日が<br>発送日。市県民税(特<br>徴)は、納期限1月後、<br>法人市県民税は翌月10<br>日としている。)督促状<br>は情報処理システム<br>準備室により督促状<br>1週間前程度までの入金<br>履歴により未納者(法人)<br>の督促状を作成し収納<br>室に送付。(法人市県<br>民税は別システムによ<br>り処理)その後、督促<br>状発送日当日までの入<br>金を納付済み通知書等<br>で確認し抜き取り、入<br>金の確認できないもの<br>について発送。 | 入金確認による督促状<br>の取扱件数が多く、作<br>成費用面、抜取ミスの<br>危険性の確率を高くし<br>ている。これを改善す<br>るためにはリアルタイム<br>での入金情報による必<br>要な時点での督促状の<br>作成について、システム<br>面、処理機関(市固有<br>のシステム導入)等含<br>め検討の余地がある。<br>(法人市県民税は市<br>独自のシステムを導入<br>してあり、不要な督促<br>状の作成等のロスはない。<br>)また、督促状を受け<br>た納税義務者の納付の<br>利便性及び督促手数料<br>の付加収納面を考えた<br>場合、督促状が納付納<br>入書を兼ねる様式にし<br>て検討する必要がある。 | 有                 | 督促状発<br>布         | 件  | 19,752 | 29,785 | 30,000 | 督促発<br>布後納付<br>件数    | 件        | 4,967 | 17,188 | 20,000 | 5   | 3             | 5   | 5       | 5      | 5   | 28     | A     | 現状<br>維持 | 督促事務は地方<br>税法に規定されて<br>いる事務であり、<br>費用対効果云々の<br>ものではないが、<br>納税されたものを<br>正確に入金処理し<br>、納税のない者<br>には法律にのっと<br>って厳密に対処す<br>ることが当然のこ<br>としてあり、その<br>法的手段の前提条<br>件として督促事務<br>がある。納税義務<br>者に対し、定めら<br>れた納期限を守る<br>こと、納付できな<br>い事情があれば納<br>税相談をすること<br>、未納は滞納処分<br>へつなげることを<br>啓発、周知し、滞<br>納を放置しない<br>行政姿勢を顕示<br>することが重要で<br>ある。 | 適正に実施す<br>る。  |
| 108 | まごころ<br>福祉室 | 健康福祉<br>まつり                | 413                | 福祉・保健・医療・介護に<br>関わる社会福祉法人、医<br>療法人、民間事業所、ボ<br>ランティア団体と行政<br>により実行委員会を組<br>織し、イベントをとお<br>して市民へ健康・福祉<br>に関する情報提供と啓<br>発を行う。   | 市周辺部からの来場者<br>の交通アクセス、開催<br>会場のスペース  | 無                 | 実行委員<br>会構成団<br>体 | 団体 | 43     | 46     | 46     | 参加団<br>体(協賛<br>団体含む) | 団体       | 43    | 46     |        | 2   | 3             | 5   | 2       | 4      | 3   | 19     | C     | 要<br>改善  | 実行委員会の事務<br>局体制の整理、開<br>催会場の選定など<br>今後検討する必要<br>がある。  | イベント的<br>には形骸化した<br>取り組みになっ<br>ており、効果の<br>検証が必要であ<br>る。                                       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名             | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |       |        |     |            |     |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点  | ラン<br>ク | 1次総合評価  |           | 2次総合評価  |  |                           |
|-----|-------------|-----------------|--------------------|---|--|-------------------|---------|----|-------|--------|-----|------------|-----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|------|---------|---|-----------|---|--|---------------------------|
|     |             |                 |                    |   |  |                   | 活動指標    | 単位 | H15   | H16    | H17 | 成果指標       | 単位  | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |      |         | 市民ニーズ   | 今後の方向性    | 総合評<br>価  | 今後の方向性   |                           |
| 109 | まごころ福祉室     | 民生委員・児童委員に関する事務 | 14,502             | 厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員は区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織するよう義務づけられています。現在三次市には13区域の民生委員児童委員協議会があります。各協議会にかかわる事務については、区域の民生委員・児童委員へお願いし、その頂点に立つ三次市民生委員児童委員協議会の事務については福祉事務所職員が行っています。具体的には、広島県などからの青少年関係などの依頼事項の伝達や配布物の配布。市民児童協独自活動の創設、計画、実施、80歳以上の一人暮らし、二人暮らしの人などへの給手紙の作成、配布、先進地全県視察研修の計画、実施、年2回の部会（6部会）別研修の手配、実施。6月総会の準備、市民児童協会計の処理。また、県民児協、県社協、全国民児連からの依頼、通知、配布物の処理もあわせて行っています。以上協議会事務局としての事務ですが、その他に民生委員推薦会の運営、3年に1回の民生委員・児童委員の一次改選、民生委員・児童委員の県報償費、市報償費の支払い、各種表彰候補者の推薦等もあります。 | ・H19年12月1日の次期一次改選では、定数削減を国や県から示されることが想定されるため、対応について考え方を整理する必要があります。<br>・民生委員・児童委員の推薦については、推薦事務の円滑化を図るため、推薦準備会が必要と思われる。 | 無                 | 理事会開催回数 | 回  | 12    | 13     | 12  | 実益度合       | %   | 100 | 100 | 100      | 5             | 3   | 5                   | 5   | 5      | 5    | 28      | A   | 現状維持      | 現状維持  | 平成17年度計画の事業費の金額が大幅に増えているのは、権限移譲で県からの民生委員・児童委員への報償費支払い分が収入と支出に上乗せされているため。費用対効果の面からいっても、効果は得られており、更に発展できる余地が充分にある。 | 委員研修の充実を始め、更なる発展の余地を検討する。 |
| 110 | いきいきシルバールーム | 緊急通報システム体制整備    | 6,167              | 在宅のひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等の緊急時の迅速な対応と不安解消のため、緊急通報装置を設置（給付）する。   | ・CATV等を利用した新システムとの連携。  | 無                 | 給付予定台数  | 台  | 85    | 120    | 100 | 予定に対する給付割合 | %   | 87  | 125 | 100      | 4             | 3   | 4                   | 3   | 4      | 23   | B       | 現状維持  | 要改善       | 緊急通報による救急車出動回数 26件<br>現段階では成果の向上余地は小さいが、CATV等の他システムや業者と連携することにより向上する可能性がある。<br>通報の設置金額は入札により決定しているため、装置自体の価格が下がらなければ削減は難しい。<br>業者委託による実施も可能であるが、対象者の負担が大きくなる。<br>ひとり暮らしの高齢者が増えている中、緊急時の対応について社会的ニーズが高いと思われる。<br>本人が不安を感じていることは当然であるが、地域の民生委員や近隣者の方にも、緊急時の対応に不安を感じている方が多い。 | 効果の検証が必要である。   |                           |
| 111 | まごころ福祉室     | 腎臓障害者通院助成金支給事業  | 2,638              | 身体障害者手帳所持者で手帳にじん臓機能障害の記載のある方で、人工透析のために通院をしている方の通院費の負担を軽減するために、バス代又は電車代の1/4を基準に給付する。ただし、週3日を限度とする。   | バス路線の廃止等に伴う助成方法等の見直し。  | 無                 | 通院日数    | 日  | 9,876 | 11,076 | 利用率 | %          | 100 | 3   | 4   | 5        | 5             | 3   | 3                   | 23  | B      | 現状維持 | 現状維持    | 人工透析患者の方は、定期的（週1～3回）な通院が必要であり、その通院については物心ともに負担が大きく、本制度による支援制度は、経済的及び精神的の両面において貢献度がある。<br>公共交通機関を利用した交通費を助成の基準額としているため、実際の交通手段と相違する面もあるが、個別に基準を定めることは公平性を欠くことにもなるため現状の算定方法が妥当であると考えられる。<br>障害者への個別的な扶助施策であるため。<br>腎臓機能障害者で人工透析治療を必要としている場合、経済的及び精神的にも本人負担が大きく、多様な支援、対策が望まれている。<br>市内の周辺地域の医療機関には、透析治療が行える病院がなく、市内中心部の医療機関や他市の医療機関へ通院する必要があり、そのため周辺地域の患者には、特に交通費の負担が大きい実態がある。 | 継続して実施する。 |   |  |                           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名            | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析       |    |     |       |            |              |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |   |  |
|-----|-------------|----------------|------------|---|--|-----------|------------|----|-----|-------|------------|--------------|----|----------|-----|-----|------|-----------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|---|--|
|     |             |                |            |   |  |           | 活動指標       | 単位 | H15 | H16   | H17        | 成果指標         | 単位 | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性  | 総合評価   |
| 112 | まごころ福祉室     | 福祉タクシー給付事業     | 8,861      | 移動の困難な身体障害者・知的障害者の移動に係る経費の軽減や社会参加の促進を図るために、タクシー料金の一部(初乗り運賃部分)を助成する。                           | 福祉タクシー券交付対象の見直し(拡大・適正化など)、助成額の見直し、助成方法の見直し。  | 無         | タクシー券交付冊数  | 冊  | 809 | 890   | 交付率        | %            |    |          |     | 3   | 3    | 5         | 5   | 4   | 3   | 22     | B      | 要改善    | 本事業の有効性を高める課題として、タクシー券交付対象の見直し(拡大・適正化など)・助成額の見直し及び助成方法の見直しの2点がある。                     | 市民バス等で代替可能な場合は対象としない等、認定基準の見直しが必要である。                    |
| 113 | いきいきシルバールーム | ひとり暮らし老人巡回相談業務 | 6,706      | ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、定期的に相談員が訪問し安否確認及び相談を行なう。  | ・在宅介護支援センター(H18～地域包括支援センターに移行予定)や地域自治会等との連携。   | 無         | 対象者数       | 人  | 760 | 1,700 | 1,700      | 安否確認等を実施した割合 | %  | 100      | 100 | 100 | 3    | 3         | 3   | 4   | 4   | 21     | C      | 要改善    | 在宅介護支援センター(H18～地域包括支援センター)や民生委員、地域自治会等との連携システムを構築し、対象者それぞれにあった安否確認、相談業務を実施することが必要である。 | 効果の検証を行う。効果的・効果的な推進体制を確立する。                              |
| 114 | いきいきシルバールーム | 高齢者外出支援事業      | 115        | ねたきり等のため、一般の交通機関では移送が困難な高齢者で、家族の支援が困難な方を移送用車輦(リフト付車輦及びストレッチャー装着ワゴン車等)により利用者の居宅と医療機関等との間を送迎する。 | 現在は利用負担を設けずに、経済的に低所得で家族支援がない住民税非課税世帯の利用に限られているため、利用対象者は極めて少ない。在宅での寝たきり等高齢者の医療機関等受診機会の拡大とその経済的負担の軽減のために、対象世帯の所得要件の緩和を行い、通院費の一部助成制度への転換を検討したい。 | 有         | 移送サービス利用回数 | 回  | 31  | 120   | 移送サービス利用回数 | %            | 50 |          |     | 4   | 4    | 3         | 5   | 4   | 4   | 24     | A      | 要改善    | 業務委託の契約方法の見直しと併せ、利用者の一部負担のあり方について再考が必要である。  | 受益者負担の徴収を検討する。対象者が極めて限定されているので運用方法の改善(利用制限の緩和等)が必要ではないか。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名              | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析     |    |     |        |        |                      | 目的手段の適切さ |     |      | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性                                       | 必要性  |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |                  |  |        |    |  |
|-----|-------------|------------------|--------------------|---|--|-------------------|----------|----|-----|--------|--------|----------------------|----------|-----|------|---|--|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|---|------------------|--|--------|----|--|
|     |             |                  |                    |   |  |                   | 活動指標     | 単位 | H15 | H16    | H17    | 成果指標                 | 単位       | H15 | H16  |   | H17  | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価  | 今後の方向性           | 総合評<br>価                               | 今後の方向性 |    |  |
| 115 | いきいきシルバールーム | 食の自立支援事業         | 28,509             | 三次市内に住所を有する身体上・精神上の障害のため、調理が困難な在宅高齢者等が自立した生活が送れることができるよう、配食サービスを「食」の自立の観点からアセスメントを行い、計画的な「食」に関するサービス調整を行った上で食事の提供を行う。 | 介護保険の見直しによって、現状サービス内容変更の可能性あり。また、配食サービスと他のサービスの調整不足のため効果的なサービスの提供ができていないので、改善する必要あり。   | 無                 | 利用回数     | 回  |     | 43,860 | 49,080 | 利用回数                 | %        |     | 81.3 | 100   | 調理が困難な在宅で自立した生活を送るためには、食事の占める割合が高く、食事の確保は大きな問題になっているが、このサービスを利用することにより、在宅生活を維持できる。 | 3             | 3   | 4       | 4      | 22  | B      | 要改善   | 介護保険制度の見直しによって、「食の自立支援事業」として現状サービスの内容変更等の可能性あり。また、配食サービスと他のサービスの調整不足や利用者の理解が十分でないため、効果的なサービス提供に至っていないケースもあるので、認定システムについて改善する必要あり。 | 要改善              | 効果を検証し、課題を整理する。食の自立支援が達成できる制度として再構築する。 |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   | 実人数      | 人  |     | 348    | 327    | 実人数                  | %        |     | 74.4 | 100   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   |          |    |     |        |        | 実人数(介護保険要支援・要介護認定者数) | 人        |     |      |   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  | 40     | 42 |  |
| 116 | いきいきシルバールーム | 高齢者ふれあいいきいきサロン事業 | 1,900              | 高齢者が地域の中で安心して生活を送れるようまた、地域住民とふれあいの中で生きがいを持ち一人で閉じこもることなく生活が送れるよう地域を拠点に介護予防に資する生きがい活動を行っている地域住民グループ(サロン活動)を支援する。        | それぞれの地域の自主グループの特性を生かしながら三次市の目指す健康づくり介護予防、生きがいづくり活動を踏まえたより充実したサロンを運営するよう地区社協との密接な連携が必要。 | 無                 | 地区社協     | 地区 | 12  | 19     | 19     | 委託事業を開催した地区社協        | %        | 100 | 100  | H16中にサロンが13箇所新設され、H17へ向け常設サロン3箇所立ち上げた。サロンリーダー養成等の成果と思われる。 | 3  | 3             | 4   | 2       | 4      | 20  | B      | 現状維持  | 介護保険法の改定に伴い現在の国庫の補助事業から介護保険事業への移行することが予想されるが、現時点では現状維持。   | 事業縮小             | 地域づくり事業に転換していく。段階的に縮小していく。             |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   |          |    |     |        |        |                      |          |     |      |   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   |          |    |     |        |        |                      |          |     |      |   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  |        |    |  |
| 117 | いきいきシルバールーム | 高齢者介護慰労金支給事業     | 300                | 三次市市内に住所を有し、重度の介護を要する高齢者を自宅で介護し、市民税非課税世帯に属され、申請日前1年間自宅で継続して介護され、介護保険のサービスを利用しなかった方。                                   |  | 無                 | 介護慰労金受給者 | 人  | 1   | 3      | 9      | 介護慰労金受給者             | %        |     | 33   | 100   | 前年度と比較して増加しており、介助者への精神的・経済的援助として在宅介護の維持に効果があった。                                    | 3             | 3   | 3       | 5      | 5   | 22     | B     | 現状維持  | 介護保険制度全体の中で検討する。 | 現状維持                                   |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   |          |    |     |        |        |                      |          |     |      |   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  |        |    |  |
|     |             |                  |                    |   |  |                   |          |    |     |        |        |                      |          |     |      |   |  |               |     |         |        |     |        |       |   |                  |  |        |    |  |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名             | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |       |       |       |            |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |          |   |                            |
|-----|-------------|-----------------|--------------------|--|---|-------------------|--------|----|-------|-------|-------|------------|----|----------|-----|-----|------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|----------|---|----------------------------|
|     |             |                 |                    |  |   |                   | 活動指標   | 単位 | H15   | H16   | H17   | 成果指標       | 単位 | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価                   |
| 118 | いきいきシルバールーム | 敬老祝い金           | 3,510              | 高齢者に対して敬老金を支給し、その長寿を祝福して敬老の意を表す。(88歳1万円・100歳3万円)                                       | 対象者への支給方法。(手渡し・口座振替)  | 無                 | 対象者数   | 人  |       | 323   | 342   | 支給した対象者の割合 | %  |          | 100 | 100 | 3    | 3             | 5   | 5   | 3       | 4      | 23     | B      | 現状維持     | 88歳(米寿)祝い支給方法の見直しにより、成果の向上余地はあるが、今後の対象者の増加等も踏まえ現状維持すべき。   | 継続して実施する。                  |
| 119 | いきいきシルバールーム | 介護認定調査業務        | 12,941             | 要介護(要支援)認定申請者に対し、要支援・要介護度を決定するため、認定調査員が申請者と面談し国が設定している79項目の調査を実施する。                    | 市の調査件数を増やせば、委託料が減額になり事業費は削減される。現在は、月平均190件の認定調査を市で実施しているが、嘱託調査員を含め5.4人の調査員では月平均200件程度の調査が精一杯であり、根本的な解決策としては調査員の増員が必要である。平成18年度から包括支援センターの設置に伴い保健師が調査できなくなるため保健師以外の調査員の確保が必要になる。 | 無                 | 認定調査実施 | 件  | 2,967 | 5,617 | 6,000 | 認定調査実施     | %  | 100      | 100 | 100 | 5    | 4             | 4   | 4   | 5       | 5      | 27     | A      | 現状維持     | 国は、平成18年度制度改正において、居宅介護支援事業者等による認定申請の代行や認定調査が、利用者の意思に反した過度の振り起こしを招いている等の指摘を踏まえ、公平・公正の観点から、新規認定については市町村実施の原則を徹底する方針であるため、これまでの三次市の認定調査業務の委託と直営の比率については、現状維持を確保する必要がある。また、市の調査員は、保健師の調査を縮小し、嘱託職員雇用増で対応するものとする。(保健師は地域包括支援センター業務(新規)へ移行する。) | 介護保険制度の見直しを踏まえて検討する。       |
| 120 | すくすく育児支援室   | 地域子育て支援センター運営事業 | 6,151              | 子育て家庭への支援活動の企画・調整、育児不安などの相談・指導、子育てサークルの支援等を進めるとも、子育てを地域全体で支援するという意識を高め、地域の子育て力の向上を目指す。 | 地域に密着し、気軽に相談したり、遊びの場を提供できる地域子育て支援センターを目指す。保育所内に設置した場合、職員の勤務体制に難しさが、あるが、日常の連携はしながらも基本的には、保育と支援センターの運営は切り離して行えるよう改善する必要がある。   | 無                 | 利用人数   | 人  |       | 540   |       | 一時保育利用者数   | 人  |          | 63  |     | 3    | 3             | 4   | 4   | 4       | 4      | 22     | C      | 要改善      | 地域子育て支援センター(みわ、三良坂、甲奴)、子ども城「ちゅうおう憩いの森地域子育て支援センター」、みゆき保育園5所で、実施しているが、より活性化し、子育て家庭・子育てサークルの支援をしていく必要がある。  | 支援策の工夫を凝らし、地域の子育て力を向上していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管        | 事業名       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |     |           |     |        |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>の妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |          | 2次総合評価 |          |   |   |                       |
|-----|-----------|-----------|--------------------|---|---|-------------------|---------|----|-----|-----------|-----|--------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|--------------|-----|--------|-----|---------|--------|----------|--------|----------|---|---|-----------------------|
|     |           |           |                    |   |   |                   | 活動指標    | 単位 | H15 | H16       | H17 | 成果指標   | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |              | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性 | 総合評<br>価 | 今後の方向性  |   |                       |
| 121 | すくすく育児支援室 | 保育所地域開放事業 | 672                | 月に1～2回、各保育所を開放し、子ども同士、保護者同士が安心してふれあい、交流し合える場の提供をしている。また、育児相談等にも応じ、育児に対する不安・悩みを解消していくことによって、保護者の孤立化、虐待等を未然に防止。           | また、開放していない保育所があるので、全保育所が開放事業を実施するようにしていく。今後も、保育所を地域に開いていき、各保育所が地域支援センターとしての役割も担っていくよう、職員のレベルアップに取り組んでいく必要がある。 | 無                 | 保育所開放日数 | 日  |     | 98        |     | 参加人数   | 人  |     |     | 3,569    |               |     |              | 3   | 3      | 4   | 4       | 4      | 4        | 22     | 要改善      | 全保育所の、開放。各保育所が、地域の子育て支援センターとしての役割を担っていく必要がある。 | 特別な事業としてではなく、通常の保育所運営の中で取り組む。                   |                       |
| 122 | すくすく育児支援室 | 子育てサポート事業 | 5,040              | 保護者の就労時間や勤務形態にあわせた保育の提供や、保護者のリフレッシュ、緊急な場合に一時的に保育できる場を確保することで、子育てに対する協力者のない家庭の支援をしていく。地域と家庭の連帯感が生まれることにより、地域ぐるみの子育てを目指す。 | ホームステイ事業の導入   | 無                 | 延べ利用時間  | 円  |     | 3,455,700 |     | 延べ利用件数 | 件  |     |     | 2,235    |               |     |              | 3   | 3      | 4   | 3       | 4      | 21       | C      | 要改善      | まかせて会員の資質向上・増加の必要がある。                         | 自治活動との連携を強める。まかせて会員の増加・資質向上をめざす。                |                       |
| 123 | すくすく育児支援室 | 病後児保育事業   | 3,686              | 市立三次中央病院施設内に病後児保育室を設置し、病気の回復期にあり集団保育の困難で、保護者が仕事・病気・冠婚葬祭等の理由により家庭で保育できない児童の保育を行う。  | ・スタッフが不足しているため、人材の確保。<br>・病名により、保育室を分離する必要があるため保育室数が不足する場合がある。  | 無                 | 開設日数    | 日  |     | 135       |     | 利用人数   | 人  |     |     | 201      |               |     |              | 3   | 2      | 2   | 3       | 4      | 4        | 18     | C        | 要改善   | 17年度から交付金事業となっている。対象範囲の拡大など制度全体の見直しを早急に行う必要がある。 | ニーズを検証し、利用しやすい制度をめざす。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管        | 事業名                  | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析                    |    |     |       |       |         | 目的手段の適切さ        |     |        | 市の役割    | 必要性  |  | 合計点  | ランク  | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |  |        |                                |
|-----|-----------|----------------------|------------|---|--|-----------|-------------------------|----|-----|-------|-------|---------|-----------------|-----|--------|---------|--|--|--|--|--------|-----|--------|-------|--------|--|--------|--------------------------------|
|     |           |                      |            |   |  |           | 活動指標                    | 単位 | H15 | H16   | H17   | 成果指標    | 単位              | H15 | H16    |         | H17  | 目的達成への貢献度  |  |  | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性 |                                |
| 124 | すくすく育児支援室 | 放課後児童クラブ事業           | 73,315     | 近年の核家族化及び夫婦共働き家庭の増加に伴い、昼間保護者が家庭にいない児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設した。直営14クラブ、委託1クラブにて運営。年度当初は直営13クラブであったが、三次小学校区において、希望者が増加し、待機児童が発生したため、三次小学校内に16年7月より「三次小学校第2放課後児童クラブ」を新規開設した。また、県費補助基準に該当しない110人未満の児童クラブに対し、運営費として「三次市小規模型放課後児童クラブ事業補助金」を地域運営団体2箇所(甲奴・君田)に交付した。   | 入会児童数の増加に伴い、施設面での整備が必要。また、危機管理体制の整備や、指導員の資質向上に努める必要がある。  | 無         | 措置児童数                   | 人  | 261 | 357   | 465   | ニーズ達成状況 | %               |     |        |         | 16年度においては、待機児童解消対策として、新たに三次小学校第2児童クラブを開設した。更に17年度は八次児童クラブの施設を2箇所とした。               | 現在、定員を大幅に超えて受け入れをしているところもあり、施設面での対策を講じる必要がある。また、未実施地域や小規模クラブ実施地域でのニーズが高まれば、受け入れ態勢の確保に努める必要がある。 | 指導員(長期雇用臨時職員)の人員費が約74%を占めている。今現在、コストの削減は困難であるが、今後は民間委託等により削減できる部分があると思われる。 | 現在、社会福祉法人へ1クラブ委託をし、専用施設において運営されている。他のクラブにおいても大規模クラブを視野に入れるべき必要がある。 | 2      | 4   | 20     | C     | 現状維持   | 積極的な事業拡大の必要はないが今後も社会的ニーズは高くなることから、ニーズが高い学校については学校施設の更なる有効利用の検討を行い定員拡大を行うことも必要である。  | 現状維持   | ニーズに基づき実施していく。                 |
| 125 | すくすく育児支援室 | 育児サークル交流及び育児リーダー養成事業 | 48         | 子育てサークルという身近なコミュニティを活性化することで、保護者の孤立化や育児不安の解消を図り、また、地域の子育て意識を醸成し、市全体の子育て力の向上を図る。   | ・子育てサークルのネットワーク化(情報の共有化と連携強化)の実現<br>・保健師等の専門家が増えて活動しているサークルを主体的に活動する子育てサークルへと育てていく。  | 無         | サークル数                   |    | 12  | 17    | 19    |         |                 |     |        |         | 健康や子育て相談等で把握した。地域で孤立しかけた親子を抱えている親子に対してサークルを紹介し、交流してもらうことで、ひきこもりや虐待等を事前に防いだ例が何件かある。 | 支援サークルから自主サークルへ移行するように保健師等が手放す。(特に旧町村)   | サークルの発足や活動支援のための助成金。育成研修に関わる費用。  | 発足への支援や情報提供はしていくが、徐々にボランティアグループ等による自主的運営がなされるべき。                   | 2      | 4   | 20     | C     | 要改善    | 育児サークルの活性化、育児リーダーの養成、サークルのネットワーク化は今後も必要である。しかし、専門職が中心になりすぎると自立や地域の子育て力の向上に繋がらない場合がある。あくまでも自由な参加と自主活動ができるよう、市として支援していくべきであると考え。 | 要改善    | 主体的に活動する育児サークルへ育成していく工夫が必要である。 |
| 126 | すくすく育児支援室 | 乳幼児等医療費負担制度          | 102,776    | 三次市内に住所を置く乳幼児および児童(0歳児から小学校6年生修了まで)に対して、総医療費のうち自己負担分3割(2歳児までは2割)を三次市が負担する。薬剤については全額三次市が負担。平成16年度10月より小学校3年生修了まで、平成17年度4月より小学校6年生修了まで対象者を拡大。また、乳幼児医療について所得の制限を廃止し、市内の乳幼児は全員対象となるよう制度を拡大した。受益者負担として、通院については月4日まで、入院については月14日まで一部負担金500円/日を自己負担。事務事業は、窓口における申請の受理・審査および受益者証の発行・発送、償還払いの申請受理・審査および返還手続き、医療費および手数料の支払い、申請書の受理については、さわやか市民室・各支所窓口においても対応。 | 県の制度に基づく乳幼児医療費受給者(0歳から小学校就学前)については、保護者の所得確認を要するため、年一回の更新申請が必要ですが、期限が切れても更新申請手続きを忘れたままのことが多く、事前のお知らせ、または、自動更新ができるような仕組みづくりが必要と思われる。 | 無         | 受給者証の発行数(16年度末及び17年4月末) | 件  |     | 5,011 | 6,592 |         | 年間医療費公費負担額(扶助費) | 千円  | 97,519 | 140,240 | 市広報や対象者への案内による制度の告知を広く行い、受給者証申請率は100%に近い。  | 一部負担金を除く医療費の公費負担は、受益者にとって十分なサービスといえる。  | 一部負担を導入している。事務処理も省力化(コンピュータ)している。  | 本事業は本来国庫10割で行うべきものである。個人を把握する上では事業運営主体は市以外にはない。                    | 4      | 4   | 26     | B     | 現状維持   | 小学校修了まで対象拡大したことにより慢性疾患や高額医療費を必要とする児童世帯の負担の軽減に貢献している。   | 事業拡大   | 少子化対策の有効な制度として充実していく。          |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管        | 事業名           | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析       |    |     |     |     |       | 目的手段の適切さ |      |      | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |   |             |  |
|-----|-----------|---------------|------------|---|---|-----------|------------|----|-----|-----|-----|-------|----------|------|------|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|---|---|-------------|--|
|     |           |               |            |   |   |           | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標  | 単位       | H15  | H16  |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 今後の方向性  | 総合評価        | 今後の方向性   |
| 127 | すくすく育児支援室 | マタニティスクール休日開催 | 130        | 健やかな出産・育児に向けて、妊娠中から知識の普及を図り、仲間づくりの支援のため、マタニティコンサートを昭和63年度から行っている。近年は、核家族化も進行しており、夫婦で協力しながら子育てしていく大切さがより増している。そのため、働く妊婦や父親も参加しやすいよう、平成15年度より名称もパパママスクールとし、日曜日にスクールを開催している。 | 利用しやすいため、開催場所の拡大・休日開催日の増加が必要である。現在、知識の伝達が中心の教室であるので、参加者が自ら考え実行できる力をつけたり、子育て支援にまでつながる仲間づくりに重きをおく参加型内容にしていく必要がある。                       | 無         | 実施回数       | 回  | 3   | 3   | 3   | 目標達成率 | %        | 72.5 | 47.7 | 80   | 3   | 2         | 3   | 2   | 3      | 19  | D      | 事業縮小  | 市内の産婦人科医院や市立中央病院でもマタニティ教室が開催されている。本事業については中央病院と連携するが中央病院主導での開催について検討を進める。 | 事業縮小        | 関与のあり方を検討する。病院等の主導へ移行していく。   |
| 128 | すくすく育児支援室 | ブックスタート事業     | 180        | 乳幼児相談・すくすく広場・保育所等、保護者への乳幼児期の読み読みの意義を啓発する。   | 乳幼児相談・すくすく広場・保育所以外でも、図書館、地域のボランティア、育児サークルと連携を図り、読み読みの指導と絵本の紹介を行っていききたい。   | 無         | ブックスタート参加者 | 人  |     | 315 |     |       |          |      |      | 3    | 3   | 4         | 4   | 3   | 20     | C   | 要改善    | 読み読みの場を増やし、中・高校生の読み語りサークルと連携をとって、乳幼児とのふれあい体験を促進していかねばならない。家庭での本購入の援助になるよう、本の増冊の必要がある。 | 廃止  | 図書館事業と統合する。 |  |
| 129 | すくすく育児支援室 | 母子自立支援員の配置    | 1,946      | 母子・父子家庭の母・父及び寡婦の精神的・経済的安定を図るため、相談をつけ、その自立に必要な情報提供・指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。   | 母子家庭の母は精神的に不安定になることが多く、複雑なケースが増加しているため、心のケアが出来るような研修や人員が必要。広報・ホームページ等により、住民に広く周知することが必要。また、自立に向けた支援が総合的に提供できるよう、関係機関等との密接な連携を図ることが必要。 | 無         | 相談回数       | 件  |     | 512 | 550 | 解決件数  | 件        |      | 282  | 300  | 5   | 4         | 5   | 5   | 4      | 27  | A      | 現状維持  | 離婚数が増加傾向にあり、相談件数も増加している   | 要改善         | 教育・子育ての相談員(母子自立支援・発達相談・不登校カウンセラー・児童虐待等)とタイアップして、包括的な支援体制を整備し、効果的に推進する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管        | 事業名          | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析          |    |     |     |        |             |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |             | 2次総合評価 |       |   |   |                       |
|-----|-----------|--------------|--------------------|---|---|-------------------|---------------|----|-----|-----|--------|-------------|----|----------|-----|-----|------|---------------|-----|-----|-----|--------|-------------|--------|-------|---|---|-----------------------|
|     |           |              |                    |   |   |                   | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17    | 成果指標        | 単位 | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 市間与の<br>妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価  | 今後の方向性  | 総合評価                  |
| 130 | すくすく育児支援室 | ワクチン接種費用助成事業 | H17<br>22,500      | 任意予防接種で保護者の希望により有料で予防接種を受けていた流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）と水痘（水ぼうそう）について平成17年度から費用の一部を助成している。   |   | 無                 | 流行性耳下腺炎接種券交付数 | 枚  |     |     |        | 流行性耳下腺炎接種者数 | 人  |          |     |     | 3    | 4             | 4   | 5   | 3   | 3      | 22          | B      | 現状維持  | 事業拡大  | 本年度からの開始事業であり接種対象期間も7年であるため効果の確認は年度単位となるが確実な効果が期待できる。 | 少子化対策の有効な制度として充実していく。 |
| 131 | すくすく育児支援室 | 発達相談支援センター   | H17<br>1,000       | ことば、発達などに心配のある幼児を対象に、基本的な生活習慣を身につけたり、親子遊び（リズム遊び・製作・散歩等）を通して、五感に刺激を与え、年齢に応じた発達を目指し、スムーズに集団生活に入れるよう支援していく。また、ことば、発達に心配、不安をかかえている保護者の孤立化や育児不安の解消を図る。 | 障害に関する専門のスタッフの確保とスタッフのスキルアップが必要。                                    | 無                 | 開設日数          |    | 96  |     | 延べ参加人数 | 人           |    |          | 480 |     |      |               |     |     |     | 22     | B           | 事業拡大   | 事業拡大  | 質の高い療育指導を目指して職員の技術向上を図りながら施設全体のレベルアップを目指す必要がある。（片手間でなく本格的な療育センターの確立が望まれている） | こどもの発達相談や療育指導体制を整備するなど、センター機能を充実していく。                 |                       |
| 132 | すくすく育児支援室 | つどいの広場設置事業   | H17<br>500         | 粟屋西自治交流センターを、週2回無料開放し、子育て中の親子が気軽に集い、思いを共感しあったり、直面した同じ課題を解決するために考えたり、行動する力をつけていく場を提供する。  | つどいの広場の周知と、より多くの親子の参加を募り、子育ての楽しさを感じてもらい、子育てに対する精神的な不安・負担を軽減してもらうこと。 | 無                 | 開催日数          | 日  | 40  |     | 参加人数   | 人           |    |          | 400 | 4   | 3    | 2             | 3   | 3   | 3   | 18     | C           | 現状維持   | 現状維持  | 新規事業である。実施場所は粟屋西コミュニティセンター。実施時期は17年11月予定。                                   | 計画通り実施する。   |                       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管            | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                  |    |     |     |     |            | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |        |          |        |               |   |   |  |
|-----|---------------|--------------------|--------------------|---|--|-------------------|-----------------------|----|-----|-----|-----|------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|----------|--------|----------|--------|---------------|---|---|--|
|     |               |                    |                    |   |  |                   | 活動指標                  | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標       | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合<br>評価 | 今後の方向性 | 総合<br>評価 | 今後の方向性 |               |   |   |  |
| 133 | すくすく<br>育児支援室 | 妊産婦健<br>診助成事<br>業  | 6,568              | 妊婦一般健康診査の助成回<br>数を平成16年度までは2<br>回としていたが、平成17<br>年度からは経済的負担の軽<br>減と母子の健康管理の向上<br>を図るため、助成回数を6<br>回までに拡大している。母<br>子健康手帳の交付時に、母<br>子健康手帳別冊として助成<br>券を綴り妊婦へ交付を行<br>う。   | 助成回数の拡大により、妊<br>娠初期からの健診の結果が<br>市にも国保連合会を通じて6<br>回分報告され、健康管理等<br>について妊婦訪問等に対応<br>がしやすくなっている<br>が、結果が市へ報告される<br>のが健診日より2か月後にな<br>ることからタイムリーな指<br>導につなげにくい。今後、<br>健診結果をいかに健康管理<br>へとつなげていくのが効果<br>的か検討が必要。 | 無                 | 交付人数                  | 人  |     | 568 | 550 | 助成券使<br>用数 | 枚        |     |     | 1,036               |     |               |     |     |        |     | 3      | 3     | 2        | 5      | 4        | 4      | 21            | 現状<br>維持  | 妊<br>娠期<br>間中<br>の健<br>康指<br>導や<br>異常<br>の早<br>期発<br>見に<br>貢献<br>して<br>おり<br>目的<br>達成<br>効果<br>は高<br>い                      | 少<br>子化<br>対策<br>の有<br>効な<br>制度<br>とし<br>て充<br>実し<br>てい<br>く。  |
| 134 | すくすく<br>育児支援室 | すくすく<br>ネット<br>ワーク | 2,229              | 児童に関する諸問題(主に<br>児童虐待)に迅速的・多角的<br>に対応するため関係機関(市・<br>児童家庭センター・警察・<br>学校・保育所・幼稚園・法<br>務局・医師会・歯科医師<br>会・児童委員・人権擁護委<br>員等)のネットワークを常時<br>構成し情報を共有する。<br>市民からの通報等の窓口と<br>ネットワーク事務局をすく<br>すく育児支援室に置き臨時<br>的・定期的な関係機関協議<br>を行いながら個別ケース対<br>応を実施する。 | 相談の内容が虐待やDV等処<br>遇困難ケースが増している<br>ため現在の1名の家庭児童<br>相談員では十分なケース対<br>応できない状況となってい<br>るため相談員の増員が<br>必要。   | 無                 | 延べ相<br>談・協<br>議件<br>数 | 件  |     | 968 |     | 総ケー<br>ス数  |          |     |     | 135                 |     |               |     |     |        |     | 4      | 3     | 4        | 3      | 4        | 3      | 21            | 要<br>改善   | 多<br>様化<br>・深<br>刻化<br>する<br>問題<br>に迅<br>速的<br>な確<br>な対<br>応を<br>する<br>ため<br>には<br>専門<br>スタッ<br>フの<br>充実<br>が急<br>務で<br>ある。 | 教<br>育・子<br>育<br>ての<br>相談<br>員(母<br>子自<br>立支<br>援・<br>発達<br>相談<br>・不<br>登校<br>カウ<br>ンセ<br>ラー<br>・児<br>童虐<br>待等<br>)と<br>タイ<br>アッ<br>プし<br>て、<br>包括<br>的な<br>支援<br>体制<br>を整<br>備し<br>、効<br>果的<br>に推<br>進す<br>る。 |
| 135 | すくすく<br>育児支援室 | 遊び工房<br>事業         | H17<br>600         | 子どもが「自分の責任で自<br>由に考えた遊びやプロジェ<br>クト」を行うため「子ども<br>主体で集まる遊びのグルー<br>プ」の活動の場を提供す<br>る。大人(ボランティア)<br>は、子どもの活動を見守り<br>支援する役目は果たすだけ<br>で、子どもから支援を求め<br>られたときに支援するとい<br>う関わり方をする。従って<br>ケガや事故は全て自己責任<br>となる。こうした考えに賛<br>同できる者だけが参加す<br>ることができる。    | この取り組みに賛同してい<br>ただけのボランティアの確<br>保。   | 無                 | 設置箇所                  | 箇所 |     |     | 2   | 参加人数       | 人        |     |     | 3,000               |     |               |     |     |        |     | 4      | 3     | 3        | 3      | 3        | 19     | C<br>現状<br>維持 | 18<br>年度<br>から<br>の実<br>施に<br>向け<br>ては、<br>活動<br>ボラン<br>ティア<br>との<br>連携<br>が切<br>切。運<br>営方法<br>について<br>もボ<br>ラン<br>ティア<br>の意<br>見を<br>でき<br>るだけ<br>取り<br>入れ<br>て企画<br>する。 | 継<br>続し<br>て実<br>施す<br>る。   |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管            | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |    |     |     |     |                      |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |        | 2次総合評価           |   |          |                           |
|-----|---------------|-------------|--------------------|---|---|-------------------|------------|----|-----|-----|-----|----------------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|----------|--------|--------|------------------|---|----------|---------------------------|
|     |               |             |                    |   |   |                   | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                 | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         |          | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ            | 今後の方向性  | 総合<br>評価 | 今後の方向性                    |
| 136 | すくすく<br>育児支援室 | 未熟児訪<br>問事業 | H17<br>1,916       | 保健師や助産師が未熟児の<br>家庭を訪問し、発育・発達<br>を確認し、発達に合わせた<br>指導助言を行う。(平成17年<br>度から三次市が実施主体)    | 未熟児養育医療の申請があ<br>る児については、出産間も<br>ない時期から家族や医療機<br>関との連絡・調整が図れ退<br>院後早期に訪問が可能であ<br>るが、その他の未熟児(低出<br>生体重児など)については<br>、本人からの申し出等が<br>ない限り、把握が難しく訪<br>問時期が遅れることがあ<br>り、対象児の把握に努める<br>必要がある。 | 無                 | 訪問実働<br>日数 | 日  |     |     | 200 | 訪問達成<br>率            | %  |          |     | 100 | 4                   | 4             | 4   | 5   | 4       | 3        | 24     | B      | 現<br>状<br>維<br>持 | ハイリスク児につ<br>いては、保護者の<br>精神の不安定を招<br>きやすいため、状<br>況に応じて頻回訪<br>問等のケアが必要<br>である。全ての対<br>象家庭を訪問し緊<br>急度判定を行い訪<br>問計画を樹立して<br>いる。 | 現状維持     | 継続して実施<br>する。             |
| 137 | のびのび<br>こども室  | 延長保育<br>事業  | 12,121             | 保護者の就労形態の多様<br>化、通勤時間の増加等に<br>対応するため、11時間の開<br>所時間の後1時間において<br>延長保育を行う            | 公立保育所では2所(東光<br>保育所、十日市保育所の<br>み)で延長保育を実施して<br>いるが、外の公立保育所<br>でもニーズがあれば順次実<br>施していく   | 無                 | 延長保育<br>料  |    | 85  | 209 | 209 | 延長保育<br>年間延べ<br>利用者数 | 人  | 29       | 51  | 51  | 2                   | 3             | 4   |     | 3       | 3        | 15     | D      | 事<br>業<br>拡<br>大 | 費用に見合う国県<br>補助は得られない<br>が、延長保育利用<br>者の労働、生活環<br>境の整備に役立つ  | 現状維持     | ニーズに基づ<br>いて効果的に<br>実施する。 |
| 138 | のびのび<br>こども室  | 一時保育<br>事業  | 203                | 専業主婦家庭等の育児疲<br>れ解消、急病や断続的勤務・<br>短時間就労等の就労形態の<br>多様化に対応するため、一<br>時的な保育を行うものであ<br>る | 周辺部の保育所(三良坂保<br>育所、みわ保育所、こうぬ<br>保育所)で実施している<br>が、大きな需用が見込め<br>ないので、十日市保育所、東<br>光保育所、愛光保育所等<br>の中心部の保育所でも実施<br>していく  | 無                 | 一時保育<br>料  |    | 36  | 193 | 193 | 年間延べ<br>利用児童<br>数    | 人  | 14       | 77  | 77  | 2                   | 3             | 4   |     | 3       | 3        | 15     | D      | 事<br>業<br>拡<br>大 | 費用に見合う国県<br>補助は得られない<br>が、一時保育利用<br>者の労働、生活環<br>境の整備に役立つ  | 現状維持     | ニーズに基づ<br>いて効果的に<br>実施する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析  |    |       |           |              |      | 目的手段の適切さ |      |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計<br>点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価  |  |                                 |  |
|-----|----------|-----------|--------------------|---|--|-------------------|-------|----|-------|-----------|--------------|------|----------|------|-----|---------------------|-----|---------------|---------|---------|--------|-----|---|--|---------------------------------|--|
|     |          |           |                    |   |  |                   | 活動指標  | 単位 | H15   | H16       | H17          | 成果指標 | 単位       | H15  | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |         |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ                                    | 総合<br>評価                        | 今後の方向性   |
| 139 | のびのびこども室 | 保育料徴収     | 309                | 三次市内にある認可保育所（公立23所・私立3所・計26所）に通所する園児の保護者より、三次市保育料徴収規則に定める保育料を徴収する。<br>現年度分保育料の徴収方法は、平成16年度より原則、9金融機関からの口座振替である。<br>滞納繰越分の毎月の分納は、給与差押等の法的措置2件62,000円、口座振替8件117,800円、納付書20件188,500円、来庁納付3件35,000円、徴収6件15,000円である。 | 現年度分については、督促状発送後の催告事務を確立する。<br>滞納繰越分については、16年度分の未納者に分納誓約の提出を求めるとともに、分納者の納付状況の確認を行い、誓約を履行させるようにする。<br>分納不履行や折衝に応じない未納者については、法的措置を検討する。  | 有                 | 保育児童数 | 人  | 1,520 | 1,541     | 現年度分徴収率      | %    | 97.8     | 14.7 | 4   | 3                   | 4   | 3             | 5       | 4       | 23     | B   | 要改善   | 事務改善により更なる徴収率の向上が期待できる。                  | 要改善                             | 現年度分の滞納については、保育士から早い段階で督促する。滞納者へは法的措置等を含めて厳格に対応する。 |
| 140 | のびのびこども室 | 徳市保育所補助事業 | 1,794              | 園児5名（6月から4名）を保育士1名、嘱託員1名で保育している。<br>市補助金は保育士の給料（1名分）に充当される。人件費不足分その他は保護者会で賄っている。地域の人とのかかわりを大切にしながら様々な行事を行う。<br>A 児さんの成長を児童相談所と相談しながら、徳市分校とも連携をとっている。  | 三次市としての補助金のあり方のなかで検討していく。  | 有                 |       |    | 4名    | 5名（6月～4名） |              |      |          | 4    | 3   | 3                   | 3   | 3             | 3       | 19      | c      | 要改善 | 地域的に果たす役割は大きいですが、行財政改革の視点で、捉える必要がある。今後の検討課題である。 | 要改善                                      | 保育所運営適正化検討委員会において今後のあり方を検討していく。 |  |
| 141 | のびのびこども室 | 特定保育事業    |                    | 多様化した保育需要に対応するため、必要な日時について児童の保育を行う事業を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。   | 吉舎保育所で実施しているがPR不足もあり利用がない。大きな需用が見込めないため、十日市保育所、東光保育所、愛光保育所等の中心部の保育所でも実施していく。特定保育については一時保育の延長的な要素があるので、一時保育を実施している保育所から段階的に実施していく必要がある。 | 無                 | 特定保育料 |    |       |           | 特定保育年間延べ利用者数 | 人    |          |      |     |                     |     |               |         |         | 15     | D   | 事業拡大  | 費用に見合う国県補助は得られないが、特定保育利用者の労働、生活環境の整備に役立つ | 現状維持                            | ニーズに基づいて効果的に実施する。                                  |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「事業縮小」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名          | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析     |    |     |     |     |         | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割  | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価  |        |   |  |
|-----|---------|--------------|------------|---|---|-----------|----------|----|-----|-----|-----|---------|----------|-------|-------|-------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|---------|--------|---|--|
|     |         |              |            |   |   |           | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標    | 単位       | H15   | H16   |       | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 今後の方向性                                       |
| 142 | すこやか保健室 | 食生活改善推進員事業   | 1,126      | 市は、三次市食生活改善推進協議会の事務局として会員の資質向上のために研修会を開催しています。また、地区活動を積極的に実施してもらったために活動費を市が全額負担しています。平成16年度の会員数は119名。会員は年4回の研修会に参加・学習し、地域への伝達活動を通して市民の健康増進を図っています。また、市が実施する事業への呼びかけや試食の提供等にも協力し、市民と行政とのパイプ役としての役割も担っています。   | 地域へ広く健康づくりの意識啓発を行う目的で地区活動を実施しているが、地域により回数や内容、自分たちの役割認識に格差が生じている。今後は、地区活動の内容や方法についても検討を行い、本来の目的に沿った活動を進めていかなければいけない。また、伝達講習等の参加者にも健康づくりについて学習をもらうという視点を持ってもらうような働きかけが必要。 | 有         | 研修会の実施回数 | 回  | 4   | 22  | 22  | 研修会参加者数 | 人        | 101   | 239   | 480   | 3   | 3         | 3   | 4   | 4      | 21  | C       | 要改善    | 研修内容を自分のものとし、また地域へ広く健康づくりの意識啓発を行う目的で地区活動を行っているが、目的が見えにくくなっていることもある。食生活改善推進員の役割、地区活動の内容や方法について役員会等で検討を行い、意識改革をして本来の目的に沿った活動が行えるように支援を行う必要がある。  | 効果を検証し、制度自体の組み立て直しが必要である。                    |
| 143 | すこやか保健室 | 総合集団健康診査事業   | 27,645     | 三次市に在住する18歳以上の方を対象に集団健康診査を市内各地域で実施(10会場29日)。健康診査項目は、基本健康診査と各がん検診(大腸、胃、肺、子宮、乳、前立腺)。総受診者数は、3584人(16年実績)。実施にあたっては検診機関への委託事業。   | 目的達成のために受診率向上を図る必要がある。特に若年層、壮年層の受診率が低い。健康診査項目については、罹患率の高いものや社会的問題のあるものなど、健康効果を検証して健康診査項目やその対象者、受診時期を具体化する必要がある。また、健康結果を市の保健事業や介護予防事業へ反映させる必要がある。                        | 有         | 健康診査実施日数 | 日  | 12  | 29  | 27  | 受診者総数   | 人        | 2,076 | 3,584 | 3,850 | 3   | 3         | 4   | 2   | 4      | 20  | C       | 要改善    | 健康診査実施の案内通知から結果通知までの事務的業務も併せて民間委託することにより、総体的な経費(人件費を含む)の縮減が期待できるとともに、市としては受診促進及び健康診査の事後指導や予防事業に重点を置くことができる。   | 完全民間委託する。                                    |
| 144 | すこやか保健室 | 在宅健康管理システム事業 | 2,156      | システムの概要：作木町内のみの事業。家庭と作木福祉保健センター作木診療所を電話回線つなぎ、利用者の方の健康管理をコンピューターで行う。家庭に健康端末を設置し、血圧、心電図、問診、体温、体重などを測定し、保健センターでは送信された健康情報を保健師が分析、必要時医師と相談しながら保健指導や受診指導を行う。他に緊急時の通報機能が有り通報ボタンを押すだけで備北地区消防広域行政組合へつながる。設置台数：平成17年3月末 336台。ルーチン業務：毎日のデータ処理分析、保健指導、利用者への測定結果(月間レポート)の返却。16年度の状況：月別の平均利用率 7.4%。データ処理遅延件数 26、400件。健康端末新規設置3件、異常の早期発見(虚血性心疾患1件、徐脈2件、不整脈2件、脳梗塞1件、高血圧他22件) | 作木町内のみの事業である。現在の機器は2006年3月末で保守停止となる。現在のサーバーの設置場所は福祉保健センターであるが、指定管理者制度が導入された場合、管理方法(設置場所)の問題がある。CATVの整備とあわせ健康管理ができるシステムを再構築していく。   | 有         | 健康端末設置台数 | 台  | 500 | 336 | 340 | 異常の早期発見 | 件        | 24    | 28    | 4     | 3   | 2         | 2   | 3   | 3      | 17  | C       | 要改善    | 作木町の実施であり、市全域での関心が低い。また今年度でシステムの保守が停止する。しかし、今後高齢化が進むにつれて市民の健康ニーズは高まっていく。またCATVの回線を利用することで僻地でも効率的に保健施策が行えるようになることから、来年度は現状を維持しつつ受益者負担の見直し、医療機関委託を検討し、将来的にはシステムの再構築により全体的な取り組みとすることが望ましい。 | 17年度末でシステム保守期間が終了する。CATVの活用等、次期対策を早急に明らかにする。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価…「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |    |        |        |        |           | 目的手段の適切さ |            |            | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |  | 合計点                              | ラン<br>ク  | 1次総合評価                                       |   | 2次総合評価                            |                                |                                      |        |  |        |  |  |   |                        |
|-----|----------|-------------------------------------|--------------------|---|--|-------------------|-------------|----|--------|--------|--------|-----------|----------|------------|------------|---------------------|-----|--|----------------------------------|--|--|---|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------|--|--------|--|--|---|------------------------|
|     |          |                                     |                    |   |  |                   | 活動指標        | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標      | 単位       | H15        | H16        |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度  |                                  |  | 有効性  | 効率性   | 社会的ニーズ                            | 市民ニーズ                          | 総合評<br>価                             | 今後の方向性 | 総合評<br>価   | 今後の方向性 |  |  |   |                        |
| 145 | さわやか市民室  | 総合窓口<br>（ワンストップ<br>サービス）            | 3,874              | 市民サービスの向上を目的とし、複数の部署に出向かなければできなかった各種手続き・各種証明をできるだけ1箇所で行なうワンストップサービスをめざす | さまざまな分野の専門性が要求されるため、職員の専門知識向上のための研修が必要   | 無                 | 1年間の証明書交付件数 | 枚  | 69,608 | 78,556 | 22,224 | 1年間の証明手数料 | 円        | 21,249,550 | 25,935,710 | 7,531,260           | 4   | 1箇所で手続き、証明発行ができるようになった                                     | 研修による職員の能力向上によりサービスの向上が図れる余地がある。 | 証明書の自動交付機導入によるコストの削減が考えられる。また嘱託員による証明書の交付も可能である。 | 個人のプライバシーに関することも多く、特に法に基づく届出受付は市で行なわなければならない | 5   | 1箇所で手続き、証明発行が完結できるとゆう社会的ニーズは極めて高い | 5                              | 複数の部署に出向かなければできなかった手続きが1箇所でできる       | 25     | B  | 事業拡大   | 今後は、権限移譲によりパスポート申請も行えることにより、職員の研修を行い総合窓口のサービス面等スキルアップを図っていく。                             | 権限移譲の推進等により、更なるサービスアップをめざす。職員のスキルアップ、接客対応を更に高めていく。 |   |                        |
| 146 | さわやか市民室  | レセプト<br>点検事務                        | 13,822             | 適正な保険給付を行うため、資格の有無、診療内容の点検を行う。  | 診療報酬体系の変化に伴う適切な対応。   | 無                 | 点検枚数        | 枚  | 5,375  | 15,305 | 16,000 | 点検金額      | 千円       | 24,370     | 639,394    | 650,000             | 4   | 15年度と比較して保険給付削減の一定程度の成果あり。                                 | 保険給付削減の一定程度の成果あり。                | 現在嘱託職員で対応しており、人件費部分については、これ以上の削減は難しいと思われる。       | 保険給付費の削減（医療費の節約）につながるものであり、必要なものである。         | 市が支払った医療費であり、市の保険給付費の削減（医療費の節約）のためには、市が行うのが妥当である。 | 4                                 | 4                              | 保険給付費の削減（医療費の節約）につながるものであり、必要なものである。 | 22     | B  | 事業拡大   | 現在、総医療費の抑制は国の政策とも共通するもので極めて重要な課題である。レセプト点検だけでなく、訪問指導の実施、保険事業の展開等、総合的な医療費抑制施策を行っていく必要がある。 | 民間委託を含め、効率的な点検体制を検討する。                             |   |                        |
| 147 | ひとつくり推進室 | 消費生活<br>情報整備<br>事業、消費<br>生活相談<br>事業 | 766                | PIO-NETのシステムを導入することにより、住民への消費生活の啓発や相談に活用することができている。                     | 三次市として相談体制の更なる充実を図るため、相談室の専用設置の整備が必要である。また、将来的には総合的な生活・人権相談、消費生活相談、婦人相談、外国人生活相談、地域相談、市民無料法律相談等の生活相談センターとしての機能化が望まれる。 | 無                 | 相談者数        | 人  | 442    | 480    | 96     |           |          |            |            |                     | 4   | 消費者の必要性に対応できていると思われる。消費生活相談の解決に向けて、苦情の処理やあっせん、情報提供に役立っている。 | 苦情要因の明確化と処理のあっせんや情報提供につながっている。   | 相談員については、必ず必要で人件費についてのコスト削減の余地はない。               | 市の消費生活センターに変わるものがない。市民も相談しやすいかと思われる。         | 4   | 4                                 | 現在の相談状況の増加をみると、きわめて社会的なニーズは高い。 | 4                                    | 4      | 市民や他市への周知もできており、市民のニーズは高い。合併して各町の特徴はある。ただこの2年、課名や室名や機構のシステムが変わるため市民は窓口を少し混乱されている状況はある。 | 24     | B  | 現状維持   | 社会的ニーズや市民ニーズが高いと思われることから、一層充実強化する必要がある。何よりも、即、相談に応じられる相談室が設置の時は存在していたが、現在は収納室と連携をとりながら使用しているという問題点がある。今年4月には個人情報保護法も制定されたことから、早急な対策が必要と考える。 | 相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図る。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |          |   |
|-----|----------|-------------|--------------------|--|---|-------------------|-----------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|---|----------|---|
|     |          |             |                    |  |   |                   | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 総合評<br>価 | 今後の方向性  |
| 148 | ひとづくり推進室 | 女性相談業務      | 1,661              | 売春防止法の規定により、要保護女子並びにその家庭の環境に関する各般の問題の相談に応じ、その転落未然防止及び保護更生のため必要な相談指導を行う。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の規定により、暴力被害者女性並びにその家庭の環境に関する各般の問題の相談に応じ、保護のため必要な相談指導を行う。 | 備北地域こども家庭センター（平成17年7月11日新設）との連携   | 無                 | 相談件数      | 件  | 339 | 401 |     |      |          |     | 4   | 4                   | 5   | 4             | 4   | 3       | 24     | B   | 現状維持   | 女性相談業務に対する市の役割は重要で、男女共同参画社会のまちづくり・ひとづくりのためにも、社会的ニーズも高い。                   | 現状維持     | 継続して実施する。                                       |
| 149 | ひとづくり推進室 | 市民無料法律相談    | 725                | 毎日の暮らしの中での悩みごとや心配ごとに、弁護士が専門的な立場で無料で相談に応じる。   | 現状のままが良いと思うが、相談時間があと10分延長できればいいかも知れない。相談者には、限られた時間なので、質問内容を絞って聞かれるよう勧めている。どうしても急がれる方は有料法律相談を照会する。併せて、県民相談室でも第三木曜日に無料弁護士相談を行っているので勧める。現状は予約受付性である。時間延長すると業務委託料（予算）がかかるので困難であろうと考える。30分5,250円、40分6,300円 | 無                 | 相談者数      | 人  | 72  | 128 | 46  |      |          |     | 4   | 2                   | 5   | 5             | 5   | 5       | 26     | B   | 現状維持   | 現在の社会情勢の中で、法的なトラブルは増えており無料法律相談のニーズは高く、今後も継続が必要とされる。                       | 要改善      | 利用者から一部負担を導入し、回数を増やすことも考えられる。現状のニーズを把握して対応していく。 |
| 150 | ひとづくり推進室 | 外国人施策に関する事務 | 793                | 外国人生活相談を開設し講師を配置して行政手続きの方法や生活上の悩み等を聞きアドバイスを行っている。みよし日本語教室の開設日本語指導ボランティア講習会の実施 永住外国人参政権への取り組み 市職員英会話講座 ボルトガル語教室の開設  | ユニバ-サルデザインの啓発も徹底し、できていないデザイン設置の充実が求められる。他市と比べ外国人に対するいろんな諸施策が十分でない点がある。参政権は国の判断が必要となるため困難度が高いが取り組む課題である。各雇用先企業においても啓発を行っていく。   | 無                 | 講座・教室の受講者 | 人  | 82  | 81  | 81  |      |          |     | 4   | 3                   | 4   | 5             | 4   | 3       | 23     | B   | 現状維持   | 市の「三次市人権教育・啓発推進プラン」の計画推進においても外国人に対する施策は重要であり、また学校においても外国人が増えており事業のニーズは高い。 | 現状維持     | 継続して実施する。外国人施策のプランを作成していく。                      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名     | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析     |    |     |     |     |          | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |   |   |  |           |
|-----|----------|---------|--------------------|--|--|-------------------|----------|----|-----|-----|-----|----------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|--------|---|---|--|-----------|
|     |          |         |                    |  |  |                   | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標     | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評<br>価  | 今後の方向性  |  |           |
| 151 | ひとづくり推進室 | 平和推進事業  | H17<br>4,412       | 被爆者や戦争体験者の高齢化により原爆と戦争の記憶は次第に風化し、忘れ去られようとしている現状にある。このため、平和行政を「慰霊、継承、創造」の3つの基本理念のもと、市民一人ひとりが平和の尊さについて考え、平和への想いを伝える平和祈念事業を展開する。   | 被爆者や戦争体験者の高齢化により体験継承が困難になる。  | 無                 | 事業回数     | 回  |     |     | 5   | 催事来場者    | 人        |     |     |                     | 5   | 3             | 3   | 5       | 5      | 5   | 26     | B     | 現状維持   | 有効性や効率性に課題はあるものの、平和を基調とするまちづくりには、本事業を推進する必要がある。 | 市民参画による取り組みを推進する。   |  |           |
| 152 | ひとづくり推進室 | 青少年育成事業 | 7,251              | 青少年の健全育成を図るため、カウンセリング講座や子ども体験教室事業を実施し、青少年の健全育成に寄与する団体への補助（R54-WALK大会実行委員会、三次市子ども会育成団体連合会、青少年育成三次市民会議、青少年体験活動事業）をしている。（平成16年度の取り組み内容）平成16年度は、カウンセリング講座や子ども体験教室事業を実施し、青少年健全育成に寄与する団体への補助（R54-WALK大会実行委員会、三次市子ども会育成団体連合会、青少年育成三次市民会議、青年会、若田村塾、みらさか自遊入寮校）を行っている。 | 青少年健全育成の推進の根拠となる計画の策定により、継続的・総合的な施策を青少年育成指導員とともに実施していくことが求められる。また、現在、補助金交付団体（三次市子ども会育成団体連合会、青少年育成三次市民会議）の事務局を市で持っていることから、団体が主体的に自立して運営できるよう指導・育成していく必要がある。 | 無                 | 市主催事業の件数 | 件  | 2   | 2   | 2   | 2事業の参加者数 | 人        |     |     |                     | 943 | 950           | 3   | 3       | 2      | 4   | 3      | 18    | C      | 現状維持  | 少年社会の中で、次世代を担う青少年の社会的ニーズは高いことから、今後は青少年育成事業を関係部署と連携をとりながら、より一層総合的な施策として強化・充実する必要がある。また、補助金交付団体の運営を住民主導型へと指導していかねばならないと考える。 | 関係団体や地域、家庭との連携強化と役割分担を明らかにし、効果的な推進を行う。                                 |           |
| 153 | ひとづくり推進室 | 子ども体験教室 | 98                 | 小中学校において実施される学習活動やPTC活動等に、物づくりや体験活動を推進し、体験活動を通して青少年の健全育成を図る。（平成16年度の取組内容）青少年健全育成の一環として、市内各小中学校において実施される体験活動に講師の派遣（指導者謝金を市で負担）をして、学校と連携した青少年育成活動を展開した。14校19回事業（11人の講師を派遣）を実施した。主な活動内容は、手話教室、星の観察、郷土探検、キャンプ、楽器演奏、介護体験、リース作りなど。                                 | 青少年の健全育成の立場から、引き続き学校と連携しての事業実施が求められる。しかしながら、平成17年度は9校19回の事業を決定し、昨年度より事業実施校数が減少している。事業実施の要望がなかった学校に対して、ヒアリングを行い事業のニーズの確認、子ども体験教室事業の周知を行うなどの改善が必要である。        | 無                 | 事業実施回数   | 回  | 19  | 19  | 19  | 参加者数     | 人        |     |     |                     | 793 | 800           | 3   | 3       | 4      | 2   | 4      | 3     | 19     | C   | 現状維持  | 子ども体験教室事業に対する社会的ニーズは高いと思われることから、今後は、より一層学校との連携を図り講師や活動内容の相談を充実する必要がある。 | 継続して実施する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名          | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析            |    |     |     |     |                        | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |        |      |        |  |  |
|-----|----------|--------------|------------|---|---|-----------|-----------------|----|-----|-----|-----|------------------------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|--------|------|--------|--|--|
|     |          |              |            |   |   |           | 活動指標            | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                   | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価 | 今後の方向性 |  |  |
| 154 | ひとづくり推進室 | 男女共同参画推進事業   | 4,001      | 男女が互いにその人権・個性を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目的とし、総合的かつ計画的に事業を行う。<br>(平成16年度の取り組み内容)<br>男女共同参画週間巡回講演会、ひろしま女性大学地域入門講座の開催、三次市男女共同参画基本計画の制定  | 広く市民、事業者の理解と協力の下に、あらゆる分野での男女共同参画を浸透させることが課題である。この課題を解決するためには、ひとづくり推進室を含め全庁的に男女共同参画の一層の推進につながる視点にたつて、市の事業を行う必要がある。 | 無         | 男女共同参画週間講演会     | 回  |     | 8   | 1   | (1)の参加者数               | 人        |     | 292 | 60   | 3   | 3         | 3   | 5   | 5      | 3   | 22     | B     | 現状維持 | 現状維持   | 現状維持 | 現状維持   |  |  |
| 155 | ひとづくり推進室 | 消費生活相談展      | 9          | 商工フェスタ期間中に、消費生活相談と消費者啓発用のチラシ配布とパネル展示を行っている。   | 具体的に商工フェスタに消費生活相談が必要かどうかの判断が必要で、現実に相談者はいないので、消費者啓発パネル展だけを実施するように検討中である。   | 無         | パネル展参加者         | 人  | 100 | 100 | 100 |                        |          |     |     |      | 2   | 4         | 4   | 4   | 3      | 3   | 20     | C     | 現状維持 | 現状維持   | 現状維持 | 現状維持   |  |  |
| 156 | かいてき環境室  | ISO14001推進事業 | 1,043      | 環境保全施策の継続的な実行と、環境問題の改善に取り組むため、省資源・省エネルギー・廃棄物対策などを盛り込んだ環境マネジメントシステムを構築し、平成15年5月より取り組みを開始。国際規格であるISO14001の認証取得をするため外部審査機関による認証取得審査を受け、平成15年12月に認証取得した。平成16年度は合併後の新組織での認証継続を目指して取り組み、認証を継続した。また、平成17年度に各支所への登録の拡大を図るため、エコオフィス活動を説明し実施した。 | 職員の環境への意識は浸透し、かなり深まってきているが、その取り組みの結果を職員へフィードバックすることや市民に対するPRが不足している。  | 無         | 職員研修を実施         | 人  | 214 | 241 | 420 | 職員の環境に対する意識の向上         | 目標達成率    | 73% | 83% |      | 4   | 4         | 5   | 5   | 4      | 4   | 26     | B     | 事業拡大 | 事業拡大   | 事業拡大 | 事業拡大   |  |  |
|     |          |              |            |   |   |           | ISO14001に関する広報等 | 回  | 2   | 2   | 3   | 市内のISO14001取得事業者数      | 件(累計)    | 4   | 8   | 12   | 4   | 4         | 5   | 5   | 4      | 4   |        |       |      |        |      |        |  |  |
|     |          |              |            |   |   |           | 市内事業所への啓発回数     | 回  |     | 1   | 2   | 三次市内の公共施設のISO取得施設件数(件) | 件(累計)    | 1   | 1   | 9    |     |           |     |     |        |     |        |       |      |        |      |        |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題                       | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |     |       |       |                 | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |  |      |               |
|-----|---------|-------------|--------------------|---|-----------------------------|-------------------|---------|----|-----|-------|-------|-----------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|--|------|---------------|
|     |         |             |                    |   |                             |                   | 活動指標    | 単位 | H15 | H16   | H17   | 成果指標            | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性   | 総合評価 | 今後の方向性        |
| 157 | かいてき環境室 | 環境審議会に関する事務 | 932                | 環境基本計画の策定及び変更に関すること。その他環境の保全に関する重要事項に関することについて調査審議する。 | リーディングプランの見直し               | 無                 | 審議会開催回数 | 回  |     | 1     | 2     | 諮問事項のうち答申を受けた割合 | %        | 100 | 100 | 100                 | 4   | 4             | 4   | 5   | 3      | 4   | 24     | B     | 事業拡大 | 新市においての環境基本計画統合版についての答申を得て策定を行った。今後についてもリーディングプラン見直しに向けて環境審議会での審議を必要とする。 | 現状維持 | 継続して実施する。     |
| 158 | かいてき環境室 | 公衆便所管理委託    | 300                | 市内の公衆便所管理を開発公社に委託。(市営プール公衆便所、照林坊公衆便所)                 | 定期的な管理を維持する。                | 無                 | 維持管理    | 箇所 | 2   | 2     | 2     |                 |          |     |     |                     | 3   | 3             | 4   | 2   | 3      | 3   | 18     | C     | 要改善  | 施設がある限りは、公衆トイレは必要であるが今後の管理体制について検討の必要はある。                                | 要改善  | 指定管理者制度で対応する。 |
| 159 | かいてき環境室 | 墓地清掃委託      | 1,843              | 市営墓地(市営公衆便所も含む)内のゴミ(供花、供物)の収集、搬出及び周辺緑地の草刈清掃業務。        | ゴミの量の増加、環境整備などに管理費が増加傾向にある。 | 有                 | 市営墓地    | 区画 |     | 1,015 | 1,015 |                 |          |     |     |                     | 4   | 4             | 4   | 2   | 5      | 5   | 24     | B     | 要改善  | 施設設置の経過があるが、受益者負担のあり方、指定管理者制度の導入など検討の余地がある。                              | 要改善  | 指定管理者制度で対応する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |     |     |     |      |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価   |   |                                      |                    |
|-----|----------|---------------|--------------------|--|---|-------------------|---------|----|-----|-----|-----|------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--|---|--------------------------------------|--------------------|
|     |          |               |                    |  |   |                   | 活動指標    | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価  | 今後の方向性                               | 総合評<br>価           |
| 160 | かいてき環境室  | 斎場運営事務        | 38,554             | 三次市斎場8施設の運営事業  | 斎場8施設の内6施設は老朽化しており、新斎場建設までの維持管理。  | 無                 | 火葬数     | 体  | 408 | 766 | 730 |      |    |          | 4   | 4   | 4                   | 3             | 4   | 5   | 24      | B      | 現状維持   | 斎場は人生終焉の場で大切なものであり、継続すべきである、また現行の斎場では斎場運営について急速に変化させる必要性はない。 | 事業縮小  | 大規模な修繕は行わず、必要最小限の修繕に留める。施設は順次廃止していく。 |                    |
| 161 | かいてき環境室  | 新斎場建設事業       | H17<br>13,000      | 旧1市4町3村の各火葬場は、多くが老朽化が進行しており、これらの火葬場を統合し、新しい施設の整備を早急に行う。平成17年度では、適地選定、環境調査を行う。            | 斎場機能、施設の検討用地購入、土地造成、建物建設工事  | 無                 | 適地選定調査  | 地区 |     | 9   |     |      |    |          | 5   | 4   | 4                   | 4             | 4   | 4   | 25      | B      | 事業拡大   | 新三次市斎場整備小本計画に基づき、平成21年4月からの供用開始に向けて着実に事業実施する。                | 現状維持  | 計画に基づいて実施する。                         |                    |
| 162 | 資源リサイクル室 | 生ごみ処理機器購入費補助金 | 2,804              | 生ごみ処理機を設置したものに對して、補助金を交付することにより一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し生ごみの更なる減量化及び市民のごみの資源化意識の高揚を図ることを目的とする。 | 生ごみ処理機購入後、実際に三次市内で使用されているかどうかは、設置場所についての確認等は行っていないため、わからないのが現状です。確認するためには現場確認しかないので、今後の課題といえます。 | 無                 | 補助金交付件数 | 件  | 184 | 148 | 200 |      | t  | 47       | 38  | 10  |                     |               |     | 4   | 4       | 24     | B      | 現状維持   | 廃棄物関係は、社会的ニーズがきわめて高いため、引き続き進めていく必要がある。拡大については本年度の状況で判断し、対応していく。市民への広報等、積極的にを行い、市民への制度の周知に努める。 | 現状維持                                 | 継続して実施する。効果の検証を行う。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価…「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |     |         |         |         |                          | 目的手段の適切さ |         |         | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性  |   | 合計点  | ランク   | 1次総合評価   |   | 2次総合評価  |       |      |   |   |  |                        |
|-----|----------|--------------------|--------------------|---|---|-------------------|---------|-----|---------|---------|---------|--------------------------|----------|---------|---------|---------------------|--|---|--|---|--|---|---|-------|------|---|---|--|------------------------|
|     |          |                    |                    |   |   |                   | 活動指標    | 単位  | H15     | H16     | H17     | 成果指標                     | 単位       | H15     | H16     |                     | H17  | 目的達成<br>への貢献度   |  |   | 有効性  | 効率性   | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価  | 今後の方向性   |                        |
| 163 | 資源リサイクル室 | 不法投棄防止対策パトロール事業    | 115                | 市内における不法投棄の抑制、防止に向けた取り組みとして、郵便局不法投棄監視パトロール業務H17年3月1日よりスタートしました。市内の郵便局10局とのパトロール業務、有償での見回り箇所数30ヶ所、月4回、1箇所一回の監視報告料金85,050円での契約、発見報告を資源リサイクル室に報告、市内のタクシー会社104台とのパトロール業務委託。資源リサイクル室に報告があれば現地確認を行い回収等を行う。  | 現在の監視ヶ所数30ヶ所の見直し、回収方法の効率的な見直し。不法投棄は夜間に行われることが多く夜間パトロールも検討したい。   | 無                 | 見回り箇所数  | ヶ所数 | 30      | 30      | 回収重量    | kg                       | 7,620    | 9,290   | 600     | 2                   | ヶ所数の見直しと、現在の箇所の見直しが遅れている。新たな郵便局の契約も視野に入れて検討する。 | 郵便局の配達車両に不法投棄パトロールステッカーを貼って啓発活動による抑止効果。不法投棄場所監視報告をしていただき、すみやかに回収することは、そこに新たなごみを生まない防止策にはなる。 | 市内全域を市で見回すには限界があり、配達途中に定期的に見回してもらい報告があった場合は回収する点は効率が良いと思われる。 | 市内全域の監視は郵便局のネットワークを利用した方が効率は良い。回収処理となると市の収集を生かしたほうが効率は良い。               | 社会的にも環境に対する関心は高く、不法投棄に関する情報も多くなってきている。   | 快適できれいなまちづくりには、不法投棄防止パトロールは市民ニーズは高い。                          | 21  | B     | 要改善  | 不法投棄、環境に関する市民ニーズは高いと思われることから、今後は見回りヶ所数の増加、現在の箇所の見直し、回収の効率化などより早く対処拡大処理できる体制作りを目指す。今後は、郵便局、警察、市民と連携して不法投棄の抑制に努めたい。 | 要改善   | 効果的で効率的なパトロールの体制づくりを目指す。郵便局、警察、市民と連携して不法投棄の抑制に努める。 |                        |
| 164 | 資源リサイクル  | 環境衛生施設改善補助金(ゴミ集積場) | 2,048              | ごみ集積場設置に対して集積場設置費用額の2分の1まで10万円以下を限度額として、補助交付を行う。  | これまでの申請者は、ほとんどが旧三次圏内の方だった。旧双三郡及び甲奴町に住んでいる方に対するの周知が徹底されていないためと思われる。今後は支所とも連携を取り、旧双三郡及び甲奴町の集積場整備を進めていく必要がある。                      | 無                 | 補助金交付件数 | 件   | 22      | 33      | 4       | 補助金交付によって整備された集積場の利用者数合計 | 人        | 276     | 403     | 97                  | 4  | 市内の一般廃棄物集積場を整備することに対して補助金を交付し、環境衛生施設を改善する制度であり、目的達成への貢献度は大きいといえる。                           | 本制度により集積場整備が促進され、廃棄物の飛散防止・集積場周辺の環境美化に有効である。                  | 本制度の補助対象は集積場の設置費用あり、それ以外の費用が補助申請に含まれていた場合は、除外した金額を対象としており、コストの削減余地は少ない。 | 一般廃棄物の分別啓発・回収は、市が行っており、集積場整備の助成も市で行うべきである。   | 生活環境の整備は市民の環境意識の高揚に繋がるものであり、社会的ニーズがあるといえる。                    | 15年度、16年度とも概算を大きく上回る申請があり、市民のニーズも非常に高いことがわかる。 | 22    |      | 事業拡大  | ごみ集積場整備が促進され環境美化に有効であることから市民ニーズは高まっており申請も増えていることから事業拡大の検討が必要である。  | 現状維持   | 整備実態を把握し、今後の事業見直しをたてる。 |
| 165 | 資源リサイクル  | 廃棄物収集業務(委託分)       | 169,858            | 平成9年度三次環境クリーンセンターの稼働以降より双三郡・三次市のごみは6分別に、平成11年度よりプラスチック資源を設定し7分別に、平成13年度には紙資源・布資源を、平成15年度からは甲奴町を加え、収集エリアは1市3村4町となり、分別も危険ごみを増やし10分別とし、また本庁や支所などで拠点回収する品目として、リサイクル粗大・リサイクル本・ボランティア資源を設定し、合わせて13分別となった。15年度の収集形態は旧三次市を収集委託業者、旧双三郡3村3町と甲奴町を直営で行った。16年度からは双三郡の3村を委託し、直営は吉舎・三良坂・三和・甲奴の4町のみとなった。17年度も同様である。 | リサイクル可能な資源物・プラスチック資源・紙資源・布資源を設定したことでの焼却・埋立処理量は減少していくものと思われる。今後は焼却・埋立処理する廃棄物の排出をさらに抑制し、分別の周知徹底を行い、再資源化やリサイクルの可能な品目の回収率を増やす必要がある。 | 有                 | 年間収集回数  | 回   | 213,504 | 250,368 | 251,904 | 燃やせるごみの月平均収集量            | Kg       | 392,000 | 434,510 | 432,160             | 4  | 市内各所の集積場に分別・排出された遅滞なく回収・処理してあり貢献度は大きい。  | 現在の方法よりも有効な手段はない。  | 分別の種類を増やせば、処理コストを低減させられるが、現状では13分別が限界である。                               | 廃棄物処理法において、一般廃棄物の処理は市町村の義務とされている。現在直営で収集を行っている地区は吉舎・三良坂・三和・甲奴の4地区のみであり、その他の地区については委託されている。 | 三次市の1日平均ごみ収集量は実に60トンにもなる。1日も止めることは出来ない業務であり、社会的ニーズは極めて高いといえる。 | 廃棄物収集が実施されていることは、ほとんどの市民に周知されており、市民ニーズも極めて高い。 | 26    | B    | 事業拡大  | 廃棄物収集業務は、市民生活に欠かす事のできないサービスである。一般廃棄物の排出量は年々増加傾向にあり、その処理に必要な経費も比例して増加している。細かな分別を設定したことで、可燃ごみの焼却量及び最終処分場への埋立処分量は減少している。 | 要改善  | 全面的に民間委託を進め、事務の効率化を図る。 |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析  |    |     |     |     |                |    |     |     | 目的手段の適切さ |                |                | 市の役割 | 必要性 |             | 合計点 | ランク  | 1次総合評価                                   |                                 | 2次総合評価   |                               |
|-----|----------|---------------|--------------------|--|--|-------------------|-------|----|-----|-----|-----|----------------|----|-----|-----|----------|----------------|----------------|------|-----|-------------|-----|------|--|---------------------------------|--|-------------------------------|
|     |          |               |                    |  |  |                   | 活動指標  | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標           | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度  | 有効性            |      | 効率性 | 市間与の<br>妥当性 |     |      | 社会的ニーズ                                   | 市民ニーズ                           | 今後の方向性   | 総合<br>評価                      |
| 166 | 資源リサイクル室 | リサイクルセンター業務委託 | 1,067              | 自転車・電化製品・家具等の再商品化を行う。  | 再商品化した商品の活用について方向性が決まらない。再商品化を市民の皆さんに利用して頂いたことにより地元販売店を圧迫しないようすること。  | 無                 | 契約月数  | 月  |     | 10  | 9   | 再商品化<br>(自転車)  | 台  |     |     |          | 2              | 4              | 2    | 2   | 3           | 3   | 16   | D  | 廃止                              | 再商品化を行うにあたってコストが高い。再商品化の活用についての方向性が定まってい   | 指定管理者制度への移行により、自由な販売・活用を推進する。 |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     | 再商品化<br>(電化製品) | 台  |     |     | 35       |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     | 再商品化<br>(家具)   | 台  |     |     | 37       |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |
| 167 | 資源リサイクル室 | 飲料缶回収事業       | 1,489              | 甲奴支所施設内にある「空き容器回収機」による、ごみの減量化とリサイクル推進の意識高揚を目的とした事業。住民の皆さまに家庭より持ち込まれた空き容器(飲料缶・PETボトル)を回収する。   | 今年度6月を持ってリース期間満了に伴い、事業の打ち切りとする。(理由：現在、空き容器等回収機器の設置を行なっている支所は、甲奴支所のみとなっている。三次市において、資源ごみの回収は、ほぼ全域をカバーしている状況にあり、特に破砕して回収する必要がないと判断したため。また、破砕した資源物を三次環境クリーンセンター施設において処理する際に、支障をきたすため。) | 有                 | 実施月数  | 月  |     | 12  | 2   | アルミ缶回収         | 本  |     |     | 880,730  | 1              | 1              | 1    | 3   | 2           | 2   | 10   | D  | 廃止                              | 現在、空き容器等回収機器の設置を行なっている支所は、甲奴支所のみとなっている。三次市において、資源ごみの回収は、ほぼ全域をカバーしている状況にあり、特に破砕して回収する必要がないと判断したため。また、破砕した資源物を三次環境クリーンセンター施設において処理する際に、支障をきたすため。 | 事業目的の役割を終えた。                  |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     | スチール缶          | 本  |     |     | 660,042  |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     | ペットボトル         | 本  |     |     | 234,029  |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |
| 168 | 資源リサイクル室 | 買い物袋持参・ノー包装運動 | H17<br>1,000       | 一般家庭から排出されるレジ袋等の容器包装によるごみの発生抑制に協力的な事業者を「三次市ノー包装運動協力店」(以下「協力店」)として認定し、事業者の活動を促進するとともに、協力店の利用を広く市民等に推奨することで事業者及び市民等の意識の高揚を図り、ごみの減量を推進する。 | 現在、三次市民を対象としたアンケート調査を実施中です。今後は、調査結果を参考に事業者との協議や、既に「ノー包装運動」を実施している店舗があり、その実施状況についても調査が必要です。   | 無                 | 実施店舗数 |    |     |     |     |                |    |     |     | 4        | 未実施につき、評価ができない | 未実施につき、評価ができない | 4    | 5   | 16          | D   | 事業拡大 | アンケート調査により、市民の関心が高いことが確認できた。「実施」に向け取り組む。 | 平成17年度早期に実施する。効果を検証し、拡大を検討していく。 |  |                               |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     |                |    |     |     |          |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |
|     |          |               |                    |  |  |                   |       |    |     |     |     |                |    |     |     |          |                |                |      |     |             |     |      |  |                                 |  |                               |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名              | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析       |    |     |     |     |             | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価  |        |  |   |             |             |        |
|-----|--------|------------------|------------|---|--|-----------|------------|----|-----|-----|-----|-------------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|---------|--------|--|---|-------------|-------------|--------|
|     |        |                  |            |   |  |           | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標        | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価  | 今後の方向性      | 総合評価        | 今後の方向性 |
|     |        |                  |            |   |  |           |            |    |     |     |     |             |          |     |     |      |     |           |     |     |        |     |         |        |  |   |             |             |        |
| 169 | みらい都市室 | みよし運動公園整備        | 139,917    | 県北のスポーツ・レクリエーション活動の拠点を担う都市公園施設として位置づけ、都市計画決定及び事業認可を受け整備を行っている。これまでに平成6年のアジア大会や平成8年の国民体育大会でのサッカー競技会場として活用しており、スポーツ人口の増加や競技レベルの向上に寄与している。平成16年度はテニスコートの実施設計と屋外テニスコートの造成工事を一部行った。今後はテニスコート・野球場等の整備を進め施設の充実を図る。   | 施設の維持管理及び利活用については指定管理者制度の導入など検討する必要がある。テニスコートについてはこの面数に応じた大会の開催を確保し年間を通じて取り入れるように広報・HP等を活用する。                                    | 無         | ワークショップの開催 | 回  |     | 2   | 1   | ワークショップ参加人員 | 人        |     | 90  | 50   | 5   | 5         | 4   | 3   | 5      | 5   | 27      | A      | 事業拡大   | 来園者数をみても県北のスポーツ・レクリエーション施設としてのニーズは非常に高く、整備の必要性はある。さらなる来園者数を確保し、施設を有効に活用するため今後は周辺施設(広島三次ワイナリー・奥田元宋小由女美術館・三次中央病院)との連携を視野にいれた多目的な利用について検討する必要がある。また合併後の市域人口の増加に対応した各種スポーツ大会やイベントの拠点にふさわしい施設であり、三次の顔の一つとなる得る。 | 現状維持        | 計画に沿って実施する。 |        |
| 170 | みらい都市室 | 都市計画道路上原願方地線整備   | 205,335    | 市街化の進行が著しい畠敷地区及び三次町願方地区と中心市街地である十日市地区とを連絡することにより市街地内の交通を機能分担し、河川で分断されている南北市街地間の連携・歩行者・自転車の安全の確保、都市防災機能の強化を図る。都市計画決定及び事業認可を受け整備を推進している。平成16年度は上原北交差点から馬洗川左側堤防の間(約260m)の区間について整備し供用開始をしている。また、この道路の完成により、各地域の生活サービスや日常的に必要な保健・医療・福祉・教育・文化及び商業などの身近なサービス機能の充実に努める。   | 本道路を官民協働のまちづくりのモデル路線として位置づけ、植樹の維持管理・歩道の清掃について地域住民でおこなってもらえるように、ワークショップにより動機付けをおこなったつもりであるが、その実態について検証が必要である。三次市の交通網上、早期完成が必要である。 | 無         | ワークショップ開催  | 回  |     | 4   | 1   | ワークショップ参加人員 | 人        |     | 115 |      | 5   | 4         | 4   | 5   | 5      | 28  | A       | 事業拡大   | 本道路を官民協働のまちづくりのモデル路線として位置づけ、ユニバーサルデザインなど多角的な側面から調査研究を行った上で、早期完成させることにより、従前とは違った「量から質への転換」のまちづくりを推進し、住民自治活動の積極的な参画促進を図っていく中で「住んでみたい」「住んでよかった」誇りに思えるまちの実現をめざす。 | 現状維持  | 計画に沿って実施する。 |             |        |
| 171 | みらい都市室 | 三次町歴史的地区環境整備街路事業 | 46,937     | 三次町地区は三次市において最も古くから市街地が形成された地区であり、昔の町屋建築物が建ち並ぶ江戸時代の街並みの面影が残る商店街を形成している。平成8年に地域住民により「歴史まち協議会」が設置され、「上市太才通り・三次本通りまちなみ協定」が締結された。また、建物の修復や改築については、三次市三次町街なみ整備推進事業要綱及び「三次市三次町街なみ整備助成事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付して、街なみ保存のための財政的支援を行っている。併せて本地区の歴史的街なみの保全・活用をとおして居住環境の向上と安全で快適な街づくり及び商業の振興を推進するため、この区間の電線類地中化・高質舗装及び街路灯整備を行うため、平成16年度は実施設計を行った。 | 道路の整備と併せて沿線にある家屋について、修景等の助成に取り組んで行くことが新たな人の創出への方法の一つとなる  | 無         | 地元説明会      | 回  | 2   | 5   | 2   | 説明会参加人員     | 人        | 117 | 86  | 120  | 5   | 4         | 4   | 5   | 4      | 26  | B       | 現状維持   | 事業の目的は、固有の歴史、文化、商業を営んできた三次町の上市太才通り・三次本通りの沿道地区において歴史的な街並みのための電線類を地中化し、そのことにより伝統的資源の活用を図り、商店街の活性化と新たな人の流れを創出することであり、早期の整備が早期の効果を生むため、今後も計画にのっとり早期整備に努める。       | 現状維持  | 計画に沿って実施する。 |             |        |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名           | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |                |        | 目的手段の適切さ |     |   | 市の役割 | 必要性                         |   | 合計点   | ランク   | 1次総合評価  |  | 2次総合評価  |                            |  |  |        |  |   |      |                          |  |      |           |
|-----|--------|---------------|------------|---|--|-----------|--------------|----|-----|-----|----------------|--------|----------|-----|---|------|-----------------------------|---|---|---|---|--|---|----------------------------|--|--|--------|--|---|------|--------------------------|--|------|-----------|
|     |        |               |            |   |  |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17            | 成果指標   | 単位       | H15 | H16   |      | H17                         | 目的達成への貢献度                                     |   |   | 有効性   | 効率性  | 民間との妥当性   | 社会的ニーズ                     | 市民ニーズ  | 総合評価   | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性  |      |                          |  |      |           |
| 172 | みらい都市室 | 建築確認事務事業      |            | 建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。建築基準法に基づく、建築物の建築等に関する確認事務及び建築物に関する検査事務等。<br>平成17年4月から建築主事を置くことにより、限定特定行政庁となり、三次市において確認等の事務の一部を取扱っている。  | 平成17年4月より限定特定行政庁となり、三次市において確認等の事務の一部を取扱うことにより、従前に比べ事務処理の迅速化を図ることが可能となった。一方で、民間確認検査機関による確認等件数が増えてきており、今後は、確認事務の他、違反建築物の指導等にも力を入れる必要がある。また、確認の事務をつかさどる建築主事の育成が必要である。 | 無         | 建築確認等審査・検査件数 | 件  |     |     | 250            | 建築確認件数 | 件        |     |   |      | 4                           | 申請等に対しての確認行為や検査であるため、申請件数での目標達成指標としては、評価しにくい。 | 3   | 申請等に対しての確認行為や検査であるため、申請件数での成果としては、評価しにくい。その申請等に対する審査事務の正確性や迅速性について、向上余地がある。 | 4   | 確認申請等の審査事務及び検査事務のため、事務処理に係る人件費及び検査実施のための現場への交通費であり、コストの削減余地は、小さい状況である。 | 3   | 民間指定確認機関においても確認及び検査は実施できる。 | 5  | 建築基準法の基準により建築物の安全・衛生を確保し、市街地の安全環境を確保することにより、建築物の使用者の生命、健康等を守り、良好な市街地環境を確保する意味から、社会的ニーズが高い。 | 4      | 建築主が建築物を建築する場合には、建築基準法に基づき確認申請等を行うこととなっており、建築を行う市民にとって、ニーズが高い。 | 23  | B    | 現状維持                     | 今年度からの新規事務事業である。建築基準法による確認及び検査事務等については、民間指定確認機関においても同様の業務を行うことができることとなっている。しかし、市においては、確認及び検査事務等を行うと共に、民間指定確認検査機関の監視及び違反建築物の是正指導等の業務を行い、安全で安心して生活できるまちづくりを行うと共に、市民に対し確認申請等の行政手続きが必要であることを普及啓発していく必要がある。 | 現状維持 | 継続して実施する。 |
| 173 | みらい都市室 | 屋外広告物許可       |            | 屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。<br>美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的とし、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を定め、設置について許可事務を行う。本市では広島県屋外広告物条例を機関委任事務として業務を行っている。<br>また平成17年4月1日から広島県管理の「国道・県道の占用に係る広告物の表示・設置の申請」も権限委譲を受けた。  | 合併以前の三次市全域・三良坂町及び吉舎町の一部を除き、合併による新規該当者への申請依頼、不公平感を払拭するためパトロールによる違反広告物の取締り。  | 無         | 設置状況現況調査説明会  | 回  |     | 6   | 調査説明会出席人員      | 人      | 64       | 4   | 美観風致の維持に必要な制度であるが、看板の仕様の変更命令ができないため、改善の余地がある。 | 4    | 有効性は認められるが違反看板の取り締まりが課題である。 | 3   | 事務手続きについては1年更新のため、コストがかかるが、法で決められているため改善が難しい。内部処理としてはシステムの導入など改善は可能である。 | 3   | 公衆に対する危害の防止は、公共団体の責務であるが、建築確認が民間委託されており、委託の可能性は十分あるが現行法では困難である。                         | 4  | 美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止に必要な制度である。今後景観法の施行と共にニーズは高まっていくと思われる。 | 3                          | 美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止に必要な制度である。今後景観法の施行と共にニーズは高まっていくと思われるが市民のニーズについては、啓発が必要である。 | 21   | C      | 要改善  | 美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止に必要な制度である。更新の事務手続き等、法的な改善の余地がある。また合併後に拡大した地域に住民に対する届出義務の意識の啓発が進んでおらず、今後の課題である。事業としては今後景観法の施行と共にニーズは高まっていくと思われる。 | 要改善  | 民間委託を含め、効率的な事務推進体制を検討する。 |  |      |           |
| 174 | みらい都市室 | 開発行為許可/宅地造成許可 |            | 【開発行為】都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって快適な環境の整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、建築物の建築の用に供する目的で行う一定規模以上の土地の区画形質の変更（開発行為）に対して、良好な環境形成が図られるよう定められた許可制度に基づく許可事務及び検査事務等を行う。<br>【宅地造成】一定要件を満たす宅地造成に関する工事等について、災害の防止のため許可制度が設けられており、その制度に基づく許可事務及び検査事務等を行う。<br>いずれも平成17年度、「権限移譲」により「県知事許可」から「三次市長許可」となった。 | 平成17年度から三次市に権限移譲された事務である。<br>新規事務であり、正確性確保のためのチェック体制・効率的な事務処理システムの構築、適切な指導を行っていくための職員のスキルアップ、また、制度自体を広く市民に知らせてもらうための広報活動・啓発活動等の実施が必要である。                           | 無         | 開発許可審査件数     | 件  |     | 14  | 開発行為及び宅地造成検査件数 | 件      |          | 5   | 技術基準に適合しなければ許可されない。                           | 5    | 法令に基づく事務である。                | 4   | 事務に係るコストは、人件費が主である。コスト削減の余地が小さい。しかし、事務処理の迅速化、より適切な指導等改善余地は残っている。        | 5   | 都市計画、まちづくりに関わるものであり公共性が極めて高い。統一した一定の技術基準を満足するためには市が関与することが妥当である。法令に基づく事務であり、市でなければならない。 | 5  | 都市の健全な発展と秩序ある整備は均衡ある発展と公共の福祉の増進に必要である。                    | 3                          | 同左   | 27   | A      | 現状維持   | 平成17年度より新規の事務である。秩序ある開発の徹底は、秩序ある都市の創造へ重要なポジションを占めると考える。迅速かつ正確な事務処理の徹底、市民への情報提供・啓発活動、職員のスキルアップ等に引き続き取り組む。                            | 現状維持 | 継続して実施する。                |  |      |           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名          | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |        |        |        |               | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |                           |   |   |                                 |
|-----|--------|--------------|--------------------|--|---|-------------------|-----------|----|--------|--------|--------|---------------|----------|-----|-----|------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|---------------------------|---|---|---------------------------------|
|     |        |              |                    |  |   |                   | 活動指標      | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標          | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価                      | 今後の方向性  | 総合評価  | 今後の方向性                          |
| 175 | みらい都市室 | 駐車・駐輪場管理     | 2,268              | 自家用車や自転車から公共交通へと交通手段の連結を図ることにより、公共交通の利便性を高め、交通結節点として中心市街地形成の一翼を担う。また、古くからの商業地においては店近くに適当な駐車スペースが確保できないことから、商業振興の面から、商業地の中にも駐車を確保し、管理をしている。【駐車場・駐輪場一覧】 三次地区（三次駅前駐車場・三次駅前駐輪場） 三良坂地区（三良坂町田中駐車場・三良坂駅前駐輪場） 吉舎地区（吉舎町七日市駐車場・吉舎町七日市中駐車場・吉舎町古市駐車場・吉舎町横谷駐車場）   | 駐車場や駐輪場の維持管理は、行政でない出来ないものではないため、積極的に地元や民間への委託等を進める必要がある。  | 無                 | 総利用者（見込み） | 人数 | 19,395 | 17,865 | 17,230 | 駐車場利用申し込みの割合  | %        | 65  | 57  | 57   | 4   | 2             | 1   | 1   | 5      | 4   | 17     | c     | 要改善                       | 市民ニーズがあり、実際に利用もあるが、行政が全面的に管理して行く必要性が低く、利用料収入により地元等で運営可能と思われる。 | 指定管理者制度で対応する。   |                                 |
| 176 | みらい都市室 | 市街地公園整備事業    | 12,029             | 市内には尾関山公園やみよし運動公園等の広い公園はあるが、小さな子どもを自宅から歩いて連れていけるような身近な公園が少ないため、一番身近な公園として整備する。また、設計段階から地元に関わっていただき、地元が必要なものを整備するとともに、完成後の運営・管理を地元で担ってもらうことにより、行政に気兼ねすることなく、地元の使い勝手の良いように育てていける公園とする。さらに、前年度は人口集中地区と呼ばれる、三次町・十日市地区・八次地区のみを対象としていたが、今年度からは地元要望のある地区であれば市内全域を対象とする。（平成16年度整備箇所）鳥敷ひろば・松原ふれあい広場・十日市南ふれあいパーク | 完成後の地元運営について、自分たちで自由に使用したり、改良できるという、これまでの公共施設とは一線を画す事業であるが、まだ市民への事業の周知が低く、候補地の立候補が少ないこと。          | 無                 | 整備箇所数     | 箇所 |        | 3      | 3      | オープニングイベント開催数 | 回数       | 2   | 3   | 4    | 2   | 3             | 4   | 4   | 5      | 22  | B      | 現状維持  | 市民ニーズによる事業であり、続けていくべきである。 | 継続して実施する。   |   |                                 |
| 177 | みらい都市室 | みらさか土地区画整理事業 | 99,922             | 三次市の生活拠点の1つである三良坂地区において、馬洗川で分断されている下郷地区と三良坂駅前線の既存商店街を結ぶ幹線道路の新設に併せて両地区を一体的に面整備し、駅前市街地の再整備及び下郷地区の宅地整備を行い、生活拠点機能の強化に向けたまちづくりを推進する。（平成16年度事業）三良坂駅前線・下郷線の道路築造、道路築造工事に伴う水路工事、公共残土の受け入れ促進、地元協議会の開催、事業計画の見直しの着手  | まちづくりの将来像について住民との共有を図る必要がある。また、事業に占める市の負担の軽減を図る必要がある。さらに宅地の売却益が重要な事業費収入となることから、有効な売却方法を検討する必要がある。 | 有                 | 地元協議会開催回数 | 回数 | 3      | 3      | 4      | 事業進捗率         | %        | 5.9 | 8.9 | 11.5 | 5   | 2             | 3   | 5   | 3      | 3   | 21     | C     | 要改善                       | 駅前地区と川向こうの下郷地区とを繋ぎ、一体的に整備することができる。                            | 全体事業費に占める市負担が大きすぎるため、事業の円滑な進捗のためには市負担を減らす必要がある。また、事業費の一部でもあり、完成後のまちを形成する宅地の分譲が不可欠である。 | まちづくりの将来像について住民合意を形成し、計画的に実施する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                     | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |     |     |     |                          |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |        |   |  |  |           |
|-----|---------|-------------------------|--------------------|---|---|-------------------|--------------|----|-----|-----|-----|--------------------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|--------|---|--|--|-----------|
|     |         |                         |                    |   |   |                   | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                     | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合評<br>価  | 今後の方向性   |  |           |
| 178 | みらい都市室  | 福祉のまちづくり条例              |                    | 広島県福祉のまちづくり条例に従い、対象施設（公益施設、共同住宅、公共交通機関等）の建設計画を事前にチェックし、これらの建築等を行うものに対し、当該施設のバリアフリー化を求める。  | 条例の遵守は義務ではないため、実際に認定されるものが少ない。条例の趣旨について、一層の周知と啓発を図る。  | 無                 | 事前協議<br>件数   | 件  | 9   | 11  | 8   | 認定件数                     | 件  | 3        | 2   |     | 3                   | 3             | 5   | 5   | 5       | 5      | 3      | 24     | B      | 現状維持  | 県条例に基づく事務であるため、市が行う事務内容について変更することは難しい。認定基準を柔軟にする余地があるものと思われる | 現状維持                                       | 継続して実施する。 |
| 179 | みらい都市室  | 風景観条例に基づく大規模行為の届出に関すること |                    | ふるさとをより豊かな人間と自然との共存の場とし、活力ある地域社会とするため、個性豊かで潤いのある景観形成は重要な要素であり、旧三次市内においては、一定規模以上の建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、また外観の変更を行う場合届出が必要とする「大規模行為届出対象地域」に指定されている。これにより、事業主から提出されるその届出について、景観形成基準への適合の可否を審査し、必要な場合は指導等を行う。平成16年度、県からの事務移譲を受け事務処理を実施している。                     | 現在の景観形成基準においては、明確な基準が設定されておらずある程度の幅を持った解釈による指導となるため、具体的な効果の発現については十分とはいえない。新たに制定された「景観法」との整合や運用方法について整理が必要である。また、社会的認知度も高いとはいえない実情である。                  | 無                 | 大規模行為届出      | 件  |     | 16  | 10  | 大規模行為審査済件数               | 件  |          | 16  |     | 3                   | 3             | 5   | 5   | 4       | 3      | 23     | B      | 要改善    | 「美しい景観の形成」は本来に魅力のある都市の創造の重要な要因であるが、指導基準等が定量化されていないため、十分な実効性が発揮されているとはいえない状況である。今後の課題として、制度自体の広報・啓発等を行い社会的認知度を高めることや、県への基準の見直し提案等が考えられる。 | 要改善  | 制度自体の広報・啓発を行い、社会的認知度を高める。広島県への基準の見直し提案を行う。 |           |
| 180 | あんしん建設室 | 生活道路整備補助金               | 15,555             | 国道・県道・市道以外の道路で、日常生活で1戸以上が利用し、一般の通行の用に供している道路の舗装及び改築を行ったものに対して補助金を交付することにより、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図る。<br><br>対象事業は延長20m以上で、舗装新設の場合は幅員0.9m以上、As4cm又はCo8cm以上、改良の場合は幅員3.0m以上とし、補助金は原則事業費の1/2とし、上限50万円。（住民税非課税世帯7.5/10、補助・生活保護世帯10/10補助）<br>平成16年度実績 45件<br>15,510千円 | 1. 緊急車両や福祉車両の出入り生活道路等の実態把握ができていないため、ニーズが不明である。<br>2. 整備の必要性は高いが、負担が困難な市民層への対応ができるのか、検討を要する。<br>3. 整備済でも、年月が経過し老朽化した箇所や、社会実態にあわなくなった箇所についての対応を検討する必要がある。 | 無                 | 補助申込<br>処理件数 | 件  | 55  | 45  | 40  | 申込件数のうち、補助金交付決定となったものの割合 | %  | 100      | 100 |     | 4                   | 4             | 2   | 2   | 3       | 3      | 18     | C      | 要改善    | 事業開始から5カ年が経過し、かなりの整備が進んできた。社会情勢を受け、ニーズが福祉車両の進入路や緊急車両の進入路確保へと移行しつつある。現段階では、実態把握ができていないため判断は難しいが、今後は、福祉向上の視点との関連を鑑みながら検討する必要がある。          | 現状維持   | 実態把握を行うとともに、道路整備の基準をつくる。                   |           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名            | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |     |     |        |      |     | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価                                   |  |                      |  |                   |      |
|-----|---------|----------------|--------------------|---|--|-------------------|--------------|----|-----|-----|--------|------|-----|----------|-----|-----|------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--|--|----------------------|--|-------------------|------|
|     |         |                |                    |   |  |                   | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17    | 成果指標 | 単位  | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ                                    | 総合評<br>価   | 今後の方向性               | 総合評<br>価   | 今後の方向性            |      |
| 181 | あんしん建設室 | 市道・橋梁等維持事業     | 160,722            | 地域や市民からの要望、パトロールにより確認した修繕箇所について、緊急性を判断し高い箇所から順次修繕工事を行う。<br><br>宗祐線道路修繕工事ほか133件の維持補修工事(160,722千円)を施工した。  | 1 修繕に当たっては、緊急順位の判断の公平性が求められるので、職員の資質向上を図ることが必要。<br>2 コストにとらわれず、交通弱者や環境に配慮した工事執行を進める必要がある。                      | 無                 | 工事発注件数       | 件  |     | 134 | 100    | 事業執行 | %   |          |     | 100 |      | 4             | 4   | 5   | 5       | 5      | 5      | 28                                       | A  | 事業拡大                 | 市道(橋梁)維持管理で安全な交通確保という全ての市民を対象とした社会的ニーズに対応している。住民要望も極めて高く、事故防止等、住民安全確保は行政責務である。 | 優先順位を定め、計画的に実施する。 | 現状維持 |
| 182 | あんしん建設室 | 市道十日市274号線整備事業 | 25,000             | 本路線は、三次インター線と市街地(十日市地区)とを結ぶ幹線道路で、酒屋地区の重要な生活道である。現道は、歩道が整備されておらず歩行者にとって非常に危険な状況にある。整備区間 L=880m 道路幅員 W=9.75m(内歩道幅員2.5m)<br><br>平成16年度事業 全体測量(用地測量含む)・橋梁設計                                 | 道路改良計画区域内に古墳があるため、地権者と速やかに交渉し他部局と連携を取りながら工事発注までに発掘調査などを実施する必要がある。  | 無                 | 地元説明会        | 回  | 3   | 1   | 全体測量設計 | m    | 880 |          | 5   | 5   | 4    | 5             | 4   | 4   | 4       | 27     | A      | 現状維持                                     | 歩行者の安全確保(通学路の確保・円滑な通行)・他路線の渋滞解消などから社会的ニーズは高く、早急に対応することが望ましいため。 | 課題解決を行い、事業を計画的に実施する。 | 現状維持   |                   |      |
| 183 | あんしん建設室 | 道路台帳           | 13,534             | 道路台帳は、道路管理を行ううえで正確に整備することが必要であり、住民から閲覧の申し出があれば供しなければならない。<br>新規認定、区域変更など変更が生じた路線について、道路台帳及び平面図の修正を行う。<br>新規認定、変更認定、廃止はいずれも議会議決を必要とする。<br><br>平成16年度においては、道路台帳整備と、幹線1・2級市道の見直しを委託作業を行った。 | 現在ペーパーでの管理を行っているが、PC管理に移行し効率的かつスピーディーな対応ができるよう、システムを構築する必要がある。<br>合併により自治体の枠組みが変わったので、見直し再編を行い、台帳の再整備を行う必要がある。 | 無                 | 新規認定・変更認定路線数 | 路線 | 11  |     | 修正量    | km   | 1   |          | 5   | 3   | 3    | 5             | 5   | 3   | 24      | B      | 要改善    | 道路法に基づく業務であるが、パソコンのシステムを導入するなど改善の余地は大きい。 | 費用対効果を検証し、システム整備の方向性を明らかにする。                                   | 現状維持                 |  |                   |      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名       | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析               |    |     |     |     |        | 目的手段の適切さ |           |            | 市の役割<br>市間与の妥当性 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |   |           |   |                                 |
|-----|---------|-----------|------------|--|--|-----------|--------------------|----|-----|-----|-----|--------|----------|-----------|------------|-----------------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|---|-----------|---|---------------------------------|
|     |         |           |            |  |  |           | 活動指標               | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標   | 単位       | H15       | H16        |                 | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価      | 今後の方向性  |                                 |
| 184 | あんしん建設室 | マイロードシステム |            | ボランティア活動に意欲を持つ企業や団体あるいは個人を「里親」に認定し、里親契約を締結して、道路管理者(県)とバックアップしながら、道路の一定区間の清掃、緑化等を推進する。道路管理者においては、団体名等を記した表示板を設置し、団体・企業の社会貢献をアピールする。これらのシステムを機能させることにより、清潔で良好な道路環境の実現とともに、住民の道路への愛着心、地域への帰属意識を高める。 | 現在、登録が10団体余りという状況なので、これをいかに周知し、活用を行っていくか県と連携し検討する必要がある。  | 無         | 活動報告<br>依頼・県<br>進達 | 件  | 14  | 14  | 15  | 団体認定   | 団体       | 14        | 14         | 15              | 2   | 2         | 4   | 3   | 3      | 2   | 16     | D     | 現状維持 | 制度の動向を見ながら、成果と課題を見極めるべきである。またメリットを活かし、市道におけるエリアメンテナンス制度(仮称)などへの運用を検討する。 | P Rを強化する。 |   |                                 |
| 185 | あんしん建設室 | 道路河川の占用改築 |            | 1 道路、河川管理者として、電柱、水管等の占用申請を審査し、適正なものについては許可をし、条例に基づき占用料を徴収する。原則1年間を占用期間とし、年度変わりに更新手続きを行う。また、建築足場など一時占用についても申請に基づき、審査許可する。<br>2 埋立、水路改築等の改築申請を審査し、適正なものについては許可し、また、指導を行う。改築については、永続とする。            | 電気通信事業者の占用は、電柱等の新設など地域住民にとってプラスになっている部分が多く、占用料を徴収する事には問題があると思われので除外しても良いのではないかと。占用、改築の承認や許可を本庁でするのではなく、支所の申請は支所で行なえば許可の対応が現在より早くなる。<br>無断占用及び改築を防ぐため、関係法及び事務手続きについて住民周知を図る必要がある。 | 有         | 占用件数               | 件  | 435 | 377 |     | 占用料    | 円        | 9,129,550 | 14,185,960 |                 |     |           | 5   | 3   | 4      | 5   | 5      | 2     | 24   | B   | 要改善       | 法に定められた事務であるが、データ管理の方法や許可基準の見直し等改善の余地がある。                                 | 事務改善を進め、効率的に実施する。               |
| 186 | あんしん建設室 | 市道の補修管理   | 114,410    | 道路、橋梁、河川等の維持修繕に関する業務(パトロールを含む)を、地域割り補修業者委託及び直営により行う。<br>業務内容は、ポットホール(穴ぼこ)補修、崩壊土砂の除去、倒木処理、動物死がい処理、除草、側溝清掃、街灯修繕など。<br>業者の地区割りについては、17地区で行う。  | 1 パトロールについて、計画的な巡回、重点路線の設定などの有効なパトロール方法を検討する必要がある。<br>2 通報体制を高めるため、郵便局や自治会モニターなどを検討する必要がある。<br>3 年度変わりに、空白期間をつくらぬよう、債務負担等の手法により対応することを検討する。                                      | 無         | 委託地区数              | 地区 | 5   | 17  | 17  | 補修指示件数 | 件        |           | 153        |                 |     |           | 4   | 3   | 4      | 5   | 5      | 5     | 26   | B   | 要改善       | 1 年度変わりへの対応や業者委託方法など、さらに効果的手法がないか検討する。<br>2 権限移譲による県道の維持修繕との整合性、速効性を検討する。 | 委託方法等、効果的な手法を検討する。民間委託をより一層進める。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名        | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析   |    |     |     |     |                            | 目的手段の適切さ |     |       | 市の役割 | 必要性  |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |  |  |               |
|-----|---------|------------|------------|--|--|-----------|--------|----|-----|-----|-----|----------------------------|----------|-----|-------|------|--|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|--|--|---------------|
|     |         |            |            |  |  |           | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                       | 単位       | H15 | H16   |      | H17  | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性   | 総合評価   | 今後の方向性        |
| 187 | あんしん建設室 | 桜樹害虫駆除     | 139        | 十日市町馬洗川堤防線及び三次町稲荷町堤防沿い市道の桜樹に発生した害虫による桜の枯渇を防ぐとともに、通行人及び付近民家への被害防止のため、薬剤による防除を行う。  | パトロールによる病害虫の早期発生確認及び早期防除。  | 無         | 桜樹本数   | 本  | 118 | 118 | 118 | 防除回数                       | 回        |     | 2     |      |  | 3         | 3   | 3   | 3      | 3   | 20     | C     | 現状維持 | 観光資源と街路樹としての二面性をもっており、どの部署で対応するかは今後の課題としても、道路管理者とすれば共生していく必要があると判断する。                                  | 管理手法を見直す。市の事業は廃止する。  |               |
| 188 | あんしん建設室 | 除雪業務       | 47,154     | 12月15日～3月15日を基準期間とし、積雪時における主要幹線道路の通行を確保するため、積雪深20cmで各地区のモニターからの通報を受け除雪を実施する。また、低気温で凍結の恐れがある場合は、幹線(西酒屋寺町線・粟屋中央線・双三農免道)の凍結防止剤散布を行う。<br>16年度計画は、580路線、延長618km。凍結防止剤積置き、旧三次市67箇所及び各支所。   | 除雪の要望は強く、除雪機械の所有量など物理的な面から、路線によって時間的ずれが生じる。<br>権限移譲に伴い、県道除雪と連携した効率的な除雪計画をたてる必要がある。また、除雪基準(現行20cm)を県道水準の15cmに統一するか検討が必要。市街地の除雪(排雪)について検討を要する。   | 無         | 計画路線数  | 路線 |     | 580 | 580 | のべ除雪路線数                    |          |     | 1,078 |      |  | 5         | 4   | 4   | 4      | 4   | 5      | 27    | A    | 事業拡大   | 道路交通かつ市民生活安定確保するため社会的ニーズ・市民ニーズが非常に高く、必要不可欠である。市街地の除雪ニーズが高く、市街地内の主要道路も除雪する必要がある。なお、市街地は雪の持ち出しが必要な路線が多い。 | 除雪基準に沿って実施する。 |
| 189 | あんしん建設室 | 尾道松江線事業の促進 |            | 設計協議や再設計協議に関し、国・県・道路公団等との計画・関連事業の推進等に関する折衝・協議調整、庁内関係部局との事業工程・管理区分等に関する調整、対策協議会との折衝、関係者との個別協議等。用地買収に関し、道路公団・県用地事務所との工程・推進方法等の協議調整、地権者会との折衝、地権者との個別協議、家屋移転者の移転先の確保に関する調整や物件調査等。盛土場、工用道路、流末排水等、派生的事業にかかる関係機関・地域住民等との調整、折衝等。平成16年度は、設計協議未了1地区の協議、三次ジャンクション関係3地区の再設計協議、新規3地区の用地協議、盛土場2地区の協議等を進めた。 | 1 工事の開始に伴い、トラブルの発生や地域からの苦情・要望が予想され、事業の信頼性を確保するため、速やかで的確な対応が必要となる。 2 設計協議の合意事項・懸案事項で未了のものが多数あり、整理と実施を要する。 3 関係事業・他事業との事業年度や実施方法の調整を確実に進める。 4 道路公団・関係機関・部局との調整を行い、側道・水路等の管理区分や整備の詳細条件等を明確にしておく必要がある。 5 暫定2車線での整備となるため、買収済み残地の除草等の管理が適正に行われるよう監視する。 6 各インターチェンジやパーキングエリアを充分活用する方策を立てる必要がある。 | 無         | 説明会の開催 | 回  | 4   | 38  | 32  | 設計協議書、又は再設計協議書調印地区数(年度内数値) | 地区       |     | 3     | 4    | 1 市や周辺地域にとって、計画の有効性を高めることができた。 2 市事業等との調整により、円滑な事業推進を進めることができた。 3 市が加わることで地域住民や地権者からの信頼性が高まり、円滑で速やかな進捗が得られた。 | 3         | 5   | 5   | 5      | 5   | 28     | A     | 事業拡大 | 計画の決定が遅れていたが、解決が遅れている課題もいくつかあり、事業の進捗に影響が出ている。現状では十分な時間が取れないが、市が道路公団を先導して問題解決に当たれば、更に事業期間の短縮が図れる可能性がある。 | 事業を一層促進する。   |               |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名              | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |        |     |     |     |        | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |  |
|-----|---------|------------------|--------------------|---|--|-------------------|--------|--------|-----|-----|-----|--------|----------|-------|-------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|-----|--------|-------|---|--|
|     |         |                  |                    |   |  |                   | 活動指標   | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標   | 単<br>位   | H15   | H16   |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性  | 総合<br>評価   |
| 190 | あんしん建設室 | 土木協会に関する<br>こと   | 1,831              | 社団法人広島県土木協会を本部とし、市町を会員として県の建設局単位に支部が置かれている。三次支部は、従来7市町村の会員で構成されていたが、現在は、合併により会員は三次市だけになった。活動としては、主に次の様な事業を行うこととしている。<br>建設事業及び災害事業に関し、関係機関の事業の推進及び促進等の活動<br>建設事業及び災害事業に関する各種情報活動<br>建設事業及び災害事業に関する支部所属職員の研修<br>平成16年度は、建設資材等のリサイクルを行う北九州市のエコタウン事業などを視察研修した。                                   | 合併により三次支部は1会員となり、支部会員との連携事業はなくなった。県内においても同様な減少が発生して来ており、本部において事業を集約されるべきである。   | 無                 | 研修会の開催 | 回      | 2   | 1   | 3   | 研修会参加者 | 人        | 31    | 12    | 30                  | 3   | 3             | 2   | 5       | 3        | 3      | 19  | C      | 要改善   | 1市のみの会員では非効率であるばかりでなく、行政の行うべき事業との区分けも難しくなっている。市町村合併の進行に伴い各支部の会員は減少しているため、支部組織は廃止し、継続すべき事業を本部において集約し、その推進を図るべきである。 | 支部組織は廃止し、継続すべき事業を本部において集約するよう組織変更を働きかける。             |
| 191 | あんしん建設室 | 道路・河川期成同盟会事務局    |                    | 国道375(大田・三次間)改良促進期成同盟会・三次高野間道路改修促進期成同盟会・江の川改修促進広島県期成同盟会・江の川水系ダム建設促進期成同盟会の事務局を務める。何れの期成同盟会についても、総会並びに整備促進を図るための県・国関係機関や議会に対しての要望が主な活動であり、その企画、実施及び連絡調整を行っている。<br>なお、合併に伴う会員数の減少により、三次高野間道路改修促進期成同盟会が平成16年11月9日に、また合併に伴う会員数の減少と灰塚ダムの完成に目処が立ったために江の川水系ダム建設促進期成同盟会が平成16年11月30日を以ってそれぞれ解散した。       | 合併に伴う会員数の減少により、4つあった期成同盟会の2つが解散し、2つの期成同盟会の事務局になった。整備促進が進み、所期の目的が達成されれば、残る期成同盟会も解散の方向。今後は、関係市町との連携の下に、市独自の取り組みとして要望を行うことを検討する必要がある。 | 無                 | 総会     | 回      | 6   | 6   | 2   | 要望先    | 箇所       | 8     | 8     | 8                   | 4   | 4             | 3   | 5       | 3        | 3      | 22  | B      | 現状維持  | 会員市町間で共通の大きな課題を有する当面の間は、期成同盟会での要望が効果的であると考えられる。ただし、将来的には、関係市町との連携を保ちながら、市の全体構想や位置づけに基づき、市独自の要望活動の中で取り組む必要がある。     | 従来の改良要望のみの活動を改め、政策提案を主体とした活動に移行する。改良権限の移譲推進について取り組む。 |
| 192 | あんしん建設室 | 「土木の日」に関する<br>こと |                    | 11月18日が土木の日に制定されているが、これにあわせて土木事業及び公共事業のPRイベントとして、親水公園で『「土木の日」親水公園フェスティンみよし』を開催する。15年度は三次地区安全対策協議会が主催、三次市等が共催して10月5日(日)に実施したが、16年度は国土交通省が中心となり、あわせて広島県、三次市が主催して10月31日(日)に開催し、市内中学校吹奏楽部によるステージ発表、パネル展示、建設機械の展示・運転体験、ミニ新幹線、パザー、フリーマーケットを行った。このうち、市は、会場・テントの確保、ステージ運営、展示物産コーナー(パネル展示、特産物販売)を担当した。 | 広く市内文化団体等から参加を募りイベントの活性化を図って、多くの一般市民の参加を促し土木事業への一層の理解を深める。   | 無                 | 開催回数   | 回      | 1   | 1   | 1   | 来場者数   | 人        | 3,200 | 3,000 | 3,000               | 3   | 3             | 5   | 2       | 3        | 2      | 18  | C      | 現状維持  | 今後、他イベントへの出展もしくは連携を検討する。  | 継続して実施する。  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                    | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |        |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |      |      | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計<br>点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |                    |   |  |
|-----|---------|------------------------|--------------------|--|---|-------------------|------|--------|-----|-----|-----|------|----------|------|------|---------------------|-----|---------------|---------|---------|--------|-----|--------|-------|--------------------|---|--|
|     |         |                        |                    |  |   |                   | 活動指標 | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単<br>位   | H15  | H16  |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |         |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今<br>後の<br>方向<br>性 | 今<br>後の<br>方向<br>性  |  |
|     |         |                        |                    |  |   |                   |      |        |     |     |     |      |          |      |      |                     |     |               |         |         |        |     |        |       |                    |   | 要望会  |
| 193 | あんしん建設室 | 吉舎油木線改良促進期成同盟会に関すること   | 92                 | 主要地方道吉舎油木線の整備促進を図るため、三次市・府中市・神石高原町（神石郡三和町・油木町）の市町長、議会議長が構成員となり、国や県に対して予算確保の為に提案活動を中心とした活動を行っている。<br>事務局は、会長の神石高原町に置かれており、三次市長は副会長に、三次市議会議長は理事に就任している。              | 要望活動など、同盟会の運営や活動の全てを負担金でまかなっているため、合併に伴い会員数が減少する中、負担割合が増大傾向にある。  | 無                 | 要望会  | 回      | 3   | 2   | 2   | 改良率  | %        | 99.3 | 99.3 | 不明                  | 3   | 4             | 3       | 5       | 3      | 3   | 21     | C     | 現状維持               | 期成同盟会で行って来た要望の成果により未改良区間も僅かとなった。継続して取り組み、全線の早期の改良を図る必要がある。                                    | 従来の改良要望のみの活動を改め、政策提案を主体とした活動に移行する。改良権限の移譲推進について取り組む。   |
| 194 | あんしん建設室 | 府中世羅三和線整備促進期成同盟会に関すること | 43                 | 主要地方道府中世羅三和線の整備促進を図るため、三次市・府中市・世羅町（甲山町・世羅町・世羅西町）の市町長、議会議長が構成員となり、県や県議会に対して事業促進を要請する要望活動を展開している。<br>事務局は、会長の世羅町に置かれている。<br>現況は、府中市は改良済み、三次市は99.8%、世羅町は83.5%の改良率である。 | 合併に伴い、会員数が減少する中、要望活動を負担金に頼っている現状であり、負担割合が増大している。一方改良も進み、府中市においては完了。三次市も残延長600mの内平成17年度で300mが完成し、未改良は残すところ300mとなり、平成17年度総会において、期成同盟会の動向について、議論される。 | 無                 | 要望会  | 回      | 5   | 5   | 4   | 改良率  | %        | 87.1 | 88.9 | 不明                  | 3   | 3             | 2       | 5       | 3      | 3   | 19     | C     | 現状維持               | 中間点の世羅町における改良が進んでいないため、今後も3市町が連携して本同盟会による要望を継続し、早期完成を図る。とりわけ、三和町と吉舎町を結ぶ世羅町区間の改良は、本市にとって重要である。 | 従来の改良要望のみの活動を改め、政策提案を主体とした活動に移行する。あわせて改良権限の移譲について取り組む。 |
| 195 | あんしん建設室 | 県道世羅甲田線改良促進期成同盟会に関すること | 9                  | 県道世羅甲田線の整備促進を図るため結成し、三次市・世羅町・安芸高田市の市町長、議会議長を構成員とし、安芸高田市が事務局であったが、合併による会員の減少と未改良箇所が改良に目処がたったため、平成17年3月15日解散。  | 合併による会員の減少と整備率に一定の目処が立った為、平成16年度（平成17年3月15日）に解散   | 無                 | 要望会  | 回      |     |     |     |      |          |      |      |                     | 1   |               |         |         |        | 1   | E      | 廃止    | 解散のため廃止            | 解散のため廃止する。  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |     |     |          |      |      | 目的手段の適切さ  |           |     | 市の役割           | 必要性                                   |  | 合計点                             | ラン<br>ク   | 1次総合評価   |             | 2次総合評価 |       |   |  |
|-----|---------|-----------------------------|--------------------|--|---|-------------------|--------|----|-----|-----|----------|------|------|-----------|-----------|-----|----------------|---------------------------------------|--|---------------------------------|---|--|-------------|--------|-------|---|--|
|     |         |                             |                    |  |   |                   | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17      | 成果指標 | 単位   | H15       | H16       | H17 |                | 目的達成<br>への貢献度                         | 有効性  |                                 |   | 効率性  | 市間との<br>妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価  | 今後の方向性   |
| 196 | あんしん建設室 | 江の川水質汚濁防止連絡協議会に関すること        | 80                 | 江の川水系上流における公共水域の水質の実態把握及び汚濁機能の究明を行うとともに、汚濁事故発生時における情報及び連絡調整を図る。また、技術研修として水質事故想定訓練を実施する。<br>水質事故時対応の資器材（オイルフェンス・マット等）を備蓄し、緊急時には関係機関が資材調達の相互協力を図る。                       | 事故発生に対する対処については、情報連絡も現場対応も充分機能しているが、市民や企業、事業所など汚濁の第一原因者となりうるところへの啓発活動を充実させる必要がある。   | 無                 | 協議会回数  | 回  |     | 2   | 技術研修会参加数 | 人    |      | 94        |           | 4   | 特に啓発活動は貢献度が高い。 | 広域的に水質保全をすることが重要で、協議会で広域的に統一した活動ができる。 | 事業費に変動を伴う活動がない。  | 公共水域の水質保全は、行政がリードして取り組むべき課題である。 | 協議会は内部的組織で社会的ニーズにより組織されたものではなく、行政の責務としての協議会である。 | 協議会は内部的組織で市民ニーズにより組織されたものではなく、行政の責務としての協議会である。 | 20          | C      | 現状維持  | 行政の責務として環境問題と連携して取り組む必要がある。                               | 継続して実施する。  |
| 197 | あんしん建設室 | 主要地方道甲山甲奴上市線改良促進期成同盟会に関すること |                    | 主要地方道甲山甲奴上市線の整備促進を図るため、三次市・庄原市・世羅町の市町長、議会議長が構成員である。国や県との関係機関並びに議会に対して要望活動を行ってきたが、平成16年度は参加行動がない。事務局は、庄原市である。   | 合併に伴い会員数は減少し、会員の負担割合が増大している。平成16年度は参加行動はなく、今後の方向性についても継続自体が微妙な情勢である。本路線の整備率を向上させる為、要望の必要性がある。                                 | 有                 | 要望会    | 回  |     | 1   | 改良率      | %    | 73.9 | 74.7      | 不明        | 1   | 活動なし。          | 期成同盟会による、要望が行われれば成果が期待できる。            | 会員数の少ない期成同盟会による要望会への検討が必要がある。                              | 市が関わり、関係組織と連携を取り合う。             | 社会的な必要性は認知されていなくても、事業への影響やニーズはある。               | 期成同盟会への関心度は低くても、事業に対する期待感やニーズは高い。              | 18          | C      | 要改善   | 要望活動が行われていない現状に鑑み、関係市町との連携の下、市の全体構想に基づいた要望として、市が単独で要望を行う。 | 従来の改良要望のみの活動を改め、政策提案を主体とした活動に移行する。改良権限の移譲について取り組む。 |
| 198 | あんしん建設室 | 道路補修業務（謝礼）                  | 33,898             | 市道除草委託路線以外の除草を地域の団体等で行い、それに対する支援制度。（謝礼金：20円/㎡）ただし、地元除草における怪我への対応として、市が普通傷害保険に加入する。<br>平成16年度は、453件、33,765千円の支出があった。傷害保険については、1件該当があったが、保険金の申請・授受等の手続きは、保険会社と該当者が直接行った。 | 高齢化・少人数のため地元で対応が難しい地域が増えつつある。実績により支払うため、予算管理が難しい。集落から離れ交通量の少ない箇所は除草が行っていない。多件数でかつ完了確認に手間がかかり、謝礼金の支払いが遅れる。市道利用者の意識改革。（市が刈って当然） | 無                 | 路面補修件数 | 件  | 242 | 453 | 470      | 除草面積 | ㎡    | 1,688,272 | 1,750,000 | 3   | 過疎地での除草が難しい。   | 面的な対応体制を検討する。                         | 県のマイロードシステムのようなボランティア活動へ移行できれば、コスト削減が望めるが、現実的には行政への依存度が高い。 | 基本的には、市の管理施設である。                | 自治組織形成による主体的な活動が不可欠。                            | 賛否両論。（謝礼金なんか要らないので市が刈るべき等意見がある）                | 20          | C      | 要改善   | 地域の道路を、除草を含めた維持管理をエリアで対応するシステムを検討する。                      | 民間委託を含め、効率的な業務推進のあり方を検討する。                         |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名        | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |     |           | 目的手段の適切さ |            |             | 市の役割        | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価  |        |       |      |  |  |   |
|-----|---------|------------|------------|--|---|-----------|--------------|----|-----|-----|-----|-----------|----------|------------|-------------|-------------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|---------|--------|-------|------|--|--|---|
|     |         |            |            |  |   |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標      | 単位       | H15        | H16         |             | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性   | 総合評価   | 今後の方向性  |
| 199 | あかるい住宅室 | 住宅入居募集・抽選  | 50         | 市営住宅に空室が生じれば、広報みよし・ホームページなどにより入居者を募集する。空きの募集戸数に対し、入居申込者が上回れば、公開にて入居決定抽選会を実施し入居者を決定する。(団地数：75、管理戸数929戸)   | 住宅募集状況をより早く、市民の皆様様に提供することのできるシステムの構築  | 無         | 抽選会回数        | 回  | 10  | 14  | 14  | 入居率       | %        | 99         | 99          | 100         | 5   | 4         | 4   | 5   | 3      | 3   | 24      | C      | 現状維持  | 要改善  | 入居募集に対する市民のニーズがあるため。   | 民間委託できる部分は委託する。  |   |
| 200 | あかるい住宅室 | 住宅維持修繕     | 47,561     | 市営住宅入居者の居住整備及び市営住宅内維持管理を行うもの。<br>平成16年度実績<br>市営住宅修繕件数305件、市営住宅工事件数17件、市営住宅施設機器管理委託件数22件(消防設備点検10団地、貯水槽清掃5団地、草刈剪定14団地、浄化槽維持管理12団地、排水管清掃2団地、エレベーター保守点検1団地)   | 市営住宅敷地内整備等入居者で実施出来るものは何かを見極める必要がある。共用部分(浄化槽・敷地整備等)の管理について、住宅ごとに管理組合を設置し維持管理をしていただくよう努めていく。  | 有         | 市営住宅修繕等件数    | 件  | 110 | 344 | 350 | 改善された住宅戸数 | 戸        |            |             | 694         | 4   | 3         | 3   | 3   | 3      | 3   | 19      | C      | 要改善   | 事業縮小 | 事業実施を行う上で、負担区分(入居者と市の負担項目)・事業区分(住宅事業の統一)の整理する課題があり、再度調査し改善していく必要がある。 | 市営住宅の管理・家賃収納等の維持管理の全面的な民間委託に向けて検討する。当面、既存の市営住宅の維持管理を今後どのようにしていくか検証し、市が関与していく部分の明らかなる。入居者との責任分担の基準を設ける。                             |   |
| 201 | あかるい住宅室 | 市営住宅家賃収納事務 | 1,545      | 市営住宅の家賃収納については、納付書と口座振替による方法があり、その選択については入居者の判断にまかしている。納付書による納付については、年度当初(4月)にそれぞれの入居者に1年分の納付書を送付し、毎月、もよりの金融機関で納付することとしている。口座振替による納付については、毎月、市よりの金融機関で納付し、月末にそれぞれの入居者の口座から引落としを行う。残高不足等で引落としできなかったものについては、翌月15日に再引落としを行う。また、前月分の家賃等が未納となっている者については、毎月20日過ぎに督促状を送付し、未納についての周知を図っている。さらに、長期滞納者や分納不履行者に対しては、随時、電話連絡、自宅訪問等を行い納付指導を行っている。 | 各入居者の調定・収納状況の把握については、常にその正確性が求められているが、このためには、日々の電算入力の結果と徴収台帳の消込み状況の照合等が不可欠となっている。しかしながら、平成17年度より職員1名減でスタートしており、専属で収納事務にあたることができないため事務処理に時間を要している。また、滞納整理についても、一斉行動以外に担当室において、電話・訪問・来庁指導による納付指導、催告書の発送、分納誓約の履行状況の検証等ができていない状況であるため、今後早期に改善が必要と考える。 | 無         | 納付書・口座振替依頼件数 | 件  | 315 | 857 | 855 | 収納金額(現年分) | 円        | 17,709,450 | 134,534,179 | 134,117,123 | 4   | 3         | 4   | 5   | 4      | 4   | 4       | 24     | B     | 要改善  | 要改善  | 家賃収納の電算処理システムの即応性や効率性に向けた改善を図ることが必要と考えられること。家賃収納の電算処理システムについて担当者だけでなく、他の者も操作ができるような研修が必要であること。家賃収納の事務処理体制の強化を図り、正確性・迅速性を図る必要があること。 | 民間委託を推進する。当面は、収納事務の適正化をより一層推進する。法的措置などの滞納整理を強化する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名                              | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                            | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                  |    |     |     |     |            | 目的手段の適切さ |     |      | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |   |                             |
|-----|-------------|----------------------------------|--------------------|--|----------------------------------|-------------------|-----------------------|----|-----|-----|-----|------------|----------|-----|------|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|---|-----------------------------|
|     |             |                                  |                    |  |                                  |                   | 活動指標                  | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標       | 単位       | H15 | H16  |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価                        |
| 202 | あかるい<br>住宅室 | 公営住宅ストック総合改善事業<br>改良住宅ストック総合改善事業 | 48,786             | 既設公営住宅ストックの有効活用を図るため建替え、改善等の整備内容、計画修繕を含む適切な管理を行う。<br><br>平成16年度実績<br>みよし第2住宅30戸、京蘭地住宅10戸、京蘭地第2住宅22戸、京蘭地第3住宅3戸、京蘭地第5住宅2戸、みどりヶ丘住宅14戸（公営住宅ストック総合改善事業）みよし住宅1号館～4号館88戸（改良住宅ストック総合改善事業）公共下水道の接続を行った。 | 建設年度によっては、生活機能向上を図る設備等に大きな開きがある。 | 無                 | 市営住宅<br>公共下水道<br>接続戸数 | 戸  |     | 169 | 13  | 実施した割合     | %        |     | 74.7 | 5.7                 | 4   | 3             | 4   | 5   | 4      | 3   | 23     | B     | 要改善  | 市営住宅によって施設整備に大きな開きがあり、居住水準の改善を行っていく必要がある                                    | 住宅政策全体での見直しを行い、市の方針を明らかにする。 |
| 203 | あかるい<br>住宅室 | ほのぼの住宅補助金                        | 509                | 平成12年度広島県住宅供給公社は、広島県高齢者向け優良賃貸住宅供給計画の認定を広島県知事より受け、現三次市吉舎町に8戸の高齢者向け優良賃貸住宅を整備を行った。三次市は高齢者が安心して長く住み続けるために、供給計画に基づき広島県住宅供給公社に対し、家賃の減額に要する費用の一部（契約家賃と入居者負担額との差額）を補助している。                             | 管理期間後（20年間）の補助対応。                | 無                 | 交付戸数                  | 戸  | 7   | 8   | 8   | 入居者数       | 人        | 13  | 13   | 13                  | 3   | 4             | 5   | 3   | 3      | 3   | 21     | c     | 現状維持 | 高齢者向け優良賃貸住宅の制度要綱の規定に基づき、広島県知事の認定を受け供給されており、平成13年から20年間の管理期間があることから、現状を維持する。 | 経過措置として実施する。                |
| 204 | みらい<br>都市室  | 違反建築物等に対する措置（指導、処分等）             |                    | 建築物は、建築中に限らず建築の完了後であっても適法にする必要がある。適法でない場合には、建築主等が自主的に適法にしない場合に適法にするために、何らかの強制的な手段が必要となります。特定行政庁は、建築基準法第9条の規定により、建築主等に対し違反建築物の是正に必要な措置（工事の停止、除却、使用制限等）をとることを命じる。また、定期的なパトロール等により、違反建築物の防止を図ります。 | 定期的なパトロールを実施すると共に違反建築物防止の啓発を図る。  | 無                 | 違反建築物パトロール            |    |     |     | 9   | 違反建築物パトロール |          |     |      |                     | 4   | 3             | 4   | 5   | 5      | 4   | 25     | B     | 現状維持 | 行政、住民がより一体となって防災意識を高め、安心安全な建物を目指す。今年度からの新規事務事業である                           | 継続して実施する。                   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析  |    |     |       |         |                           | 目的手段の適切さ |       |      | 市の役割         | 必要性 |   | 合計<br>点 | ラン<br>ク                                | 1次総合評価 |                          | 2次総合評価      |                           |       |                       |        |                        |        |  |            |  |      |                  |
|-----|----------|---------------|--------------------|---|---|-------------------|-------|----|-----|-------|---------|---------------------------|----------|-------|------|--------------|-----|---|---------|--|--------|--------------------------|-------------|---------------------------|-------|-----------------------|--------|------------------------|--------|--|------------|--|------|------------------|
|     |          |               |                    |   |   |                   | 活動指標  | 単位 | H15 | H16   | H17     | 成果指標                      | 単位       | H15   | H16  |              | H17 | 目的達成<br>への貢献度   |         |  | 有効性    | 効率性                      | 市間与の<br>妥当性 | 社会的ニーズ                    | 市民ニーズ | 総合<br>評価              | 今後の方向性 | 総合<br>評価               | 今後の方向性 |  |            |  |      |                  |
| 205 | みらい都市室   | 建設リサイクル法に関する事 |                    | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）に基づき、一定の対象建設工事（建築物の解体、新築、増築、修繕、模様替、その他の工作物に関する工事）を行うものから提出される届出及び通知を受理、審査し、特定建設資材の分別解体及び同廃棄物の再資源化等に関する助言、監督、命令を行う。  | 届出及び工事完了後の報告書の写しの提出について、一層の周知を図る。   | 無                 | 届出件数  | 件  |     |       | 100     | 適正処理件数（摘発、指導の対象とならなかった件数） | 件        |       |      |              | 4   | 市で扱うものは建築基準法第6条1項4号及び同施行令第138条第1項にかかるものに限定されており、県との連携によって目的が達成される | 3       | 法に基づく事務である届出の徹底を図る必要がある                | 5      | コストは主に事務処理に係る人件費である      | 5           | 法に基づいて市が行っているものである        | 5     | 環境保全のため重要である          | 同上     | 27                     | A      | 現状維持   | 法に基づく事務である | 継続して実施する。                                |      |                  |
| 206 | フレッシュ水道室 | 老朽管更新事業       | 36,958             | 本市の上水道事業は、昭和39年に創設し、3期にわたる拡張事業、さらに平成12年度から上水道未普及地域解消事業を行っている。創設当時の既設管の老朽化が著しく、漏水事故等水道管の維持管理に大変支障をきたしている。既設の老朽管を铸铁管に更新することにより、配水能力の向上と維持管理費の軽減を図る。   | 上水道の老朽管が、平成17年度現在3,640m残っている。早期に老朽管の更新が必要である。   | 無                 | 更新延長  | m  | 435 | 690   | 残存石綿管延長 | m                         | 4,328    | 3,638 | 5    | 上水道老朽管解消のため。 | 5   | 上水道老朽管解消。   | 5       | 老朽管を铸铁管に更新することにより、配水能力の向上と維持管理費の軽減を図る。 | 5      | 水道事業は、原則として市町村が経営する。     | 5           | 安全で衛生的な生活用水の安定供給する必要性が高い。 | 3     | 市民ニーズはある              | 28     | A                      | 事業拡大   | 平成5年度から上水道の老朽管更新の整備を行っているが、市内（旧三次市）にはまだ多くの老朽管が存在している。今後においても、老朽管を更新することにより、配水能力の向上と維持管理費の軽減を図る必要がある。 | 現状維持       | 計画的に順次実施する。                              |      |                  |
| 207 | フレッシュ水道室 | 三良坂町統合簡易水道事業  | 16,001             | 平成14年度に変更認可を受けた、統合簡易水道事業により、三良坂地区・灰塚地区・仁賀田利皆瀬地区の簡易水道の統合により、各地区間の連絡管の新設、導送配水の電気設備の更新、未普及地域の配水管の新設等が予定されている。今後においても、自家用井戸等の独自水源において水質の悪化や水量の低下などが進行する中で、未普及地域の早期解消を図り、安全で衛生的な生活用水の供給を行うことが必要である。未普及地域の解消（長田地区・羽木長沢地区・和地地区）<br>連絡管の新設（各地区との連絡管の新設）<br>老朽施設の更新（老朽化した電気・計装設備の更新） | 事業が長期にわたるため、定期的に整備手法の見直しを行う必要がある。例えば、統合簡易水道事業のみに留まらず上水道との統合により、浄水場の統廃合を行い、水道事業の効率的な運営を行う。 | 無                 | 施工管延長 | m  | 827 | 1,332 | 3,932   | 施工率                       | %        | 2.53  | 4.08 | 12.04        | 3   | 水道未普及地域解消に貢献している。   | 3       | 事業期間の見直しにより、向上の余地あり。                   | 3      | 事業の手法の見直しにより、コスト削減の余地ある。 | 5           | 投資額が多いため、市でなければ出来ない。      | 4     | 未普及地域解消のため、社会的ニーズが高い。 | 4      | 生活環境が改善されるため、市民ニーズが高い。 | 22     | B  | 事業拡大       | 多少手法等で改善の必要があるが、社会的市民ニーズの点から、事業の拡大が望ましい。 | 現状維持 | 効率的かつ計画的に事業推進する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名          | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |      |        |         |       |      | 目的手段の適切さ |        |        | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                           |          |  |          |                  |
|-----|----------|--------------|--------------------|--|---|-------------------|-----------|------|--------|---------|-------|------|----------|--------|--------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|---------------------------|----------|--|----------|------------------|
|     |          |              |                    |  |   |                   | 活動指標      | 単位   | H15    | H16     | H17   | 成果指標 | 単位       | H15    | H16    |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ                     | 総合評<br>価 | 今後の方向性                                 | 総合評<br>価 | 今後の方向性           |
| 208 | フレッシュ水道室 | 甲奴地区簡易水道整備事業 | 160,995            | 本事業は、増補改良・水量拡張・区域拡張の3種類の補助をもとに水量、水質を確保するため取水・導水・浄水・送水施設の改良及び、矢原地区のカートンピックセンターをはじめとした公共施設が点在する、宅地開発された箇所への配水施設の建設を行う。                                   | 事業が短期間で行われるため、単年度ごとの予算が多くなり、予算確保が困難であるとともに予算執行が難しいため、事業完了年度の見直しが必要。                                     | 無                 | 施工済管延長    | m    | 2,196  | 6,229   | 6,277 | 施工率  | %        | 34.98  | 99.24  | 100                 | 3   | 3             | 4   | 5       | 4      | 4   | 23     | B                         | 事業拡大     | 事業拡大の必要性があるため、事業費等の見直しにより、事業完了の期日を延ばす。 | 現状維持     | 効率的かつ計画的に事業推進する。 |
| 209 | フレッシュ水道室 | 上水道メーター検針業務  | 16,753             | 水道料金を賦課するために、2ヶ月に1回旧三次市と三良坂町は偶数月、その他の町は奇数月の初めに検針している。偶数月は委託の検針員17人と大型メーター等を職員で14,650件、奇数月は委託の検針員9人で3,150件の検針を行っている。                                    | 検針の委託が個人ごとであり、また高齢者が多い。毎回数件の誤検針があること、病気等になれば職員で検針をしなければならなくなることも考えられる。今後は、検針結果のチェックを含め団体への委託も検討する必要がある。 | 無                 | 検針件数      | 件    | 99,800 | 109,000 | 誤検針数  | 件    | 90       | 30     | 5      | 4                   | 3   | 2             | 2   | 2       | 18     | C   | 要改善    | コスト削減及び検針精度の向上に向けた取り組みが必要 | 要改善      | 効率的な民間委託を行う。                           |          |                  |
| 210 | フレッシュ水道室 | 漏水調査・管路診断    | 4,095              | 水道管は、長い間の腐食や破損などによって漏水を引き起こすことがある。漏水は経済的損失だけでなく、水圧の低下、土壌の流出による道路の陥没等の原因となるため、調査（漏水調査）し、安全な生活を確保する。また、管路診断により、水道管路に必要な各種情報（水圧・流量・漏水情報等）を調査し、快適な生活を確保する。 | 定住環境の整備に伴い、水道事業普及範囲は年々拡大する。それに対応する、維持管理範囲も拡大する。   | 無                 | 漏水調査・管路診断 | (業務) | 1      | 1       | 1     |      |          | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度              | 3   | 4             | 4   | 5       | 3      | 3   | 22     | B                         | 現状維持     | 水道管の維持管理のためには本事業が必要であるため。              | 現状維持     | 継続して実施する。        |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名        | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析        |    |        |        |             |       |       | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |         | 2次総合評価                   |   |                  |
|-----|----------|------------|------------|---|---|-----------|-------------|----|--------|--------|-------------|-------|-------|----------|-----|-----|------|-----------|-----|-----|-----|--------|---------|--------------------------|---|------------------|
|     |          |            |            |   |   |           | 活動指標        | 単位 | H15    | H16    | H17         | 成果指標  | 単位    | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ                   | 市民ニーズ   | 総合評価             |
| 211 | フレッシュ水道室 | 滞納整理       |            | 水道事業の健全経営に向けて水道料金の確保が必要であり、適宜適切な滞納整理を行う。  | 未納者の状況把握(分納誓約履行状況・給水停止行動の実施・接触状況(人事異動時の引継ぎやグループ員間の把握))・一斉行動時の調整管理 | 無         | 過年度分<br>収納額 | 千円 | 67,919 | 75,326 | 過年度分<br>収納率 | %     | 54.1  | 60       | 4   | 3   | 5    | 5         | 4   | 4   | 25  | B      | 要改善     | 収納率向上に向けた改善策を検討する必要がある   | 効率的な民間委託を行う。給水停止等の措置を行う。  |                  |
| 212 | フレッシュ水道室 | 給水開始・中止・精算 |            | 水道の給水開始・中止・精算については、正確に利用者を把握し、適正な水道使用料金を請求するものである。その為、電話受付・書類受付にはじまり、現地に出向き水道メータの指針を確認し、水栓を開栓・閉栓し、料金を精算するものである。 |   | 無         | 中止・開始<br>件数 | 件  | 3,518  | 3,600  | 無届使用<br>件数  | 件     | 190   | 100      | 4   | 3   | 3    | 2         | 3   | 3   | 18  | C      | 要改善     | 無届使用の削減、コスト削減に向けた取り組みが必要 | 効率的な民間委託を推進する。  |                  |
| 213 | フレッシュ水道室 | 上水道事業資産管理  |            | 事業の用に供する資産を取得し管理し処分する業務。資産は、固定資産、流動資産、繰延勘定に分類される。   | この間の異動により資産担当者が頻りに替わり、この事務に精通したものがいない。                            | 無         | 予算・決算       | 回  | 2      | 2      | 2           | 予算・決算 | パーセント | 100      | 100 | 100 | 4    | 2         | 2   | 5   | 5   | 19     | C       | 要改善                      | 公営企業の経営状況を正しく市民に知らせる必要がある。特に資産についてはわかりにくい部分があるので正しく評価し、管理することが求められる。台帳の電算化、管理の委託化等効率的な経営が必要である。 | わかりやすい形で市民に公開する。 |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名           | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析 |    |       |       |                    |      | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |      |   |
|-----|----------|---------------|------------|--|--|-----------|------|----|-------|-------|--------------------|------|----------|-------|-------|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|--|------|---|
|     |          |               |            |  |  |           | 活動指標 | 単位 | H15   | H16   | H17                | 成果指標 | 単位       | H15   | H16   |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合評価 | 今後の方向性  |
| 214 | フレッシュ水道室 | 君田地区簡易水道事業    | 260,200    | 君田町の水道施設は藤兼地区の一部、茂田地区を給水区域とする水道事業が存在するのみで、水道普及率は10%と非常に低い値となっている。水道未普及地域では各家庭で湧き水、渓流水及び井戸水に依存しており、地域によっては湧水期における水不足が深刻化している。この事業を創設することにより、良質な水質、水量の供給を図り地区住民の健康と生活文化の向上を図るものである。しかし、1系統による(藤兼、茂田地区を除く)簡易水道の整備計画であるため不測の事態が生じると君田地区全域にわたり断水が予測される。将来計画へは第2水源の確保並びに浄水施設の検討が必要となる。 | この事業の効果指標には水道普及率の向上が求められる。したがって平成18年度中の一部供用開始に向けて加入促進の啓発に努めることが課題となる。メーターまでは三次市負担である住民側の利点を生かし普及促進を本年度より実施する。  | 無         | 事業   | 1  | 1     | 1     | 事業実績効果             | %    |          | 100   | 100   | 5    | 2   | 3         | 5   | 5   | 5      | 25  | B      | 要改善   | 本事業は平成14年度から実施し、18年より一部供用開始をする。本年度においては加入促進を中心とした事業展開をしていくがニーズに整合して加入率(加入申込)の向上が見込めれば君田村時代の計画が継続できるが相反する場合は費用対効果を再検討し給水区域内においてもボーリング事業等の検討が必要となる。              | 要改善  | 効率的かつ計画的に事業推進する。費用対効果を検証し、地域の実態に応じた事業手法の検討が必要である。 |
| 215 | フレッシュ水道室 | 飲用水供給施設整備補助金  | 28,400     | 水道給水区域外において、現在使用している飲用水の水量が不足し、新たな水源を確保することにより生活環境基盤の整備を行おうとする者に対して、当該水源確保に要する経費(ボーリングに係る経費)の1/2(限度額400千円)を補助しようとするもの。   | 1 新たに当該地区に居住しようとする者に対して補助できるように平成17年度から要綱改正を行った。<br>2 補助の前提を「水量不足」としているが、今後は飲用水の「衛生面での安全確保」を視野に入れた制度改正も必要。<br>3 共同で水源確保しようとする場合に制度の限界(何戸の共同であっても補助金は上限800千円)の改善。 | 有         | 補助件数 | 件  | 71    | 50    | 補助により飲用水水源が確保できた戸数 | 戸    |          | 71    | 52    | 4    | 3   | 3         | 5   | 4   | 4      | 23  | B      | 要改善   | 市民ニーズも高く、また、制度の効果も高いが、制度の内容が現在のニーズ(安全性確保、コミュニティ)に対応しきれない部分があり、早急な改善が必要。  | 事業拡大 | より利用しやすい制度として見直しを行い、事業を拡大していく。                    |
| 216 | フレッシュ水道室 | 水道メーター取替(上水道) | 12,863     | 事業概要<br>家庭等に設置されている水道の量水器(メーター)には「検定期間(検満)」が規定されています。水道の安定供給・水道使用量の正確化・水道使用量を正確に計るために検定期間が満了となるメーターを「計量法」に基づき、新しく検定されたメーターに取替える工事を行う。<br>平成16年実施状況<br>上水道(平成17年3月までに検満取替期に達したメーター)1,715個、検満による水道メーターの取替を行いました。   | 取替業者との取替作業委託契約などの契約事務、取替作業区の区分け方法。取替作業業者の選定方法。取替作業時期の確保。   | 無         | 取替個数 | 個  | 1,715 | 2,236 | 取替個数               | 個    |          | 1,715 | 2,236 | 4    | 3   | 3         | 3   | 3   | 3      | 19  | C      | 要改善   | 水道の安定供給・水道使用量の正確化に直結するため、社会的ニーズは高いが、事務作業が複雑で調整に時間がかかる。水道メーター管理を民間委託し、事業に関する作業やコストが削減できるならば、改善が必要と思われる。ただし、市の監督機能は必要ではと思われる。(向江田浄水場(ジャパンウォーター委託会社)・施設管理グループ監督者) | 要改善  | 効率的な民間委託を推進する。                                    |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名            | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析           |    |     |     |      |        | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価   |   |                    |                |
|-----|----------|----------------|--------------------|--|--|-------------------|----------------|----|-----|-----|------|--------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|------|--|---|--------------------|----------------|
|     |          |                |                    |  |  |                   | 活動指標           | 単位 | H15 | H16 | H17  | 成果指標   | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ   | 総合評<br>価           | 今後の方向性         |
| 217 | フレッシュ水道室 | 水道メーター取替(簡易水道) | 1,223              | 事業概要<br>家庭等に設置されている水道の量水器(メーター)には「検定有効期間(検満)」が規定されています。水道の安定供給・水道使用水量の正確化・水道使用水量を正確に計るために検定期間が満了となるメーターを「計量法」に基づき、新しく検定されたメーターに取替える工事を行う。<br>平成16年実施状況<br>三良坂町内簡易水道(平成17年3月までに検満取替期に達したメーター)仁賀・光清地区110個取替、三良坂地区101個取替、岡田地区75個取替、田利・皆瀬地区59個取替合計345個、検満による水道メーターの取替を行いました。 | 取替業者との取替作業委託契約などの契約事務、取替作業区別の区分け方法。取替作業業者の選定方法。取替作業時期の確保。  | 無                 | 取替個数           | 個  | 345 | 998 | 取替個数 | 個      | 345      | 998 | 4   | 3                   | 3   | 3             | 3   | 3       | 19     | C    | 要改善  | 水道の安定供給・水道使用水量の正確化に直結するため、社会的に市民ニーズも高いが、事務事業が複雑で調整に時間がかかる。水道メーター管理を民間委託し、事業に関する作業やコストが削減できるならば、改善が必要と思われる。ただし、市の監督機能は必要ではと思われる。(向江田浄水場(ジャパンウォーター委託会社)・施設管理グループ監督) | 要改善                | 効率的な民間委託を推進する。 |
| 218 | フレッシュ水道室 | 給水工事審査・検査、給水台帳 | 2,018              | 給水装置の新設、改造又は増設等を行う者は水道事業管理者に申し込み、許可(承認)を得る必要がある。水道事業管理者は給水装置工事を行う指定給水装置工事業者に対して、設計審査及び完成検査を行わなければならない。<br>また、水道事業管理者は給水工事申込書を給水台帳として管理し、既存の給水装置の改造、増設を行うおとする者に対して、給水装置の情報を提供すると同時に漏水事故が発生した際にも配管ルート等の把握に活用することができる。  | 給水装置工事の申込受理から設計審査、市道・里道・農道の占用許可までに要する期間は概ね1週間であるが、県管理の道路及び河川の占用許可には約1ヶ月を要しているため、県に期間短縮の要請を行い、サービスの向上を図る必要がある。<br>また、給水装置工事完了後に竣工図の提出を求めているが、遅延するケースがあるため、指定給水装置工事業者への指導を徹底する必要がある。 | 無                 | 給水工事審査・検査、給水台帳 | 件  | 727 | 604 | 610  | 検査合格件数 | 件        | 727 | 604 | 5                   | 5   | 4             | 5   | 4       | 27     | A    | 現状維持   | 水道事業管理者は、市民の生活に欠かせない安全な水を安定的に供給する義務があるため、本事業は必要である。   | 現状維持               | 継続して実施する。      |
| 219 | フレッシュ水道室 | 消火栓新設          | 5,235              | 上水道管の新設時や現在設置されていない上水道計画ルートにおいて消火栓を設置する。   | 消火栓は、水道管の口径が75mm以上で設置が可能であり、現在、給水区域内において口径が75mmに満たない地域については設置が出来ないため、配水管の布設替え等が必要と考えられる。   | 無                 | 箇所             | 6  | 17  | 41  | %    | 100    | 100      | 100 | 5   | 5                   | 5   | 4             | 5   | 29      | A      | 現状維持 | 現在、水道事業に伴い消火栓の設置を行っているが、市民からの要望もあり、市として設置し、管理をしなければならない。 | 現状維持  | 設置基準に基づき、継続して実施する。 |                |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                      | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |    |         |         |             |      | 目的手段の適切さ |      |      | 市の役割<br>の妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                                      |          |   |          |                                     |
|-----|----------|--------------------------|--------------------|---|---|-------------------|-------------|----|---------|---------|-------------|------|----------|------|------|--------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|--------------------------------------|----------|---|----------|-------------------------------------|
|     |          |                          |                    |   |   |                   | 活動指標        | 単位 | H15     | H16     | H17         | 成果指標 | 単位       | H15  | H16  |              | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ                                | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価 | 今後の方向性                              |
| 220 | フレッシュ水道室 | 三和地区簡易水道事業               | 47,847             | 地域住民の福祉と生活に必要な社会基盤施設である。水洗トイレの普及など生活様式の変化に伴い、水源確保と長期的な視点とした計画により、市民に清浄な安定した飲料水を供給する。<br>平成9～15年度 取水・導水・浄水・送水・配水施設整備<br>平成16年度～平成19年度 配水施設整備 | 地域住民の水道加入を促進し、短期間で効率のよい事業推進及び工事発注を実施していく。                         | 無                 | 施工済管延長      | m  |         |         | 5,493       | 施工率  | %        |      | 41.6 | 58.9         | 5   | 3             | 3   | 5       | 4      | 3   | 23     | B                                    | 現状維持     | 市の役割及び必要性は極めて高いと思われる。生活に必要な不可欠なものであるため現状維持とし、今後は、効率性や有効性を高めていき、水道加入率を一層強化させる必要がある。そのため、支所との連携を深めながら事業を推進し、加入率の向上に努める。 | 現状維持     | 効率的かつ計画的に事業推進する。                    |
| 221 | フレッシュ水道室 | 料金徴収・消し込み、電算入力料金徴収システム管理 | 29,815             | 水道中止開始届、検針結果をもとに使用者ごとの上下水道料金を算定。納入方法ごとに納入通知書の発送や口座振替依頼をする。納入状況により、口座の再振替依頼、督促状の発送を行う。<br>使用水量、調定金額等の各種統計資料の作成を行う。料金の徴収は、口座振替・納付書納付・集金人等がある。 | 様式の変更等システムの小規模の変更にも外部委託が必要で、柔軟性に欠ける。徴収の方法は、集金人等は口座振替に移行することが望ましい。 | 無                 | 現年度分<br>収納額 | 千円 | 883,059 | 900,978 | 現年度分<br>収納率 | %    | 92.4     | 93.0 | 5    | 3            | 3   | 2             | 4   | 4       | 21     | C   | 要改善    | 電算システムに改良の余地がある。また、コスト削減に向けた取り組みが必要。 | 要改善      | 効率的な民間委託を実施する。  |          |                                     |
| 222 | クリーン下水道室 | 小型浄化槽設置整備事業補助金           | 120,811            | 小型(合併処理)浄化槽の整備<br>平成16年度の取り組み内容<br>設置基数：202基(5人槽：56基,7人槽：143基,10人槽：3基)<br>総事業費：120,811千円  | 集合処理以外への広報活動を進め、設置を促す。  | 無                 | 補助基数        | 基  | 127     | 202     | 192         | 処理人口 | 人        | 458  | 685  | 650          | 4   | 3             | 4   | 5       | 5      | 4   | 25     | B                                    | 現状維持     | 申請者に対しては対応ができていない。  | 現状維持     | 公共下水道事業・農業集落排水事業とあわせて、下水道普及率の向上を図る。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名                         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                                  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |        |     |     |     |             | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |   |  |
|-----|----------|-----------------------------|--------------------|--|--|-------------------|--------------|--------|-----|-----|-----|-------------|----------|-------|-------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|---|--|
|     |          |                             |                    |  |  |                   | 活動指標         | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標        | 単<br>位   | H15   | H16   |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価   |
| 223 | クリーン下水道室 | 公共下水道事業(三次・三良坂)             | 780,153            | 近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、ここ三次でも生活雑排水により市内河川の汚濁は進みつつあった。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受け事業着手した。平成16年度は、管渠延長3.3km、排水面積2.2haの整備を行っている。             | 市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題 | 無                 | 拡大処理<br>区域面積 | ha     | 251 | 270 | 300 | 処理可能<br>人口  | 人        | 5,453 | 6,256 | 7,000               | 4   | 3             | 4   | 5       | 5      | 4   | 25     | B     | 現状維持     | 当市の下水道事業は、市民の環境問題への関心、快適な暮らしへのニーズに対応していくために、面整備拡大、接続増加を進めることが必要のため。 | 生活環境、ひいては地球環境の改善に向けて、下水道事業(認可区域)は計画的に推進する。ただし、社会経済情勢に応じた事業の見直しは行う。 |
| 224 | クリーン下水道室 | 浄化槽市町村整備推進事業                | 68,885             | 近年の産業の高度化・生活様式の多様化等により河川の水質悪化が進行している。環境意識の変化により産業活動に伴う排水の浄化は促進されているが、その反面生活排水の浄化対策は、公共下水道等の集中処理区域が進んでおりその他の区域においては、排水対策が遅れている。このため、市町村設置型浄化槽の設置を推進し、公共水域の環境保全を推進する。平成16年度状況 5人槽 5基、7人槽 48基、10人槽 1基、12人槽 3基 | 平成22年度まで事業なので、対象者への啓発を促す必要がある。         | 有                 | 設置数          |        | 48  | 57  | 60  | 浄化槽処理<br>人口 | 人        | 158   | 219   | 226                 | 3   | 3             | 2   | 2       | 5      | 2   | 17     | C     | 現状維持     | 浄化槽整備の事業中でも、市町村整備と個人設置があるが維持管理費に違いが生じているが、合併協議会の取り決めであるので、今後、検討を要す。 | 新規採択申請は和知地区までとする。既存の認可区域は効率的に事業を推進する。                              |
| 225 | クリーン下水道室 | 特定環境保全公共下水道事業(酒屋・吉野・三良坂・甲奴) | 588,143            | 近年の産業の高度化や生活様式の多様化などにより河川や海の汚濁は進行しており、ここ三次でも生活雑排水により市内河川の汚濁は進みつつあった。三次公共下水道事業は市内河川の水質保全をはじめ市民生活の向上や環境改善を図るため平成2年三次市公共下水道基本計画を策定し同年都市計画法・下水道法の認可を受け事業着手した。平成16年度は、管渠延長3.9km、排水面積6.4haの整備を行った。               | 市民の快適な環境づくりのための下水道事業として、早期完成・早期供用開始が課題 | 無                 | 拡大処理<br>区域面積 | ha     | 198 | 248 | 300 | 処理可能<br>人口  | 人        | 1,589 | 2,002 | 2,400               | 4   | 3             | 4   | 5       | 5      | 4   | 25     | B     | 現状維持     | 当市の下水道事業は、市民の環境問題への関心、快適な暮らしへのニーズに対応していくために、面整備拡大、接続増加を進めることが必要のため。 | 生活環境、ひいては地球環境の改善に向けて、下水道事業(認可区域)は計画的に推進する。ただし、社会経済情勢に応じた事業の見直しは行う。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名               | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                                  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |        |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |        |   |                           |
|-----|----------|-------------------|--------------------|--|--|-------------------|---------|--------|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|--------|---|---------------------------|
|     |          |                   |                    |  |  |                   | 活動指標    | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単<br>位   | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性 | 総合評<br>価  | 今後の方向性                    |
| 226 | クリーン下水道室 | 下水道整備事業推進改造設備補助金  | 9,080              | 下水道、農業集落排水、浄化槽の排水設備の改造費に助成をする。(平成20年度まで)<br>平成16年度の取り組み内容<br>設置基数：48件 総<br>事業費：9080千円  | この制度は平成20年度までであるため、助成制度を周知して接続を推進していく。 | 無                 | 補助件数    | 件      | 209 | 48  | 60  | 処理人口 | 人        | 627 | 131 | 160                 | 5   | 3             | 5   | 2       | 2      | 1   | 18     | C     | 現状維持     | 現状維持   | 平成20年度までの補助事業であり、年度ごとに補助額が40千円ずつ減額していく。   | 終期まで継続して実施する。             |
| 227 | クリーン下水道室 | 工業団地下水処理維持管理分担金徴収 | 11                 | 三次工業団地、みわ工業団地内に企業から分担金を徴収する。<br>使用分のみ(三和)  | みわ工業団地に係る分担金積算において、使用者の按分率をどう設定するか     | 無                 | 納付書発行回数 | 回      | 4   | 4   | 4   | 徴収率  | %        | 100 | 100 | 100                 | 5   | 5             | 5   | 4       | 3      | 2   | 24     | B     | 現状維持     | 現状維持   | 分担金は100%徴収しておりこれ以上のコスト削減は難しいので現状維持が妥当と思われる  | 分担金の収納率は100%である。          |
| 228 | クリーン下水道室 | 下水道接続普及促進事務       | 598                | 下水道供用開始説明会の開催(接続の説明、負担金、使用料のPR、パンフレットで説明)<br>平成16年度の取り組み内容(8日、9会場、対象者数675人、参加者数227人)<br>平成17年度3月16日 三次町(西本町・西中町・大内町)、3月17日 布野町(上布野地区)、3月18日 三次町(内町・大工町・住吉町)、3月22日 布野町(柳田地区)、3月24日 甲奴町(梶田地区)、3月24日 甲奴町(本郷地区・西野地区)、3月28日 3月24日の説明会欠席者を対象にして開催、3月28日 三良坂町(沖江地区)、3月30日 三良坂町(三良坂地区) | 下水道供用開始した区域の未接続者の加入促進をどのように理解を求めるか。    | 無                 | 開催回数    | 回      | 4   | 9   | 8   | 参加人数 | 人        | 125 | 227 | 200                 | 3   | 4             | 4   | 5       | 5      | 4   | 25     | B     | 事業拡大     | 要改善    | 事業の安定経営のためには使用者を増やし、使用料収入を確保する必要がある。そのため下水道の理解を深めていただき、接続をしていただく必要がある。この理解を深めるため普及促進活動を進めることが大切である。 | 現行の普及促進事務を検証し、抜本的な見直しを行う。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名               | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |        |        |        |        | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性  |               | 合計<br>点<br>23 | ラン<br>ク<br>B | 総合<br>評価<br>現状<br>維持 | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                       |                                  |                 |        |
|-----|----------|-------------------|--------------------|---|--|-------------------|------|----|--------|--------|--------|--------|----------|-------|-------|---------------------|------|---------------|---------------|--------------|----------------------|--------|-----|--------|-----------------------|----------------------------------|-----------------|--------|
|     |          |                   |                    |   |  |                   | 活動指標 | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標   | 単位       | H15   | H16   |                     | H17  | 目的達成<br>への貢献度 |               |              |                      | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ                 | 今後の方向性                           | 総合<br>評価<br>要改善 | 今後の方向性 |
|     |          |                   |                    |   |  |                   |      |    | 22,109 | 38,085 | 36,500 |        |          | 負担金   | %     |                     | 96.5 |               |               |              |                      |        |     |        |                       |                                  |                 |        |
| 229 | クリーン下水道室 | 下水負担金・使用料徴収事務     | 7,026              | 公共下水道の供用開始された区域において受益者負担金を賦課徴収し、下水道の公共マスへ接続された使用者については下水使用料金を賦課徴収する。下を水道料金についてはフレッシュ水道室へ料金の賦課計算から収納済みまでの業務を委託し、上下水道料金として管理している。     | 下水の供用開始区域が拡大しているが、負担金については5年間の期間が限定されるので一定量で推移するが使用料は使用者が増えるのでそれに対応する体制が必要である。                             | 無                 | 調定件数 | 件  | 22,109 | 38,085 | 36,500 | 負担金    | %        | 96.5  | 97.0  | 4                   | 4    | 4             | 3             | 4            | 4                    | 23     | B   | 現状維持   | 下水道事業は長期間を要する事業であるため。 | 滞納整理の改善を要する。                     |                 |        |
| 230 | クリーン下水道室 | 農集集落排水分担金・使用料徴収事務 | 3,287              | 農集集落排水の事業を開始された地域を対象に農集集落排水分担金を賦課徴収し、また、農集集落排水公共マスへ接続された使用者については、使用料を賦課徴収する。農集集落排水使用料についてはフレッシュ水道室へ賦課徴収を業務委託して処理している。               | 分担金 事業費の5パーセントを事業期間中々々負担していただくことになるが、分担金の納付が困難になっている受益者の対応が必要である。使用料 使用者が増加するが滞納する使用者も出ているので整理することが必要である。  | 無                 | 調定件数 | 件  | 3,680  | 17,080 | 17,300 | 分担金収納率 | %        | 100   | 96.41 | 97                  | 4    | 4             | 4             | 5            | 4                    | 4      | 25  | B      | 現状維持                  | 農集集落排水事業は長期間を要する事業であるため。         | 滞納整理の改善を要する。    |        |
| 231 | クリーン下水道室 | 特排使用料・分担金徴収事務     | 494                | 農集集落排水の事業の実施が困難な地域を対象区域として、浄化槽を市が設置する。この費用の一部を受益者から分担金として賦課徴収し、使用開始後により使用料を賦課徴収する。使用料についてはフレッシュ水道室へ料金計算・賦課収納業務の委託をしている。(君田, 布野, 三和) | 分担金：滞納も無く特に課題は現在みあたらない。使用料：使用者が増加しているが滞納する使用者も出ているので整理することが必要である。事業費、維持管理費用及び償却費に合った分担金額及び使用料の設定をすべきではないか。 | 無                 | 分担金  | 件  | 1,020  | 57     | 60     | 分担金収納率 | %        | 99.46 | 98.99 | 100                 | 4    | 4             | 4             | 5            | 4                    | 4      | 25  | B      | 現状維持                  | 事業の推進、浄化槽維持管理に要する費用の収納を効率的におこなう。 | 滞納整理の改善を要する。    |        |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                   | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析   |    |     |       |       |             | 目的手段の適切さ |     |       | 市の役割  | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|---------|-----------------------|------------|--|--|-----------|--------|----|-----|-------|-------|-------------|----------|-----|-------|-------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|--------|--|--------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|     |         |                       |            |  |  |           | 活動指標   | 単位 | H15 | H16   | H17   | 成果指標        | 単位       | H15 | H16   |       | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性 |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 232 | ふるさと農林室 | 中山間地域等直接支払制度          | 566,229    | 耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援策として実施している。協定集落の対象農用地面積に対し交付金を交付し、協定集落での共同取組等に充て農業生産活動、多面的機能増進活動を実施する。   | 旧対策において共同取組活動として始められた、農道・水路等の維持管理、農業機械の共同化等農業生産活動の継続、及び、高齢化が進む中、各集落における農業後継者の確保、担い手の育成、農業生産法人の設立等。 | 無         | 集落協定数  | 戸  | 31  | 292   | 307   | 保全された農地面積   | ha       | 287 | 3,607 | 3,760 | 4   | 4         | 4   | 5   | 4      | 4   | 24     | B     | 事業拡大   | 12年度から16年度までの5年間の旧対策期間中、集落内での話し合いが活発化し、水路農道等の共同管理、鳥獣被害対策等の農業生産活動及び景観作物の作付け等の多面的機能増進活動の取組が行われた。また、最終年度である16年度、旧三次市においては合併により対象地域が拡大し、多数の集落協定が締結された。新対策においても、農業生産活動等が継続できる農業生産基盤の整備や、集落基盤の構築のため、積極的な取組を推進することが必要である。 | 現状維持   | 継続して実施する。                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           | 集落協定面積 | ha | 287 | 3,607 | 3,760 |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           |        |    |     |       |       |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 233 | ふるさと農林室 | 備北南部地区広域営農団地農道整備事業負担金 | 25,000     | 広島県が事業主体となって実施する備北南部地区広域営農団地農道は、一体的な広域営農団地の確立を図るため、その基幹となる広域農道を整備するものであり、三次市東酒屋町(三次ワイナリー前交差点)～三和町下板木(県道羽出庭三良坂線)にいたる区間(南北路線)L=11.0kmと三次市糸井町(双三農免道)と廻神町(県道青河江田川之内線)を結ぶ区間(東路線)L=4.1kmを合わせた延長L=15.1kmの区間である。ただし、この度の事業採択区間は、ワイナリーから春木地区までの5.5kmの区間である。 | 本路線は、大部分を国土調査が実施されていない山地番を通るため、地権者の特定が困難である。また、地図訂正を行わなければ、用地が取得できないところもある。                        | 無         | 地元説明会  | 回  | 1   | 5     | 3     | 地元住民、地権者の同意 | %        | 100 | 100   | 100   | 3   | 4         | 4   | 5   | 4      | 4   | 24     | B     | 現状維持   | 三次地域の広域的な農業振興に向け、必要な道路である。農業の主産地形成はもろろん、広域的なアクセス道路としての利用が見込まれ、市民からの要望も強い。  | 現状維持   | 採択要件である付帯事業の実施については慎重に検討する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           |        |    |     |       |       |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           |        |    |     |       |       |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 234 | ふるさと農林室 | 県営ため池整備事業負担金(こつぱつ池)   | 700        | 本ため池は、三次市廻神町及び江田川之内町の一部をかんがいする主要なため池である。近年堤体の老朽化が進み、堤帯からの漏水が著しく、堤体が弱体化するとともに余裕高が不足しているため、堤体決壊の危険にさらされている。堤体の安全とかんがい用水の確保のため、早急に改修を要する。   | 平成16年4月1日付けで、県営ため池整備事業の新規採択を受け、平成19年度の工事完了を目指し計画的に工事を推進する。   | 無         | 事業調整   | 回  | 9   | 18    | 15    | 堤体整備利率      | %        |     | 15    | 52    | 5   | 3         | 4   | 3   | 4      | 4   | 23     | B     | 現状維持   | ため池堤体を整備することで、下流の農地・民家への被害を未然防止することが出来る。ため池堤体を整備することで、下流の農地・民家への被害を未然防止することが出来る。   | 現状維持   | 限定工期である平成19年度の工事完了を目指し推進する。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           |        |    |     |       |       |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |         |                       |            |  |  |           |        |    |     |       |       |             |          |     |       |       |     |           |     |     |        |     |        |       |        |  |        |                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |        |        |        |           |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価   |  |  |  |
|-----|---------|-------------|--------------------|---|---|-------------------|-----------|----|--------|--------|--------|-----------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|---------|--------|--------|----------|--|--|--|
|     |         |             |                    |   |   |                   | 活動指標      | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標      | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合評<br>価 | 今後の方向性   |  |  |
| 235 | ふるさと農林室 | 土地改良区合併推進事業 | 3,500              | 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会において、協定項目のなかで、「土地改良区等の団体については、統合に向け引き続き検討する。」と確認されており、平成14年4月に旧三次市内土地改良区の合併事例を踏まえ、平成18年4月を目途に新市における9つの土地改良区の合併を目指すものである。  | 最大の課題は、合併することにより新たに経常賦課金を徴収するという点であり、組合員へ対する啓発を行い、理解を得るよう努める。   | 無                 | 準備委員会開催   | 回  | 3      | 5      |        | 関係者の了解    | %  | 100 | 100 | 100      | 4             | 3   | 5                   | 5   | 4      | 4   | 25      | B      | 現状維持   | 事業完了     | 合併後の事業展開を明らかにする。   |  |  |
| 236 | ふるさと農林室 | 小規模農業基盤整備事業 | 100,080            | 本事業の内、かんがい排水事業・農道整備事業・老朽ため池補強事業に着手し施設の老朽化により用水の確保が困難な地域における水路改良、道路幅員が狭小で農作物の搬出入に苦慮している地域の農道整備、砂利道のため農作物の搬出入に苦慮している地域の農道舗装、ため池施設の老朽化により用水の確保が困難な地域における補強工事を行い農業の近代化と農業経営の安定化を図る。 | 本事業に対する農業関係者からの要望は極めて多く、特にため池については老朽化の著しい地域が多くあり農業用水の確保のみならず決壊時における被害は多大となる恐れがあるため早急な対応が必要                                      | 無                 | かんがい排水事業  |    | 9,300  | 42,000 | 28,260 | かんがい排水事業  | 件  | 4   | 16  | 9        | 5             | 5   | 4                   | 3   | 3      | 5   | 25      | B      | 現状維持   | 現状維持     | 必要最小限の整備とする。   |  |  |
|     |         |             |                    |   |   |                   | 農道整備事業    |    | 21,700 | 38,080 | 36,460 | 農道整備事業    |    | 7   | 12  | 11       |               |     |                     |     |        |     |         |        |        |          |  |  |  |
|     |         |             |                    |   |   |                   | 老朽ため池整備事業 |    | 4,000  | 20,000 | 25,280 | 老朽ため池整備事業 |    | 2   | 5   | 3        |               |     |                     |     |        |     |         |        |        |          |  |  |  |
| 237 | ふるさと農林室 | アスパラ産地化支援事業 | 5,406              | 本地区における水田転作物の最重要作物であるアスパラガスの産地維持・拡大を図るため、アスパラガスの栽培に必要な施設整備、機械導入、栽培条件整備に対し助成を行い、農家の生産意欲の向上、経営安定を図るとともに、アスパラ栽培の更なる産地化を推進する。   | 新規植栽事業については、経費の1/2の補助があり、新規植栽者はあるものの、廃園・廃業者の増加が激しく、全体としての栽培面積は増えていない。グリーンアスパラガスの産地化支援としては、農家所得の向上が求められており、出荷体制を含めた総合的な対策が必要である。 | 有                 | 補助金交付件数   | 件  | 18     | 49     | 35     | 栽培面積      | ha | 2   | 2   | 3        | 3             | 3   | 3                   | 3   | 3      | 3   | 18      | C      | 事業完了   | 廃止       | 生産量・販売額を増加し、新規生産者の掘り起こしを行うためには、JAの指導体制と併せて、生産者間でお互いのサポートができる生産者組織の育成が必要である。また、グリーンアスパラガスの産地化支援としては、農家所得の向上が求められており、出荷体制を含めた総合的な対策が必要である。 |  |  |
|     |         |             |                    |   |   |                   | 新規栽培者募集   | 回  | 1      | 1      | 1      | 栽培戸数      | 戸  | 240 | 232 | 238      |               |     |                     |     |        |     |         |        |        |          |  |  |  |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名            | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析   |    |     |     |     |               |     | 目的手段の適切さ |        |     | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |        |   |
|-----|---------|----------------|------------|--|---|-----------|--------|----|-----|-----|-----|---------------|-----|----------|--------|-----|------|-----------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|--------|---|
|     |         |                |            |  |   |           | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標          | 単位  | H15      | H16    | H17 |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価  |
| 238 | ふるさと農林室 | アスパラ価格補償支援事業   | 3,513      | 三次市の振興作物であるアスパラガスの価格が低落し、生産者の経営が悪化することの無いよう、安値価格補償を充実させる。    | 近年、アスパラガスの価格が低迷しているため、アスパラガスの補償基準単価の引き下げが検討されており、生産者にとっては厳しい状況となっている。安心して出荷できるよう予約数量の増が必要である。       | 無         | 予約数量   | t  | 223 | 235 | 250 | 補償金交付金額       | 千円  | 13,299   | 23,184 | 4   | 4    | 5         | 5   | 4   | 4   | 26     | B      | 現状維持   | 要改善  | 要改善    | 終期を定める。                                       |
| 239 | ふるさと農林室 | 販売野菜等ハウス導入支援事業 | 11,512     | ハウスの導入による販売野菜等の生産の促進を図り、農家所得の向上と農業経営の安定に資する。                 | 天候に左右されることなく、安定生産・安定出荷が可能となったが、今後は生産者組織として面積の集積を行い、生産量の増加を図ることが重要である。                               | 無         | ハウス導入数 | 棟  | 18  | 35  | 20  | JAアンテナショップ販売高 | 百万円 | 264      | 344    | 500 | 4    | 4         | 4   | 4   | 4   | 24     | B      | 現状維持   | 要改善  | 要改善    | 終期を定める。                                       |
| 240 | ふるさと農林室 | 木とのふれあい促進事業    | 836        | 小中学校の生徒・児童を対象に、地域の森林、木材を利用した体験学習を実施することにより、地域材や森林に対する関心を高める。 | 木工教室を実施するにあたり、工具や人的に限界があり生徒数が多い学校での実施ができていない。<br>多人数でも対応できる内容の検討と、森林林業への関心を高めるための森林林業体験等を検討する必要がある。 | 無         | 開催回数   | 回  | 1   | 8   | 7   | 参加人員          | 人   | 181      | 265    | 170 | 3    | 3         | 4   | 4   | 3   | 20     | C      | 事業拡大   | 現状維持 | 現状維持   | 林業技術センター等でも類似の取り組みがないか検証する。環境施策との連携により効果を高める。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名              | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析   |    |        |        |        |            |                | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |         | 2次総合評価 |   |                         |                         |
|-----|---------|------------------|------------|---|---|-----------|--------|----|--------|--------|--------|------------|----------------|----------|-----|-----|------|-----------|-----|-----|-----|--------|---------|--------|---|-------------------------|-------------------------|
|     |         |                  |            |   |   |           | 活動指標   | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標       | 単位             | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 市間与の妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 今後の方向性                  | 総合評価                    |
| 241 | ふるさと農林室 | 病害虫等被害枯損木処理事業    | 10,067     | 広島県が実施した「広島県緊急雇用創出金事業」の採択を受けて、雇用対策として事業実施。<br>市内各所において市道・林道沿いに見られる、病害虫等による立ち枯れの木は倒木の危険性が危惧されているため、枯損木を伐採する。<br>また、継続事業として県立自然公園(君田町神之瀬峡)、生活環境保全林(甲奴町大仙山)の環境整備を実施する。   | 「広島県緊急雇用創出金事業」の終結に伴い平成17年度から本事業も廃止したが、台風や積雪による倒木の恐れはあり、道路維持管理又は森林整備事業等により対応する必要がある。 | 無         | 作業日数   | 人日 | 217    | 549    |        | 伐採した枯損木の材積 | m <sup>3</sup> | 116      | 313 |     | 4    | 3         | 4   | 4   | 3   | 3      | 21      | C      | 廃止  | 緊急雇用創出事業終結に伴い、本事業も廃止    | 緊急雇用創出事業終結に伴い、本事業も廃止する。 |
| 242 | ふるさと農林室 | 経営構造対策事業(調査分析活動) | 14,459     | 農業者の高齢化、担い手、後継者の不足等により農業生産活動が不可能となった農家の増加に伴い、農地の荒廃や遊休地化が進んでいることから、地域における農作業委託の斡旋が求められている。また、転作物の収益性の向上や農地利用の集積への支援も求められている。これらを実施するためには、農地の各種情報を一括管理することが重要であり、農地情報と地図情報とをリンクさせることにより、一層の効果が見込めることから、これらの情報を統合的にコンピュータに入力・管理すると同時にデータ活用システムを構築し、住民ニーズに応えることを目的に事業を実施する。 | 農地の分筆等により、農地情報と地図情報の不整合が予想されるため、今後もデータ更新を行なう必要が生じる。                                 | 無         | 地図作成筆数 | 筆  | 16,900 | 14,800 | 15,200 | 農地利用集積への活用 | ha             | 38       |     | 100 | 5    | 5         | 5   | 5   | 5   | 28     | A       | 現状維持   | 平成14年度から平成18年度までの継続事業であり、年度別の計画を作成し順次事業を実施している。<br>この事業に関しては、現在の農業農村が抱える多くの課題に対処するために必要不可欠の業務であり、事業完了後には大きな成果があるものと期待できる。 | 計画に沿って整備する。<br><br>現状維持 |                         |
| 243 | ふるさと農林室 | 分収造林事業(保育管理事業)   | 44,852     | 市が森林所有者と分収造林契約を締結し、植林・保育・伐採までの造林事業を一体的に行う。<br>木の販売等により収益が生じた場合、40%を森林所有者に支払う。   | 今後も保育事業を実施し、間伐や枝打ち等を効果的かつ適切に実施することで、森林のもつ多面的機能の維持増進と将来の木の伐採収入の確保を図ることが必要である。        | 無         | 施業面積   | ha | 59     | 177    | 180    | 販売収益       | 千円             |          |     |     | 4    | 3         | 4   | 5   | 4   | 23     | B       | 現状維持   | 保育事業の推進の結果、分収造林契約した山林については計画的に事業を実施し適正に管理されている。引き続き事業を実施することにより、森林の持つ多面的機能の維持と優良な木材の生産を図る。                                | 保育事業のみとする。<br><br>事業縮小  |                         |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |         |     |     |                 |         | 目的手段の適切さ |     |   | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性  | 必要性   |   | 合計点  | ラン<br>ク   | 1次総合評価                       |     | 2次総合評価 |  |   |                     |
|-----|---------|----------------------------|--------------------|--|---|-------------------|-------------|---------|-----|-----|-----------------|---------|----------|-----|---|--|---|---|--|---|------------------------------|-----|--------|--|---|---------------------|
|     |         |                            |                    |  |   |                   | 活動指標        | 単位      | H15 | H16 | H17             | 成果指標    | 単位       | H15 | H16   |  | H17   | 目的達成<br>への貢献度   |  |   | 有効性                          | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価                                      | 今後の方向性              |
| 244 | ふるさと農林室 | 林道整備事業(東入君,高丸,伊賀和志,香淀,黒平石) | 131,124            | 舗装・改良等の整備により、各種森林作業の軽減を図り、各種森林作業の軽減を図る。将来的に連絡道となり、生活道・防災道としての機能充実を図る。整備水準の均衡を図る。   | 国県補助金が削減される中での事業推進は困難であることから、要望路線の見直し優先順位の位置付けを行う必要がある。                                     | 無                 | 整備実施<br>路線数 | 路線<br>数 | 9   | 7   | 整備実施<br>路線数     | 路線<br>数 | 9        | 7   | 5   | 住民の利便性の向上を図り、整備を行っている。   | 整備が進むことにより機能の充実を図れている。  | 舗装構成、路線の見直しなど。  | 林道管理者が市であり、市でやったほうがよい。   | 対象路線の近隣住民及び、利用者に限られる。   | 近隣住民の利便性の向上と、機能充実としてのニーズは高い。 | 25  | B      | 現状維持   | 現状維持では現状維持であるが、国県補助の対象路線について改良の妥当性を見極める必要がある。 | 費用対効果を検証し、計画的に実施する。 |
| 245 | ふるさと農林室 | 新農業水利システム                  | H17<br>7,000       | 既存の農業用施設を機能診断(どこが、どのように壊れていて、これをどのように改善すればよいか)し、今後の水利用と管理のあり方(適時・適量を流すためには、どのように流せばよいか)について、管理計画を策定し、水利関係の農業用施設(水路・頭首工・ため池等)の新設や改修を行う。 | 実際に事業実施するのは、今年度からであるため、具体的な課題はまだみえないが、管理計画や保全計画等のソフト事業がベースとなるため、地元役員と連携をとり健全な計画づくりをする必要がある。 | 無                 | 事業<br>調整    | 回       | 5   | 5   | 地元<br>住民の同<br>意 | %       | 100      | 5   | 地元要望の箇所であり、貢献度は高い。  | 地元要望の箇所であり、成果は高い。  | 既設の改修が主で、削減余地は少ない。  | 土地改良区営事業であるが、地元住民との調整役としては、市がやったほうがよい。  | 農業用施設とは言いつつも、現代社会にとって混住化が進む中、生活用施設にもなっており、社会的に重要な施設である。                                | 農家にとって、水利関係施設は農業経営にとって最も重要な施設であるため、その更新は極めて重要である。                                   | 27                           | A   | 事業拡大   | 計画に基づき実施する。  | 計画的に実施する。                                     |                     |
| 246 | ふるさと農林室 | 特産品加工事業<br>6次産品<br>化業務     | H17<br>1,000       | 地域農産物を有効活用した加工及び特産品の開発事業を支援する。   | 開発を行なった6次産品が、継続して加工・販売が行なわれ、着実に地域の農業振興につながるよう、販売経路を確立する必要がある。                               | 無                 | 補助金交<br>付件数 | 件       |     | 2   |                 |         |          | 4   | 特産品や加工品の開発により、地域農産物の販路拡大を図ることができ、農業者の収入向上を図ることができる。特に、高齢化が進んだ地域においては、高齢者に適した農産物の栽培と加工を行うことなど、地域の特色を活かした農業振興を図ることができる。 | 特産品開発には、加工機器の導入等の条件整備が必要となるが、これらの資金の調達にはかなりの負担を要することから、立ち上げ時の補助を行なうことで農業者及び加工グループの活動が停滞することのないよう、支援を行なう。 | 本事業で導入された加工機器等が有効に活用されるよう、加工グループ同士の連携により利活用を行ない、稼働率を上げる等の取り組みが必要。 | 機器導入時の資金調達については、融資制度の利用が困難であることなど、加工グループの活動に支障が生じることがあるが、補助を行なうことにより製造及び販売を軌道に乗せ、生産者の所得向上を図ることができる。 | 過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が難しくなっている地域もあり、農村での新たな事業として加工品製造事業を盛り起こすことは、農業振興と併せて地域振興を図ることにもつながる。 | 地元産の原料でできた、安心できる加工品が求められる。地域の特色を活かした加工品開発は、地域の活性化につながるだけでなく、誇ることができるふるさと産品の創出につながる。 | 24                           | B   | 現状維持   | 加工品製造事業を盛り起こすことにより、地域農産物の活用を図ることとしている。このことは、地域の特色ある農業振興と地域振興を推進することにもつながるものであり、支援事業を継続する必要がある。 | 終期を設定する。事業実施後の効果を検証する。                        |                     |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名     | H16事業費(千円)   | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析    |    |        |        |                |      | 目的手段の適切さ |       |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価 |  |  |                   |
|-----|---------|---------|--------------|--|---|-----------|---------|----|--------|--------|----------------|------|----------|-------|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|------|--------|--|--|-------------------|
|     |         |         |              |  |   |           | 活動指標    | 単位 | H15    | H16    | H17            | 成果指標 | 単位       | H15   | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価                                     | 今後の方向性            |
| 247 | ふるさと農林室 | ふるさと農林室 | H17<br>1,500 | 地域の食材を活用した伝統料理、郷土料理、季節料理の開発を支援<br>栄養バランスに優れた健康的な日本型食生活を見直し、季節折々の郷土料理・伝統料理を通して、地域の食文化や伝統文化への消費者の理解を深め、地域で採れた安全・安心で新鮮な旬の食材へのニーズを喚起する。<br>そのために、優れた郷土料理や地域に伝わる伝統料理などの掘り起こしや新たな郷土料理のメニュー開発を行う。 | 旬の食材の安定確保   | 無         | 補助金交付件数 | 件数 |        |        | 3              |      |          |       | 4   | 4    | 5   | 4         | 5   | 27  | A      | 現状維持 | 現状維持   | 本市の農林業振興の主要施策でもある地産地消の推進は、1次産品のみならず、付加価値を高めた産品を開発することで、より効果を高めることができる。地元産の食材を使用した特色ある料理づくりを支援し、販売を行なうことで、ふるさとの産品・食文化に対する理解を深めることができることも、観光客等にも広くPRすることで、三次を発信することができる。 | 終期を設定する。事業実施後の効果を検証する。                   |                   |
| 248 | ふるさと農林室 | 内水面漁業振興 | 718          | 1 広島県栽培漁業協会負担金の支払(江の川漁協も会員で負担金を別途支払っている)<br>2 江の川漁業協同組合への負担金支払<br>3 吉舎町養魚(スッポン)施設の水質検査(検査手数料は、受益者から負担金徴収)<br>4 養殖業者や漁協との事業協議等<br>5 アユ中間育成施設附帯施設整備事業(平成17年度国庫補助事業、事業主体：江の川漁業協同組合)           | 内水面漁業の中心であるアユ漁に関して、漁協が稚魚の放流を行っているが、近年育成期間中の冷水病の発生がみられ、放流魚への影響が大きく、漁業者や遊漁者の漁獲量が減少している。(平成17年度において、国庫補助事業により施設改善実施)<br>また、特定外来種であるブラックバスやブルーギルが繁殖し、アユを含めた在来の淡水魚への被害も増加している。 | ?         | 予算額     |    | 718    | 75,700 | 遊漁者入込数         | 人    | 1,310    | 1,180 | -   | 2    | 2   | 5         | 3   | 4   | 20     | C    | 要改善    | 要改善  | 民間や個人での対応では限界があり、市として関わり方の改善を検討すべきと思われる。 | 市の関与・支援のあり方を検討する。 |
| 249 | ふるさと農林室 | 森林施業計画  | 2,892        | 森林所有者が共同して合理的な森林施業を行う団地を設定し、5年を単位とする団地森林施業計画を樹立使用とする場合に、計画策定に係る経費の一部を助成することにより、計画的、合理的な森林施業が確保でき、森林の持つ多面的機能が高度に発揮することを推進する。  | 木材価格の低迷等により林業への関心が低くなっており、間伐などの手入れがされていない森林が増加している。森林の持つ多面的機能(国土の保全、水源のかん養、災害の防止、環境の保全など)の発揮を図っていくため、森林整備の重要性を啓発し、団地施業計画により計画的に施業を推進する必要がある。                              | 無         | 計画策定面積  | ha | 10,000 | 11,440 | 流域森林総合整備事業実施面積 | ha   | 522      | 532   | 3   | 4    | 4   | 3         | 4   | 21  | C      | 現状維持 | 現状維持   | 森林には水源のかん養等の多面的機能がある。とりわけ環境問題である地球温暖化防止のため、二酸化炭素の吸収源としての森林の機能が重要視されている。森林の機能を高度に発揮するためには、計画的・合理的に森林整備を推進する必要がある。団地ごとの施業計画の作成・更新が重要である。                                 | 必要最小限の投資とする。                             |                   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管          | 事業名               | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                      |    |       |       |     |  | 目的手段の適切さ                            |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性  |  | 合計点   | ラン<br>ク   | 1次総合評価   |   | 2次総合評価  |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
|-----|-------------|-------------------|--------------------|--|--|-------------------|---------------------------|----|-------|-------|-----|--|-------------------------------------|-----|-----|---------------------|--|--|---|---|--|---|---|-------|----------|---|---|--|--|--|--|--|--|
|     |             |                   |                    |  |  |                   | 活動指標                      | 単位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標   | 単位                                  | H15 | H16 |                     | H17  | 目的達成<br>への貢献度  |   |   | 有効性  | 効率性   | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価  | 今後の方向性   |  |  |  |  |  |
| 250 | ふるさと<br>農林室 | 農道台帳<br>整備事業      | H17<br>2,600       | 三次市内の全ての農道について、各路線ごとに「農道台帳調査」「現況平面図」等整備し、地区毎の路線図で位置、路線番号等管理しています。<br>農道整備事業により、改良工事等があった場合は、新規に農道台帳を作成し、差し替えたり、災害の被災状況、改修履歴等を随時追記し、現況を反映した台帳として整備するものです。   | ・合併に伴い旧町村の農道台帳を本庁に集約（各支所も保管）したが、路線数（量）が膨大であり、検索に時間を要する。また、台帳（ペーパー）であるため全路線の統計データ管理ができないなど、管理上のロスが多い。更に、全路線のデータが現況を反映しているとはいいがたく（追記が不完全）、見直しが必要。現在あんしん建設室で進めている「市道」路線の見直し作業により、農道への移管等、三次市道路網の再編成が見込まれる。等々により、農道台帳を市道編成作業に併せ、適切な時期に電子データ化する必要がある。 | 無                 | 農道台帳<br>作成及び<br>修正        | m  | 2,700 |       |     |  | 災害・道<br>路改築申<br>請等によ<br>る施設状<br>況把握 | 件   | 6   | 9                   | 7  | 林道台帳の<br>電子データ化<br>による一括管<br>理が実現すれ<br>ば、目標達成<br>への貢献度は<br>大となる。                                       | 電子データ<br>化し、必要な<br>データを入力<br>管理すること<br>により、その<br>有効性はさら<br>に向上する。         | 電子データ<br>化は、その物<br>理的な量から<br>して外部委託<br>によらざるを<br>得ないと考え<br>るが、以後の<br>データ更新入<br>力などは直営<br>で行う。 | 行政財産<br>の把握、管<br>理であり、<br>市が関与す<br>べきもの。   | 三次市の道<br>路網管理面<br>で社会的ニ<br>ーズはある。<br>普通交付税<br>算定の対象路<br>線となるた<br>めには、農道<br>台帳登録が条<br>件となっている。 | 農道として<br>の台帳登録<br>が、農業用施<br>設であり、地<br>域の生活道で<br>もある農道の<br>改良事業の条<br>件となっている。  | 25    | B        | 事業<br>拡大  | 農道台帳の電子<br>データ化は、必須<br>なことと考えてい<br>ます。（単に農道<br>のことと捉えず、<br>市道、林道と併<br>せ、三次市の道<br>路網整備の基礎デ<br>ータとして、先ず、<br>台帳を完成させる<br>必要があります。） | 市道台帳とあ<br>わせて検討す<br>る。費用対効<br>果を検証し、<br>システム整備<br>の方向性を出<br>す。 |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   | 農道台帳<br>データ更<br>新         | 件  | 33    | 5     | 10  | 農業施設<br>である農<br>道及び生<br>活道とし<br>ての道路<br>の施設把<br>握、管理 |                                     |     |     | 4                   | 4  | 4  | 5   | 5   | 3  | 現状<br>維持  |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   |                           |    |       |       |     |  |                                     |     |     |                     |  |  |   |   |  |   |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 251 | ふるさと<br>農林室 | ため池台<br>帳整備事<br>業 | 4,456              | 平成12年度より、旧市町村各々が1000t未満のため池（1,344箇所）台帳の更新調査に取り掛かり、平成16年度にて調査完了しました。（1000t以上のため池については県が調査）<br>これによる、新三次市としてのため池台帳一括管理、検索の必要性から、平成16年度に『ため池台帳検索システム』を導入しました。 | ・平成16年度でため池台帳の管理体制は整ったが、その適切かつ有効利用に努めなければ投資効果は発揮されない。<br>・施設の老朽化や改修履歴等のデータ更新を随時入力し、その施設のリアルタイムの情報が検索できるようにする必要がある。<br>・将来、メンテナンス（データ更新等のチェック）に対応すべく予算措置が必要となる。   | 無                 | ため池台<br>帳整理<br>（緊急点<br>検） | 件  | 167   | 78    |     |  | 災害等<br>による施設<br>状況把握                | 件   |     |                     | 5  | 台帳検索シ<br>ステム導入<br>により、災害<br>等の緊急時<br>の施設状況<br>の把握及び<br>緊急連絡網<br>による危機<br>管理体制の<br>設置、発向<br>に有効であ<br>る。 | システムを<br>フルに活用<br>し、必要な<br>データを入力<br>管理すること<br>により、その<br>有効性はさら<br>に向上する。 | 今後のデー<br>タ更新入力<br>等は直営で<br>行う。  | ため池施<br>設の把握、<br>一括管理で<br>あり、災害<br>等の危機管<br>理体制の発<br>動を考へて<br>も、市が関<br>与すべきも<br>の。 | 施設管理、<br>防災面で社<br>会的ニーズ<br>は高い。   | 「市民の財<br>産と生命を<br>守る」とい<br>う、自治体<br>に課せられ<br>た使命であ<br>り、施設の<br>適正管理、<br>災害の未然<br>防止に資す<br>る意味合い<br>からも市民<br>ニーズは高<br>い。 | 25    | B        | 現状<br>維持  | 台帳管理検索シ<br>ステムへのデー<br>タ更新（情報<br>入力）等によ<br>り、更にそ<br>の有効性は増<br>す。   | システムの整<br>備は完了し<br>た。メンテナ<br>ンスのみ継続<br>する。                     |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   | ため池台<br>帳検索シ<br>ステム導<br>入 | 件  |       | 1,344 |     |  |                                     |     | 4   | 4                   | 4  | 5  | 4   | 4   |  |   |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   | ため池台<br>帳データ<br>更新        | 件  |       |       | 5   |  |                                     |     |     |                     |  |  |   |   |  |   |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 252 | ふるさと<br>農林室 | 林道台帳<br>整備事業      |                    | 三次市内の全ての林道について、各路線ごとに「現況一覧表」「総括表」「経過表」「平面図」等整備し、旧市町村毎の綴り（台帳）で管理しています。<br>林道整備事業により、改良工事等があった場合又は災害の被災状況、改修履歴等を随時追記し、現況を反映した台帳として整備するものです。                  | ・合併に伴い旧町村の林道台帳を本庁に集約（各支所も保管）したが、路線数（量）が膨大であり、検索に時間を要する。また、台帳（ペーパー）であるため全路線の統計データ管理ができないなど、管理上のロスが多い。更に、全路線のデータが現況を反映しているとはいいがたく（追記が不完全）、見直しが必要。<br>・電子データ化することにより、一括管理、瞬時検索を可能にするなど、その管理の効率化及びデータの有効利用を図ることが必要。                                  | 無                 | 林道台帳<br>データ更<br>新         | 件  | 8     | 10    | 7   | 災害・道<br>路改築申<br>請等によ<br>る施設状<br>況把握                  | 件                                   | 9   | 12  | 9                   | 農道台帳の<br>電子データ化<br>による一括管<br>理が実現すれ<br>ば、目標達成<br>への貢献度は<br>大となる。 | 電子データ<br>化し、必要な<br>データを入力<br>管理すること<br>により、その<br>有効性はさら<br>に向上する。                                      | 電子データ<br>化をエクセル<br>機能を活用す<br>ることによ<br>り、直営で<br>行う。                        | 行政財産<br>の把握、管<br>理であり、<br>市が関与す<br>べきもの。  | 三次市の道<br>路網管理面<br>で社会的ニ<br>ーズはある。  | 林道として<br>の台帳登録<br>が、林道改良<br>事業の条件と<br>なっている。  | 23  | B     | 事業<br>拡大 | 林道台帳の電子<br>データ化により、<br>林道改良・災害<br>復旧等に関する<br>施設状況の把握<br>及び改修履歴等<br>の追記等の事務<br>効率化が図ら<br>れる。 | 市道台帳とあ<br>わせて検討す<br>る。費用対効<br>果を検証し、<br>システム整備<br>の方向性を出<br>す。  |  |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   |                           |    |       |       |     |  |                                     |     |     |                     |  |  |   |   |  |   |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |
|     |             |                   |                    |  |  |                   |                           |    |       |       |     |  |                                     |     |     |                     |  |  |   |   |  |   |   |       |          |   |   |  |  |  |  |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名       | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析      |    |     |     |     |                | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |   |  |                |
|-----|---------|-----------|------------|--|--|-----------|-----------|----|-----|-----|-----|----------------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|------|---|--|----------------|
|     |         |           |            |  |  |           | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標           | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価   | 今後の方向性         |
| 253 | ふるさと農林室 | 占用改築境界立会  |            | 道路・水路の占用又は改築の行為者からの申請により、その目的、工法(手段)、施工に際しての安全性、などを書面審査し、現場立会により、その妥当性を審査します。その際、市の行政財産又は管理財産である道路・水路が必要以上に占用改築されることは無いが、または、改築等の行為により、市の財産等が侵害されることが無いよう境界標を布設させる等の条件をつけます。   | ・追跡調査の必要がある。<br>・無届け占用改築行為の把握が困難。  | 無         | 申請件数      | 件  | 6   | 7   | 10  | 市有財産が保全されたか    | 件        | 6   | 7   | 10   | 5   | 5         | 4   | 5   | 5      | 5   | 29     | A     | 事業拡大 | 市の財産の保全が社会ニーズや市民ニーズの直接的な評価対象とは捕らえがたく、また、市民サービスの範疇でもないと考えます。                   | 継続して実施する。  |                |
| 254 | ふるさと農林室 | 地域営農集団育成  | 950        | 本市においては、農業従事者の高齢化及び後継者・担い手不足による農地荒廃が懸念されているとともに、個人で行なう農業経営は限界を迎えており、集落の農業を効率的に行なう組織として、地域営農集団の活性化が必要とされている。このため、研修会参加や農業法人化に向けた取り組みを行なう等、地域営農集団の積極的・主体的な活動を支援するため、活動費補助金を交付する。 | 農業集団の歩み出しの一助となる補助であるが、活動が無駄にならないために、農業者の意識向上の仕組みづくりを一層進めなければならぬ。   | 無         | 補助金交付団体件数 | 件  | -   | 6   | 9   | 集落農場型農業清算法人設立数 | 団体       | -   | -   | 4    | 5   | 5         | 5   | 5   | 5      | 3   | 28     | A     | 事業拡大 | 今後とも、集落における主体的な農地保全活動・生活環境保全活動は、地域を守り、活性化の上で必要不可欠であり、この事業による効果は極めて大きいものと思われる。 | 終期を定める。  |                |
| 255 | ふるさと農林室 | 農地集積・保全管理 | 1,200      | 適正な農地の保全管理を円滑に行うため、JA三次営農センターと業務委託契約を結び、地域農業を支える多様な担い手を確保・育成し、農作業の受委託及び戦略的な転作物の導入等による地域営農体制の再編に向けた企画・提言・指導・調整活動を行わせるとともに、農作業受委託に係る事務等を代行させる。                                   | 経営構造対策事業(マッピング)との関連事業として位置づけられているが、経営構造対策事業において地図作成未了地区が存在する。平成18年度までにはデータ整備を完了し、本格運用する予定であるが、整備後には農地の分合筆等の異動が生じるため、引き続きデータ更新を行なう必要が生じる。 | 無         | 地域農業経営研修会 | 回  | 15  | 35  | 40  | 農地利用集積面積       | ha       | 38  | -   | 100  | 5   | 5         | 5   | 5   | 5      | 5   | 3      | 28    | A    | 現状維持  | 経営構造対策事業との関連事業であり、平成14年度から平成18年度まで年度別の計画を作成し順次事業を実施している。この事業に関しては、現在の農業農村が抱える多くの課題に対処するために必要不可欠の業務であり、事業完了後には大きな成果があるものと期待できる。 | 計画に沿って事業を推進する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名              | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析        |    |       |       |                |       | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価  |  |   |  |               |
|-----|---------|------------------|------------|---|--|-----------|-------------|----|-------|-------|----------------|-------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|------|---|--|---|--|---------------|
|     |         |                  |            |   |  |           | 活動指標        | 単位 | H15   | H16   | H17            | 成果指標  | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性  | 市間与の妥当性   | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ   | 今後の方向性   | 総合評価          |
| 256 | ふるさと農林室 | 米生産調整            | 4,898      | 主要食糧の需給及び価格の安定を図るため、国が毎年定める基本指針に基づき、水稲の生産目標数量及び生産目標面積を、集落の代表者を通じて各農家へ配分している。平成19年度からは生産者、生産者団体の主体的な取り組みが行なわれるようこれらの手続も見直される予定である。平成17年度米の三次市への生産目標数量は17,238.1t、生産目標面積は3,279.7haで前年対比0.5%減であった。県から市への配分に際しては、17年度米から販売先確保米の要素が約1割程度反映されるようになり、売れる米づくりへの取り組みが生産目標数量へ反映する仕組みとなりつつある。 | 行政からの通知による数量調整ではなく、生産者、生産者団体が自ら経営戦略により実施するべきである。<br>また、市場原理による産地間競争は激しさを増しており、ただ制度を守るのではなく、制度を利用しながら他の産地に負けない生産、販売体制を確立することが必要である。 | 無         | 配分対象農業者数    | 人  | 7,737 | 7,770 | 米の数量調整実施者      | 人     | 7,338    | 3   | 2   | 2    | 1   | 3         | 2   | 13  | D      | 現状維持 | 水稲の自由な作付けを望む生産者は多く、近年のJA三次、JA甲奴郡の米の販売状況も比較的好調であり、JA、生産者の米の販売に対する自信は強くなっている。制度が崩壊すればこれまでの以上の価格の暴落が危惧されるが産地間の競争は避けられない。米の数量調整は国策であり、国の補助事業等の整合のため、この制度を放棄することは困難であるが、制度に縛られるだけではなく、制度を利用して強い米の産地となる必要がある。 | 要改善  | 制度に縛られるだけではなく、制度を利用して強い米の産地となる必要がある。                  |  |               |
| 257 | ふるさと農林室 | 産地づくり対策交付金       | 147,102    | 平成15年度までの「とも補償」「水田農業経営確立助成」による助成制度から、各地域で設立する「水田農業推進協議会」が定める水田農業ビジョンを実現するため、各協議会毎に産地づくり計画を策定し、この計画に基づいて交付する「産地づくり対策交付金」による助成制度となった。産地づくり計画において、助成する内容毎に単価を別に定め、助成金を交付する。水田農業ビジョンでは、「売れる米づくりの推進」「産地づくり対策の推進」「担い手育成の推進」を掲げ、関係機関と連携してこれらの実現を図ることとしている。                               | 水田農業の経営を確立するためには、市場に影響を持つ強い産地の形成と、担い手確保のしくみづくりが必要である。現在の水田農業の収支は各助成制度に頼る部分が大きく、担い手の育成と併せて収支の改善が急務である。                              | 無         | 交付金交付対象農業者数 | 人  | 4,002 | 4,200 | 交付金対象水田面積(実面積) | ha    | 944      | 950 | 3   | 3    | 3   | 2         | 3   | 3   | 17     | C    | 現状維持  | 消費者、生産者の意向の反映は不十分であるが、これまでの経緯を踏まえるとともに、今後の産地づくりを目標とした生産者の主体的な取り組みを取り入れることにより、水田を利用した農業経営が確立されるよう交付金の有効活用を図る。 | 現状維持  | 今後の産地づくりをめざした生産者の主体的な取り組みを取り入れることにより、水田を利用した農業経営が確立されるよう交付金の有効活用を図る。 |               |
| 258 | ふるさと農林室 | 市民農園の管理(三良坂長沢の里) | 381        | 灰塚ダムの周辺整備の一環として、旧三良坂町時代に国の予算により整備された。現在は、長沢地区住民3名に維持管理を委託している。現在の市民農園の利用区画は、22区画中10区画である。都市と農村の交流を目的として、利用区画の拡大を目指す。  | 地元の長沢地区の住民が維持管理しており、管理状態は十分で施設としてはよく管理されているが、農園の利用区画数が充分と見えない。積極的に都市住民にPRするとともに、周辺の学校の体験農園に利用してもらうなど、広く地元地域の活性化に役立つ活用を検討する。        | 有         | 利用区画数       |    | 10    | 10    | 10             | 区画利用率 | %        | 45  | 45  | 45   | 1   | 1         | 4   | 3   | 3      | 15   | D   | 現状維持   | 引き続き維持管理等を行い、利用区画を増加させるため、積極的にPRし、イベントの開催等、検討策を考えていく。 | 要改善  | 指定管理者制度に移行する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名                 | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |        |      |                      |                      |                      | 目的手段の適切さ |   |     | 市の役割 | 必要性 |        | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価  |  |                      |
|-----|---------|---------------------|------------|---|---|-----------|--------------|----|-----|-----|--------|------|----------------------|----------------------|----------------------|----------|---|-----|------|-----|--------|-----|-----|--------|------|---|--|----------------------|
|     |         |                     |            |   |   |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17    | 成果指標 | 単位                   | H15                  | H16                  | H17      | 目的達成への貢献度   | 有効性 |      | 効率性 | 社会的ニーズ |     |     | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価   | 今後の方向性               |
| 259 | ふるさと農林室 | 市民農園の管理(君田沖の原ふれあ農園) | 740        | 旧君田村において、榎田地区の地域おこしを目的に、新山村振興等農林漁業特別対策事業により、農村公園整備事業の中で体験農園施設として整備した。現在も農園の裏山を遊歩道として、地元の住民が主体的に整備を進めている。管理は地元住民組織に委託している。「はたる見会」や「ひまわりまつり」などのイベントにも利用される都市農村交流のための施設であるが、利用者が少なく(24区画中6区画の利用)、このままでは農園としての事業効果は薄い。  | 地元住民を中心とした交流事業の実施、関連施設や近隣の観光地等との連携により、体験農園に付加価値を付けて利用率の向上を図ることが必要である。   | 有         | 利用区画数        | 12 | 9   | 6   | 農園利用率  | %    | 50                   | 37                   | 25                   | 1        | 体験農園は、都市部の市民が田舎にふれ農業を体験することにより田舎暮らしを楽しむために作られた施設であるが、利用率が低く、目的達成の貢献度は小さい。 | 1   | 4    | 2   | 2      | 2   | 2   | 12     | D    | 要改善   | 周辺の観光施設や観光イベント等と組み合わせた交流事業の展開等により利用者の定着、施設の有効利用を図る。          | 指定管理者制度に移行する。        |
| 260 | ふるさと農林室 | 市民農園の管理(下原・福田)      | 113        | 昭和54年に旧三次市において十日市の下原農園を開設した。開設以来、近隣に居住する市民を中心に利用希望が多く、毎年利用率は80パーセント以上と高い。農園は高齢者の利用が多く、野菜を栽培したくても農地のない市民の方に安く菜園を提供し、市民への福祉とレジャーの場としている。また、農業を知ってもらい、土に親しんでもうらう機会を提供している。福田農園は平成9年に市民農園として開設し、市民を中心に幅広い利用がある。農地の提供者である福田氏の協力により、市民農園利用者を対象にした収穫祭が開催されており、好評である。 | 維持管理を市職員が行なっているため管理経費は割高になっている。受益者の主体的な運営で管理を行ない、管理経費の削減を図る必要がある。また、下原農園・福田農園ともに利用者の休憩施設やトイレ等がなく、施設充実の要望が強い。今後、管理経費の削減を図りながら、要望に応えていく必要がある。利用者による自主的なイベント等の開催により、もっと魅力のある農園になると考えられる。行政としては、技術研修の場を設定するなどにより利用者ニーズに応えていきたい。 | 有         | 利用区画数        | 62 | 58  | 62  | 区画利用率  | %    | 下原農園 87%<br>福田納園 90% | 下原農園 87%<br>福田納園 81% | 下原農園 81%<br>福田納園 74% | 5        | 市民農園はそもそも市民に農業をする機会を与えるものであり、下原農園と福田農園はその目的に十分に沿っている農園である。                | 4   | 1    | 2   | 5      | 5   | 22  | B      | 要改善  | 市民農園をより市民が主役の施設として運営していくためには、市の関与を縮小し、市民の主体的な運営とすべきである。 | 市民農園をより市民が主役の施設として運営していくため、市の関与を縮小し、市民の主体的な運営へと移行していく。       |                      |
| 261 | ふるさと農林室 | 新規就農総合対策事業          | 1,800      | 意欲ある地域農業の担い手として、新たに市内に就農する若者等を育成確保するため、三次地域新規就農者研修事業後、引き続き栽培・経営研修を必要とする新規就農者及び就農者の栽培及び経営研修受け入れを実施する農家・団体等に対して助成を行い、地域農業の活性化を図る。   | 新規就農者を確保していくため、就農支援と併せて、儲かる農業の仕組みづくりと、自然の恵みや「食」の大切さなどの啓発により、農業の魅力をいかに創っていくかが課題である。  | 無         | 新規就農者補助金交付件数 | 1  | 3   | 4   | 新規就農者数 | 人    | 1                    | 3                    | 4                    | 4        | 地域農業の担い手の育成・確保につながっている。   | 4   | 4    | 4   | 4      | 4   | 3   | 23     | B    | 現状維持  | 新規就農支援資金を補助することにより、新規就農者の栽培品目・所得の増加につながっている。安定した生産出荷のためにも必要。 | 新規就農者が少なく、効果の検証を要する。 |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名       | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |     |              | 目的手段の適切さ       |         |         | 市の役割    | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |  |           |      |
|-----|---------|-----------|------------|--|---|-----------|--------------|----|-----|-----|-----|--------------|----------------|---------|---------|---------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|---|--|-----------|------|
|     |         |           |            |  |   |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標         | 単位             | H15     | H16     |         | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性  | 総合評価   | 今後の方向性    |      |
| 262 | ふるさと農林室 | 地産地消の推進   | 1,638      | 三次市は、平成14年度に策定した「ふるさと農林業創造プラン」の柱の一つとして地産地消を推進することとし、三次市の特産品の消費拡大PRとあわせて、学校・保育所給食への安全・安心で新鮮な旬の地元産農産物を取り入れた「三次市ふるさとランチ」を推進している。「米」は三次市の代表的な農産物である。従って、米飯給食を中心とした「三次市ふるさとランチ」は、地元産農産物の消費拡大とあわせて、学校・保育所における食農教育として、地域の食文化を理解する上で重要な役割を果たすものといえる。また、米飯を中心とした日本型食生活は栄養バランスに優れており、健康的な食文化であることから、学校給食に米飯を取り入れるため、平成14年度から順次、米飯学校給食用食器を導入している。 | 小学校での米飯給食の回数を増やしていくための体制づくり   | 無         | 食器導入<br>小学校数 | 校  |     | 4   | 5   | 米飯給食<br>実施校数 | 校              | 18      | 22      | 26      | 4   | 3         | 4   | 4   | 4      | 4   | 23     | B     | 事業拡大  | 三次市内で米飯給食が実施されていない学校があり、米飯給食用食器の導入を行い、全ての学校において米飯給食を実施する方向を検討している。 | 積極的に推進する。 | 事業拡大 |
| 263 | ふるさと農林室 | 認定農業者育成   | 7,570      | 農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地・遊休農地が増加している。意欲と能力のある認定農業者の農業経営規模の拡大により経営の安定を図り、併せて農地保全を図るため、借地権設定による認定農業者への農地集積を支援する。  | 法人化が進み、利用権設定面積が拡大しており、賃借権設定の更新を含めた現行の補助金制度では予算が膨らむ。要綱の見直しが必要である。  | 無         | 補助金交付件数      | 件  | 7   | 23  | 35  | 利用権設定面積      | m <sup>2</sup> | 133,407 | 558,117 | 719,291 | 4   | 4         | 3   | 3   | 4      | 22  | B      | 現状維持  | 耕作放棄地の減少のために必要。認定農業者にとっての唯一のメリット  | 効果の検証が必要である。   | 要改善       |      |
| 264 | ふるさと農林室 | フードフェスタ参加 | 474        | 広島県内の自治体の産品・加工品が一堂に会する来場者数25万人の一大イベントで、自治体のPR効果、産品の宣伝効果、都市農村交流や観光に果たす役割等、多くの効果が期待できるため、出展を行なうものである。  | 取りまとめ窓口が行政であり、また、これまでは自治体のPRのためのイベント参加という位置付けがなされており、行政主体の参加となっていた。今後は、取りまとめ窓口は行政であることは変わらないが、参加者主体の出展形式をとり、出展負担金についても参加者が負担し、生産者自らが消費者の顔を見て販売する形態に移行し、「本気のものづくり」を行なっていくことが必要である。 | 有         | 出展団体数        | 団体 |     | 28  | 15  | 販売高          | 千円             |         | 1,530   | 1,500   | 4   | 4         | 4   | 2   | 4      | 23  | B      | 現状維持  | 出展の規模については現状維持を考えているが、参加者負担を求めて市の財政支出については縮小の方向で考えている。地方都市である三次市を都市住民を始めとして広くPRすることは、本市にとって非常に重要であり、今後も継続して取り組む必要がある。 | 出店者の主体的な取り組みに移行する。行政の関わり方を見直す。                                     | 要改善       |      |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管      | 事業名      | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析          |      |        |        |              |        |     | 目的手段の適切さ |       |       | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価             |   |                                |
|-----|---------|----------|------------|--|--|-----------|---------------|------|--------|--------|--------------|--------|-----|----------|-------|-------|------|-----------|-----|-----|-----|--------|--------|--------------------|---|--------------------------------|
|     |         |          |            |  |  |           | 活動指標          | 単位   | H15    | H16    | H17          | 成果指標   | 単位  | H15      | H16   | H17   |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ              | 総合評価  | 今後の方向性                         |
| 265 | ふるさと農林室 | 農業公社統合事業 | 40,028     | 市内に5つある農業公社を統合し、新市全体を対象に事業を行う団体に統合する。<br>各公社に対しては、運営補助金を交付し、農作業受委託、施設管理等の事業を実施する。<br>公社統合に關しての推進業務を外部へ委託し、実態調査、統合計画の策定を行う。<br>(6月議会の答弁で、市長は公社廃止と答弁されている) | 各公社が実施している事務事業の整理と統合後の地域の受け入れ体制の整備<br>統合後の団体の事業計画と経営計画の策定<br>住民への周知  | 有         | 運営補助金交付額      |      | 37,119 | 33,513 | 農作業受委託面積(延べ) | ha     | 510 | 500      | 未確定   | 5     | 2    | 1         | 2   | 5   | 5   | 20     | C      | 廃止                 | 統合推進業務に關しては、公社統合により終了するため、廃止となる。<br>統合後の団体への市の関与については、今後調整が必要。  | 農業公社は廃止していく。                   |
| 266 | ふるさと農林室 | まむし振興    | 82         | まむし養殖を通じて地域産業の振興及び雇用確保による経済基盤の確立を図る。   | 現在、施設を市が保有しているため、水質検査手数料等を負担している。<br>(ただし運営費等の補助はなく、水質検査手数料相当分は受益者から徴収している)<br>運営も独自で行われており、市はほとんど関与していない。<br>今後は、施設を地元へ譲渡することを検討すべきである。   | 無         | 水質検査実施回数      | 回    | 4      | 4      |              |        |     |          |       | 3     | 3    | 3         | 2   | 3   | 17  | C      | 要改善    | 施設の譲渡も含めて検討が必要である。 | 指定管理者制度に移行する。   |                                |
| 267 | ふるさと農林室 | ふるさとランチ  | 1,182      | 「ふるさと農林業創造プラン」の柱として、地産地消を推進することとし、平成15年7月から給食の献立を工夫しながら、地元で生産された安全・安心で新鮮な旬の農産物を給食に取り入れた「三次市ふるさとランチ」を開始した。  | これまで、ベジタハウスを通じて食材を供給してきたが、野菜を供給する農家の所得増につながっておらず、事務量に比べ生産者への負担が大きい。地域で子どもを育てるといふ市民意識の醸成を図りながら、学校給食への地元農産物を供給する体制づくりを、地域ごとに進めていく必要がある。また、平成17年度は、配送経費や事務経費等補助がないため、多くの生産者の協力が必要になる。(平成15・16年度は、ふるさとランチを軌道に乗せるため予算化していたが、平成17年度は、事務経費や配送経費等は野菜の価格に上乗せする) | 無         | ふるさとランチ実施調理場数 | 調理場数 | 5      | 10     | 10           | 農産物供給量 | kg  | 2,852    | 5,704 | 7,000 | 4    | 4         | 5   | 5   | 5   | 27     | A      | 事業拡大               | 今後、より多くの生産者を巻き込み、地域ごとの供給体制を確立することで、農産物の種類や量の拡大が見込めるとともに、米飯給食の完全実施を図ることにより、地元農産物の消費拡大が進み、地産地消が一層推進される。 | 地産地消の推進は農業政策の大きな柱であり、積極的に推進する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名                | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析      |    |     |     |     |            |    |     |     | 目的手段の適切さ |           |     | 市の役割 | 必要性 |         | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |       | 2次総合評価 |                        |                   |
|-----|--------|--------------------|------------|---|--|-----------|-----------|----|-----|-----|-----|------------|----|-----|-----|----------|-----------|-----|------|-----|---------|-----|-----|--------|-------|--------|------------------------|-------------------|
|     |        |                    |            |   |  |           | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標       | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |      | 効率性 | 市間与の妥当性 |     |     | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評価                   | 今後の方向性            |
| 268 | 元気な商工室 | 空き店舗対策補助事業         | 3,000      | 空き店舗が目立ち、往時の賑わいを取り戻せない商店街、商店街の賑わいの回復を目指し、空き店舗を利用して、新店舗は勿論、チャレンジショップや恒常的なイベント会場、ギャラリー等を開設する事業を補助する。補助対象となる経費は、空き店舗の改装費用、補助額は補助対象事業額の1/2以内で300万円が限度。  | 衰退しつつある中心市街地を活性化することで商業振興の観点のみならず、まちづくりの観点からも一体的に事業を進める必要がある。しかし、補助対象を商店街に限定することが効果的であるかどうかを今後検討する必要がある。また、入居可能な空き店舗の情報発信することも重要な要素である。  | 有         | 補助金交付決定件数 | 件  | 1   | 1   | 1   | 補助金交付確定件数  | 件  | 1   | 1   | 1        | 5         | 4   | 4    | 4   | 4       | 4   | 4   | 24     | B     | 現状維持   | 現状維持                   | ニーズに応じて制度を見直していく。 |
| 269 | 元気な商工室 | 中小企業融資支援制度設置事業     | 1,250      | 三次市創業支援資金融資制度：中小企業者として市内に主たる事業所を設け、新たに事業を営もうとする者又は市内に事業所を有する創業後1年未満の者に対して必要な事業資金を供給し、創業を促すため本融資制度を平成15年度に新設した。<br>三次市工業団地企業立地資金融資制度：三次工業団地に事業所を新設又は移転しようとする者に対して、必要な資金を融資し三次工業団地及びみわ工業団地への企業誘致を促進するため本融資制度を平成15年度に新設した。 | 三次市創業支援資金融資制度については、件数は少ないものの確実に増加している。空店舗対策事業を利用して創業し、運転資金にこの融資を利用するケースもあり、制度の相乗効果も現れている。三次市工業団地企業立地資金融資制度については、工業団地への立地が少ないことから、利用実績がないが、一旦立地されると融資金額も大きくなることと予想される。元気な商工業プランの見直しの年であるので、事業評価を行い、より使いやすい融資制度への改善を図ることとする。 | 有         | 制度の普及啓発回数 | 回  | 4   | 4   | 5   | 制度の問い合わせ件数 | 回  | 5   | 8   | 10       | 3         | 3   | 5    | 3   | 3       | 3   | 3   | 20     | C     | 要改善    | 要改善                    | ニーズに応じて制度を見直していく。 |
| 270 | 元気な商工室 | 新規産業創出・ベンチャー企業育成事業 | 147        | 新技術・新製品等の研究開発、試作等に取り組む創業者、中小企業者に対し、その研究開発費、試作費などの事業費を補助することにより、創造的ビジネスの促進を図り、もって産業の活性化に資する。補助対象となる事業は、事業者自らが行う研究開発・試作に限り、事業費合計が100万円以上の事業で、補助限度額は1億円  | 前年度は「現状維持」であったが、今年度は要綱要領の基本である「三次市元気な商工業プラン」を見直すこととしているので、事業評価を行いながら、より使いやすい、より成果のある制度とし、創業者、中小企業者の積極的な活用を目指す。   | 有         | 補助金交付決定件数 | 件  | 1   | 1   | -   | 補助金交付確定件数  | 件  | 1   | 1   | 1        | 4         | 5   | 3    | 3   | 4       | 4   | 23  | B      | 要改善   | 要改善    | 効果の検証を行い、活用しやすい制度に見直す。 |                   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「事業縮小」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管     | 事業名                         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                        |    |     |     |     |                 | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性   | 必要性   |  | 合計点  | ラン<br>ク   | 1次総合評価  |  | 2次総合評価 |       |   |   |                       |
|-----|--------|-----------------------------|--------------------|---|---|-------------------|-----------------------------|----|-----|-----|-----|-----------------|----------|-----|-----|---|---|--|--|---|---|--|--------|-------|---|---|-----------------------|
|     |        |                             |                    |   |   |                   | 活動指標                        | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標            | 単位       | H15 | H16 |   | H17   | 目的達成<br>への貢献度                                  |  |   | 有効性   | 効率性  | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性  | 総合<br>評価  | 今後の方向性                |
| 271 | 元気な商工室 | 起業家及び技術者等人材育成・創業者ネットワーク支援事業 | 200                | 産業経済の活性化や雇用の創出に向け、広島県立広島大学や研究機関との連携により三次地域に産・学・官の連携体制を確立するためその調査研究を行う。また、市内におけるベンチャー企業などの創業と、それら創業者による新技術などの開発に対し、専門家によるアドバイス等を提供するシステムとして三次市創業者ネットワーク協議会を創設したが、平成16年度には、産・学・官の連携体制を確立するための組織として「三次イノベーション会議」が創設され、この会議も、三次市創業者ネットワーク協議会と同様に、市内におけるベンチャー企業などの創業と、それら創業者による新技術などの開発に対し、専門家によるアドバイス等を提供することを目的としており、目的を同じくする協議会・会議が2存在することとなった。 | 事業概要で述べた現状であるので、今後は当該協議会と三次イノベーション会議とを統合し、より充実した創業支援を進めることとする。                              | 無                 | 三次市創業者ネットワーク協議会に関する検討会の開催回数 | 回  | 5   | 2   | 5   | 創業者ネットワーク協議会の開催 | 回        | 1   | 1   | 協議会を設置してはいるが、実際に創業と、それら創業者による新技術などの開発に関しての相談、問い合わせ、アドバイス希望等実際に協議会が機能する事例がないのが現実である。 | 協議会を設置してはいるが、実際に創業と、それら創業者による新技術などの開発に関しての相談、問い合わせ、アドバイス希望等実際に協議会が機能する事例がないのが現実である。 | 目的を同じくする「三次イノベーション会議」と統合することで、コストは十分に削減が可能となる。 | 当該協議会として、創業と、それら創業者による新技術の開発に関しての相談、問い合わせ、アドバイス希望等、産・学・官の連携組織である「三次イノベーション会議」として関与する方がより良い方向であると考えられる。 | 産業経済の活性化や雇用の創出に向け、「創業」「ベンチャー」への支援策の充実が声高に言われている。実際、国・県も施策を充実させており、社会的ニーズは高い。              | 社会的なニーズは高いが、三次市においては、年に何件かの創業はあるものの、新技術等を基にしたベンチャー企業がなかなか育っていないのが現実である。                   | 14   | D      | 要改善   | 事業概要で述べた現状であるので、今後は当該協議会と三次イノベーション会議とを統合し、より充実した創業支援を進めることとする。  | 三次イノベーション会議に統合する。   |                       |
| 272 | 元気な商工室 | 商店街活性化支援事業                  |                    | 商店街の賑わいの回復を目指し、商店街の活性化のために商店街自らが策定する商店街活性化計画を支援する事業であるが、商店街の活性化を目指し独自の取り組みを展開している「三次本通り商店街」（三次本通り商店街は別の補助を利用して計画を策定済み）の他に自らの相違と工夫で賑わい回復の計画策定を検討している商店街がみられないことから、平成16年度で、三次市中小企業振興事業費補助金交付要綱から当該部分を削除した。  | 計画策定を支援することにより、商店街の空き店舗の解消等を目指す具体的な商店街振興事業に対する支援を強化することが必要だと考える。                            | 無                 | 補助金の普及啓発回数                  | 回  | 4   | -   | -   | 補助金の確定件数        | 件        | -   | -   | 商店街自らが策定する商店街活性化のための計画を支援する事業は目的と合致している。  | 商店街自らが策定する商店街活性化計画を策定することにより、計画の実現性がより向上する。   | 補助事業であるため、他に手段はないが、補助率等でコスト削減の余地はある。           | 商店街自らが策定する商店街活性化のための計画であり、市が関与しなくても可能であるが、商工業振興の一翼を担う商店街振興であるので、市が実施すべき事業である。                          | 商店街の賑わい回復のための支援は、社会が求めている支援ではあるが、自らの相違と工夫で賑わい回復の計画策定を検討している商店街が「三次本通り商店街」以外にみられないのが現状である。 | 商店街の賑わい回復のための支援は、市民が求めている支援ではあるが、自らの相違と工夫で賑わい回復の計画策定を検討している商店街が「三次本通り商店街」以外にみられないのが現状である。 | 16   | D      | 廃止    | 事業概要の欄で言及したとおり、商店街の活性化を目指し独自の取り組みを展開している「三次本通り商店街」（三次本通り商店街は別の補助を利用して計画を策定済み）の他に自らの相違と工夫で賑わい回復の計画策定を検討している商店街がみられないことから、平成16年度で、三次市中小企業振興事業費補助金交付要綱から当該部分を削除した。今後は、計画策定を支援することにより、商店街の空き店舗の解消等を目指す具体的な商店街振興事業に対する支援を強化することが必要だと考える。 | 効果が低いいため、廃止する。  |                       |
| 273 | 元気な商工室 | 三次市地域産業活性化推進協議会事務局          | 8                  | 市内における地域産業活性化を目的として、企業活動を活発に展開していくための課題及び行政ニーズ等を明らかにするために、協議と研究を行う。<br>委員は、30名以内とし、市内の企業又は団体等を代表する者で構成する。<br>平成16年8月17日 協議会を開催 出席17人 欠席10人 その他(オブザーバー等) 市7人 県17人<br>内容 県の諸施策紹介 企業より景況・要望 後日要望等について、担当行政部局から一括して回答を行った。  | 意見・要望に対する対応を迅速で的確に行うことが必要であるが、要望が多岐に渡るため関係部局との日常的な連携体制の構築が必要。<br>また、政策的な課題が多いため関係部局との対応が必要。 | 無                 | 参加依頼                        | 社  |     | 29  | 29  | 参加企業数           | 社        | 11  | 11  | 11  | 協議会内での要望については、県の施策の優先順位が早くなっている。  | 開催回数、参加企業数、意見の取りまとめ方法等について改善が可能。               | 県との役割分担ができれば、よりコスト削減につながるため。   | 現在は県の事業説明が主であるが、市の事業を中心に展開することもできる。   | 参加企業は半数以下であるが、参加した企業の発言は多数であるため。  | 実施されていることを、一部企業の役員以外知ることにはないため。<br>企業ニーズの把握が目的であるため、その面からの市民ニーズへは対応している。 | 22     | B     | 要改善   | 現在のこの協議会の活用が十分でないため、評価は低い。しかし、コストをかけなくても、積極的な活用に努めることで、市内の地域産業の改善に寄与すると考えられる。 | 効果が低く、事業を縮小する方向で検討する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管                         | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |    |     |     |     |         | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |                              |   |                  |
|-----|----------------------------|---------------------------|--------------------|--|--|-------------------|-------------|----|-----|-----|-----|---------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|------------------------------|---|------------------|
|     |                            |                           |                    |  |  |                   | 活動指標        | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標    | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価                     | 今後の方向性  | 総合評<br>価         |
| 274 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 広島杜氏<br>組合北部<br>支部事務<br>局 |                    | 広島杜氏組合は、本部事務局を旧安芸津町役場内に置く、民間任意団体である。広島杜氏組合北部支部（北部支部）は、県内にある8つの支部の1で、支部長は三次市長で、事務局を元気な商工室に置いている。北部支部は会費、本部からの負担金、事業収入（品評会）等を財源としている団体で市補助金は財源にない。平成3年までは、北部支部独自で自願品評会を開催する等活発な活動を行っていたが、日本酒需要の停滞、後継者不足等から現在（平成16年度）は、年1回の総会（祈願祭と同時開催）を実施するにとどまっている。また、平成16年度には、広島県杜氏組合の組織改編により、支部制度が廃止されたので、平成16年度の総会（祈願祭と同時開催）を最後に北部支部はその活動に終符をうった。当然事務局もその任を終了した。 | 広島県杜氏組合の組織改編による、支部制度の廃止により、事務局はその任を終了した。           | 無                 | 総会、祈願祭等開催回数 | 回  | 1   | 1   | -   | 参加者の満足度 | %        | 90  | 90  |                     | 3   | 5             | 5   | 1       | 1      | 1   | 16     | D     | 廃止                           | 既に、事業の概要欄で言及したが、平成16年度には、広島県杜氏組合の組織改編により、支部制度が廃止されたので、平成16年度の総会（祈願祭を同時開催）を最後に北部支部はその活動に終符をうった。当然事務局もその任を終了した。 | 組織改変に伴い、事業を廃止した。 |
| 275 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 火薬類取<br>扱業務               |                    | 火薬類取締法に基づく火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、譲渡、譲受、消費等の許可事務。<br>火薬及び爆薬の委任数量が25kg以下の場合の譲渡、譲受及び消費については市長許可。25kg以上の場合には県知事許可となり、市は進達業務を行う。  | 10月から備北地区消防広域行政組合消防本部へ権限移譲。<br>火薬取り扱い業者等へ早めの周知を行う。 | 無                 | 申請件数        | 回  | 4   | 14  | 2   | 許可件数    | 件        | 4   | 14  | 2                   | 5   | 5             | 2   | 3       | 3      | 23  | B      | 現状維持  | 10月には備北地区消防広域行政組合消防本部へ権限移譲。  | 備北地区消防広域行政組合消防本部へ権限移譲した。  |                  |
| 276 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 計量器事<br>務                 |                    | 商店、工場、学校、保育所、病院、薬局および宅配便取扱店などで「はかり」を取引または証明に使用する場合は、計量法の定めにより、2年に1度の定期検査を義務付けられています。広島県から委託された（社）広島県計量協会が行う検査の周知、会場確保、補助員の紹介をする。   | 直接協会が実施するのが望ましい。                                   | 無                 | 受検会場        | 箇所 | 3   | 6   |     | 受検件数    | 件        | 133 |     | 5                   | 4   | 4             | 1   | 5       | 5      | 24  | B      | 現状維持  | 制度は必要であるが、市として実施すべき箇所を整理すべき。 | 財団法人広島県計量協会に事務を移行していく。  |                  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管                         | 事業名                                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                 |    |     |     |     |              | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性   |   | 合計点   | ラン<br>ク  | 1次総合評価   |   | 2次総合評価   |       |        |  |   |                       |
|-----|----------------------------|------------------------------------|--------------------|--|---|-------------------|----------------------|----|-----|-----|-----|--------------|----------|-----|-----|---------------------|---|---|---|--|--|---|--|-------|--------|--|---|-----------------------|
|     |                            |                                    |                    |  |   |                   | 活動指標                 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標         | 単位       | H15 | H16 |                     | H17   | 目的達成<br>への貢献度   |   |  | 有効性  | 効率性   | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評<br>価   | 今後の方向性  |                       |
| 277 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 共同利用<br>縫製施設<br>の運営                |                    | 昭和56年度、環境改善<br>事業として設置し、有限会<br>社三次縫製が操業していた<br>が、不況により、平成5年<br>に操業を中止、有限会社三<br>次縫製も解散。その後の操<br>業再開も望めないで、平<br>成14年3月議会において<br>三次市共同利用縫製施設設<br>置及び管理に関する条例を<br>廃止した。がしかし、建物<br>は所謂適化法（補助金等に<br>係る予算の執行の適正化に<br>関する法律）の規制を平成<br>19年度まで受けるため、<br>平成20年度にならないと<br>処分できない。現在は、施<br>設の管理（建物、駐車場<br>等）を継続して行ってい<br>る。 | 平成20年度以降の施設<br>の利用方法（処分も含め<br>て）を決定する。  | 無                 | 管理作業<br>等実施回<br>数    | 回  | 4   | 4   | 4   | 管理作業<br>実施回数 | 回        | 4   | 4   | 4                   | 3   | 現在の目的<br>が、施設の積<br>極的な利用で<br>はなく、消極<br>的な管理であ<br>るので、現状<br>の管理で、一<br>応の目的は達<br>成している。 | 消極的な施<br>設管理は、成<br>果の向上余地<br>はなく、有効<br>性に乏しく評<br>価点は最低だ<br>と考えるが、<br>この欄では、<br>敢えて、成果<br>の向上余地が<br>極めて大きい<br>にしないと、<br>評価点が上<br>がってしまう<br>。 | 消極的な施<br>設管理であ<br>り、当然のこ<br>とながら必要<br>最低限のコス<br>トで実施して<br>いる点では、<br>コスト削減の<br>余地はない。 | 現在の施<br>設の状況を<br>考えた時、<br>市でなけれ<br>ばできない<br>ことである。 | 縫製不況に<br>より、既に操<br>業を中止して<br>いる施設であ<br>り、施設の社<br>会的ニーズは<br>極めて低い。<br>現経済にお<br>いて、中小縫<br>製工場は既に<br>淘汰されると<br>考えるのが妥<br>当である。 | 縫製不況に<br>より、既に操<br>業を中止して<br>いる施設であ<br>り、操業再開<br>についても市<br>民ニーズは極<br>めて低い。<br>現経済構造<br>において、中<br>小縫製工場は<br>既に淘汰され<br>たと考えるの<br>が妥当であ<br>る。 | 16    | D      | 現状維持   | 事業の概要欄で<br>も言及したと<br>おり、既に施<br>設本来の目的<br>は終了してい<br>るが、適化法<br>（補助金等に<br>係る予算の執<br>行の適正化に<br>関する法律）<br>の規制を平成<br>19年度まで受<br>けるため、平<br>成20年度にな<br>らないと処分<br>できない。平<br>成19年度まで<br>は、施設の管<br>理（建物、駐<br>車場等）を継<br>続しながら、<br>平成20年度以<br>降の方針（建<br>物の処分も含<br>めた）を決定<br>する必要がある。 | 施設の利用方<br>法を検討す<br>る。 |
| 278 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 工業団地<br>等企業立<br>地奨励事<br>業          |                    | 三次市における経済の活<br>性化と雇用の確保を図るた<br>め、三次市へ立地する企業<br>を支援する。  | 土地取得奨励金の新設、<br>雇用奨励金の支給基準緩和<br>等平成17年度から奨励制度<br>の拡充を実施する。今後も<br>企業進出動向を踏まえなが<br>ら制度の拡充が必要であ<br>る。 | 無                 | 企業立地<br>引合い件<br>数    | 件  | 2   | 4   | 5   | 奨励金申<br>請件数  | 社        |     |     | 3                   | 平成17年3<br>月に奨励制度<br>の拡充を行っ<br>たことにより<br>企業進出が期<br>待できるよう<br>になった。           | 企業の設備<br>投資の動向に<br>より誘導策と<br>しての奨励金<br>制度の拡充が<br>必要になる。                               | 企業誘致を<br>図るうえで今<br>後も制度の拡<br>充が必要。  | 企業が進<br>出しやすい<br>環境整備を<br>行政が担<br>う。   | 市の産業活<br>性化につな<br>がる企業誘<br>致に有効な<br>手段である。         | 企業誘致は<br>雇用の確保<br>につながり、<br>市民生活の基<br>づくりにと<br>って重要なこ<br>と。   | 24   | B     | 事業拡大   | 平成17年3月<br>に奨励制度の<br>拡充を行った<br>ことにより<br>企業進出件数<br>が上昇してい<br>る。                       | 進出企業数の<br>増加をめざ<br>す。実績の上<br>がる事業制度<br>として推進す<br>る。   |                       |
| 279 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 三次 期<br>地区工業<br>団地への<br>企業誘致<br>促進 | 948                | 広島県企業局が計画し、<br>用地購入以後中断状態にあ<br>る三次 期地区工業団地の<br>早期整備に向けた条件（半<br>分以上の企業立地確約等）<br>をクリアし、若者定住につ<br>ながる新たな雇用創出の場<br>である企業誘致を促進す<br>る。   | 期工業用水の確保。事<br>業の採算性の確保  | 無                 | 誘致活動<br>（企業訪<br>問件数） | 社  | 10  | 42  | 60  | 企業立地<br>件数   | 社        | 2   | 1   | 2                   | 期への企<br>業立地要望は<br>現在のところ<br>無い。<br>期の残地<br>分譲は17年<br>に入って以降<br>活発化してい<br>る。 | 雇用の場の<br>確保の観点か<br>ら、期の完<br>成による企業<br>立地は重要で<br>ある。                                   | 企業誘致の<br>ために今後と<br>も積極的に企<br>業訪問を進め<br>る必要がある<br>。  | 企業が進<br>出しやすい<br>環境整備を<br>行政が担<br>う。   | 市の産業活<br>性化につな<br>がる企業誘<br>致に有効な<br>手段である。         | 企業誘致は<br>雇用の確保に<br>つながり、市<br>民生活の基礎<br>づくりにと<br>って重要なこ<br>と。  | 22   | B     | 事業拡大   | 期造成着工に<br>向けた県企業<br>局との合意に<br>至る条件の整<br>備が必要であ<br>るが、企業誘<br>致促進は重要<br>な施策である<br>。さらに | 期地区の早<br>期整備を促進<br>し、企業誘致<br>を積極的に取<br>り組む。   |                       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価…「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管                         | 事業名                                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                  |    |     |     |     |                            | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |                  |   |   |                                 |
|-----|----------------------------|-------------------------------------|--------------------|---|---|-------------------|-----------------------|----|-----|-----|-----|----------------------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|------------------|---|---|---------------------------------|
|     |                            |                                     |                    |   |   |                   | 活動指標                  | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                       | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ            | 総合評<br>価  | 今後の方向性  | 総合評<br>価                        |
| 280 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 広島県企<br>業立地推<br>進協議会                | 200                | 県内の工業団地等に県外<br>企業の立地を積極的に推進<br>し、もって地域における就<br>業機会の増大、経済変動に<br>柔軟に対応できる産業構造<br>の改善を図り、活力ある地<br>域社会の形成を促進する。   | 現在、関西と関東の企業<br>を中心に実施しているが、<br>中部（愛知）・九州も対象<br>にすべき。各道府県とも優<br>遇制度を打ち出しているの<br>で、さらなる制度の研究が<br>必要である。 | 無                 | セミナー<br>等参加回<br>数     | 回  | 5   | 6   | 6   | 出席時の<br>セミナー<br>等企業参<br>加数 | 社        | 162 | 325 | 350                 | 3   | 3             | 4   | 5       | 4      | 3   | 22     | B                | 現<br>状<br>維<br>持  | 企業誘致は雇用<br>の拡大のみなら<br>ず、税収入や街の<br>活性化につなが<br>り、将来に渡り多<br>大な影響を持つ。<br>そのための取り組<br>みとして重要であ<br>り、単市での同様<br>の活動は困難であ<br>るため。 | 本市独自の誘<br>致活動と平行<br>して取り組<br>む。 |
| 281 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | イノベ<br>ーション会<br>議運営事<br>務           | 200                | 活力ある地域への再生に<br>貢献するため、産業界、大<br>学、行政の連携により、大<br>学の有する研究成果、機能<br>等を活用し、産業の活性化<br>を図る。   | コーディネーターの育<br>成。他の大学とのマッチン<br>グ及び企業ニーズの把握<br>創業者ネットワークとの統<br>合。                                       | 有                 | セミナー<br>等予定回<br>数     | 回  |     | 6   | 14  | セミナー<br>等実施回<br>数          | 回        |     | 5   | 14                  | 4   | 3             | 4   | 4       | 3      | 22  | B      | 事<br>業<br>拡<br>大 | 動き始めたばかり<br>で、三次市の産<br>業界への産学官連<br>携について十分な<br>理解と、連携に向<br>けたノウハウの確<br>立まで、行政が中<br>心になって取り組<br>むことが必要であ<br>る。 | 類似事業をす<br>べて三次イノ<br>ベーション会<br>議に統合す<br>る。   |                                 |
| 282 | 元<br>気<br>な<br>商<br>工<br>室 | 空き店舗<br>チャレンジ<br>ショップ<br>運営補助<br>事業 | H17<br>2,000       | 新たに商売を始めようと<br>する起業家へ、安価な経費<br>で店舗を提供し、経営をす<br>る中で独立に向けてのノウ<br>ハウを体験してもらう。<br>事業主体の商店街振興組<br>合が、商店街内の空き店舗<br>を借りて、チャレンジショ<br>ップに改修し、起業家に期間<br>を決めて貸し出す。<br>市は改修費・家賃等につ<br>いて助成する。 | 現在1商店街のみで実施し<br>ているが、市内全域に展開<br>する。<br>補助金がなくても自主運<br>営できないかを検討する。                                    | 有                 | チャレ<br>ンジ<br>ョッ<br>プ数 | 店舗 |     | 2   |     | 起業家数                       | 店        |     |     | 5                   | 5   | 3             | 4   | 4       | 3      | 22  | B      | 事<br>業<br>拡<br>大 | 現在1商店街の<br>みなので、市内全<br>域の振興組合の要<br>望に応えるよう拡<br>大すべき。  | ニーズがあれば、市内全域<br>の振興組合を<br>対象としてい<br>く。  |                                 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名               | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析           |    |       |       |       |               | 目的手段の適切さ |        |        | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |  |  |        |  |  |
|-----|-------|-------------------|--------------------|--|---|-------------------|----------------|----|-------|-------|-------|---------------|----------|--------|--------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|--|--|--------|--|--|
|     |       |                   |                    |  |   |                   | 活動指標           | 単位 | H15   | H16   | H17   | 成果指標          | 単位       | H15    | H16    |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性   | 総合評<br>価                                   | 今後の方向性 |  |  |
| 283 | 病院企画室 | 中央病院<br>ホームページ更新  | 218                | 病院情報をより多くの市民の皆様に、正確に伝え、ご意見や要望を病院運営へ反映させるための媒体としてホームページを開設し適宜内容を変更更新を行う。  | できるだけ多くの方に病院情報をお知らせするため表現方法や内容の充実を行う。又、携帯電話によるアクセスもできるようにする。  | 無                 | ホームページの更新回数    | 回  | 2     | 2     | 2     | ホームページのアクセス件数 | 回        | 8,100  | 17,100 | 35,000              | 3   | 5             | 5   | 4       | 3      | 3   | 23     | B     | 事業拡大     | 病院の話題等をより多く取り上げるとともに深く掘り下げ利用者の利便性を図る。また、ページ数を増やすことで、魅力ある紙面作りを行う。   | 営業努力の視点からもホームページの充実が必要である。魅力あるホームページを作成する。 |        |  |  |
| 284 | 病院企画室 | 中央病院<br>広報紙・業績集作成 | 1,055              | 病院情報を市民の皆様へお知らせするとともに医療機関相互の連携を深め、ご意見や要望を病院運営へ反映させるための媒体として発行している。   | できるだけ多くの方に病院情報をお知らせするため表現方法や内容の充実を行う。又、携帯電話によるアクセスもできるようにする。  | 無                 | 広報紙・業績集発行回数    | 回  | 2     | 3     | 3     | 業績集発行部数       | 部数       | 250    | 300    | 300                 | 3   | 5             | 4   | 4       | 4      | 3   | 23     | B     | 事業拡大     | 病院の話題等をより多く取り上げるとともに深く掘り下げ利用者の利便性を図る。また、ページ数を増やすことで、魅力ある紙面作りを行う。   | 継続して実施する。                                  |        |  |  |
| 285 | 医事室   | 地域連携<br>業務        |                    | 当院は「急性期医療」を担う医療機関であるが、地域においてその役割、機能及び責任を果たすためには、地域の医療機関や長期療養施設等との連携と協力を深めることが重要である。そのため当院への患者紹介や当院から他院への患者紹介窓口としてはもちろんのこと、他院との情報の共有化や患者様の様々な悩み事の相談窓口としてその機能を発揮すべく活動している。また、16年度では地域の患者さまを支えるために、地域の医療機関との合同カンファレンスを実施した。 | 患者さまに「かかりつけ医」をもたれることの利点を周知するとともに、地域連携用のPR用のチラシの配布とホームページ、三次市の広報に掲載。地域の医療機関からの紹介状持参患者さまの優遇窓口設置を考え紹介率の向上を目指す。 | 無                 | 地域医療機関あいさつ回り件数 | 件  | 124   | 150   | 150   | 患者紹介率         | %        | 34     | 35     | 43                  | 5   | 3             | 5   | 4       | 5      | 5   | 27     | A     | 事業拡大     | 地域の医療機関等との患者紹介の基本的システムをさらに発展させ、保険・福祉・医療分野での包括的なシステムに適合させる必要がある。そのためにはシステムの充実もとり、連携施設のさらなる拡大と当院における患者相談機能の充実が必要である。 | 目的達成のための手法の工夫と、PR強化を行う。                    |        |  |  |
|     |       |                   |                    |  |   |                   | 連携室経由紹介患者数     | 人  | 1,235 | 2,102 | 2,500 | 逆紹介率          | %        | 23     | 26     | 35                  |     |               |     |         |        |     |        |       |          |  |  |        |  |  |
|     |       |                   |                    |  |   |                   | 合同カンファレンス研修会開催 | 回  |       | 1     | 2     | 患者紹介加算額       | 千円       | 43,000 | 61,290 | 95,000              |     |               |     |         |        |     |        |       |          |  |  |        |  |  |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                |    |     |     |            |              |       | 目的手段の適切さ |         |         | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |                          |               |
|-----|-------|--------------------|--------------------|---|---|-------------------|---------------------|----|-----|-----|------------|--------------|-------|----------|---------|---------|---------------------|---------------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|--------------------------|---------------|
|     |       |                    |                    |   |   |                   | 活動指標                | 単位 | H15 | H16 | H17        | 成果指標         | 単位    | H15      | H16     | H17     |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性                   | 総合評価          |
| 286 | 会計室   | 基金の管理              |                    | 平成17年4月1日現在で、基金28種類で、103口の適正な管理運用   |   | 無                 | 基金保管<br>替え件数<br>(件) | 件数 | 91  | 90  | 基金利子<br>総額 | 千円           | 2,791 | 3,426    | 3,500   | 5       | 5                   | 5             | 5   | 4   | 4   | 28     | A      | 現状維持   | 要改善  | 資金運用面の<br>あらゆる工夫<br>を行う。 |               |
| 287 | 会計室   | 収入支出<br>資金運用<br>計画 |                    | 歳計現金の余裕金を適時適正に運用するため金融機関への預金等による保管換を行う。                                       | 歳計現金の余裕金を有利に運用するため、収入支出の時期及び金額を精査し収支計画の適正管理が必要。 | 無                 | 歳計現金<br>保管換件<br>数   | 件  | 14  | 91  | 64         | 保管換解<br>約利子額 | 円     | 378,701  | 838,244 | 586,770 | 4                   | 4             | 5   | 5   | 4   | 4      | 26     | B      | 現状維持 | 要改善                      | 精度の向上を<br>行う。 |
| 288 | 議会事務局 | 議会だより<br>発行業務      | 3,052              | ・ 年4回の定例会の報告を中心として定例会の翌月、市内全世帯を含め25,000部発行している。<br>・ 議会運営の内容や市勢等を広く市民に広報している。 |   | 無                 | 議会だより<br>発行回数       | 回  | 4   | 1   |            |              |       |          |         | 4       | 3                   | 4             | 5   | 4   | 4   | 24     | B      | 現状維持   | 現状維持 | 継続して実施<br>する。            |               |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名          | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要                                   | 今後の課題 | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |        |       |       |     |      |        | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価           |   |                  |                                     |
|-----|-------|--------------|--------------------|--|-------|-------------------|------------|--------|-------|-------|-----|------|--------|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|------------------|---|------------------|-------------------------------------|
|     |       |              |                    |  |       |                   | 活動指標       | 単<br>位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標 | 単<br>位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ            | 総合評<br>価                                  | 今後の方向性           | 総合評<br>価                            |
| 289 | 議会事務局 | 議員提出<br>議案調製 |                    | ・ 議員の提出議案について、調査研究及び関係部署との連絡調整を図る。     |       | 無                 | 議員は次<br>回数 | 回      | 18    | 10    |     |      |        |          |     | 3   | 3                   | 5             | 5   | 3   | 2       | 21     | C      | 要<br>改善          | 議員発議により<br>住民ニーズをくみ<br>上げていくことは<br>必要である。 | 要<br>改善          | 目的達成に向け、効果のあ<br>がる工夫が必要である。         |
| 290 | 議会事務局 | 諸調査・<br>資料収集 | 45                 | ・ 議員活動に必要な、資料・書籍・出版物等を整備する。            |       | 無                 |            | 千円     | 45    | 50    |     |      |        |          |     | 3   | 3                   | 3             | 5   | 2   | 2       | 18     | C      | 現<br>状<br>維<br>持 |   | 現<br>状<br>維<br>持 | 資料収集の精<br>度を高める。<br>情報収集力を<br>強化する。 |
| 291 | 議会事務局 | 公用車運<br>転委託  | 1,058              | ・ 議長等公務移動手段となる公用車の運転を、シルバー人材センターに委託する。 |       | 無                 |            | 千円     | 1,058 | 1,445 |     |      |        |          |     | 4   | 4                   | 4             | 5   | 2   | 2       | 21     | C      | 現<br>状<br>維<br>持 |   | 現<br>状<br>維<br>持 | 継続して実施<br>する。                       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名            | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |        |     |          | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の妥当性 | 必要性 |                               | 合計点                        | ランク                                       | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |      |        |      |        |      |      |                                  |   |
|-----|----------|----------------|------------|--|--|-----------|--------------|----|-----|--------|-----|----------|----------|-----|-----|-----------------|-----|-------------------------------|----------------------------|---|--------|-----|--------|-------|------|--------|------|--------|------|------|----------------------------------|---|
|     |          |                |            |  |  |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16    | H17 | 成果指標     | 単位       | H15 | H16 |                 | H17 | 目的達成への貢献度                     |                            |   | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価 | 今後の方向性 |      |      |                                  |   |
| 292 | 農業委員会事務局 | 農業経営改善支援センター事務 | 3          | 認定農業者、認定志向農業者に対して農業経営の規模拡大、生産方式の合理化などについて関係機関で支援・相談活動を行う。関係機関(備北地域事務所農林局地域営農課・農村振興課、ふるさと農林室、三次農業協同組合、農業委員会事務局) | 平成17年度から国の制度等の見直しにより農業経営改善支援センターを担い手総合支援協議会(事務局、ふるさと農林室)として取り組むこととなっている。 | 無         | 農業経営改善支援会議開催 | 件  | 2   | 5      | 1   | 認定農業者の人数 | 人        | 2   | 5   | 1               | 4   | 農業経営基盤強化促進対策事業実施要綱の目的と合致している。 | 認定農業者、認定志向農業者の相談窓口となっている。  | 他の手段はない。                                  | 5      | 5   | 5      | 5     | 4    | 4      | 27   | A      | 現状維持 | 要改善  | 農業経営基盤強化促進対策事業実施要綱で市が行うこととなっている。 | 認定農業者等への支援は積極的に行う必要があるが、現行の取り組みが認定農業者等の要望に対応できているか検証が必要である。 |
| 293 | 農業委員会事務局 | 農地保有合理化促進事業    |            | 農業経営を営む者に対する農地の利用集積などを行う場合、農地保有合理化法人(財・広島県農林振興センター)を活用し農地の所有権移転等を行う制度で、税制上の優遇措置をうけることができる。                     | 特に無し。  | 無         | 農地保有合理化事業    | 件  |     | 2      | 1   | 成立件数     | 件        |     | 2   |                 | 5   | 農地保有合理化促進事業実施要綱の目的と合致している。    | 農地の売買等を行う場合の制度である。         | 農地を取得する場合多くの資金を必要とする場合には、有効な制度であり他の手段はない。 | 5      | 5   | 5      | 5     | 4    | 4      | 28   | A      | 現状維持 | 現状維持 | 農業委員会が行うこととなっている。                | 継続して実施する。   |
| 294 | 農業委員会事務局 | 農業委員会選挙人名簿搭載   | 500        | 毎年1月1日現在により選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製する。   | 特記事項なし。  | 無         | 選挙人名簿登録者数    | 人  |     | 11,485 |     |          |          |     |     |                 | 5   | 毎年度、適正に申請書を受理し、資格審査を行っている。    | 農業委員会等に関する法律で定められているものである。 | 最低限の人員で処理しており、審査も農業委員会部会に合わせて開催している。      | 5      | 5   | 5      | 5     | 3    | 3      | 26   | B      | 現状維持 | 要改善  | 引き続き、適正に実施する。                    | 作業の効率化を行う。  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管       | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                      | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |     |     |     |       |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |  | 2次総合評価                        |          |        |  |           |
|-----|----------|-------------|--------------------|--|----------------------------|-------------------|-----------|----|-----|-----|-----|-------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--|-------------------------------|----------|--------|--|-----------|
|     |          |             |                    |  |                            |                   | 活動指標      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標  | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ                         | 総合評<br>価 | 今後の方向性 | 総合評<br>価   | 今後の方向性    |
| 295 | 農業委員会事務局 | 農業者年金       | 15                 | 農業者年金は広く農業者全般を対象とした年金制度で、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資するとともに、農業者の確保にすることを目的とした公的年金制度である。   | 農業者が減少していく中での、新たな年金制度加入の促進 | 無                 | 農業者年金加入者  | 人  | 214 | 899 | 879 | 経営移譲者 | 人  |          |     | 1   | 3                   | 4             | 5   | 5   | 5       | 4      | 2  | 25                            | B        | 現状維持   | 農業者年金基金法に基づく事務であること、年金加入者への対応を継続する観点から、引き続き取り組んでいく必要がある。 | 継続して実施する。 |
| 296 | 農業委員会事務局 | 農家相談日に関すること |                    | 農業委員が、農家の農地・農業経営等の問題の相談を受け、その問題点に対する対応策等の助言をする。  | 農業委員活動として引き続き実施する必要がある。    | 無                 | 相談件数      | 件  |     | 26  |     |       |    | 5        | 5   | 5   | 5                   | 4             | 4   | 28  | A       | 現状維持   | 引き続き、農家相談を実施するが、遊休農地の増加を防ぎ、農地の効率的な有効利用を図り、農業生産力の増進を図る。 | 相談日を指定せず、いつでも相談を受けられる体制を整備する。 |          |        |  |           |
| 297 | 農業委員会事務局 | 広島県農業会議と    | 946                | 農業会議が本来の業務が（農業及び農民に関する意見を公表し、行政に建議する。又行政の諮問に応じて答申する。農業及び農民に関する情報提供をおこなう。農業及び農民に関する調査及び研修を行う。農業委員会の委員等の講習及び研修を行う。農業委員会が所掌する事項に関し農業委員会に対し助言その他協力を行なう。）できるよう、連絡調整をする。 | 特になし。                      | 無                 | 県農業会議連絡調整 | 式  |     | 1   | 1   |       |    | 5        | 5   | 5   | 5                   | 3             | 3   | 26  | B       | 現状維持   | 農業委員会の上部組織として農業会議は必要である。                               | 法令に基づいて実施する。                  |          |        |  |           |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管         | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析          |    |     |     |     |      |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価  |        |                            |  |  |
|-----|------------|-------------|--------------------|---|---|-------------------|---------------|----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|------|-----|--------|-----|---------|--------|--------|---|--------|----------------------------|--|--|
|     |            |             |                    |   |   |                   | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |      | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合<br>評価  | 今後の方向性 |                            |  |  |
| 298 | 農業委員会事務局   | 農作業労賃・標準小作料 | 74                 | 農業委員会が、自然的条件、地理的条件、利用上の条件に応じて借り手の農業経営の安定を図るために定める、小作料の標準額算出のための事務   | 特記事項なし  | 無                 | 利用権設定件数       | 件  | 226 | 376 | 350 |      |    |     |     |          | 5             | 5   | 5    | 5   | 5      | 5   | 30      | A      | 現状維持   | 農業者と農地所有者との利用調整を図り、意欲ある農業者への農地集積を図るため、引き続き3年後毎の改訂が必要である。  | 現状維持   | 継続して実施する。                  |  |  |
| 299 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙常時啓発事業    | 266                | 常時啓発事業は、昭和29年に公職選挙法の「選挙に関する啓発、周知等」に関する第6条第1項が改正され、また、「選挙に関する常時啓発の費用の財政措置」に関する第261条の2が新設されたことにより、明るい選挙推進運動が躍進する機運にめぐり合った。昭和32年には「話し合い」の案内を中心とした各種常時啓発事業が国から各選挙区に委託され、活動がよりいっそう広く行われるようになり、明るい選挙推進運動は着実に進展してきた。そのような中、三次市においては昭和37年「三次市公明選挙推進協議会」が発足し、昭和49年には名称を「三次市明るい選挙推進協議会」に改称すると同時に協議会の構成員を拡充し、活動を行ってきた。一方、双三郎6町村と甲奴町では明るい選挙推進協議会の活動が行われていた自治体と停滞している自治体とがあったものの、平成7年12月7日、新たに「三次市明るい選挙推進協議会」の設立総会を開催し、統一した活動を行なうこととなった。「三次市明るい選挙推進協議会」は19支部により活動を行なっているが、その概要は、常時啓発活動として「選挙常時啓発」の設置、「話し合い」活動の実施、指導者育成研修会への参加、支部活動への援助等を行なっている。また臨時啓発活動として、選挙執行時の街頭啓発や広報車による呼びかけを行なっている。 | 「三次市明るい選挙推進協議会」と連携し、若年層の投票率増を図っていくことが求められている。 | 無                 | 明推協活動日        | 日  | 12  | 7   | 7   | 投票率  | %  | 69  | 71  | 72       | 4             | 4   | 4    | 5   | 4      | 4   | 25      | B      | 現状維持   | 三次市明るい選挙推進協議会は選挙管理委員会と連携し、公職選挙法第6条で定められた「あらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上に努める」活動を行なっており、引き続きその活動を補助していく必要がある。      | 要改善    | 効果を検証し、効果的な取り組み方法を検討する。    |  |  |
|     |            |             |                    |   |   |                   | 研修等実施         | 回  | 5   | 5   | 19  | 参加人員 | 人  | 150 | 92  | 200      | 4             | 4   | 4    | 5   | 4      | 4   |         |        |        |   |        |                            |  |  |
|     |            |             |                    |   |   |                   | 資料等配布         | 件  | 5   | 3   | 2   | 配布部数 | 部  | 316 | 507 | 653      | 4             | 4   | 4    | 5   | 4      | 4   |         |        |        |   |        |                            |  |  |
| 300 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙結果調べ作成    |                    | 三次市選挙管理委員会が実施した選挙結果を、各年度毎にまとめ「選挙に関する結果調」として電子データにまとめる。内容は、過去の選挙の投票率一覧表、投票所の区域及び開票所開設場所、候補者数と競争率、投票結果、開票結果、候補者別得票数、選挙事務執行日程等について記録する。作成した「選挙に関する結果調」は後年の選挙資料として活用を図る。  | 「選挙に関する結果調」を作成できなかった年度もあるため、継続して作成する必要がある。    | 無                 | 「選挙に関する結果調」作成 | 式  |     |     | 1   |      |    |     |     | 1        | 4             | 4   | 4    | 5   | 3      | 3   | 23      | B      | 要改善    | 選挙結果を記録にまとめておくことは、今後の選挙事務の参考となる。また、有権者数や政治意識の変遷を調べるうえで貴重な資料となる。また、過去の選挙結果をいつでも公表できるように記録として整備しておく必要がある。 | 要改善    | 市民にわかりやすい形で公開する（ホームページ掲載）。 |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管         | 事業名         | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題                                      | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                  |    |     |     |     |                       |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価  |  |            |
|-----|------------|-------------|--------------------|--|--|-------------------|-----------------------|----|-----|-----|-----|-----------------------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|---------|--------|--------|---|--|------------|
|     |            |             |                    |  |  |                   | 活動指標                  | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                  | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合<br>評価  | 今後の方向性   |            |
| 301 | 選挙管理委員会事務局 | 在外選挙人名簿登録   | 4                  | 国外へ引き続き3ヶ月以上居住している有権者が、国内の最終住所地であった選挙管理委員会の在外選挙人名簿への登録申請をすることによって、衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙をおこなうことができる。   |  | 無                 | 在外選挙人名簿登録・変更・再交付・抹消件数 | 件  | 7   | 8   | 8   | 在外選挙人名簿登録・変更・再交付・抹消件数 | 件  | 7   | 8   | 8        | 5             | 5   | 5                   | 5   | 4      | 4   | 28      | A      | 現状維持   | 現状維持  | 公職選挙法で、市町村が行なう事務として義務付けられている。                    | 適正に実施する。   |
| 302 | 選挙管理委員会事務局 | 農業委員選挙人名簿登録 |                    | 10アール以上の農地耕作者が農業委員会へ申請した名簿に基づき、選挙管理委員会は毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し名簿を調整する。登録されなければ投票はできない。   | 申請書の取りまとめを行なっている農業委員会との連携がなければ事務改善ができないこと。 | 無                 | 選挙人名簿の作成              | 式  | 1   | 1   | 1   | 選挙人名簿の作成              | 式  | 1   | 1   | 1        | 5             | 5   | 5                   | 5   | 4      | 4   | 28      | A      | 現状維持   | 要改善   | 「農業委員会等に関する法律」にもとづき、選挙管理委員会が行なうべき事業として義務付けられている。 | 作業の効率化を行う。 |
| 303 | 監査事務局      | 公平委員会       | 186                | 公平委員会は中立的かつ専門的な人事機関として任命権者の任命の行使をチェックする機能を有する。公務員は、その意に反する降任、免職等の不利益の処分を受けた場合、また、勤務条件に関して適当な行政上の措置を求めるときは、公平委員会に対して不服申し立て、行政措置の要求などを行うことができる。これらに規定する要求があったときは公平委員会は事案について口頭審理その他の方法による審査を行い事案を判定し、必要なら勧告等を行わなければならない。また、職員からの苦情相談も処理する。 |  | 無                 | 公平委員会の開催              | 回  | 1   | 3   | 1   | 審議での承認の割合             | %  | 100 | 100 | 5        | 5             | 5   | 5                   | 5   | 1      | 26  | B       | 現状維持   | 現状維持   | 平成15・16年度においては不服申し立て件数はなかった。職員の身分や利益が不正に要求された場合等、中立公正な立場から調査を行なうなど公平審査業務は、職員が安心して職務に専念できるようにする重要な役割を果たしている。今後も、地方分権の進展に対応し、委員及び事務職員相互の連携、情報交換、情報収集等をしながら公務員の現状を常に把握し業務を遂行する必要がある。 | 継続して実施する。  |            |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題 | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |     |     |     |                     |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |      |   |               |
|-----|-------|---------------------------|--------------------|--|-------|-------------------|--------------|----|-----|-----|-----|---------------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|------|---|---------------|
|     |       |                           |                    |  |       |                   | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価          |
| 304 | 監査事務局 | 例月出納<br>検査                | 1,904              | 監査委員は毎月、収入役及び企業出納員の保管する現金残高及び基金の運用状況の検証、市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効果的に行なわれているか、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効果的に行なわれているか、事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施行等が適正に行なわれているか等を監査し、その結果を市長、議長に報告をする。  |       | 無                 | 例月<br>出納検査   | 回  | 16  | 16  | 16  | 例月<br>出納検査          | %  | 100      | 100 |     | 5                   | 5             | 5   | 5   | 5   | 1      | 26     | B      | 現状維持 | 監査は、地方自治法や市条例に基づいて行なうものであり、今後も公金の収納及び支払いに関する事務が適正に行なわれているか等を監査する。 | 継続して実施する。     |
| 305 | 監査事務局 | 決算審査                      | 1,904              | 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。  |       | 無                 | 審査意見<br>書の作成 | 件  | 6   | 6   | 4   | 審査<br>意見書の<br>作成    | %  | 100      | 100 |     | 5                   | 5             | 5   | 5   | 5   | 1      | 26     | B      | 現状維持 | 決算審査は、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づいて行なうものであり、今後も適正に審査を行なう。    | 継続して実施する。     |
| 306 | 教育企画室 | 中学校給<br>食業務改<br>善対策事<br>業 | 36,160             | 三次市は、行財政改革の一環としてできるだけ民間活力の活用を図るため民間委託の方針により、平成13年9月に、当時、市内5中学校のうち、唯一、共同調理場から給食を配送していた十日市中学校を、調理の業者委託による「デリバリー（配達式）給食」に移行した。開始前の説明会で、教育委員会は、保護者のコンセンサスを得るため、市内の他中学校へ拡大をしていくという方針を明らかにした。同校は校内の合意により生徒全員がデリバリー給食を受けることとしたが、これまで給食がなかった残り4中学校には、選択制としてこの制度が拡げられ、平成16年10月に、当初計画した5校全校がこの制度に移行した。 |       | 無                 | 毎日の発<br>注数量  | 個  | 581 | 689 | 525 | デリバ<br>リー給食<br>の選択率 | %  | 71       | 56  | 43  |                     | 3             | 3   | 1   | 5   | 3      | 18     | C      | 現状維持 | 導入後2年目の学校もあり、現状維持で給食指導等の教育活動により喫食数を増やす努力が求められる。                   | 自由選択性を推進していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名            | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                    |    |     |     |                             |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |        |  |
|-----|-------|----------------|--------------------|---|--|-------------------|-------------------------|----|-----|-----|-----------------------------|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|--|--------|--|
|     |       |                |                    |   |  |                   | 活動指標                    | 単位 | H15 | H16 | H17                         | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価   | 今後の方向性 | 総合評価   |
| 307 | 教育企画室 | のびのび学級推進事業     | 59,885             | 少人数学級の特性を生かした指導を行い、児童・生徒の学力向上を図るために、「教育都市みよし」特区の活用により市費負担教員を任用して、段階的に「20人学級編制」を行う。<br>平成16年度はステップ1として、市費負担教員を20名を任用し、小学校においては「30人学級（34人以下）」、中学校においては「英語・数学での「習熟度別少人数指導」を実施した。 | ・少人数学級編制を効果的に活用した指導方法等の工夫改善。<br>・優秀な人材確保のための勤務条件の整備。<br>・資質の向上のための研修制度の確立。<br>・一年毎の成果の検証   | 無                 | のびのび学級みよしプランSTEP1の実施の有無 |    |     |     | 学力到達度検査で「概ね満足」以上となった児童生徒の割合 | %    | 86       | 87  | 90  | 4                   | 2   | 5             | 5   | 5   | 4      | 25  | B      | 事業拡大  | 学校教育の充実、とりわけ学力の向上は社会的ニーズが極めて大きい。さらに、子育て日本一をめざす本市の重点施策の中核をなす事業であり、制度の充実と内容の深化を図ることにより、一層の成果を期待できる。              | 事業拡大   | 計画的に推進する。効果を検証し、実績が上がる手法を確立する必要がある。            |
| 308 | 教育企画室 | 学力到達度検査事業      | 2,934              | 三次市地域の児童・生徒の基礎学力の定着状況を把握して、学力向上対策関係事業の効果の把握及び指導方法等の工夫改善を行う。   | ・実施時期について、年度初めと年度末のいずれが適当であるかの検討を行う。<br>・実施教科について、国語、算数・数学、英語のみとするのかについて検討する。<br>・実際の授業改善や個々の児童・生徒への具体的な手立てにつながる指導改善計画を作成するよう様式の改善を図るとともに、各学校に対する指導・助言を行う。 | 有                 | 統一した学力到達度検査の実施の有無       |    |     |     | 学力到達度検査で「概ね満足」以上となった児童生徒の割合 | %    | 86       | 87  | 90  | 5                   | 3   | 3             | 4   | 3   | 4      | 22  | B      | 現状維持  | 本事業は、児童・生徒の基礎学力の定着状況の把握に係り、客観的かつ具体的な数値データとして重要な意味をもつ。実施時期や実施内容、指導改善計画の策定・活用について改善をすることが必要である。                  | 要改善    | 検査結果の検証と、検査後の生徒・児童のアフターケアをより一層充実し、学力向上へつなげていく。 |
| 309 | 教育企画室 | 基礎学力定着補助教材支給事業 | 2,364              | 三次市地域の小中学校において、児童・生徒に基礎学力を定着させるため、繰り返し学習等に活用するドリルやテスト等の補助教材の購入の補助を行う。   | ・補助対象教科について検討し、児童・生徒の実態に応じた適切な補助教材の購入に対応できるようにする必要がある。<br>・補助教材を具体的な指導に活用する方法について指導・助言を行う必要がある。  | 有                 | 補助教材を活用した指導の有無          |    |     |     | 学力到達度検査で「概ね満足」以上となった児童生徒の割合 | %    | 86       | 87  | 90  | 3                   | 3   | 3             | 2   | 3   | 3      | 17  | C      | 要改善   | 適切な補助教材の選択・活用は、児童・生徒の学力向上に極めて有効であるが、費用対効果の面から、現在の一人当たりの単価を一律に決定する方法を見直し、活用や指導の工夫改善による成果に基づいた傾斜配分を行う等の改善が必要である。 | 要改善    | 成果に基づいた傾斜配分を実施する。                              |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名        | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |    |       |       |     |                 | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |   | 合計点  | ランク  | 1次総合評価  |  | 2次総合評価   |       |      |        |  |        |   |
|-----|-------|------------|--------------------|--|---|-------------------|------------|----|-------|-------|-----|-----------------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---|--|--|---|--|--|-------|------|--------|--|--------|---|
|     |       |            |                    |  |   |                   | 活動指標       | 単位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標            | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度   |  |  | 有効性   | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性 | 総合評価   | 今後の方向性 |   |
| 310 | 教育企画室 | 小学校ALT派遣事業 | 2,940              | 三次市地域の小学校において、総合的な学習の時間における国際理解教育の一環として英語活動を行う。  | ・各小学校の英語活動の時間数及び内容の充実を図る必要がある。<br>・英語活動がALT任せの時間とならないよう、学級担任の指導力向上を図る必要がある。<br>・ALTの指導力向上を図る研修を検討する必要がある。           | 無                 | 英語活動実施の有無  |    |       |       |     | 児童の英語活動状況       | %        |     |     |                     | 5   | 積極的に英語活動に関わるようとする児童が増えている。  | 英語活動に係る研修を実施するなどして、学級担任及びALTの指導力向上を図ることで、さらに向上が期待できる。                      | 現段階ではこれ以上のコスト削減は困難である。                             | 民間企業への委託は実施しているが、義務教育課程での教育内容に係ることであり、完全に業務委託することはできない。 | 小学校での英語活動や国際理解教育は新教育課程で強く求められること、社会的ニーズは極めて高い。 | 必要性が強く叫ばれている社会状況の中で市民の理解も進んでいる。とりわけ、保護者においてはニーズは極めて高い。 | 26    | B    | 事業拡大   | 社会的ニーズが極めて高く、時間数や内容のさらなる充実が必要である。優秀なALTの人材を確保することと、教員の指導力の向上のための研修体制を強化する必要がある。また、客観的に成果を把握できる成果指標となるよう、内容を見直す必要がある。 | 要改善    | 学校の受け入れ体制を充実し、事業の硬貨を高める。民間委託へ移行する。        |
| 311 | 教育企画室 | 情報教育推進事業   | 51,728             | 学校における情報化の進展に対応した情報教育環境の整備を図るため、平成16年度に三次市情報教育推進検討委員会を設置。同委員会が協議して取りまとめた「三次市情報教育推進基本計画(仮称)」を基にして、平成17年度に教育委員会事務局において「学校LAN実施計画」を策定。平成17年度に校内LAN整備とシステム・機器の導入を行い、平成18年度から運用を開始する。 | ・導入ソフト、システム仕様の決定(先進地研修、教職員協議等)<br>・セキュリティ方針の策定、セキュリティ教育、基本操作技術向上研修の実施<br>・校内利用ルール及び管理ルールの作成と徹底<br>・サポート体制の確立        | 無                 | パソコン整備数    | 台  | 1,000 | 1,700 |     | パソコン教室パソコン整備達成率 | %        |     | 100 | 100                 | 5   | 市内小中学校にパソコンを整備することによって目的達成が完了するため貢献度が極めて大きい。                              | 目標達成のためには情報教育カリキュラムを検討し、内容を精査する必要がある。                                      | 目標達成のためには情報教育カリキュラムを検討し、内容を精査する必要がある。              | 情報教育の基礎インフラ整備のため、市でなければできない。                            | 情報教育の社会的要請・ニーズは極めて高い。                          | 情報教育の社会的要請・ニーズは極めて高い。                                  | 28    | A    | 事業拡大   | 三次市における情報教育を推進するためには、インフラ整備を行うことが必要となる。本年度は事業を実施する年であり、十分な整備を行うためには、事業拡大が必須である。                                      | 事業完了   | パソコンの整備は17年度で完了する。18年度からは運用を開始する。         |
| 312 | 教育企画室 | 教職員資質向上事業  | 753                | 三次市地域の児童・生徒の学力向上を図るため、教職員研修講座を市独自に開催して、教職員の資質の向上を行う。   | ・中・長期的に見直しをもった研修講座を開催する必要がある。そのために、専門的見地から系統的・計画的に指導・助言をいただくことのできるスーパーアドバイザー制度を活用し、系統的・計画的に研修の質の向上を図るとともに、成果の検証を行う。 | 有                 | 研修講座の開催講座数 |    | 19    | 18    |     | 教職員の参加回数        | 回        |     | 2   | 2                   | 5   | 質の高い実践的な内容の講座の開催により、教職員の意識変革が進んでいる。研修した内容を学習指導に生かすことにより学力到達度検査の結果も向上している。 | 費用対効果の面では適切である。講座実施に係り、基礎学力定着プロジェクト部会が主体的に準備・事務作業を行う体制により、さらに効果を高めることができる。 | 開催に係るコストは削減の余地はない。研修内容により、受講者の一部自己負担を検討することは可能である。 | 市として開催することで参加率が確保できている現状があるため、当面は市が積極的に関与する方が成果が期待できる。  | 教職員の資質の向上は社会的ニーズが極めて高い。                        | 最大の教育条件である教職員の資質向上は、子育て日本一を目指す本市の市民から強く求められている。        | 26    | B    | 現状維持   | 児童・生徒の学力向上のためには、教職員の資質向上が欠かせない。常に学び続ける教職員であることが必要である。夏季休業中を中心に開催するため、講座数をこれ以上増やすことは困難である。今後は、研修内容の質的な向上を図る。          | 事業拡大   | 教育政策の重点事業であり、研修の結果が求められる。実績の上がる研修手法を確立する。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |        |       |       |           |                        |        | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価   |          |                         |
|-----|-------|-----------|--------------------|--|--|-------------------|------------|--------|-------|-------|-----------|------------------------|--------|----------|-----|-----|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--|----------|-------------------------|
|     |       |           |                    |  |  |                   | 活動指標       | 単<br>位 | H15   | H16   | H17       | 成果指標                   | 単<br>位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性                  |
| 313 | 教育企画室 | 奨学金貸与事業   | 50,357             | 高等学校又は大学等の学習意欲を持つ生徒及び学生で、経済的理由により修学が困難な人に奨学金を貸付けし、修学を支援することを目的とする。<br>市町村合併により旧町村の奨学金制度については、それぞれ歴史的経緯もあり、その内容にもそれぞれ差異があるため、経過措置として新市に引き継いでいる。 | 制度の周知システム化による事務処理の迅速化  | 無                 | 奨学金貸付者総数   | 人      | 81    | 73    | 奨学金新規貸付者数 | 人                      | 25     | 23       | 5   | 5   | 3                   | 4             | 5   | 5   | 27      | A      | 事業拡大   | 経済的理由により修学を断念せざるを得ない状況として、大変大きな役割を果たしている。<br>社会的に進学者が増大し、申請者も増加しているため事業の拡大が必要である。  | 現状維持     | ニーズに応じて対応していく。          |
| 314 | 教育企画室 | 調理場の管理運営  | 147,276            | 学校給食法の規定に基づき、三次市立小学校及び中学校の給食を実施するため市内12共同調理場を設置し、教育委員会が管理運営する。<br>共同調理場の運営を円滑に行うため各共同調理場に学校給食共同調理場運営委員会を置き、年1回以上会議を開き運営に関する審議を行う。              | 調理業務の外部委託  | 無                 | 1日あたり給食数   | 食      | 4,472 | 4,400 | 給食アンケート   |                        |        |          | 3   | 3   | 4                   | 3             | 3   | 3   | 19      | C      | 現状維持   | すべての小中学校において実施されており、給食の目標達成の環境は整っている。  | 要改善      | 民間委託を含めて、効率的な運営体制を検討する。 |
| 315 | 学校教育室 | ひきこもり生徒対応 | 5,050              | 不登校児童生徒への学校復帰の取り組み、不登校児童生徒を出さない未然防止の取り組みを行政が学校・家庭や地域と連携して取り組む。   | 学校現場では一人一人の不登校児童生徒に関わり、専門的な見地から取り組みの方向性を求めたいという要望が大きい。今後の課題として専門的な支援が出来るスクールカウンセラーを派遣していくことができるように予算の要望をしていく必要がある。 | 無                 | 不登校児童生徒の人数 | 人      | 83    | 95    | 44        | 不登校児童生徒の人数<br>H17は4～7月 |        |          | 4   | 3   | 5                   | 5             | 5   | 4   | 26      | B      | 事業拡大   | 社会的情勢の変化の中で、不登校児童生徒の問題は深刻な教育上の大きな課題であり、早急に取りくまなければならない課題である。このため、学校に対して研修の機会を積極的に設けて教職員の不登校理解を進め、不登校を未然に防止する指導を行うことは大きな意味を持つ。また、学校と連携しながら不登校児童生徒や保護者に対し具体的な支援を行うことはとても有効である。 | 現状維持     | 不登校1/2作戦を確実に実施する。       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管              | 事業名                               | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                |    |     |     |     |      |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク  | 1次総合評価   |   | 2次総合評価   |                          |
|-----|-----------------|-----------------------------------|--------------------|--|--|-------------------|---------------------|----|-----|-----|-----|------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|----------|----------|---|----------|--------------------------|
|     |                 |                                   |                    |  |  |                   | 活動指標                | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |          | 市民ニーズ    | 今後の方向性  | 総合<br>評価 | 今後の方向性                   |
| 316 | 教育企画室<br>(作木支所) | 集団宿泊<br>施設(常<br>清寮)               | 521                | 作木中学校の常清寮は、現在休<br>寮中である。作木村時代の平成<br>15年7月から中学校寮の用途<br>を中学校寮併用集団宿泊施設と<br>して、毎年7月から9月までの<br>3ヶ月間を限定して、集団宿泊<br>施設として、有効活用を行って<br>いる。年間必要経費としては、<br>合併浄化槽の3ヶ月間分の管理<br>費・3ヶ月間の電気・水道・電<br>話代が主なものである。集団宿<br>泊施設として、利用者からは、<br>施設の利用料1泊1,700円を<br>徴収している。食事については、<br>寮の厨房を利用して、滝見<br>家旅館にて有料にて、食事の対<br>応も行って来た。寝具・シーツ<br>については、チェックイン・<br>チェックアウト時にシーツにつ<br>いては、手渡し回収を貴金職員<br>で対応している。宿泊予約等<br>の事務については、江の川カ<br>ヌー公園さくぎが担当して、<br>行っている。収入額 15年度<br>387,600円 16年度<br>319,600円 17年度見<br>込 209,100円(8/4<br>現在) | 中学校の寮としての機能<br>は、果たしていないもの<br>の、集団宿泊施設としての<br>施設利用を行っている。<br>年間を通しての維持管理経<br>費ではなく、夏期限定で<br>7月から9月までの3ヶ月<br>間で施設利用をして使用料<br>収入となっている現状であ<br>る。<br>施設利用が、期待できる夏<br>季限定で、施設利用を行っ<br>ているが、3ヶ月間すべて<br>において、利用をしても<br>らっている状況では、ない<br>為、更なる施設の利活用が<br>必要となっている。 | 有                 | 施設の利用<br>日数         | 日  | 6   | 6   | 5   |      |    |     |     |          | 3             | 3   | 3                   | 3   | 3      | 3   | 18       |          | 事業<br>縮小  | 廃止       | 宿泊施設とし<br>ての機能は廃<br>止する。 |
| 317 | 社会教育<br>室       | さわやか<br>子ども劇<br>場開催に<br>関する事<br>務 | 1,313              | 成長期にある子どもたちに<br>優れた芸術を鑑賞する機会<br>を確保し、豊かな創造性や<br>情操の涵養に資することを<br>趣旨として、実施内容とし<br>て、公演種目は、子ども<br>にふさわしい児童劇とする。<br>作品は、芸術性に富み、か<br>つ評価の定まったものとす<br>る。公演団体は、前記公演種<br>目及び作品に関し、相当の実<br>績を有する社団法人日本児童<br>演劇協会とする。公演数は<br>16公演(小学校対象12公演、<br>中学校対象4公演)とする。  | 県の予算枠(公演数)が<br>少なく、要望してもすべての<br>学校での公演が実現しない。<br>県の決定時期が遅い。学校<br>行事は1学期の早い時期<br>に決定されるので、開催希<br>望の気持ちはあっても申請<br>をひかえる状況がある。  | 無                 | 各校との<br>打ち合わ<br>せ回数 | 回  |     | 4   | 2   |      |    |     | 4   | 4        | 5             | 5   | 5                   | 5   | 28     | A   | 事業<br>拡大 | 現状<br>維持 | 学校における教育<br>的ニーズは極めて<br>高いと思われるこ<br>とから、今後県教<br>育委員会の公演数<br>の問題もあるが、<br>開催数増を希望<br>し、一層強化・充<br>実させる必要がある。 |          |                          |
| 318 | 社会教育<br>室       | 文化財保<br>護及び管<br>理事業               | 3,733              | 市内の指定文化財(国;<br>13、県;60、市;191件)の<br>保存管理は、個人所有のもの<br>については、保存管理等<br>費用は原則個人負担となる<br>が、個人負担を軽減するよ<br>う、国・県補助の措置があ<br>る。市所有文化財について<br>は、適正な管理が必要であ<br>る。市民に文化財に対する<br>理解と興味を持っていただ<br>くために、わかりやすい説<br>明板・案内板の設置が必要<br>です。また、草刈が必要な<br>場所については、地元にて<br>委託することにより、市民<br>に文化財に対する啓発も図<br>れる。   | 寺町廃寺跡の整備が必要。<br>また、文化財の説明看板・<br>案内板の設置及び草刈につ<br>いては、引き続き必要。  | 有                 | 草刈箇所<br>数           | 箇所 |     | 15  | 15  |      |    |     | 4   | 4        | 4             | 3   | 4                   | 3   | 22     | B   | 現状<br>維持 | 要改<br>善  | 文化財の保存<br>管理方法を明<br>確にする必要<br>がある。  |          |                          |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |     |     |     |          | 目的手段の適切さ |         |         | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |          |   |  |        |  |
|-----|-------|--------------------|--------------------|--|---|-------------------|--------|----|-----|-----|-----|----------|----------|---------|---------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|----------|---|--|--------|--|
|     |       |                    |                    |  |   |                   | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標     | 単位       | H15     | H16     |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価                                       | 今後の方向性 |  |
| 319 | 社会教育室 | ラブリバー認定区間環境整備事業補助金 | 232                | ラブリバー認定区間環境整備実行委員会は、毎年春と秋に十日市小学校3年生及び十日市保育所・十日市幼稚園の園児たちと共に、十日市親水公園内のごみ拾いと、花壇へ花の植え付け・サツマイモの苗の植え付け・収穫などを行っている。   | 事務局は、親水公園を維持管理している教育委員会が行っているが、地域団体に移管し、自主活動としての継承・発展を図る。                       | 無                 | 実施回数   | 回  | 2   | 2   | 2   | 参加者      | 人        | 600     | 600     | 620                 | 4   | 4             | 4   | 3       | 3      | 3   | 21     | C     | 現状維持     | 要改善   | 事務局を地域団体に移管し、自主的活動を促進する。                       |        |  |
| 320 | 社会教育室 | 三次駅伝競走大会運営費補助金     | 300                | 実行委員会は、中学男・女、高校男・女、一般男・女別のチーム編成により、みよし運動公園陸上競技場・国道375号号などを利用し駅伝競走大会を実施する。中学男・女上位各2チームは、県大会に出場する。   | 駅伝コースについて、三次警察署から全面通行止め等の指導があり、経費面から運営ができていない。                                  | 無                 | 実施回数   | 回  | 1   | 1   | 1   | 参加チーム数   | チーム      | 46      | 45      |                     | 4   | 4             | 4   | 2       | 4      | 3   | 21     | C     | 現状維持     | 現状維持  | ロードレース開催要望は強く、体育協会主催としているが体育振興に市の資金的支援は必要と考える。 |        |  |
| 321 | 社会教育室 | 図書館たより発行           | 70                 | 広く市民に図書館利用を呼びかけるのは図書館の重要な任務である。現在市内8図書館ではそれぞれ「図書館たより」を発行している。内容は図書・読書に関する話題、新刊案内、行事案内などである。発行のかたちは単独発行や支所だよりへ掲載するなど市民の皆様目に留まりやすいかたちになっている。平成16年度発行回数は三次市立図書館12回、君田図書館11回、布野図書館24回、作木図書館11回、吉舎図書館12回、三良坂図書館11回、三和図書館12回、甲奴図書館8回となっている。各館の特色を出すよう心がけている。また市内全館に配布し、どの地域においても図書館の情報がわかるようにしている。 | 出来るだけ、多くの方に読んでほしいのであるが、全世帯に発行となると経費がかさむこととなる。支所だよりセンターだよりとタイアップするなど経費削減を工夫している。 | 無                 | 発行回数合計 |    |     |     |     | 図書館の来館者数 | 人        | 131,545 | 132,000 |                     | 3   | 3             | 5   | 3       | 4      | 21  | C      | 現状維持  | 要改善      | 全館、毎月発行を維持することは現状でもかなりの努力が要ることでもたしかである。紙面の拡張、発行部数の増大など課題はある。予算や市民の方の要望を勘案しながら図書館をPRしたい。またPRについては広報紙のみにこだわらずにはなく種々の方法を工夫したい。 |  |        |  |
|     |       |                    |                    |  |   |                   |        |    |     |     |     | 貸し出し冊数   | 冊・点      | 199,204 | 217,122 | 220,000             |     |               |     |         |        |     |        |       |          |   |  |        |  |
|     |       |                    |                    |  |   |                   |        |    |     |     |     | 新規登録者数   | 人        |         | 2,443   | 2,500               |     |               |     |         |        |     |        |       |          |   |  |        |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管        | 事業名                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |      |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性     |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |        |          |  |                                       |
|-----|-----------|---------------------|--------------------|--|---|-------------------|------------|------|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|---------|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|--------|----------|--|---------------------------------------|
|     |           |                     |                    |  |   |                   | 活動指標       | 単位   | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17     | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性 | 総合評<br>価 | 今後の方向性   |                                       |
| 322 | 社会<br>教育室 | 図書館運<br>営企画         | 74,894             | 現在三次市立図書館は5本の基本計画をたて図書館協議会委員に承認を受けているところである。それは住民の情報拠点として施設・資料を整備する 市民の読書施設として、読書環境を整備する 住民の各年齢層に応じた学習(生涯学習)を支援する 住民の知的財産を保存し活用を図る 幼児、高齢者、障害者、遠隔利用者に配慮した施策を講じるの5点である。単年度に全てが充実するというのではなく継続的な理念として各年度の事業に反映してゆくものである。 | 布野、若田など図書館としての面積が不足しているところがある。                      | 無                 | 図書館協議会開催   |      |     |     | 2   | 2    | 図書館の来館者数 | 人   |     | 131,545             | 132,000 | 3             | 3   | 3       | 3      | 4   | 4      | 20    | C      | 現状維持     | 図書館の需用は大きく市民の要望も強い。現状維持に加え学校との連携やボランティアグループとの連携など加味した計画も必要。  | 分館運営の方法を整理する。利用者のニーズに沿うとともに特色ある運営を行う。 |
| 323 | 君田支所      | 【君田】<br>放送業務        |                    | 防災無線による町内放送で市民の方に市の行事・イベント・地域行事開催等の周知を行う。又、災害時は防災無線で市民に被災周知、避難勧告等を行い被害防止に努める。  | 防災無線からCATVへの加入促進。防災行政無線の更新を行わないことにより、有事の際の対応が必要。    | 無                 | 放送回数       | 回数   | 269 | 269 | 269 |      |          |     |     |                     |         | 5             | 5   | 5       | 4      | 5   | 5      | 29    | A      | 現状維持     | 市民への情報提供、周知の面でニーズが高い。しかし、今後はCATVへの移行が予想されるため各地区での説明会などで市民にわかりやすくCATVのメリットを伝えていく必要がある。                            | CATVへ機能シフトするまでの間は継続実施する。              |
| 324 | 君田支所      | 【君田】<br>消防・防<br>災事務 |                    | 三次市は三次市消防団を設置し市民の生命、身体及び財産を守ることを任務とする。防災に関しては異常気象時対応、雨量計管理、災害未然防止、有事の対応。   | 若年層の消防団入団促進が課題。市が行う事務に関しては消防団事務局と生活安全グループ、各支所の連携強化。 | 無                 | 消防団君田方面隊会議 | 会議回数 | 5   | 5   | 5   |      |          |     |     |                     |         | 5             | 5   | 3       | 4      | 5   | 4      | 25    | B      | 現状維持     | 消防団の存在は市民にとって重要な面が必要、信頼されておりニーズが高い。ただし、消防団員の高齢化が進んでおり消防団活動の縮小、低下が懸念される。今後は市が消防団と連携を深めお互いに市民の生命、身体、財産を守らなければならない。 | 消防・防災担当部署と連携し、適確に実施していく。              |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                                    | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析   |    |     |     |     |          |    | 目的手段の適切さ |        |        | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |     | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |   |   |  |
|-----|------|--|--------------------|--|--|-------------------|--------|----|-----|-----|-----|----------|----|----------|--------|--------|---------------------|---------------|-----|-----|---------|--------|--------|--------|---|---|--|
|     |      |  |                    |  |  |                   | 活動指標   | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標     | 単位 | H15      | H16    | H17    |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |     |         | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価  | 今後の方向性                                  | 総合評<br>価   |
| 325 | 君田支所 | 【君田】<br>交通安全・防<br>犯・チャイル<br>ドシート       |                    | 交通安全・防犯対策・チャイルドシート貸し出し事業を通じて交通安全・防犯対策の総合的かつ計画的な推進を図り、公共の福祉の増進、少子化対策の一層の普及促進に寄与することを目的とする。  | 市と市民が協力し、活動の実施を行うこと。   | 無                 | 街頭指導回数 | 回数 | 4   | 4   | 4   |          |    |          |        | 3      | 3                   | 5             | 4   | 5   | 5       | 25     | B      | 現状維持   | 交通安全、防犯対策については近年、社会的にも注目を集めており市としても活動を低下させてはけない。チャイルドシート貸し出しについては少子化対策につながる制度のため今後も継続する必要があり、なお一層の周知徹底を図る必要がある。 | 交通安全や防犯については、自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 |  |
| 326 | 君田支所 | 【君田】<br>生活バス、へ<br>き地患者輸<br>送バス運<br>行管理 |                    | (市民バス)主に保育所・小学校児童の通園・通学と移動手段のない高齢者・障害者の町内移動手段としての公共交通の維持・確保のため運行。君田交通に委託。大型バス1台で全コースを走行。保育所・小学校の児童、高齢者以外でも、誰でも利用可能。利用料金は、合併前は一回100円(平成15年度のみ委託業者の君田交通の好意で無料)。平成16年度は無料で走行。(へき地患者輸送バス運行管理)へき地の移動手段のない高齢者等の通院(君田診療所)の移動手段としての公共交通の維持・確保のため運行。シルバー人材センターに委託し、茂田地区は週2回(月・木)午前と午後、木呂田・卸子地区は週1回(水曜)午前のみ運行。利用料金は無料。 | 1台で全域を運行するため、目的地までの乗車時間が長い。また、便が少なくない。利用料金は、平成15年と16年度は無料であるが、今後住民の一部負担も検討中。町内移動を主な目的としてコース設定されているため、町外である旧三次市への買い物・通院などの際は、不便である。               | 有                 | 運行日数   | 日  | 312 | 312 | 312 | 乗車人員     | 人  | 16,525   | 16,500 | 15,000 | 5                   | 2             | 3   | 4   | 5       | 5      | 24     | B      | 要改善   | 公共交通機関のない地域への交通手段の確保は必要                 | 利用者サービスを第一に考え、絶えず見直しをする。料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。 |
| 327 | 君田支所 | 【君田】<br>申告相談<br>(12月～3<br>月)           |                    | 申告相談を実施し、市民税・所得税申告書を作成し、市民税等を課税する。また、未申告者に対しては、申告の勧奨を行う。   | 農業の収支計算書作成率(今回90%程度)の改善。作成されていないと1件約1時間はかかり、他の方の待ち時間が長くなる。申告時の農耕用機械の標識交付作業の不徹底。今回は4件のみ。実際には数十件あった。税制改革の周知 来年は老年者関係の改革があるので、書面などでわかりやすく周知する必要がある。 | 無                 | 申告相談実施 | 日  | 20  | 21  | 22  | 申告相談受付件数 | 件  | 820      | 804    | 780    | 5                   | 4             | 3   | 5   | 5       | 5      | 27     | A      | 要改善   | 本庁と支所の申告支援システムの統一により、準備・作業の非効率性が改善できる。  | 作業の効率化を行う。   |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |        |     |     |     |                           |        |         |         | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |          | 2次総合評価  |          |  |
|-----|------|--------------------|--------------------|--|---|-------------------|--------------|--------|-----|-----|-----|---------------------------|--------|---------|---------|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|---------|--------|----------|---|----------|--|
|     |      |                    |                    |  |   |                   | 活動指標         | 単<br>位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                      | 単<br>位 | H15     | H16     | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性  | 総合評<br>価 | 今後の方向性                                 |
| 328 | 君田支所 | 【君田】<br>定住対策<br>業務 | 14                 | 旧君田村で実施されていた「君田村定住化促進条例」「きみた村活彩田舎くらし奨励交付金」の継続分を合併時の協議により、三次市においても継続して交付するというもの（過去に交付決定されているものに限る）  | 定住確認等適切な事務執行  | 無                 | 利子補給<br>対象者数 | 人      | 32  | 31  | 22  | 利子補給<br>対象者へ<br>の交付状<br>況 | %      | 100     | 100     | 100      | 3             | 4   | 5                   | 5   | 3      | 4   | 24      | B      | 現状<br>維持 | 継続事業なので現<br>状維持が望ましい  | 現状<br>維持 | 適正に実施す<br>る。                           |
| 329 | 君田支所 | 【君田】<br>市道維持<br>管理 | 10,696             | 市道の維持補修<br>市道の除草<br>市道の除雪  | 除草については地元除草（報償費対応）を進めればコスト減の余地あり。山間部の市道の落ち葉等で側溝が詰まる。延長が長いため経費がかかる。地元除草報償費のような対応はできないか。除雪は請負業者が保有している機械により作業効率に差がみられる。 | 無                 | 維持補修<br>件数   | 件      | 33  | 29  |     | 維持補修<br>対象路線<br>数         | 路線     | 115     | 115     |          | 4             | 4   | 4                   | 5   | 5      | 5   | 27      | A      | 現状<br>維持 | 市道は住民サービ<br>スの要であり、住<br>民のニーズはきわ<br>めて高い。今後と<br>も市道の維持管理<br>については市の責<br>任として行わなけ<br>ればならない。 | 要<br>改善  | 民間委託を一層<br>推進するなど、効<br>率的な手法を検討<br>する。 |
| 330 | 君田支所 | 【君田】<br>特産振興       | 1,686              | 君田地域農産物等活用型交流促進施設「森の食彩館」管理運営業務を委託することにより、各特産加工グループによる新たな特産品の開発及び自主運営を目指す。「フードフェスタ島」・「土木の日親水公園フェスタ」・「ひろしま夢プラザ」などのイベント等への出展にかかる支援を呼びかけ、取りまとめ、搬入など。 | 消費者に受け入れられる商品として定着し、経営として成立させること。高齢化により、遠方でのイベント参加が困難であるため、行政としてできる限りの支援が必要である。                                       | 無                 | 食彩館利<br>用日数  | 日      | 365 | 365 | 365 | フード<br>フェスタ<br>売上げ        | 円      | 278,340 | 166,000 | 200,000  | 4             | 3   | 4                   | 2   | 4      | 4   | 21      | C      | 事業<br>拡大 | 三次市民を対象に「体験交流教室」を実施するなど、地元の加工団体だけでなく、市民のみならずにも教室を通して施設を有効活用してもらうべきである。                      | 要<br>改善  | 市の間与を見<br>直し、団体等<br>の自主運営を<br>促進する。    |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                                | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析     |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価   |   |   |
|-----|------|------------------------------------|--------------------|--|--|-------------------|----------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|------|--|---|---|
|     |      |                                    |                    |  |  |                   | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ   | 今後の方向性                                  |
| 331 | 布野支所 | 【布野】<br>交通安全・防犯<br>対策業務            |                    | 交通安全については、主に全国、広島県交通安全運動の期間中にイベントや啓発活動を行っている。<br>防犯については、防犯組合連合会等の組織と連携を図りながら啓発活動を行っている。   | 布野町は国道54号線が走っており、交通事故も非常に多く、また、外部から人が入りやすく空き巣等の犯罪も多く発生します。このことからより高い交通安全、防犯意識が求められています。合併後、人員が縮小する中、十分な取り組みができなくなりつつあります。交通安全協会、防犯組合連合会等と連携して今後も十分な活動が必要である。また、住民の自主的な活動を募るなど対応が必要である。 | 無                 | 交通安全街頭指導 | 回  | 2   | 2   | 2   |      |          |     | 2   | 3                   | 3   | 4             | 4   | 3       | 19     | C    | 現状維持   | 交通安全、防犯ともに啓発は繰り返し継続していくことが、目的達成につながります。合併して人員が減少しているが、少なくとも合併前と同様の取り組みが必要である。 | 交通安全や防犯については、自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 |
| 332 | 布野支所 | 【布野】<br>オフトーク通信放<br>送・維持<br>管理業務   |                    | 市と農協からのお知らせや時報を各家庭のスピーカーや集落毎の屋外スピーカーから定時に放送する。また緊急放送(火事など)では通話中でも緊急放送であることが分かるようになっていく。<br>お知らせは毎日職員がレコーディングし、放送時間などの制御はコンピュータがおこない定時に放送する。<br>宅内装置で軽微な故障であれば職員が伺い無料で対応している。そうでないものは有料で修理をお願いしている。 | 現状のまま特に無し  | 有                 | 放送日数     | 日  | 361 | 344 | 105 |      |          |     | 4   | 4                   | 4   | 2             | 3   | 20      | C      | 現状維持 | これから運用開始されるケーブルテレビの地域放送や音声告知放送など新しいサービスとの関係を整理する必要がある。つまり、ケーブルテレビの音声告知放送にした場合に、使用料が増額することや集落内の自由な放送に制限があることなどサービスの低下になるため何らかの改善策や経過措置が必要と考えます。 | CATVへ機能シフトするまでの間は継続実施する。  |   |
| 333 | 布野支所 | 【布野】<br>申告相談<br>業務(1<br>2月～3<br>月) |                    | 1月1日現在住民登録されている人の所得状況などの申告を受ける。<br>各地域の集会所などへ赴き個々と面談しながら申告書を作り上げていく。<br>間違いないようコンピュータへ入力し何度も確認する。<br>次年度の市県民税の積算基礎となるほか福祉や保健の各種制度を受けるための基準にもなっている。   | 少ない職員数で短期間のうちに処理するためには、省けることは思い切って省く必要があると考える  | 無                 | 申告者数     | 人  | 472 | 457 |     |      |          | 5   | 3   | 5                   | 3   | 5             | 1   | 22      | C      | 事業拡大 | 市の事業を執行する上で極めて重要でありニーズが高い。人員を充実させより細かい資料集により公平な税の賦課を目指す。またコンピュータを統合しネットワークで結ぶなど設備投資を行い効率化や利便性そして正確な作業ができるようにして初めて住民サービスの向上が図れると思う。             | 作業の効率化を行う。  |   |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                             | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析                      |    |     |     |     |             |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性           |  | 合計点   | ラン<br>ク  | 1次総合評価  |   | 2次総合評価   |                                |        |                                 |  |  |                                  |
|-----|------|---------------------------------|--------------------|---|--|-------------------|---------------------------|----|-----|-----|-----|-------------|----|----------|-----|-----|---------------------|---------------|--|---|--|---|---|--|--------------------------------|--------|---------------------------------|--|--|----------------------------------|
|     |      |                                 |                    |   |  |                   | 活動指標                      | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標        | 単位 | H15      | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性  |   |  | 効率性   | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ  | 総合評<br>価                       | 今後の方向性 | 総合評<br>価                        | 今後の方向性   |  |                                  |
| 334 | 布野支所 | 【布野】<br>まちづくりサポ<br>ーター          |                    | 市町村合併と前後して各町に住民自治振興組織が設立されたが、この自治振興組織への支援を進め活発化することにより、市民との協働のまちづくりを進める一つとする。   |  | 無                 | 地域リー<br>ダー研修<br>会等の開<br>催 | 回  | -   | 8   | 8   | 研修会参<br>加者数 | 人  |          |     | 60  |                     |               |  | 行政と市民による協働のまちづくりへの過渡期であり、急激な変化による混乱を避けるための穏やかな改革には必要である。  | 自治振興組織の取り組みの程度に差が大きく、活動があまり行われぬ組織への支援が不十分である。        | 職員の労務提供はあるが、それ以外の予算執行は伴わない。   | 協働のまちづくりの観点から、市が関与すべきことである。                               | 将来的には、市民の自治に対する意識の高まりにより、行政の関与は縮小される。                      | 当面は、市民の自治活動について行政への支援が強く求められる。 | 19     | C                               | 要改善  | 自治活動の担い手は市民であり、市民に活動しやすい環境を整備することが行政の役割である。適切な情報提供を進めるとともに、地域リーダーの育成にこれまで以上の力を注ぐ必要がある。 | 住民自治活動の活発化に向け、更に工夫を凝らした取り組みを進める。 |
| 335 | 布野支所 | 【布野】<br>地域コ<br>ミュニ<br>ティー業<br>務 |                    | 市町村合併以前より行っていた各種任意団体の事務局事務を行った。具体的な団体名は、「布野ふるさとまつり実行委員会」「青少年育成布野町民会議」「布野地区公衆衛生推進協議会」「三次市体育協会布野支部」「布野町チャレンジ実行委員会」の5団体である。  | 団体の活動については、住民の主体的な活動に位置づけて実施されるよう進める必要がある。平成16年度内で町内の自治振興組織を取りまとめる「布野町まちづくり連合会」も設立されたことから、住民主導の活動へ円滑な移管を進める。 | 有                 | 団体数                       | 団体 | 7   | 5   | 5   |             |    |          |     |     |                     |               | 地域環境美化運動や健康体力づくり、スポーツの振興、青少年の健全育成、地域イベントの開催など、地域内住民が連携して地域課題や親睦連帯へ取り組む上では効果的である。 | 協働のまちづくりの上で地域活動の活性化は重要である。  | 各種団体の活動費は市補助金で主たる財源であり、自主財源の確保を図る努力が必要である。           | 住民の自治活動の中で実施されることが当面の理想と考えるが、急激な変革による混乱を避ける上で、一時的に市が関与を続けている。                     | 多様な地域課題解決へ向けての市民活動の展開は、これから益々必要となる。                       | 旧村時代から環境美化や健康づくりなど、それぞれの分野で中心となって住民に関わってきたり、現在もそれを期待されている。 | 19                             | C      | 要改善                             | 事業内容は住民の生活に密着したことであり、継続して実施すべきである。ただし、住民の自主的な活動となるように配慮すべきである。 | 住民団体の主体的な活動を更に促進していく。  |                                  |
| 336 | 布野支所 | 【布野】<br>さんそん<br>ネット開<br>係業務     |                    | 平成15年度に君田村・布野村・作木村が、広島県の中山間地域総合整備事業で整備した、地域情報発信システム（販売管理システムと地域情報システム）の運用業務。<br>運用形態は、管理を株式会社君田トエンティワンへ委託し、システムの運用、維持管理を行っている。また、各観光施設では、設置してある公共端末の通常の管理、生産者情報登録の受付を行っている。各支所においては、公共端末設置の観光施設に限らず観光やイベントの情報など地域情報の提供を行っている。 | 各産地直売所の生産者全員が販売管理システムに加入しているが、地域情報システムの基本となる、生産者情報への全員の登録ができていないため、登録の促進と、登録情報の充実が課題。                        | 無                 |                           |    |     |     |     |             |    |          |     |     |                     |               | 販売管理システムを活用した追加搬入の促進や、ホームページの定期的な更新とニーズに答えた情報の提供を行うことにより、売上の増加、入込観光客の増加が図れる。     | コストのほとんどが維持管理費、特にシステムのメンテナンスにかかっており、コスト削減に努めて、最低限度のメンテナンスを行うようにしている。今後はコスト削減よりも、コストに見合った成果を出していければよい。 | 業務のほとんどを委託で行っているため市が行う部分は、修繕の対応と、情報提供、生産者の加入促進などである。 | 地域情報システムについて、多くの方がホームページを使った情報収集を行っている中ではニーズに答えているものと言え、今後は内容を消費者ニーズに近づけていく必要がある。 | 販売管理システムについて、生産者がその活用方法に大小があるものの、販売情報を活用している。生産者からも好評である。 | 19   | C                              | 現状維持   | 現状の運営方法の中で、PRを高めることで、成果の向上が図れる。 | 費用対効果の検証と活用方法の改善が必要である。  |  |                                  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名             | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析       |    |     |     |     |                     | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性  |  | 合計点   | ランク  | 1次総合評価                                  |   | 2次総合評価 |       |      |   |   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|------|-----------------|------------|---|---|-----------|------------|----|-----|-----|-----|---------------------|----------|-----|-----|------|--|--|---|--|---|---|--------|-------|------|---|---|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|     |      |                 |            |   |   |           | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標                | 単位       | H15 | H16 |      | H17  | 目的達成への貢献度  |   |  | 有効性                                     | 効率性   | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価 | 今後の方向性  | 総合評価                                    | 今後の方向性 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 337 | 布野支所 | 【布野】市道維持管理事務    | 10,092     | 定住環境の整備(維持・管理)として市道の安全確保のため、以下のことを実施した。<br>倒木処理 15ヶ所(13路線)、側溝修繕 11ヶ所(10路線)、パッチング 26ヶ所(8路線)、側溝清掃 2ヶ所(2路線)、防護柵 5ヶ所(5路線)、除草 2路線、暗渠排水 1ヶ所、標識設置 4ヶ所(2路線)、路型修繕 1ヶ所、除雪 延長59km(74路線)。   | 市道の維持管理事務は、一定額までは直接維持業者に委託できるので、比較的速やかな対応ができる。今後の課題とすれば、本所の所掌する維持工事の必要が生じた時に、速やかな復旧を実現するための事務手続きの簡素化が必要である。   | 無         | 現地確認回数     | 回  | 300 | 149 | 140 | 調査及び要望に対して処理した件数の割合 | %        | 70  | 90  | 90   | 維持管理事務には貢献度は発生しない。                         | 維持管理事務は基本的に現状復旧であり、成果の向上の余地そのものが存在しない。             | 業者選定及び入札制度の見直しにより一定の削減は可能と判断される。            | 義務的事務のため市がしなくてはならない  | 義務的事務のため必要性の分析項目に入れるべきかどうか疑問がある。        | 義務的事務のため必要性の分析項目に入れるべきかどうか疑問がある。  | 29     | A     | 現状維持 | 義務的事務のため総合評価項目中以外の選択余地はない。結果的に定性分析ランクはAとなる。   | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。              |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 338 | 作木支所 | 【作木】交通安全関係事務、防犯 |            | 広島県が進める交通安全推進施策にのっとり、全県、あるいは全国で一斉に行う交通安全運動を中心に啓発を行っている。<br>また、年々悪質化し、被害も増加する犯罪を減少させるため、自治組織等との連携を図りながら、啓発を進めている。  | 合併後も合併前と同様の取り組みを行っており、人員が縮小する中、広範囲な三次市全体をカバーしきれなくなりつつある。所要所に絞る、住民の自主的な活動を募るなど、対応が必要である。反面、道路改良も進み、交通安全の啓発推進は常に必要である。現在も継続されている死亡事故ゼロの記録を模範としたい。防犯についても、犯罪の対象とされやすい高齢者に対する対応が急務である。  | 無         | 委員会等の開催    | 回  | 3   | 2   | 2   |                     |          |     |     |      | 作木町内の「交通死亡事故ゼロ継続8600日」達成(現在も更新中)など、成果は大きい。 | 交通事故・犯罪ともに未然に防ぐためには地道な活動が必要である。                    | 人員減の中、どのように続けるか、人件費的な部分を含め、継続へ向けての検討の余地がある。 | 交通安全は、当面、市全体をカバーしてゆくためには市が行うほうが効率もよい。ほかに適当な団体もない。防犯は、自主的な団体で活動をしていて、町内の放送の斡旋を支所が行っている。 | 犯罪についての意識は高いものの、交通安全についての意識は、若干薄く感じられる。 | 啓発効果と、すぐに目に見えるものではないが、交通安全に対する啓発のあり方はあいまいで、取り組みも地域によってまちまちである。交通安全は引き続き現状維持、防犯については、内容等要改善と考える。 | 22     | B     | 現状維持 | 啓発は繰り返し継続することが目的達成につながる。防犯に対する啓発のあり方はあいまいで、取り組みも地域によってまちまちである。交通安全は引き続き現状維持、防犯については、内容等要改善と考える。 | 交通安全や防犯については、自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 339 | 作木支所 | 【作木】消防防災事務      |            | 地域防災計画を策定し、危機管理体制を充実させるとともに、広報や防災訓練などにより市民の防災意識の高揚を図ります。また、新市の河川防災の中核となる水防センターを整備し、一体性の速やかな確立を図ります。<br>消防については、各地域の消防団の再編・統合と非常時における自主防災体制を確立するとともに、消防防災施設の整備を進めます。また、備北地区消防広域行政組合による市全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。<br>平成16年度は合併前の平成15年度の消防団活動をできるだけ維持するように努めました。 | 防災については、危機管理体制が計画されているが、全市的に訓練されたことはない。大規模な災害が発生した場合が心配である。<br>消防については、これまで旧町村で実施してきた事業を団員で自主的に行うことになったが、行政に依存する形態を大きく変えることができていない。消防団には、旧町村の職員が所属している場合が多く、異動により各支所に不在となったことで人員減となり、さらに、高齢化等の進行で団員の減少が進み、初期の対応が遅れる問題も出ている。 | 無         | 方面隊幹部会開催回数 | 回  | 6   | 7   | 7   | 出動件数のうち、目的の達成率      | %        | 100 | 100 | 100  | 合併までの活動に引き続き消防・防災活動が行われ、目的は達成されている。        | 消防団の自主的な活動については工場の余地がある。また、防災組織についても、より高い連携が求められる。 | コストはかかっているが、消防意欲が下がることがつながるのは、マイナスである。      | 消防事務局は広域行政組合などが務める例もあるが、県とのやりとりもあり、市としての義務などを考慮すると、市が行うのが妥当。                           | 全国各地での時事は常に報道され、社会的な関心も高い。              | 住民の生活の安心度などに密接な関係があり、ニーズが高い。  | 23     | B     | 要改善  | 有事の際の出動時には人員が不足する心配がありながら、事務局運営等がある。三次市に消防主任がいらない、各支所に消防担当(係員)もいない状況にあり、方面隊内外の連携がとれない。          | 消防・防災担当部署と連携し、適確に実施していく。                |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |      |                 |            |   |   | 無         | 訓練等回数      | 回  | 9   | 7   | 7   |                     |          |     |     |      |  |  |   |  |   |   |        |       |      |   |   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |      |                 |            |   |   | 無         | 出動回数       | 回  | 4   | 2   | 3   |                     |          |     |     |      |  |  |   |  |   |   |        |       |      |   |   |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |    |       |       |       |             |    |     |     | 目的手段の適切さ |               |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |        | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |          | 2次総合評価   |  |                          |  |  |
|-----|------|---------------------------|--------------------|--|--|-------------------|-------------|----|-------|-------|-------|-------------|----|-----|-----|----------|---------------|-----|---------------------|-----|--------|-----|---------|--------|----------|--|--|--------------------------|--|--|
|     |      |                           |                    |  |  |                   | 活動指標        | 単位 | H15   | H16   | H17   | 成果指標        | 単位 | H15 | H16 | H17      | 目的達成<br>への貢献度 | 有効性 |                     | 効率性 | 社会的ニーズ |     |         | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性   | 総合評<br>価   | 今後の方向性                   |  |  |
| 340 | 作木支所 | 【作木】<br>オフトーク放送関係業務       |                    | 三次市作木町の住民を対象に、行政機関及び三次農協作木支店からの情報の伝達 防火・火事・災害等の緊急放送 各種団体、各常会・行政区・小学校などのグループからの公益上必要な連絡及び情報の伝達 難聴地域である作木町内において、ラジオ放送をセンターで一括受信し提供する。  | 災害に際して、オフトーク通信が有効に機能するよう、停電時を想定した訓練が定期的に必要と思われる。また、電話回線の切断などを想定した対応の再確認を検討する。未加入者への加入推進を図る。  | 無                 | 定時・緊急放送延べ枚数 | 枚  | 1,391 | 1,644 | 1,545 | 年度未現在の加入世帯数 | %  | 88  | 87  | 87       | 5             | 4   | 5                   | 5   | 4      | 4   | 27      | A      | 現状維持     | 現状維持   | 引き続き、行政や地域団体などの情報を、分かりやすい言葉・文章でなければならずオフトーク放送を維持運営していけば良いと考える。 | CATVへ機能シフトするまでの間は継続実施する。 |  |  |
|     |      |                           |                    |  |  |                   | 新規加入者件数     | 件  | 6     | 0     | 7     | 緊急臨時放送(火災)  | 件  | 4   | 1   | 3        | 5             |     |                     |     |        |     |         |        |          |  |  |                          |  |  |
|     |      |                           |                    |  |  |                   |             |    |       |       |       | 臨時放送        | 件  | 55  | 43  | 40       |               |     |                     |     |        |     |         |        |          |  |  |                          |  |  |
| 341 | 作木支所 | 【作木】<br>総合バス(福祉バス・スクールバス) | 16,936             | 山間地域における町民の交通手段の確保として、バス運行は行政サービス上非常にウエイトが高い。スクールバス運行については、3つの小学校の統合条件として、中学生も合わせて平成14年度より、運行を開始した。通所バスについては、平成9年度3つの保育所が統合した事により、保育所園児の交通手段として運行を行って来たところである。それまでは、福祉バスとして公共交通機関(JR等)への高齢者などの足として運行していたが、スクールバス運行を優先しての運行となった為、公共交通機関への連絡が、対応できなくなった面が出てきた。作木町においては、個人運転手さんへの個人委託契約を締結し、運転をしてもらっていたが、福祉バス運行時間以外に、学校における総合学習並びに社会見学などで、利活用していた面で、業者委託からの予算対応が心配されることである。   | 路線バスと三次市民バス等の役割分担を明確にした運行体系の確立 総合的に、住民にとって利便性の高い交通体系の構築と地域活性化 誰もが利用できる交通体系の整備・確立 行政サービスとしての確保基準の設定 地域生活交通の維持・確保の為に施策の検討 輸送サービスに対する適正な使用料の負担 具体的な交通施策の実施と中・長期的な戦略的交差運営 実行プラン(基本的な考え方)の中で、7つの項目で検討していく事となっている。 | 有                 |             |    |       |       |       |             |    |     |     | 3        | 3             | 3   | 4                   | 5   | 5      | 23  |         | 事業拡大   | 要改善      | 利用者サービスを第一に考え、絶えず見直しをする。料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。 |  |                          |  |  |
| 342 | 作木支所 | 【作木】<br>観光PR関係業務          |                    | 平成16年4月1日に、市町村合併により新三次市が誕生した。1市4町3村の合併により面積的にも全国で10位に入るほどの大きな市となった。広域化した市ゆえに、担当者相互についても各市町村観光施設の情報の共有が、出来ていない状況であり、観光施設等の情報共有が必要であると同時に、観光拠点を線が結び、ネットワークの構築が急がれるところである。平成16年度においては、三次市観光担当者と集客施設担当者による三次市観光キャラバン隊が、組織され、手始めとして広島市内のタウン情報社や旅行代理店を回って、三次市の観光拠点のPRを行ったところである。今後も引き続き、継続したPR活動が必要となる。平成17年10月1日から広島県の大型観光キャンペーンが行われるが、その前段として三次市内の観光拠点をエージェントが回られ、この機会を利用して情報交換会(大型観光キャンペーンエキスカッション)が行われ、今後につながる取り組みだったと考えられる。 | 一般的な旅行のイメージは、安・近・短と言う風に出るだけ安く・それほど遠くなく・ちょっとした旅行ということで、金をかけずに満足できるところが消費者の好みとなっている。しかしながら、ちょっとした旅行であっても、お土産品を扱うことについては、結構金銭を支払っている。このような状況であるから、その土地にしかないお土産の開発も忘れては、ならない重要なポイントである。                          | 有                 |             |    |       |       |       |             |    |     |     | 3        | 3             | 4   | 4                   | 5   | 4      | 23  | B       | 事業拡大   | 要改善      | 市全体の観光政策の中で取り組む。                                     |  |                          |  |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名   | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |   | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性   | 必要性  |  | 合計点  | ラン<br>ク  | 総合<br>評価                    | 1次総合評価 |          | 2次総合評価  |  |  |
|-----|------|---|--------------------|--|--|-------------------|------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|---|---|--|--|--|--|-----------------------------|--------|----------|---|--|--|
|     |      |   |                    |  |  |                   | 活動指標 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16   |   | H17  | 目的達成<br>への貢献度  |  |  |                             | 有効性    | 効率性      | 社会的ニーズ  | 市民ニーズ  | 今後の方向性   |
| 343 | 作木支所 | 【作木】<br>住民自治<br>組織調整<br>事務・サ<br>ポートセ<br>ンター業<br>務 |                    | ・まちづくりセンターと支<br>所との連携<br>・住民自治組織との連携<br>・情報活用機能<br>・交流サロン機能<br>・相談研修機能<br>・コーディネート機能<br>・生涯学習振興機能                  | 自治連合会との役割分担の<br>整理。  | 有                 |      |    |     |     |     |      |          |     |   | 行政からの支<br>援があること<br>より、自治連<br>合会及び住民<br>との信頼関係<br>が高まりやす<br>く、住民自治<br>活動の向上に<br>つながってい<br>る。  | 行政と自治連<br>合会との信頼<br>関係が続け<br>ば、成果の向<br>上が十分期待<br>できる。  | 自治連合会と<br>の連携を強化<br>することによ<br>り、柔軟な対<br>応が図られや<br>すい。  | 協働のまちづ<br>くりの原理に<br>基づいている。  | 協働のまちづ<br>くりの原理に<br>基づいている。  | 協働のまちづ<br>くりの原理に<br>基づいている。 | 22     | B        | 事業<br>拡大  | 要<br>改善  | 住民自治活<br>動の活性化に<br>向け、更に工<br>夫を凝らした<br>取り組みを進<br>める。           |
| 344 | 作木支所 | 【作木】<br>生涯学習<br>推進事業<br>(企画・徴<br>収)               |                    | 市民のだれもが、いつで<br>も、どこでも生涯にわたっ<br>て学習する機会を持つこと<br>ができ、その評価が適切に<br>おこなわれることを目的と<br>し、市民を対象として、さ<br>まざまな講座や支援をおこ<br>なう。 | 生涯学習事業は大変範囲が<br>広く、住民自らがおこなう<br>こと、行政が推進していく<br>ことについて、整理がされ<br>ていない部分があるため見<br>直しが必要。たとえば趣味<br>的な講座を行政がする必要<br>があるのかどうか、旧自治<br>体で公民館があるところと<br>ないところで取り組みに差<br>があるなど。 | 有                 |      |    |     |     |     |      |          |     | 生涯学習講座<br>については生<br>涯学習のきつ<br>なっている。  | 生涯学習講座<br>について、現<br>在は合併前の<br>事業を継続し<br>ているところ<br>もあり、全体<br>的な見直しを<br>すれば成果の<br>向上の余地が<br>ある。 | 現在も個人に<br>帰属するもの<br>は受益者負担<br>をしており、<br>コストの削減<br>余地は小さい<br>と考える。  | 生涯学習講<br>座については、自治組<br>織などに移<br>行できる部<br>分がある<br>が、人材バ<br>ンクなどの<br>生涯学習支<br>援システムの<br>構築は市が<br>やるべき。                   | 生活の多様化<br>等により、市<br>民の学習意欲<br>は高い。その<br>きっかけ作り<br>としてのニ<br>ーズはある。  | 生活の多様化<br>等により、市<br>民の学習意欲<br>は高い。その<br>きっかけ作り<br>としてのニ<br>ーズはある。  | 18                          | C      | 要<br>改善  | 生涯学習事業は大<br>変範囲が広く、住<br>民自らがおこなう<br>こと、行政が推進<br>していくことにつ<br>いて、整理がされ<br>ていない部分があ<br>るため見直しが必要<br>である。今後見<br>直し、改善をする<br>ことによって効果<br>を高めることが期<br>待できる。 | 効果を検証<br>し、運営体制<br>を見直す。   |  |
| 345 | 作木支所 | 【作木】<br>市道維持<br>管理業務                              |                    | 道路、橋梁、河川等の維持<br>管理に関すること。道路修<br>繕・補修作業指示。  | 1. バトロールの強化を行<br>い、危険箇所の早急な修繕<br>が必要と思われます。<br>2. 道路脇から伸びる樹木<br>の伐採や側溝清掃の地元へ<br>の委託の方法を予算を含<br>め、検討する必要がある。  | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     | 現在、市道の<br>草刈、道路・<br>河川清掃、除<br>雪モニター以<br>外の業務はほ<br>んど市が業<br>者に委託して<br>行っている。 | 道路の維持管<br>理に関しては、予算の配<br>分が小さく、<br>十分な維持管<br>理は出来てい<br>ない。                                    | 業者でなけれ<br>ばできない仕<br>事は業者に委<br>託し、地元で<br>出来る軽微な<br>仕事は地元で<br>やるように、<br>見合った予算<br>をつければ、<br>作業単位当た<br>りのコストは<br>低下し、結果<br>的に多くの仕<br>事が出来る。 | 交通の確保<br>は最も根本<br>的な行政の<br>責務であ<br>り、実際の<br>作業は業者<br>又は、地元<br>が行うにし<br>ても、予算<br>付け及び働<br>きかけは市<br>が行わなけ<br>ればならな<br>い。 | 作木支所管内<br>は未改良の幅<br>員が狭い道路<br>が多いので、<br>観光などで町<br>内に入り込む<br>人からは道路<br>の悪さを指摘<br>される。維持<br>管理への社会<br>的ニーズは高<br>い。 | 狭い道路ス<br>ペースを最大<br>限に使うため<br>に除草、除<br>雪、崩土落石<br>の除去など、<br>維持管理への<br>市民ニーズは<br>きわめて高<br>い。現在も除<br>草はほとんど<br>市民が行って<br>おり、協力も<br>得られている。 | 23                          |        | 事業<br>拡大 | 要<br>改善   | 現在作木支所管内<br>は、生活道であ<br>っても農林道にな<br>っている路線が多<br>く、市道延長ベ<br>ースの予算割により<br>維持予算が少なく<br>ない。市道の見直し<br>を行い、予算を拡大<br>して道路の維持<br>補修を充実させて<br>いかないと、道路<br>の傷みが進み、地<br>域の活性化に支障<br>をきたすこととな<br>る。 | 効率的な民間<br>委託を一層推<br>進するなど、<br>手法を検討す<br>る。効率的な<br>手法を検討す<br>る。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名             | H16事業費(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者負担の見直し | 定量分析     |    |     |     |     |      |    | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性       |     | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |        |      |  |                                     |
|-----|------|-----------------|------------|--|---|-----------|----------|----|-----|-----|-----|------|----|----------|-----|-----|------|-----------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|------|--|-------------------------------------|
|     |      |                 |            |  |   |           | 活動指標     | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位 | H15      | H16 | H17 |      | 目的達成への貢献度 | 有効性 |     |     | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合評価 | 今後の方向性   |                                     |
| 346 | 吉舎支所 | 【吉舎】申告相談業務      |            | 地方税法・三次市税条例の規定により、賦課期日現在に市内に住所を有している者は、毎年3月15日までに申告書を提出しなければならぬ。また、市は住民の方に対して正しく住民税を課税しなければならず、正しい課税を行なううえで、重要な申告の相談を行なう。平成16年度は、吉舎町内7ヶ所を回り、20日間申告相談を行なった。 | 申告支援システムが旧市と旧市外で違うため、対象の方に申告相談を行なう場所が、住所を有する旧市町村に限定される。申告支援システムが旧市と旧市外で違うため、給与支払報告書等の本庁から支所への振分作業・事前入力作業等、システムを統一した場合に比べると、作業コスト・時間コスト・人件費コストが不必要にかかっている。   | 無         | 申告相談実施日数 | 日  | 21  | 20  | 20  |      |    |          |     |     |      | 5         | 2   | 1   | 5   | 5      | 5      | 23     | B      | 要改善  | 市税申告書を基に、市税等の課税を公平に行なうこと及び税証明を発行するため、社会的ニーズはきわめて高い。市税申告書の作成、専門的な知識を必要とするため、個々に申告書を作成することは容易ではなく、市民の方のニーズも極めて高い。しかし、市内の都合の良い場所での申告相談を受けることができないこと、作業コスト・時間コストが必要以上にかかっていることから見直す余地は十分にある。 | 作業の効率化を行う。                          |
| 347 | 吉舎支所 | 【吉舎】消防・防災業務     |            | 防災行政無線の管理・運営広報活動等による防災意識の高揚<br>危機管理体制の充実<br>消防団吉舎方面隊との連携および協力、施設整備の充実  | 防災行政無線については、現在、吉舎町内のみでの運用であり、三次市内全域での電波の統一が図られていない。また、吉舎町において平成20年に開局すケーブルテレビの音声告知放送への移行をどうするか。防災行政無線は、全戸へ無償貸与しているが、ケーブルテレビは加入しないと情報が得られない。また、災害時、消防団員には防災行政無線で出動要請をしていた。<br>自主防災組織の確立。<br>消防団方面隊に対する協力体制の明確化(本庁・支所によってバラつきがある。)  | 無         |          |    |     |     |     |      |    |          |     |     |      | 3         | 3   | 5   | 3   | 4      | 4      | 22     | B      | 要改善  | 防災行政無線(個別受信機)の各戸貸与など災害時に備えての整備は行っているが、旧自治体のエリアにとどまっているのが現状である。合併により、自治体が大きくなった現在、統一したシステムの整備など改善の余地はある。また、システム整備後も、施設を活かして、いかに被害を最小限に食い止めるかのマニュアルづくりや訓練等も欠かすことはできない。                     | 消防・防災担当部署と連携し、適切に実施していく。            |
| 348 | 吉舎支所 | 【吉舎】交通安全・防犯対策業務 | 16         | 交通安全・防犯意識の高揚<br>交通安全運動期間中(年4回)の啓発活動<br>チャイルドシート貸出申請書の受付・進達<br>防犯灯設置補助金の申請にかかる受付・進達<br>交通安全協会・交通安全推進隊・防犯組合との連携  | 交通安全協会や防犯組合の自主的活動の推進とあわせて自治振興区等を拠点とした自主防犯組織の確立、育成。<br>未だに、田舎ゆえの防犯に対する意識の低さがあり、さらなる防犯意識の高揚。<br>合併以前に吉舎町において設置した防犯灯は、町が設置し、維持管理のみを地元が負担していた。合併以前に設置した防犯灯について、所有権が地元とするのであれば、譲渡の手続きが必要ではないか。また、地元が必要とされない場合の撤去は、市が負担しなくてはならないのではないか。 | 無         |          |    |     |     |     |      |    |          |     |     |      | 3         | 3   | 5   | 4   | 4      | 3      | 22     | B      | 現状維持 | これをこれだけやったから、安全なまちづくりが実現するというものではなく、各種団体と連携し、今後も地道な継続した事業実施が必要である。   | 交通安全や防犯は、自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                                      | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析      |    |       |       |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |   |   |
|-----|------|--|--------------------|---|--|-------------------|-----------|----|-------|-------|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|---|---|
|     |      |  |                    |   |  |                   | 活動指標      | 単位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ   | 総合評<br>価  |
| 349 | 吉舎支所 | 【吉舎】<br>まちづくりサポ<br>ートセンター運<br>営業務        |                    | 「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」をめざし、自治組織による市民と協働のまちづくりを展開していくための機能（システム）として位置づける。<br>（協働：市民と行政が、対等な立場で責任を共有しながら、目標達成にむけて取り組むこと） | これからの「市民協働型」のまちづくりを推進していくうえで、今後もますます住民自治組織の活動支援やリーダー育成に向けた研修など、まちづくりに関する情報交換やアドバイス活動が求められるが、職員の自己研鑽とともに、住民自治組織との連携を強めていく必要がある。 | 無                 | 生涯学習活動    |    |       |       |     |      |          |     | 3   | 3                   | 3   | 3             | 4   | 4       | 20     | C   | 現状維持   | 今後も、住民自治組織による市民と行政の協働のまちづくりは、推進していかなければならない。サポートセンターも真にその機能を発揮し、住民の活動をサポートしていくことで、継続した協働のまちづくりが展開できる。 | 住民自治組織等の自主性の向上に努め、行政主導ではなく援助していくことが必要。                                      |
| 350 | 吉舎支所 | 【吉舎】<br>地域イベントサ<br>ポート推<br>進業務           |                    | 「きさふれあい祭」等のイベントを住民自治組織等と実行委員会方式により開催し、イベントが成果あるものになるよう、また、協働のまちづくりの観点からも一定のサポートをしていく。                               | イベント実施主体の確立。   | 無                 | イベント参加人員  | 人  | 8,000 | 8,000 |     |      |          |     | 3   | 2                   | 2   | 2             | 3   | 4       | 16     | D   | 事業縮小   | 現段階での、サポートの打ち切りはイベントの存続にかかわるが、3～4年後には、サポートの必要のないよう実施していく。   | 実行委員会等での自主運営を基本として、地域活力の醸成に努める。   |
| 351 | 吉舎支所 | 【吉舎】<br>広報・公<br>聴業務<br>(支所だ<br>より発<br>行) |                    | ・市広報への情報提供<br>・広報等の配布<br>・地域懇談会<br>・支所だよりの発行（月1回）   | 自治活動の拠点である自治振興連合会とより連携をとり、充実した情報とする必要がある。  | 無                 | 支所だより発行回数 | 回  |       | 10    | 12  |      |          |     | 4   | 3                   | 4   | 3             | 4   | 4       | 22     | B   | 要改善    | 各地域の出来事は、市民の関心も高く、自治活動を活性化していくためにも情報提供・開示は必要と思われる。  | 支所だより：必要な行政情報の提供は広報みよし、ホームページ等で行う。支所だよりは廃止する。<br><br>その他の広報公聴業務：効果的に実施していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析       |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |   |                                 |                                     |
|-----|-------|---------------------|--------------------|--|--|-------------------|------------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|---|---|---------------------------------|-------------------------------------|
|     |       |                     |                    |  |  |                   | 活動指標       | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価  | 今後の方向性  | 総合評<br>価                        | 今後の方向性                              |
| 352 | 三良坂支所 | 【三良坂】公害対応に関する業務     |                    | ごみの減量化や美化活動など日常生活の中で、市民が環境の大切さを認識し、保全活動に参加・協力できる社会システムの構築と内外に自然環境の大切さをアピールするまちづくりを推進する。<br>具体的には、市民から寄せられた公害に関する情報や苦情に対し、早急に対応することで、発生する公害を最小限に止める。<br>大気汚染（家庭用焼却炉による不法焼却）・水質汚濁（河川への油流出事故など）・土壌汚染（悪臭による人への健康被害及び生活環境への被害）・不法投棄等に対する指導・助言を行う。 | あらゆる公害に対しての対応マニュアルの作成及び関係機関との連絡・協力体制の確立。   | 無                 | 評価事業<br>件数 | 件  |     |     |     |      |          |     | 100 | 3                   | 4   | 4             | 5   | 3       | 4      | 23  | B      | 現状維持  | 市民の公害等に対する行政対応への関心は高いと思われ、今後、国の法律および三次市ポイ捨て禁止条例に基づき、市が助言・指導を行う必要がある。                  | 現状維持  | 条例等により指導・助言を行うとともに、環境意識の啓発に努める。 |                                     |
| 353 | 三良坂支所 | 【三良坂】防災行政無線に関する業務   |                    | 非常災害時における災害情報の伝達手段の確保及び火災予防等の注意喚起や全市民のイベント情報や行政情報を広く市民に伝達することを目的に防災行政無線を各戸に設置する。現在、個人、事業所等合わせて約1500台設置している。<br>火災発生情報により、消防団の出動要請を行う。（出動要請件数 H15年度3件 H16年度4件）  | 防災情報、行政情報とも防災無線を通じて町内に一斉に放送することにより迅速に情報を伝えることはできている。また、火災発生による消防団の出動要請には、無線放送は欠かせないものである。しかし、防災無線未設置の世帯や耳の不自由な障害者や高齢者に対するの周知については、完全なものとはいえないのが現状である。また、停電時においては、蓄電池で数時間は対応できるが、長期にわたると難しいと思われる。今後CATVの導入により全市民を対象に情報提供できるようにするので、加入促進に取り組む必要がある。未加入者に対する伝達方法、特に災害時の対応には課題が残る。 | 有                 | 放送件数       | 件  | 541 | 418 |     |      |          |     |     | 4                   | 4   | 4             | 2   | 5       | 5      | 24  | B      | 現状維持  | 緊急時に全世帯に緊急情報等を一斉に周知するためには、現時点において唯一の、また、最も有効な術であるということから、他の手段がない今、現状を維持することが必要と考えられる。 | 現状維持  | CATVへ機能シフトしていくまでの間は継続実施する。      |                                     |
| 354 | 三良坂支所 | 【三良坂】防犯及び交通安全に関する業務 |                    | 防犯に関する事業は、旧三良坂町で設置している防犯灯の維持管理と三次警察署管内防犯組合連合会から委嘱されている地域安全推進員のサポート。交通安全に関する事業は、交通安全運動期間に懸垂幕や桃太郎旗を設置したり、防災行政無線で交通安全の啓発を実施している。また、三次交通安全協会三良坂支部と連携して夏と秋の年2回街頭キャンペーンを実施する。  | 防犯灯修繕については、現状維持が必要である。防犯、交通安全については、活動される役員が三次警察署管内防犯組合連合会、三次交通安全協会からの委嘱であり、直接しと接点がない。役員から委嘱機関よりも市の方へ協力依頼があるが、協力には現時点では限界がある。防犯、交通安全対策は、早急な対応が必要と認識するが、できれば市と委嘱機関が連携して住民自治組織の一部として活動できるよう方向性を示す必要がある。また、今後の対応等も含めて町内での発生状況を常に把握する必要がある。   | 無                 | 防犯灯修繕      | 箇所 |     | 76  |     | 犯罪件数 | 件        |     |     |                     | 3   | 4             | 5   | 2       | 4      | 4   | 22     | B     | 現状維持  | 防犯灯修繕については、これまで同様市が管理修繕を維持すべきである。防犯、交通安全については、住民自治組織の一部として活動できるよう市と警察署がある程度方向性を示す必要がある。 | 要改善                             | 交通安全や防犯は、自治組織等を中心に住民自らの取り組みを促進していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析  |    |     |       |     |        | 目的手段の適切さ |     |       | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
|-----|-------|---------------------------|--------------------|--|--|-------------------|-------|----|-----|-------|-----|--------|----------|-----|-------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|---|---|----------------------------|--------|--|--|--|--|--|
|     |       |                           |                    |  |  |                   | 活動指標  | 単位 | H15 | H16   | H17 | 成果指標   | 単位       | H15 | H16   |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評<br>価  | 今後の方向性  | 総合評<br>価                   | 今後の方向性 |  |  |  |  |  |
| 355 | 三良坂支所 | 【三良坂】税証明及び申告に関する業務        |                    | 支所窓口による申請者への税証明の交付。農業経営者の出荷状況や耕作状況を事前に調査し、町内各会場において市民税及び所得税申告相談の実施。また、未申告者に対する申告通知と相談窓口の実施   | 税証明については、合併後どの窓口でも交付できるようになったので利便性は高まった。しかし、固定資産税関係は、その土地を知らなければそれがどこであるかわからないので、市民の要望に応えるには多少時間を取ることになる。また、本庁窓口が実施している夜間窓口の開設について、各支所がどのように対応していくか今後の課題である。申告相談については、個人情報の把握の面からみても三次市全体として取組むには困難が生じる。やはり、平成16年度と同様に旧市町村単位での申告受付が妥当である。人的配置も同様である。 | 無                 | 税証明交付 | 件  |     | 1,112 |     | 税証明交付  | 件        |     | 1,112 |                     | 4   | 4             | 4   | 5       | 4      | 3   | 24     | B     | 現状維持  | 申告相談については、個人情報の把握の面からみても三次市全体として取組むには困難が生じる。やはり、平成16年度と同様に旧市町村単位での申告受付が妥当である。支所の人員配置について今後どうなるかわからないが、受付職員は平成16年度を維持していただきたい。 | 申告相談業務は、作業の効率化を行う。         |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   | 申告受付  | 件  |     | 1,004 |     | 申告受付   | 件        |     | 1,004 |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   |       |    |     |       |     |        |          |     |       |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
| 356 | 三良坂支所 | 【三良坂】生活バス運行管理に関する業務       |                    | 交通手段を持たない住民の基本的な移動手段として運行するが、利用時間や路線経路等で利便性を欠き、住民の要望に十分応えた交通手段になっていない。また、公共交通を巡る経営環境は一段と増し、それに伴う行政負担も増大しているのが現状である。7月1日から三次市民バスとして利用料金100円で運行しているが、利用状況に目を見張る変化は現れていない。現在、三良坂町では、市民バス廃止に伴い、デマンド型バスの10月からの試験運行に向け準備段階である。 | 現在試行段階で10月運行開始にむけ協議を重ねている。山間部の交通機関のない地域で運行されているデマンド型バスが十分地域住民の願うサービスになることはいうまでもないが、実際に運行して利用できるものとして今後も慎重に短い期間であるが協議を進めていくことが必要である。  | 有                 |       |    |     |       |     |        |          |     |       | 4                   | 3   | 4             | 1   | 4       | 4      | 20  | C      | 現状維持  | 現在試行段階で10月運行開始にむけ協議を重ねている。山間部の交通機関のない地域で運行されているデマンド型バスが十分地域住民の願うサービスになることはいうまでもないが、実際に運行して利用できるものとして今後も慎重に短い期間であるが協議を進めていくことが必要である。 | 利用者サービスを第一に考え、絶えず見直しをする。料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。  |                            |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   |       |    |     |       |     |        |          |     |       |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   |       |    |     |       |     |        |          |     |       |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
| 357 | 三良坂支所 | 【三良坂】市道、橋梁及び河川の維持管理に関する業務 | 7,045              | 道路、橋梁、河川等の維持管理に関すること。道路修繕・補修業者への作業指示。  | 1. バトロールの強化を行い、危険箇所の早急な修繕<br>2. ゴミのボイ捨ての撲滅<br>3. 所有者による道路際の木の伐採  | 無                 | 請求書件数 | 件  |     | 20    | 20  | 事業実績件数 | 件        |     | 20    | 20                  | 4   | 3             | 4   | 3       | 3      | 4   | 21     | C     | 現状維持  | 現状のように、現地確認を行いながら、修繕を行っていくべきと考えます   | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。 |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   |       |    |     |       |     |        |          |     |       |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |
|     |       |                           |                    |  |  |                   |       |    |     |       |     |        |          |     |       |                     |     |               |     |         |        |     |        |       |   |   |                            |        |  |  |  |  |  |



平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                      | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析     |    |        |        |        |                       | 目的手段の適切さ |        |        | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |                              |          |   |
|-----|-------|--------------------------|--------------------|--|---|-------------------|----------|----|--------|--------|--------|-----------------------|----------|--------|--------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|-------|------------------------------|----------|---|
|     |       |                          |                    |  |   |                   | 活動指標     | 単位 | H15    | H16    | H17    | 成果指標                  | 単位       | H15    | H16    |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 今後の方向性                       | 総合<br>評価 | 今後の方向性  |
| 358 | 三良坂支所 | 【三良坂】商工観光に関する業務          |                    | 三良坂町商工会が主管する三良坂祇園祭実行委員会、盆おどり大会実行委員会等への参画事務的には特になし  | 現在、旧町村の商工会が合併に向けて協議検討がなされている。それぞれの旧商工会が特色を持った活動をどう展開し、行政として支援していくかが今後の課題である。また、灰塚ダムも平成18年度完成予定であり、観光資源としてのダムの位置づけと活用について、市として検討する必要がある。いずれも支所の関わりが重要である。  | 無                 |          |    |        |        |        |                       |          |        | 1      | 3                   | 5   | 2             | 3   | 3       | 17     | C   | 要改善    | 要改善   | 商工会主催のイベントについては、市の関与の仕方を見直す。 |          |   |
| 359 | 三良坂支所 | 【三良坂】広報及び公聴に関する業務(支所だより) |                    | 市や関係団体の実施する事業の広報...ポスター、チラシの掲示。ホームページへ掲載し、広く市民に情報提供する。支所独自のものとして現在は、三良坂支所だよりの発行。市広報では伝えきれない市主催、各種団体主催の情報を提供する。平成16年度9月号(A3版両面)から発行し、10月号以降、A4の両面の記事。毎月全世帯1,500戸に配布。地域懇談会の開催...三良坂では平成16年度、10会場で開催 参加者196人。市主催、各種団体の事業についての無線放送...無線放送により事業周知する。  | 現在、市からの広報紙は、「広報みよし」と「三良坂支所だより」を発行しているが今後、三良坂支所だよりは廃止。自治振興区連絡協議会が中心となり、住民自治の観点からまちづくりを展開する内容を自治振興区だよりに反映できるよう支援していく。生の広報手段としての無線放送は、ケーブルテレビに移行する平成20年までは継続することになる。それまでにケーブルテレビの利点を理解してもらい全戸加入を目指したい。このケーブルテレビは、市からのお知らせ、それに加え地域の情報もくまなく放送されることを大きなメリットの一つとしてあげ、無線放送からケーブルテレビへとスムーズに移行できるよう取り組んでいくべきだと思う。 | 無                 | 発行部数     | 部  | 22,200 | 10,500 | 18,000 | 配布部数                  | 部        | 22,200 | 10,500 | 18,000              | 3   | 2             | 4   | 4       | 3      | 2   | 18     | C     | 要改善                          | 廃止       | 支所だより：必要な行政情報の提供は広報みよし、ホームページ等で行う。支所だよりは廃止する。<br>その他の広報公聴業務：効果的に実施していく。 |
| 360 | 三良坂支所 | 【三良坂】まちづくりサポートセンターに関する業務 |                    | 「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」を目指すため、三次まちづくりサポートセンターと連携し、支援を行う。支援機能として、自治活動及び学習活動ができるよう、情報提供や人的支援を行う。16年度は、新たに立ち上げた三良坂町自治振興区連絡協議会(連合会)が、行政と協働のまちづくりを今後、進められるよう、組織運営に大きく関与し誘導した。具体的には、連合会運営会議への支援、単位自治振興区への情報提供等の支援、連合会組織への人的支援や誘導、活動への情報提供や助言をし、組織が少しでも機能するよう取り組んだ。併せて、17年度に向け「新市住民自治のまちづくり活動プラン基本構想」で目指す基本体系に近づきよう誘導したり、まちづくり計画で三良坂地域が担う、まちづくりを自治活動の中で実施できるよう計画づくりを支援した。 | まちづくりの基本は自治活動で、今後ほとんどのことが、それを担う連合会を中心に回ることになる。そのため「新市住民自治のまちづくり活動プラン基本構想」を基本に自治のまちづくりを段階的にすすめていかねばならない。しかし、三良坂町自治振興区連絡協議会(連合会)構成員のほとんどは、輪番制の任期付きで選出された委員ばかりで、構成の見直し等、急務である。又、連合会が担う役割と、単位自治振興区が担う役割の整理や方針について、市内各サポートセンターが共通認識をもたねば、市全体で一体的な自治のまちづくりはできない。  | 無                 | 組織運営支援月数 | 月  |        | 12     | 12     | 情報提供による各種補助金助成金事業申請件数 | 件        |        | 3      | 5                   | 2   | 3             | 3   | 5       | 5      | 3   | 21     | C     | 現状維持                         | 要改善      | 住民自治活動の活性化に向け、更に工夫を凝らした取り組みを進める。  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管    | 事業名                   | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析        |    |       |       |       |        | 目的手段の適切さ |       |        | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |  |          |  |          |                                 |
|-----|-------|-----------------------|--------------------|--|--|-------------------|-------------|----|-------|-------|-------|--------|----------|-------|--------|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|-----|--------|--|----------|--|----------|---------------------------------|
|     |       |                       |                    |  |  |                   | 活動指標        | 単位 | H15   | H16   | H17   | 成果指標   | 単位       | H15   | H16    |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 総合評<br>価 | 今後の方向性   | 総合評<br>価 | 今後の方向性                          |
| 361 | 三良坂支所 | 【三良坂】地域イベント等の開催に関する業務 | 4,508              | 現在、補助事業として4つの地域イベントが開催されているが、行政はサポート役として関わっている。『三良坂町商店街を中心とした各種パレードやステージでの催し物のほか、バザーや露店で賑わう。約9,000人が市内外から訪れる。『夏祭り盆おどりの夕べ(8月)』：三良坂支所前広場で行われる盆おどり大会。盆踊りもちろんのこと、野外コンサートや地元特産品の当たる抽選会もあり、地域住民・帰省客1,200人が訪れる。『升田幸三杯将棋大会(11月)』：遠くは関西からも参加者のある大会。約150名の選手が集まる。市内者対象の部門もあり、地域間交流の醸成を期待できる。『菊薫るまちづくり事業』：三良坂商店街に菊を並べ飾る『菊ロード』により、商店街の景観が美化され、買い物客の目を楽しませている。自治振興区及び商工会と連携することにより、まちづくりや商店街の活性化も期待できる。 | 『菊薫るまちづくり事業』では、菊栽培の担い手不足による事業継続性の問題もあるが、自治振興区及び商工会と連携し、まちづくりや商店街の活性化に利用していくことが課題となる。その他のイベントでは、観光客(参加者)の増加を課題とし、そのために商工会や自治振興区と連携し魅力あるイベント内容の企画する。また、イベントでの特産品のPRを積極的に取り入れていくことも重要である。 | 有                 | 地域イベント開催回数  | 回  | 4     | 4     | 4     | 誘致観光客数 | 人        | 9,000 | 11,000 | 12,000              | 4   | 3             | 4   | 2       | 4      | 4   | 21     | C  | 現状維持     | 誘致観光客数も多く、社会的ニーズ・市民ニーズもある地域イベントなので、現状を維持する。事業主体において経費削減や受益者負担などで自己財源比率を高めることも必要である。自己財源比率を高めることができれば、事業縮小(補助金削減)しても、魅力あるイベントを開催していくことが可能である。 | 要改善      | 実行委員会等での自主運営を基本として、地域活力の醸成に努める。 |
| 362 | 三和支所  | 【三和】申告相談業務            |                    | 賦課期日現在市内に住所を有する者は、原則毎年3月15日までに課税標準等について申告することとなっている。総務省令で定める様式による申告書を作成するにあたり、相談を受け、その作成の指導と助言を行い、申告書を收受する。また、事前に課税資料を収集し、名寄せを行う。農業従事者は全員収支計算をしなければならなくなったため、農業収支計算説明会を行った。支所においては支所管内の方のみ受付。  | 申告受付のシステムを全市で統一すること、相談を受けることができる職員体制を充実させることが必要である。また、農業所得を自分で計算するために、その収支計算の説明も充実させなければならぬ。   | 無                 | 申告相談受付人数    | 人  | 947   | 849   | 800   |        |          |       | 5      | 3                   | 5   | 5             | 5   | 5       | 28     | A   | 要改善    | 規模を縮小すると、市民からの要求に答えることが困難になる。市民ニーズに対応するために、専門知識をもつ職員を増やすなどの努力も必要になると考えられる。また、申告受付のシステムを全市で統一し、効率性に事務を遂行しなければならぬ。 | 要改善      | 作業の効率化を行う。   |          |                                 |
| 363 | 三和支所  | 【三和】印鑑登録および証明事務       |                    | 窓口業務：印鑑の登録及び証明書の発行   | 旧町の印鑑登録証を、新市の登録証への交換が済んでいない方への周知。申請書様式等の改善。登録時における本人確認の徹底。   | 無                 | 印鑑登録・証明発行件数 | 枚  | 1,671 | 1,617 | 1,540 |        |          |       | 5      | 5                   | 5   | 3             | 4   | 4       | 26     | B   | 現状維持   | 市民の方からの申請により交付するため、交付申請書の記入などは簡単であればよい(印鑑登録カードを持参されているので)。印鑑登録に関しては本人確認等を実際に行う必要がある。                             | 現状維持     | 正確・迅速・親切を基本として事務を進める。  |          |                                 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                                 | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析 |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市関与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |      | 2次総合評価   |       |  |          |  |
|-----|------|-------------------------------------|--------------------|--|---|-------------------|------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|----------|--------|------|--|-------|--|----------|--|
|     |      |                                     |                    |  |   |                   | 活動指標 | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         |          | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ | 今後の方向性   | 総合<br>評価 | 今後の方向性                                   |
| 364 | 三和支所 | 【三和】<br>防災行政無線に関する<br>こと            |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外機と宅内受信機を使用して、防災を主としながら、地域内の行政に関する情報を市民に正確、かつ迅速に提供する。</li> <li>・時報は4月1日は午前6時と午後0時、午後5時。定時放送時間は、朝が6時30分、昼が12時11分、夜は7時30分。</li> <li>・その他、緊急により、防災情報等の提供を行う。</li> <li>・戸別受信機の修理は、月2回の修理日に対応。(ダイヤリにより、定時放送の内容を案内し、修理までの代替対応が可能。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三和地域においては、平成19年にCATVが開局予定となっているが、CATVの音声告知が整備されるまで、緊急を要する防災情報提供ができないため、これまで通り防災無線を利用することとなり、引き続き受信機等の機器維持管理が必要となる。</li> <li>・戸別受信機が故障した場合、月2回しか修理日がないため、災害に備えるためには、迅速な対応が必要。</li> </ul> | 無                 | 放送回数 | 回  | 858 | 789 | 744 |      |          |     |     |                     | 5   | 4             | 5   | 5       | 5        | 4      | 28   | A  | 現状維持  | 市民の安全生活を<br>守る観点から、防<br>災無線業務として<br>の目的は果たされ<br>ている。<br>しかしながら、<br>行政情報（行事等<br>の案内・周知）に<br>ついては市民の<br>ニーズも多様で、<br>現在整備されてい<br>る地域（インターネットや<br>CATVによる情報受<br>発信の施策も見据<br>えて、防災無線に<br>よる情報提供の範<br>囲を検討していく<br>ことも必要。 | 現状維持     | CATVへ<br>機能シフトす<br>るまでの間は<br>継続実施す<br>る。 |
| 365 | 三和支所 | 【三和】<br>消防及び<br>防災の事<br>務に関する<br>こと |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災計画策定</li> <li>・ 危機管理体制の充実</li> <li>・ 消防団の再編と消防防<br/>災施設等の整備</li> <li>・ 広報活動等による防災<br/>意識の高揚</li> <li>・ 地域の自主防災組織の<br/>充実</li> </ul>   | 消防防災設備・施設《防火<br>水槽・詰所（格納庫）・積<br>載車等》の老朽化等による<br>更新・修繕を要する箇所が<br>多数あり、引続き計画に<br>沿った対策を講じる必要が<br>ある。  | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     | 3   | 3                   | 5   | 4             | 4   | 4       | 23       | B      | 現状維持 | 本庁担当G、警<br>察、消防署、消防<br>団等と連携し啓発<br>活動及び危機管理<br>体制を継続する。                  | 現状維持  | 消防・防災担<br>当部署と連携<br>し、適切に実<br>施していく。   |          |  |
| 366 | 三和支所 | 【三和】<br>交通安<br>全・防犯<br>対策に関<br>すること |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全教育等による交通<br/>安全意識の高揚</li> <li>・ チャイルドシート貸出<br/>業務</li> <li>・ 防犯組織の育成・活動<br/>による防犯意識の高揚</li> </ul>   | 高齢者の交通事故の増加、<br>また犯罪の増加・凶悪化が<br>すすんでいるといわれる<br>中、事故・犯罪を防ぎ安全<br>なまちをつくるため、引き<br>続きこれらに関する対策を<br>講じることは必要である。   | 無                 |      |    |     |     |     |      |          |     |     | 3                   | 3   | 5             | 4   | 4       | 23       | B      | 現状維持 | 本庁担当グルー<br>プ、警察、交通安<br>全協会、防犯組合<br>等関係団体と連携<br>し交通安全及び防<br>犯活動を継続す<br>る。 | 要改善   | 交通安全や<br>防犯は、自治<br>組織等を中心<br>に住民自らの<br>取り組みを促<br>進していく。  |          |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                           | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要   | 今後の課題  | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析          |    |     |     |     |              | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |               | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価      |        |       |   |                              |
|-----|------|-------------------------------|--------------------|--|--|-------------------|---------------|----|-----|-----|-----|--------------|----------|-----|-----|------|-----|---------------|-----|-----|--------|-----|-------------|--------|-------|---|------------------------------|
|     |      |                               |                    |  |  |                   | 活動指標          | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標         | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 市間与の<br>妥当性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価  | 今後の方向性                       |
| 367 | 三和支所 | 【三和】市道維持管理                    |                    | 認定された市道及び橋梁の路面補修、側溝補修を行なうとともに、夏季の除草、冬季の除雪を行なう。道路パトロールや市民からの通報・要望による維持管理                                    | 多岐にわたる要望を受け、維持修繕業務をおこなっているが、今後さらに行政への依存度が高くなり維持管理費が増大する。 | 無                 | 維持修繕<br>処理件数  | 件  | 60  | 90  | 90  | 維持修繕<br>処理件数 | %        | 100 | 100 | 100  | 5   | 4             | 3   | 3   | 5      | 5   | 25          | B      | 事業拡大  | 交通量も増大し、かつ、自動車も大型化・高スピード化しており、道路の痛みも大きくなってきており、高齢者や障害のある者、自転車、子供などに危険をもたらすこととなるので、歩道の整備や段差解消などを進めなければならない。今後は、現状への補修から一歩すすみ、環境に配慮した修繕・工事を進めていかなければならない。現在、市民からの通報・要望に頼る面が多いが、パトロール体制を拡充し管理瑕疵による事故を未然に防止する必要がある。 | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。   |
| 368 | 三和支所 | 【三和】まちづくりサポートセンター（自治活動推進事業）   |                    | 市民の自治活動、及び学習活動への支援のために次の機能を果たす。<br>(1)情報ステーション機能<br>(2)交流サロン機能<br>(3)相談研修機能<br>(4)コーディネート機能<br>(5)生涯学習振興機能 |  | 無                 |               |    |     |     |     |              |          |     |     |      | 1   | 1             | 1   | 3   | 2      | 2   | 10          | E      | 要改善   | 合併後、住民自治が大きく叫ばれる中、地域コミュニティがこれまでの行政主導型から住民の自主・自発型へと移行すべきであるが、いまだに住民側に戸惑いがある。行政からのサポート・助言が必要と思われるが、国・県からの情報が届かず、研修会などに参加できないし、職員研修も十分に行われないため、住民への情報提供が難しく、職員が研修を重ね、住民との協働でまちづくりができるような体制づくりが必要と思われる。             | 住民自治活動の活発化に向け、更に工夫を取り組みを進める。 |
| 369 | 三和支所 | 【三和】地域コミュニティ（地域文化・地域イベント）振興事業 |                    | みわ文化センターのホール等運営協議会を中心として、各種の芸術・文化公演を実施し、住民の文化意識の高揚を促す。文化連盟三和支部などの芸術・文化団体の育成に努め、住民の自発的な文化イベントの興隆に努める。       |  | 無                 | ホール等<br>運営協議会 | 回  | 2   | 2   |     |              |          |     |     |      | 4   | 3             | 4   | 4   | 4      | 4   | 23          | B      | 現状維持  | みわ文化センターの自主事業については、これまで好評を得ているし、青少年の健全育成にも大きく影響してきており、みわ文化センターは図書館とともに地域の文化発信基地として位置づいている。また、文化団体の育成も農村にあって住民の生きがいがいづくりにもつながら、文化振興には不可欠である。   | 住民団体等の主体的な活動を更に促進していく。       |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要                                 | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析    |    |       |       |     |            |    | 目的手段の適切さ   |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性              |                        | 合計点  | ラン<br>ク | 総合<br>評価 | 1次総合評価 |        | 2次総合評価 |        |                                     |        |                          |
|-----|------|---------------------------|--------------------|--------------------------------------|---|-------------------|---------|----|-------|-------|-----|------------|----|------------|-----|-----|---------------------|------------------|------------------------|--|---------|----------|--------|--------|--------|--------|-------------------------------------|--------|--------------------------|
|     |      |                           |                    |                                      |   |                   | 活動指標    | 単位 | H15   | H16   | H17 | 成果指標       | 単位 | H15        | H16 | H17 |                     | 目的達成<br>への貢献度    | 有効性                    |  |         |          | 効率性    | 社会的ニーズ | 市民ニーズ  | 今後の方向性 | 総合<br>評価                            | 今後の方向性 |                          |
| 370 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>住民税申<br>告相談事<br>務 |                    | 市民税賦課資料収集を第一の目的に直接該当年分の収入について申告を受ける。 | 旧市町村区域をまたぎ、短期集中で大量処理を行うに必要な人員設備不足   | 無                 | 申告受付    | 件  | 1,012 | 1,004 | 973 | 住民税調<br>定額 | 円  | 68,993,244 | 不明  | 不明  | 4                   | 申告相談以外による収入捕捉も重要 | システム統一により正確で迅速な対応に改善可能 | 有効な初期投資を行い併せてシステム運用を含めた人材育成ができれば可能                         | 5       | 5        | 5      | 22     | B      | 要改善    | 旧システムの運用により申告受付業務事後処理が旧町単位で分断されている。 | 要改善    | 作業の効率化を行う。               |
| 371 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>窓口証明<br>書発行業<br>務 |                    |                                      | 市民が何を必要としているのかを聞き取り、正確なおかつ迅速に諸証明を発行する事と、市民に対する接遇も大切である。   | 無                 |         |    |       |       |     |            |    |            |     |     | 5                   |                  |                        | 証明発行機の設置により、証明発行は市ではなくても可能である。                             | 3       | 3        | 4      | 25     |        | 現状維持   |                                     | 現状維持   | 正確・迅速・親切を基本として事務を進める。    |
| 372 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>消防事務              |                    | 各市町村消防団は、合併により各方面隊からなる三次市消防団に統合された。  | 合併協議では業務を本庁（生活安全グループ）で行うことになっており、支所には予算や権限が与えられていないが、各方面隊の事務を実質的に支所が行っており、その対応も合併前と同じく行っている支所や、協議通りになっている支所と対応に差がある。本庁も人員不足によりこの状態を黙認しており、団員各手当の取りまとめや金額の確認、説明などが事前の協議もなく依頼があった。<br>本庁と支所の役割を明確にした上で統一した対応を行うこと、有事の際には最も密接な関係となる支所と方面隊との関係はどうかあるべきか議論すること、災害時に備えた市主催の防災訓練の実施、自主防災組織の育成が挙げられる。 | 有                 | 消防団員の定員 | 人  | 220   | 200   | 200 |            |    |            |     |     | 3                   |                  |                        | 消防団は市で行うものだが、女性消防クラブの自主防災組織については、将来的には自主的に運営できるようにする必要がある。 | 2       | 4        | 4      | 21     | C      | 要改善    | まだ自主的に運営されていないため                    | 現状維持   | 消防・防災担当部署と連携し、適確に実施していく。 |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」「事業拡大」「事業縮小」「要改善」「事業完了」「廃止」から選択  
 ランク:A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                                       | H16<br>事業費<br>(千円) | 事業概要  | 今後の課題   | 受益者<br>負担の<br>見直し | 定量分析         |    |       |       |       |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割<br>市間与の<br>妥当性 | 必要性 |               | 合計点 | ラン<br>ク | 1次総合評価 |      | 2次総合評価   |  |   |  |
|-----|------|---|--------------------|---|---|-------------------|--------------|----|-------|-------|-------|------|----------|-----|-----|---------------------|-----|---------------|-----|---------|--------|------|--|--|---|--|
|     |      |   |                    |   |   |                   | 活動指標         | 単位 | H15   | H16   | H17   | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |                     | H17 | 目的達成<br>への貢献度 |     |         | 有効性    | 効率性  | 社会的ニーズ   | 市民ニーズ  | 今後の方向性                                  | 総合評<br>価   |
| 373 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>生活バス<br>路線運行<br>事務、福<br>祉バス事<br>務 |                    | これまで無医地区住民を医療機関へ輸送する患者輸送車事業を行っていたが、誰もが利用できる福祉巡回バス「こうめぐり号」の運行に改めた。合併により担当部署はまちづくり推進室になり、支所での業務は、バスの運行管理（緊急時の対応、工事等による運行ルート変更の指示、代車の確保、月別利用者数の把握、住民への説明など）ルート・ダイヤの見直し及び有償化に向けての資料作成を行っている。これに、平成17年7月1日からの有償化により、回数圏の販売と月ごとに販売金額の報告、及び運送業者から市民バス利用料を納入時の納付書作成が加わった。 | 運行に支障のない範囲でデマンド型を導入しているものの、原則は定められたコース・時間に運行しているため、利用者の大部分が比較的元気な高齢者に限られているように見受けられる。しかも2台のバスが1日6コースを巡回するために、利用者のニーズに応えるには限界がある。今後、デマンド型の導入検討する必要がある。   | 無                 | 利用者数         | 人  | 5,380 | 6,462 | 5,040 |      |          |     | 3   | 4                   | 3   | 4             | 4   | 4       | 22     | B    | 要改善  | 現在支所で行っている業務をまちづくり推進室で全て管理というわけにはいかない。緊急時の対応等、現地をよく把握しないと困難な業務は、支所に権限があってもいいと考える。市全体としての交通体系整備をどうしていくかは、いつかの支所にまたがることもあるので、本庁を中心に支所の意見を聞きながら進める必要がある。（現状では事業を推進するには、本庁の人員が不足している。） | 要改善                                     | 利用者サービスを第一に考え、絶えず見直しをする。料金・運行形態等あらゆる面からの見直し・改善をしていく。 |
| 374 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>市道維持<br>管理（危<br>険木等処<br>理）        | 511                | 市道沿いについて、危険と思われる竹木や倒木・支障木については職員が自ら処理する。困難なものについては路線委託業者に処理を指示する。   | 高齢化や過疎化が進み山林や原野を管理されなくなりつつあるため、危険木や倒木等が増加傾向にある。広報等で出来る限り所有者に管理していただく様に周知していく必要がある。また、市道の通行に支障がある場合緊急を要するので早急な対応をせまられる。処理対象が多ければ業者委託となるが簡易な場合は、やはり職員が直接処理したほうが対応も早いので機械器具の充実が必要。また、危険木処理には熟練した技術が必要となる場合が多いので、森林組合などに処理依頼した方がよいのではないかと考える。 | 有                 | 市道危険木・倒木処理件数 | 路線 |       | 19    |       |      |          |     | 5   | 3                   | 4   | 3             | 5   | 25      | B      | 事業拡大 | 市道維持管理していく上で、危険木処理は必要不可欠な事業である。交通安全面からみて、実施する必要はある。ただし地元住民や所有者に実施していただくことも必要ではないか。「地元」の道は地元で・・・の意識改革を進めていく必要がある。                     | 要改善  | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。              |  |
| 375 | 甲奴支所 | 【甲奴】<br>広報業務<br>（支所だ<br>より発行）             | 20                 | 甲奴支所管内住民に対し、この地域に関する情報を伝える目的で実施しており、毎月A4で4ページ（A3裏表印刷）程で、広報みよしに合わせて月1回発行している。  | 広報する内容をよりわかりやすく、より具体的に、より本質的な記事にしていこう。本庁、他支所、他機関の協力が不可欠である。支所（支所長）の権限・権能を強化することが、より充実した紙面につながるかと考える。  | 無                 | 支所だより発行回数    | 回  |       | 11    | 12    |      |          |     | 3   | 1                   | 5   | 4             | 5   | 21      | C      | 要改善  | 情報開示の重要性はいつまでもない。CATVや地域イントラが整備されても活字媒体による情報提供はこれからも必要である。合併して市域が強烈に拡大したこともあり、地域のよりキメの細かい行政サービスの提供と運動して、地域限定的な広報誌発行は地域住民から強く求められている。 | 廃止   | 必要な行政情報の提供は広報みよし、ホームページ等で行う。支所だよりは廃止する。 |  |

平成17年度「The 行政チェック」2次評価記入票

各評価項目は、1～5の5段階で評価  
 総合評価・・・「現状維持」、「事業拡大」、「要改善」、「事業完了」、「廃止」から選択  
 ランク：A:27～30 B:22～26 C:17～21 D:12～16 E:6～11

| No. | 所管   | 事業名                     | H16事業費(千円) | 事業概要  | 今後の課題  | 受益者負担の見直し | 定量分析         |    |     |     |     |      | 目的手段の適切さ |     |     | 市の役割 | 必要性 |           | 合計点 | ランク | 1次総合評価 |     | 2次総合評価 |       |  |  |
|-----|------|-------------------------|------------|---|--|-----------|--------------|----|-----|-----|-----|------|----------|-----|-----|------|-----|-----------|-----|-----|--------|-----|--------|-------|--|--|
|     |      |                         |            |   |  |           | 活動指標         | 単位 | H15 | H16 | H17 | 成果指標 | 単位       | H15 | H16 |      | H17 | 目的達成への貢献度 |     |     | 有効性    | 効率性 | 社会的ニーズ | 市民ニーズ | 総合評価   | 今後の方向性   |
| 376 | 甲奴支所 | 【甲奴】まちづくりサポートセンターに関すること |            | 「人々がふれあい輝く自治のまちづくり」をめざし、より多くの市民が地域のまちづくりに積極的に参画し、市民と行政による協働のまちづくりを推進していくための機能として位置づけている。支所でのサポート機能としては、住民自治組織の充実(定例会の開催・アドバイス活動)情報ステーション機能(自治活動・ボランティア活動等に関する情報収集・提供)相談研修機能(自治活動やイベント等の運営・開催に関する情報提供) | サポートセンター機能を充実するために、インターネット等、情報源の多い社会環境の中で、幅広い分野の情報収集能力が問われる。地域振興を担当する職員の自己啓発的的確なアドバイスの求められるよう、日々の研鑽が求められている。 | 無         | サポートセンター相談件数 |    |     |     | 600 | 800  |          |     |     | 3    | 4   | 3         | 4   | 4   | 3      | 21  | C      | 事業拡大  | 特色あるまちづくりをはじめ、幅広く行政と市民の協働のまちづくりを進めていく上で、サポート機能の充実を図っていく必要がある。  | 住民自治活動の活発化に向け、更に工夫を凝らした取り組みを進める。更に工夫を凝らした取り組みを進める。 |
| 377 | 甲奴支所 | 【甲奴】市道維持管理(修繕:直営)       | 210        | 市道・準用河川・普通河川等の維持管理するための、軽微な道路補修。随時点検を行い、道路面のポットホール補修、倒竹木・支障竹木の処理、支障物の除去等を職員自ら作業するもの。  | 日常業務の合間に実施するため、補修箇所の発見が遅れることがあり、事故の発生する可能性がある。また、対応できる職員の人数も限られるうえに補修材料、機械、機材も限られるため十分な補修ができない。              | 無         | 補修実施回数       | 回  |     | 56  |     |      |          |     |     | 4    | 3   | 3         | 3   | 5   | 5      | 23  | B      | 事業拡大  | 市道・河川修繕・補修は維持管理していく上で、また交通安全面からみても、実施する必要がある。経費削減の意味から、今後、専属の整備員を配置することや地元団体・組織に実施していただくことも考える。「地元の道は地元で・・・」の意識改革を進めていく必要もあるのではないかと。 | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。                         |
| 378 | 甲奴支所 | 【甲奴】市道維持管理(修繕:路線委託)     | 8,379      | 市道・準用河川・普通河川等の維持管理するための、道路修繕及び補修。随時点検を行い、緊急性が高く尚且つ修繕・補修規模、費用が低いものについて委託業者へ施工指示をする。  | 随時、点検パトロールを実施。また、住民からの要望や通報に対する早急な対応。緊急度の判断と速やかな委託業者への指示と指導。   | 無         | 修繕・補修指示回数    | 回  |     | 30  |     |      |          |     |     | 4    | 3   | 2         | 4   | 5   | 5      | 23  | B      | 事業拡大  | 市道・河川修繕・補修は維持管理していく上で、また交通安全面からみても、実施する必要がある。経費削減の意味から、今後、専属の整備員を配置することや地元団体・組織に実施していただくことも考える。「地元の道は地元で・・・」の意識改革を進めていく必要もあるのではないかと。 | 効率的な民間委託を一層推進するなど、手法を検討する。                         |

